NIPPONKOA INSURANCE
日本興亜損保
NKSJグループ

一般自動車総合保険

安心ガイド
（普通保険約款・特約）

日本興亜の「くるまの保険」

SIP

エス・アイ・ピー

ちきゅうにやさしい
エコマーク認定自動車保険
エコマーク認定番号 第10147010号
この自動車保険は、Eco-Net約款による紙の消費削減などにより、地球環境保護に取り組んでいます。

～私たちが、未来に今できること～
日本興亜損保では、環境に優しい「エコ安全ドライブ」を推進しています。

eco safety drive

2013年4月改定 FC

はじめに

このたびは弊社の一般自動車総合保険（SIP）をご契約いただきありがとうございます。

この「安心ガイド」では、一般自動車総合保険（SIP）についてのご契約内容および注意事項など大切なことがらを記載しておりますので、ご一読のうえ、保険証券（または保険契約継続証）とともに大切に保管してください。

●保険料領収証と保険証券（または保険契約継続証）について

ご契約時に保険料を取扱代理店または弊社に直接お支払いいただいた場合、弊社所定の保険料領収証を交付いたしますので、お確かめください。また、保険証券（または保険契約継続証）がお手元に届きましたら、ご契約内容に誤りがないことをお確かめのうえ、大切に保管してください。

なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合、または「保険契約の自動継続に関する特約」により継続されたご契約で満期日から1か月を経過しても保険契約継続証が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。

※「Web確認割引」を適用したご契約の場合、保険証券（または保険契約継続証）は送付いたしません。

●代理店の役割について

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

●ご質問・ご要望について

ご不明な点またはその他お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

この冊子に掲載しております普通保険約款・特約の内容は、弊社ホームページでもご覧いただけます。ホームページでは文字を大きくし、商品の説明とあわせてわかりやすく表示しています。

http://www.nipponkoa.co.jp　日本興亜損保　検索

●個人情報の取扱いに関する説明事項

(1) 弊社は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。

(2) 弊社は、弊社のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱う商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。

(3) 弊社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済、一般社団法人日本損害保険協会および損害保険料率算出機構へ提出またはこれらの者から取得することがあります。

(4) 弊社は、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者*に対して提供することがあります。

＊保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、医療機関、修理業者など）、再保険取引会社などをいいます。

※弊社の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、弊社ホームページ（http://www.nipponkoa.co.jp）をご覧いただくか、弊社までお問い合わせください。

目次

普通保険約款・特約一覧 …… 2
保険証券の表示とセットされる特約 …… 6
用語のご説明 …… 10
ご注意いただきたいこと …… 12
1. ご契約時にご注意いただきたいこと（告知義務と告知事項について） …… 12
2. ご契約後にご注意いただきたいこと …… 12
3. その他 …… 16
基本的な補償内容 …… 18
相手方への賠償（対人賠償保険・対物賠償保険） …… 18
ご自身やご家族・同乗者の補償（搭乗者傷害保険・自損事故保険・無保険車傷害保険） …… 20
お車の補償（車両保険） …… 23
その他の補償内容（特約など） …… 26
自動車保険の改定のご案内（主なもの） …… 29
1. 補償内容などに関する主な改定 …… 29
2. 保険料に関する主な改定 …… 29
保険料について …… 30
1. 保険料 …… 30
2. 保険料のお支払いがない場合について（払込猶予期間について） …… 30
3. 保険料の割引制度 …… 31
4. ノンフリート等級別料率制度 …… 31
5. 記名被保険者年齢別料率 …… 33
保険料の計算が日割計算となる場合について …… 34
1. ご契約内容を変更される場合 …… 34
2. 「中途更改」に伴いご契約を解約される場合 …… 34
3. 「減車」または「増車」される場合 …… 34
事故が起こった場合には …… 35
1. ただちにご連絡ください …… 35
2. 必ず事前にご相談ください …… 35
3. 保険金を請求される際のお手続きについて …… 35
4. 保険金の請求時効について …… 36
5. 保険金のお支払時期について …… 36
6. 賠償責任保険の被害者に対する先取特権について …… 36
7. 保険金の代理請求人制度について …… 36
一般自動車総合保険　普通保険約款・特約 …… 37
普通保険約款 …… 38
特約 …… 63
索引 …… 158
事故状況メモ …… 160

普通保険約款・特約一覧

普通保険約款・特約の内容につきましては、下記のページでご確認ください。

なお、保険証券（または保険契約継続証）に表示されている特約についてご確認いただく際には、6ページから9ページまでの「保険証券の表示とセットされる特約」をご覧ください。

※158ページには、特約名称による索引もございますので、あわせてご活用ください。

普通保険約款

第1章 賠償責任条項 …… 38
第2章 自損事故条項 …… 41
第3章 無保険車傷害条項 …… 43
第4章 搭乗者傷害条項 …… 45
第5章 車両条項 …… 48
第6章 基本条項 …… 50

特約

1 運転者の範囲に関する特約

① 運転者限定特約 …… 63
② 運転者年齢条件特約 …… 63

2 相手方への賠償に関する特約

③ 対人臨時費用不担保特約 …… 64
④ 対人事故事業主費用補償特約 …… 64
⑤ 自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約 …… 66
⑥ 相手自動車全損時超過修理費補償特約 …… 66
⑦ レンタカーの対物賠償保険に関する特約 …… 67

3 ご自身やご家族・同乗者の補償に関する特約

⑧ 人身傷害補償特約 …… 67
⑨ 人身傷害に関する自動車危険補償特約 …… 78
⑩ バスの人身傷害保険金支払に関する特約 …… 79
⑪ 人身傷害に関する従業員不担保特約 …… 79
⑫ 搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）に関する特約 …… 79
⑬ 搭乗者傷害保険「医療保険金」の2倍支払特約 …… 80
⑭ 搭乗者傷害保険の死亡・後遺障害のみ補償特約 …… 81
⑮ 搭乗者傷害事業主費用補償特約 …… 81
⑯ バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約 …… 82
⑰ 搭乗者傷害に関する従業員不担保特約 …… 83

⑱ 地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約 …… 83
⑲ 自損事故不担保特約 …… 84
⑳ 自損事故に関する従業員不担保特約 …… 84
㉑ 無保険車傷害不担保特約 …… 84
㉒ 無保険車傷害に関する従業員不担保特約 …… 84

4 お車の補償に関する特約

㉓ 車対車事故「車両損害」補償特約 …… 84
㉔ 限定危険「車両損害」補償特約 …… 85
㉕ 車両保険の免責金額に関する特約 …… 85
㉖ 車両価額協定保険特約 …… 86
㉗ 普通貨物車等に関する車両価額協定保険特約 …… 87
㉘ 車両新価保険特約 …… 87
㉙ 車両全損時超過修理費補償特約 …… 90
㉚ 車両実損支払特約 …… 90
㉛ 被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約 …… 91
㉜ 車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用） …… 91
㉝ 車両盗難不担保特約 …… 92
㉞ 車両価額協定保険特約に関する全損時諸費用保険金不担保特約 …… 92
㉟ 機械装着車に関する「車両損害」特約 …… 92
㊱ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 …… 93
㊲ 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約 …… 95
㊳ 工作用自動車のブーム不担保特約 …… 95
㊴ リース車両費用補償特約 …… 95
㊵ リース車両費用の修理費優先支払特約 …… 98

5 その他の補償などに関する特約

㊶ 法人契約の個人被保険者に関する特約 …… 99
㊷ 積載動産損害補償特約 …… 99
㊸ 積載動産損害補償特約（事業用） …… 102
㊹ 事故代車費用補償特約（実損支払） …… 105
㊺ 弁護士費用等補償特約 …… 106
㊻ ファミリーバイク特約 …… 108
㊼ 日常生活賠償責任補償特約 …… 110
㊽ 受託貨物賠償責任補償特約 …… 113
㊾ 他車運転危険補償特約 …… 115

⑤⓪ 他車運転危険補償特約（二輪・原付） …… 116
⑤① 臨時代替自動車補償特約 …… 117
⑤② 派遣運転者の被保険者追加特約 …… 118
⑤③ 従業員所有自動車補償特約 …… 119
⑤④ 臨時業務使用自動車運転中危険補償特約 …… 120
⑤⑤ 臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車のみ補償） …… 122
⑤⑥ 臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車不担保） …… 122

6 保険料のお支払いに関する特約

⑤⑦ 保険料分割払特約 …… 122
⑤⑧ 保険料分割払特約（大口） …… 123
⑤⑨ 保険料分割払特約（長期） …… 124
⑥⓪ 初回保険料の口座振替に関する特約 …… 125
⑥① コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約 …… 126
⑥② クレジットカードによる保険料支払に関する特約 …… 126
⑥③ 登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約 …… 127
⑥④ 訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約 …… 128
⑥⑤ 訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約 …… 129
⑥⑥ 異動追加返還保険料の口座決済に関する特約 …… 130
⑥⑦ 異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約 …… 132
⑥⑧ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約 …… 134

7 団体扱・集団扱に関する特約

⑥⑨ 団体扱特約（一般A） …… 135
⑦⓪ 団体扱特約（一般B） …… 136
⑦① 団体扱特約（一般C） …… 137
⑦② 団体扱特約 …… 139
⑦③ 団体扱特約（口座振替方式） …… 140
⑦④ 集団扱特約 …… 142
⑦⑤ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用） …… 143

8 ご契約手続きなどに関する特約

⑦⑥ 保険証券の発行に関する特約 …… 144
⑦⑦ 補償対象外運転者に対する救済補償特約 …… 144
⑦⑧ 継続契約の取扱いに関する特約 …… 146
⑦⑨ 保険契約の自動継続に関する特約 …… 147

⑧⓪ 安心更新サポート特約 …… 148
⑧① 契約自動車の入替における自動補償特約 …… 149
⑧② 全車両一括付保特約 …… 150
⑧③ 全車両一括付保特約（グループ企業用） …… 151
⑧④ 全車両一括付保契約の継続契約に関する特約 …… 152
⑧⑤ 全車両一括付保契約の継続契約に関する特約（グループ企業用） …… 154
⑧⑥ 成績計算期間の通算に関する特約（2期間用） …… 155
⑧⑦ リースカーに関する特約 …… 155
⑧⑧ 通信販売に関する特約 …… 155
⑧⑨ 保険契約申込書の書面省略に関する特約 …… 156
⑨⓪ 共同保険に関する特約 …… 157

保険証券の表示とセットされる特約

保険証券（保険契約継続証を含みます。以下同様とします。）に表示されている特約名称と、ご契約にセットされている特約は次のとおりです。なお、この冊子に記載されていない特約をセットされた場合には、保険証券に別途その特約を添付いたします。

●保険証券に次の表示がある場合、該当の特約がセットされます。

保険証券上の表示	特約名称	ページ
保険証券表面の「運転者の範囲」欄		
「運転者限定特約」	① 運転者限定特約	63
「運転者年齢条件」	② 運転者年齢条件特約	63
保険証券表面の「保険料のお支払内容」欄		
「11回払・扱者」「12回払・□座」 「12回払・□座翌月払」「12回払・カード払」	⑰ 保険料分割払特約	122
「大□分割」「大□分割・□座」 「全車両一括・大□分割」「全車両一括・大□分割・□座」 「全車両一括合算大□分割」「全車両一括合算大□分割・□座」	⑱ 保険料分割払特約（大□）	123
「長期月払（□座）」「長期年払（□座）」 「長期月払・□座翌月払」「長期年払・□座翌月払」 「長期月払・カード払」「長期年払・カード払」	⑲ 保険料分割払特約（長期）	124
「特約一般A」	⑲ 団体扱特約（一般A）	135
「特約一般B」	⑳ 団体扱特約（一般B）	136
「特約一般C」	㉑ 団体扱特約（一般C）	137
「官公署特約」	㉒ 団体扱特約	139
「官公署□振」	㉓ 団体扱特約（□座振替方式）	140
「集団扱」	㉔ 集団扱特約	142
保険証券表面の「記名被保険者」欄		
個人被保険者欄に「個人被保険者名」が表示	㊶ 法人契約の個人被保険者に関する特約	99
保険証券裏面の「ご契約のお車の補償」欄		
「車対車＋限定危険」	㉓ 車対車事故「車両損害」補償特約 ㉔ 限定危険「車両損害」補償特約	84 85
「車対車特約」	㉓ 車対車事故「車両損害」補償特約	84
「限定危険「車両損害」補償特約」	㉔ 限定危険「車両損害」補償特約	85
「車対車免ゼロ特約」	㉕ 車両保険の免責金額に関する特約	85
「車価協特約」	㉗ 普通貨物車等に関する車両価額協定保険特約	87
「車両新価保険特約」	㉘ 車両新価保険特約	87
「車両全損時超過修理費補償特約」	㉙ 車両全損時超過修理費補償特約	90
「車両実損払特約」	㉚ 車両実損支払特約	90
「車両盗難不担保特約」	㉝ 車両盗難不担保特約	92
「車価協全損諸費用不担保特約」	㉞ 車両価額協定保険特約に関する全損時諸費用保険金不担保特約	92
「機械装着車特約」	㉟ 機械装着車に関する「車両損害」特約	92
「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」	㊱ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約	93
「地震・噴火・津波補償」	㊲ 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約	95
「ブーム不担保」	㊳ 工作用自動車のブーム不担保特約	95

保険証券上の表示	特約名称	ページ
保険証券裏面の「事故時の諸費用」欄		
積載動産欄に「個人用」と表示	㊷ 積載動産損害補償特約	99
積載動産欄に「事業用」と表示	㊸ 積載動産損害補償特約（事業用）	102
代車費用欄に「実損支払」と表示	㊹ 事故代車費用補償特約（実損支払）	105

保険証券裏面の「相手方への賠償」欄		
「対人臨時費用不担保特約」	③ 対人臨時費用不担保特約	64
「対人事業主費用補償特約」	④ 対人事故事業主費用補償特約	64
「自賠責適用除外車対人賠償特約」	⑤ 自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約	66
「相手自動車全損超過修理費補償特約」	⑥ 相手自動車全損時超過修理費補償特約	66

保険証券裏面の「ご自身・ご家族・同乗者の方への補償」欄		
人身傷害欄に「保険金額」が表示	⑧ 人身傷害補償特約	67
人身傷害欄に「自動車危険補償特約」と表示	⑨ 人身傷害に関する自動車危険補償特約	78
人身傷害欄に「従業員不担保特約」と表示	⑪ 人身傷害に関する従業員不担保特約	79
搭乗者傷害欄に「入院1日につき○,○○○円、通院1日につき○,○○○円」と表示	⑫ 搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）に関する特約	79
搭乗者傷害欄に「医療保険金2倍支払特約」と表示	⑬ 搭乗者傷害保険「医療保険金」の2倍支払特約	80
搭乗者傷害欄に「死亡・後遺障害のみ補償」と表示	⑭ 搭乗者傷害保険の死亡・後遺障害のみ補償特約	81
搭乗者傷害欄に「搭傷事業主費用補償特約」と表示	⑮ 搭乗者傷害事業主費用補償特約	81
搭乗者傷害欄に「従業員不担保特約」と表示	⑰ 搭乗者傷害に関する従業員不担保特約	83
搭乗者傷害欄に「地震・噴火・津波補償」と表示	⑱ 地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約	83
自損事故欄に「補償されていません」と表示	⑲ 自損事故不担保特約	84
自損事故欄に「従業員不担保特約」と表示	⑳ 自損事故に関する従業員不担保特約	84
無保険車傷害欄に「補償されていません」と表示	㉑ 無保険車傷害不担保特約	84
無保険車傷害欄に「従業員不担保特約」と表示	㉒ 無保険車傷害に関する従業員不担保特約	84

保険証券裏面の「その他の補償」欄		
「被けん引車両」	㉛ 被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約	91
「被けん引車両」および「車対車」	㉜ 車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用）	91
「弁護士費用」	㊺ 弁護士費用等補償特約	106
「ファミリーバイク」または「ファミリーバイク（人傷型）」	㊻ ファミリーバイク特約	108
「日常生活賠償」	㊼ 日常生活賠償責任補償特約	110
「受託貨物賠償」	㊽ 受託貨物賠償責任補償特約	113

保険証券上の表示	特約名称	ページ
保険証券裏面の「割増・割引」欄、「その他特約」欄 ※フリート契約および包括契約など、一部の特殊契約の場合は、保険証券裏面の「割引・割増・特約」欄		
「リース車両費用補償特約」	㊴ リース車両費用補償特約	95
「リース車両費用（修理費優先支払）」	㊵ リース車両費用の修理費優先支払特約	98
「他車運転危険補償特約」	㊾ 他車運転危険補償特約	115
「他車運転危険補償特約（二輪・原付）」	㊿ 他車運転危険補償特約（二輪・原付）	116
「臨時代替自動車補償特約」	(51) 臨時代替自動車補償特約	117
「派遣運転者の被保険者追加特約」	(52) 派遣運転者の被保険者追加特約	118
「従業員所有自動車補償特約」	(53) 従業員所有自動車補償特約	119
「臨時業務使用車運転中危険補償特約」	(54) 臨時業務使用自動車運転中危険補償特約	120
「臨時業務車（従業員所有車のみ）」	(55) 臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車のみ補償）	122
「臨時業務車（従業員所有不担保）」	(56) 臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車不担保）	122
「初回口座振替特約」	(60) 初回保険料の口座振替に関する特約	125
「コンビニ払特約」	(61) コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約	126
「クレジットカード払特約」	(62) クレジットカードによる保険料支払に関する特約	126
「登録型クレジットカード払特約」	(63) 登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約	127
「訂正保険料口座決済」	(64) 訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約	128
「訂正保険料クレジットカード決済」	(65) 訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	129
「異動保険料口座決済」	(66) 異動追加返還保険料の口座決済に関する特約	130
「異動保険料クレジットカード決済」	(67) 異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約	132
「追加保険料特約」	(68) 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約	134
「追加保険料特約（団体扱・集団扱用）」	(75) 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用）	143
「WEB確認割引」	(76) 保険証券の発行に関する特約	144
「自動継続特約」	(79) 保険契約の自動継続に関する特約	147
「更新サポート特約」	(80) 安心更新サポート特約	148
「全車両一括付保特約」	(82) 全車両一括付保特約 (84) 全車両一括付保契約の継続契約に関する特約	150 152
「全車両一括付保特約（グループ企業用）」	(83) 全車両一括付保特約（グループ企業用） (85) 全車両一括付保契約の継続契約に関する特約（グループ企業用）	151 154
「成績期間通算特約（2期間用）」	(86) 成績計算期間の通算に関する特約（2期間用）	155

保険証券上の表示	特約名称	ページ
「リースカーオープンポリシー」	㊼ リースカーに関する特約	155
「通信販売に関する特約」	㊽ 通信販売に関する特約	155
「共同保険特約」	㊿ 共同保険に関する特約	157

●保険証券に表示はされませんが、ご契約の内容により該当の特約が自動的にセットされます。

ご契約の内容	特約名称	ページ
ご契約のお車がレンタカーで、記名被保険者がレンタカー事業者である場合	⑦ レンタカーの対物賠償保険に関する特約	67
ご契約のお車がバスで、人身傷害補償特約がセットされている場合	⑩ バスの人身傷害保険金支払に関する特約	79
ご契約のお車がバスで、搭乗者傷害保険をご契約の場合	⑯ バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約	82
ご契約のお車が自家用8車種（レンタカーを除きます。）で、車両保険をご契約の場合	㉖ 車両価額協定保険特約	86
次のいずれかの特約がセットされている場合 ○運転者限定特約 ○運転者年齢条件特約	㊼ 補償対象外運転者に対する救済補償特約	144
次のいずれかに該当するノンフリート契約の場合 ○ご契約期間を1年以上とするご契約（「保険契約の自動継続に関する特約」または「安心更新サポート特約」がセットされている場合を除きます。） ○「保険期間通算による等級継承特則」により、1年契約を解約し、新たに締結したご契約期間が1年未満のご契約	㊽ 継続契約の取扱いに関する特約	146
次のいずれかに該当する場合 ○ご契約のお車の所有者が個人のご契約 ○ノンフリート契約	㊶ 契約自動車の入替における自動補償特約	149
ご契約者が弊社が別に定める機器等を利用して保険契約の申込みを行った場合	㊾ 保険契約申込書の書面省略に関する特約	156

用語のご説明

この冊子で使用している用語の一部は、普通保険約款・特約上の名称を平易な表現に置き換えて記載しています。その場合、【　】内の用語が普通保険約款・特約上の正式名称です。

用　語（五十音順）	内　　容
逸失利益	事故がなければ得ていたはずの将来の収入・利益をいいます。
解除（解約）	ご契約者または弊社からの意思表示によって、ご契約期間の中途でご契約を終了させることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除を解約ともいいます。
過失割合	相手がいる事故において、事故が発生した原因に対するお客様と相手方の責任（過失）の割合をいいます。
危険物	「道路運送車両の保安基準（国土交通省令）」に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方1名または1法人で、「保険証券または保険契約継続証」の記名被保険者欄に記載される方をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法で定める「原動機付自転車」をいい、原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下の二輪車や原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.6キロワット以下の側車付二輪または三輪以上の車両をいいます。
ご契約期間 【保険期間】	ご契約いただいた保険で補償の対象となる期間をいいます。
ご契約金額 【保険金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。
ご契約者 【保険契約者】	保険契約のお申込みをされた方で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。
ご契約のお車 【契約自動車】	ご契約いただいた保険で補償の対象となるお車をいいます。
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車の所有権を有する方をいい、原則として車検証の所有者欄などに記載されている方になります。なお、所有権留保条項付売買契約によるご購入の場合はその買主、1年以上を期間とする賃貸借契約により借り受けたリースカーの場合はその借主をご契約のお車の所有者とみなします。
時価	ご契約のお車または相手自動車と同じ車名・型式・年式で同じ損耗度のお車の市場販売価格相当額をいいます。
自家用8車種	用途車種が次の自動車をいいます。 ①自家用普通乗用車　⑤自家用軽四輪貨物車 ②自家用小型乗用車　⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ③自家用軽四輪乗用車　⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ④自家用小型貨物車　⑧特種用途自動車（キャンピング車）
事故有係数適用期間	事故有係数の割増引率（32ページご参照）を適用する期間をいい、ご契約のお車1台ごとに適用します。なお、上限を6年、下限を0年とします。

用　語（五十音順）	内　　容
自己負担額 【免責金額】	ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または補償を受けられる方に自己負担いただく額をいいます。
初回保険料	第1回目の分割保険料をいいます。なお、保険料を一括してお支払いいただく場合は、保険料の総額をいいます。
所有権留保条項付 売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者などが販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
同居のご親族	同一の家屋に住んでいる「6親等内の血族」「3親等内の姻族」をいいます。
搭乗中	お車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中のことをいいます。
特約	普通保険約款の内容を補充・変更・限定する内容を定めたものをいい、ご契約内容により、自動的にセットされるものと、ご希望によりセットできるものがあります。
配偶者	婚姻届を行った配偶者に限らず、内縁関係の配偶者を含みます。
普通保険約款	ご契約いただいた保険の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
分割保険料	保険料を分割してお支払いいただく場合の1回分の保険料をいいます。
別居の未婚のお子様	記名被保険者またはその配偶者のいずれとも別居している、婚姻歴のないお子様をいいます。
保険証券	ご契約いただいた内容を証明するために、弊社が作成しご契約者に送付する書面をいいます。 ただし、「安心更新サポート特約」または「保険契約の自動継続に関する特約」により更新または継続されたご契約の場合、保険証券に代え、保険契約継続証を送付します。 なお、「保険証券の発行に関する特約」（Web確認割引）を適用したご契約の場合は、保険証券および保険契約継続証を送付いたしませんので、弊社のホームページでご契約内容をご確認ください。
保険年度	初年度はご契約期間の初日から1年間、2年度目以降については、それぞれのご契約期間の初日の応当日から1年間をいいます。 なお、最終年度については、その期間が1年未満であっても1保険年度とします。
保険料	ご契約いただいた保険の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭をいいます。
補償を受けられる方 【被保険者】	ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。
用途車種	「用途」とは、自動車の使用形態の区別をいい、自家用・営業用（事業用）があります。 「車種」とは、自動車の種類の区別をいい、普通乗用車・小型乗用車・普通貨物車・小型ダンプカー・バスなどがあります。 なお、用途車種の区分は、ナンバープレートの表示などに基づいて弊社が定める区分によります。

1. ご契約時にご注意いただきたいこと（告知義務と告知事項について）

ご契約者または記名被保険者（車両保険の補償を受けられる方を含みます。）には、ご契約時に告知事項につきまして事実を正確に申し出ていただく義務があります。告知事項につきましては、契約申込書において★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

契約申込書に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項
○記名被保険者の住所、氏名、個人・法人区分、生年月日 ○前契約*の保険会社名、証券番号、ノンフリート等級、事故有係数適用期間、事故の有無・件数 ○過去1年間における保険会社からの解除の有無 ○他の現存契約*の有無 ○ご契約のお車の型式、登録番号、車台番号、用途車種、初度登録（検査）年月 ○ご契約のお車の所有者 ○ノンフリート・フリート区分（ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数） ○ご契約のお車がレンタカー、または教習車かどうか ○ご契約のお車の主な使用地（沖縄料率を適用する場合のみ）

＊ 他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全労済・全自共・教職員共済・共済連（中小企業共済）の自動車共済契約を含みます。

2. ご契約後にご注意いただきたいこと

1 通知義務と通知事項について

ご契約者または補償を受けられる方には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡いただく義務があります。通知事項につきましては、保険証券および契約申込書において☆印をつけていますので、変更の通知漏れがないよう十分ご注意ください。

遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど）いただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

通知事項
○記名被保険者の個人・法人区分 ○前契約*の事故の有無・件数 ○ご契約のお車の登録番号、用途車種 ○ご契約のお車のレンタカー⇔レンタカー以外の変更 ○ご契約のお車の教習車⇔教習車以外の変更 ○ご契約のお車の主な使用地の沖縄県⇔沖縄県以外の変更

＊ 他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全労済・全自共・教職員共済・共済連（中小企業共済）の自動車共済契約を含みます。

●上記の通知事項のほか、ご契約後に次の事項について、変更が生じた場合も遅滞なくご連絡ください。

変更内容
○お引越しなどにより、ご契約者の住所が変更となる場合 ○車両保険をご契約の場合で、改造や高価な付属品の装着などにより、ご契約のお車の時価が著しく増加するとき。

※車両保険をご契約の場合で、付属品の取り外しなどにより、ご契約のお車の時価が著しく減少するときもご連絡ください。

2 ご契約条件などの変更を行う場合

ご契約期間の途中で、次のような通知事項以外の変更を行う場合（特約をセットされる場合など）は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、ご契約条件の変更手続き前（ご契約条件の変更手続きに伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお支払いいただく前）に発生した事故については、保険金をお支払いできないことや、変更前のご契約条件が適用されることがありますのでご注意ください。

※ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

変更内容
○記名被保険者の住所、氏名（名称）が変更となる場合 ※記名被保険者が変更となる場合は、変更後の記名被保険者の生年月日を確認させていただきます。 ○「法人契約の個人被保険者に関する特約」がセットされている場合の「個人被保険者」の氏名（名称）が変更となる場合 ○ご契約金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約条件の変更を希望される場合 ○「運転者限定特約」により限定した範囲外の方がご契約のお車を運転される場合 ○運転者年齢条件を満たさない方がご契約のお車を運転される場合 ○買替えなどにより、ご契約のお車が変更となる場合 ○ご契約のお車を譲渡する場合 ※ご契約のお車を譲渡された場合でも、ご連絡がないときはこのご契約に関する権利および義務は譲受人には移りません。 ○ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が10台以上となる場合

上記の項目のうち、特にご注意いただきたい事項につきましては、次に記載していますので、ご覧ください。

ご契約条件などの変更を行う場合に、特にご注意いただきたい事項

（1）ご契約のお車を運転される方の範囲の変更（ノンフリート契約のみ）

新たに運転者の範囲を限定される場合またはご契約時に限定された運転者の範囲を変更される場合には、必ず運転者の年齢条件につきましてもご確認ください。補償の対象となる運転者の範囲内であっても、年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約の運転者の範囲につきましては、下表を参考に保険証券をご確認ください。

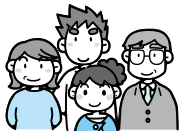

【運転者限定特約と運転者年齢条件の設定について】

●ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車で記名被保険者が個人のご契約については、ご契約のお車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

運転者限定特約	運転者の範囲　○:補償の対象 ×:補償の対象外				
	① 記名被保険者	② ①の配偶者	③ ①②の同居のご親族	④ ①②の別居の未婚のお子様	⑤ ①から④以外の方（友人・知人など）
限定なし	○	○	○	○	○
家族型	○	○	○	○	×
本人・配偶者型	○	○	×	×	×

運転者年齢条件	年齢条件を適用します。	年齢条件を適用しません。*

＊④または⑤の方であっても、①から③までの方が営む事業の従業員の場合で、その業務中に運転されるときは、年齢条件を適用します。

※記名被保険者が法人の場合、ご契約のお車を運転されるすべての方に年齢条件を適用します。

●ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車、二輪自動車、原動機付自転車のご契約については、年齢条件を適用する方のうち、最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件を設定してください。

①年齢を問わず補償	②21歳以上補償	③26歳以上補償

※ご契約のお車が原動機付自転車の場合は、上記①または②のいずれかを設定してください。

(2) ご契約のお車の変更（入替）

新たにお車を取得される場合は、あらかじめ取扱代理店または弊社までご連絡ください。

新たに取得されたお車が、ご契約のお車と入替えができる用途車種の範囲（61ページ〈別表3〉ご参照）のお車で、所有者が同一*の場合、ご契約のお車との入替手続きによりご契約を有効に続けることができます。

＊記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有者となる場合なども同一とみなします。

※入替前のご契約のお車を、新たにお車を取得された後も引き続き使用される場合は、入替前のお車を新たに取得されたお車として保険をご契約いただけます。なお、所定の要件を満たす場合、「複数所有新規制度」（31ページご参照）を適用することができます。

このお手続きをされるまでの間に、新たに取得されたお車の事故によって生じた損害またはケガに対しては、次の取扱いにより自動補償の対象となる場合を除き、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

お車の入替手続きの際には、確認資料として入替後のお車の車検証のコピーなどをご提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

新たに取得されたお車の自動補償について

次の条件を満たす場合、新たに取得されたお車の事故によって生じた損害またはケガについて、ご契約のお車と同様のご契約内容（車両保険をご契約の場合は、新たに取得されたお車の取得時の時価を限度）で補償します。（「契約自動車の入替における自動補償特約」149ページご参照）

なお、ご契約のお車の所有者が法人で、かつ、フリート契約の場合は、この取扱いの対象外となります。

●ご契約のお車の廃車、譲渡または返還に伴い、その代替として新たにお車を取得されていること。

●新たに取得されたお車が、ご契約のお車と入替えができる用途車種の範囲（61ページ〈別表3〉ご参照）に該当すること。

●お車を新たに取得された日の翌日から起算して30日以内にお車の入替手続きをされていること。

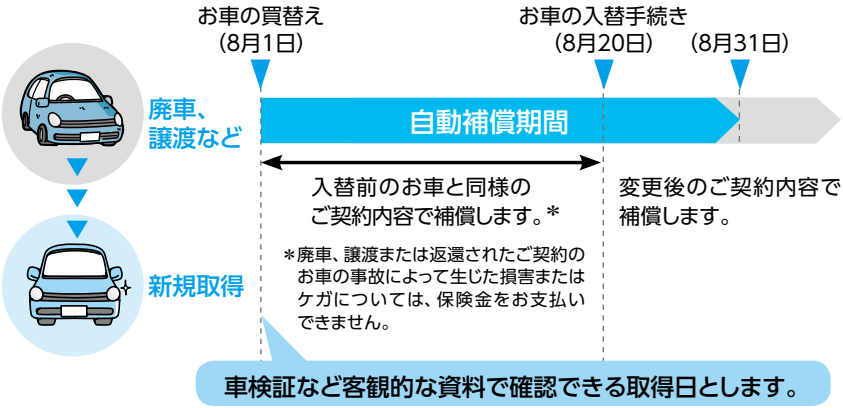

複数のお車をお持ちのお客様へ

ご契約のお車を廃車、譲渡または返還された場合、ご契約のお車と所有する他のお車を入替えすることにより、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承できるときがあります。なお、所有する他のお車のご契約については、「中断証明書*」を発行することができます。お手続きの詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

*中断証明書の取扱いにつきましては、次ページ「中断特則」をご覧ください。

保険料を返還できる場合

次のような場合には、保険料を返還できることがありますので、ただちに取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡いただいた後、すみやかにご契約条件の変更手続きをご案内します。

※ご契約条件の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

ご契約のお車に関する事項	○車両保険をご契約の場合で、付属品の取り外しなどにより、お車の時価が著しく減少したとき　など
運転者の範囲に関する事項	○ご契約のお車を運転される最も若い方が誕生日を迎えられ、年齢条件が変更となる場合 ○ご家族の転居やご結婚などにより、ご契約のお車を運転される方の範囲が変わり「運転者限定特約」の種類や年齢条件が変更となる場合　など

3 お引受けができる保険の対象の範囲（引受範囲）

一般自動車総合保険（SIP）は、記名被保険者の個人・法人区分やノンフリート・フリート区分にかかわらず、すべての用途車種のお車が対象となります。（販売用自動車などを除きます。）

※ご契約のお車の用途車種や記名被保険者の個人・法人区分が変更となった場合などにおいて、一部の特約について引受範囲から外れ、その特約をセットできなくなるときがあります。

4 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社までお申し出ください。解約に際しては、原則として月割計算により、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお支払いいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。

なお、既にご契約のお車を廃車された場合などであっても、解約日はお申し出日以降になりますのですみやかにお申し出ください。

また、記名被保険者が個人のご契約で、解約するご契約に次のいずれかの特約がセットされている場合に、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」があるときは、「他のご契約」の補償内容をご確認のうえ、必要に応じて特約の追加をご検討ください。

- 人身傷害に関する自動車危険補償特約
- 弁護士費用等補償特約
- ファミリーバイク特約
- 日常生活賠償責任補償特約

※ご契約や解約の条件によっては、解約時の追加・返還保険料が日割計算となる場合があります。詳しくは、34ページをご覧ください。

ご契約の一時的な中断を希望されるお客様へ 中断特則

次の理由により、ご契約を一時的に中断される場合で所定の要件を満たすときは、「中断証明書」を発行することができます。

中断証明書を発行できる場合

- ご契約のお車を廃車、譲渡された場合
- ご契約のお車をリース業者へ返還された場合
- ご契約のお車が車検切れとなった場合
- ご契約のお車が盗難にあわれた場合
- ご契約のお車を他のご契約に入替えされた場合
- 記名被保険者が海外渡航される場合

中断後に再び締結されるご契約が所定の要件を満たす場合は、中断前のご契約のご契約期間や事故件数に応じて、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を適用します。

ご契約の中断日（解約日または満期日）の翌日から起算して13か月以内に取扱代理店または弊社までお申し出いただきませんと「中断証明書」の発行ができませんので、ご注意ください。

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、他のご契約への車両入替または盗難の事実を確認するために、弊社所定の確認資料をご提出いただきますので、あらかじめご了承ください。

3. その他

1 保険料の改定があった場合

ご契約期間中に、弊社において保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合でも、ご契約期間の初日時点における保険料率を適用いたしますので、保険料は変更いたしません。

また、これらの改定は予告なく実施することがありますので、あらかじめご了承ください。

2 「安心更新サポート特約」（148ページご参照）がセットされている場合

「安心更新サポート特約」がセットされているご契約については、満期日の約2か月前に、ご契約の更新内容やお手続き方法などをご案内する書面を弊社よりお送りします。

なお、書面に記載された期日までにご契約者から更新しない旨のお申し出がない場合で、ご契約者と連絡が取れないなどの理由により更新のお手続きができなかったときは、満期日と同等の内容*でご契約を更新させていただきます。

更新を希望されない場合は、弊社よりお送りする書面に記載された期日までに取扱代理店または弊社まで必ずお申し出ください。

＊車両保険のご契約金額については、更新時点における弊社が定めた時価となります。

※現在のご契約のご契約期間中に保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合、更新されたご契約には、改定後の保険料率を適用します。

3 「保険契約の自動継続に関する特約」（147ページご参照）がセットされている場合

「保険契約の自動継続に関する特約」がセットされている場合は、満期日と同等の内容*で自動的に保険契約が継続されます。継続後のご契約の条件を変更される場合または継続を行わない場合は、満期日の前月の10日までに取扱代理店または弊社まで必ずお申し出ください。

なお、商品改定などにより、弊社から自動継続を中止させていただくことがあります。この場合、お客様宛てに事前に書面にてご案内いたします。

＊車両保険のご契約金額については、更新時点における弊社が定めた時価となります。

※現在のご契約のご契約期間中に保険料の改定や割増引制度の新設・改定などを行った場合、自動継続されたご契約には、改定後の保険料率を適用します。

4 継続契約のお手続き漏れがあった場合（「継続契約の取扱いに関する特約」146ページご参照）

現在のご契約が満期を迎えた際に、万が一ご継続のお手続きを忘れてしまった場合であっても、所定の要件を満たすときに限り、満期日の翌日から起算して30日以内の事故については、満期日時点のご契約内容と弊社が同一と認めるご契約内容で継続されたものとして補償します。

5 補償を受けられる方の解除請求について

主に記名被保険者が個人のご契約について、次の①に該当する方が希望された場合、ご自身を②の補償の対象外とできることがあります。この請求をされる場合、ご契約者または①に該当する方ご自身より、取扱代理店または弊社までお申し出ください。

※ご契約者以外の方からのお申し出の場合も、ご契約者とのお手続きが必要となります。

① お申し出可能な方	●記名被保険者 ●記名被保険者の配偶者 ●記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族 ●記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様　など
② お申し出可能な補償内容	●無保険車傷害保険 ●人身傷害補償特約　など

6 「損害保険契約者保護機構」による保険契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合には、自動車保険契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

（2012年11月現在）

「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

7 共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

相手方への賠償

対人賠償保険 (38ページご参照)

補償の概要

自動車事故により他人を死亡させたり、ケガをさせた場合、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき被害者1名ごとに、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

対人賠償保険金 1回の事故につき被害者1名ごとにご契約金額を限度にお支払いします。

対人賠償保険金 ＝ 法律上の損害賠償責任の額 － 自賠責保険などによって支払われるべき金額

※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用、応急手当など緊急措置のための費用をあわせてお支払いできる場合があります。

●対人賠償保険金のほかに、弊社の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 被害者が死亡または3日以上入院された場合は、上記のほかに1回の事故につき被害者1名ごとに次の保険金をお支払いします。

●死亡された場合…10万円　●3日以上入院された場合…2万円

■高額損害の判決例

死亡または介護を要する重度の後遺障害を中心に、損害額が高額となるケースがあります。

認定総損害額	被害者	被害態様
3億8,281万円	29歳男性・会社員	後遺障害
3億6,750万円	38歳男性・開業医	死亡

(出典:日本の損害保険　ファクトブック 2012)

対物賠償保険 (38ページご参照)

補償の概要

自動車事故により他人の財物（自動車、家屋など）をこわした場合、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につきご契約金額を限度に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

対物賠償保険金 1回の事故につきご契約金額を限度にお支払いします。

対物賠償保険金 ＝ 法律上の損害賠償責任の額 － 補償を受けられる方が損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額 － 自己負担額

※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用、応急手当など緊急措置のための費用、落下物を取り片づけるための費用をあわせてお支払いできる場合があります。

●対物賠償保険金のほかに、弊社の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。
●次の事故については、ご契約金額が「無制限」であっても、お支払いする保険金の額は1回の事故につき10億円を限度とします。
・「ご契約のお車」または「ご契約のお車が牽引(けんいん)中のお車」に業務として積載している危険物の火災、爆発または漏えいによる事故
・航空機に対する事故

■高額損害の判決例
こわしてしまった「モノ」の修理費に加え、休業損害などの間接的な損害が生じた場合など、損害額が高額となるケースがあります。

認定総損害額	事故状況	被害物件
1億3,580万円	正面衝突後、店舗を破損	店舗（パチンコ店）
1億2,037万円	踏切事故	電車・線路・家屋

（出典:日本の損害保険　ファクトブック 2012）

補償を受けられる方（対人・対物賠償保険共通）

①記名被保険者
②ご契約のお車を使用または管理中の次のいずれかの方
・記名被保険者の配偶者
・記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族
・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
③記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方
自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方が、ご契約のお車を業務として受託し、使用または管理している間を除きます。
④記名被保険者の使用者（雇用主など）
記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

【対人・対物賠償保険共通】
○ご契約者、補償を受けられる方の故意による損害
○戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害
○地震・噴火・津波・台風・洪水・高潮による損害
○お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害
○補償を受けられる方が、事故の相手方など第三者との約定により加重された損害賠償責任による損害
など

【対人賠償保険固有】
○次のいずれかの方を死亡させたり、ケガをさせたことにより、補償を受けられる方に生じた損害
・記名被保険者
・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
・補償を受けられる方のご父母、配偶者またはお子様
・補償を受けられる方の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
・補償を受けられる方の使用者（雇用主など）の業務に従事中の他の使用人。ただし、補償を受けられる方がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限ります。（ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人で、記名被保険者に損害賠償責任が生じた場合は補償できることがあります。）　など

【対物賠償保険固有】
○次のいずれかの方の所有、使用または管理する財物をこわしたことにより、補償を受けられる方に生じた損害
・記名被保険者
・ご契約のお車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様
・補償を受けられる方またはそのご父母、配偶者もしくはお子様　など

オプション

□ 弁護士費用等補償特約 (106ページご参照)

自動車事故などにより補償を受けられる方がケガなどをされたり、自らの財物＊（お車、家屋など）をこわされたことによって、相手方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用などについて、1回の被害事故につき補償を受けられる方1名あたり300万円を限度にお支払いします。（法律相談料については10万円を限度にお支払いします。）

＊ 記名被保険者が法人の場合、ご契約のお車およびご契約のお車に積載中の財物に限ります。

※お支払いの対象となる費用は、弊社の同意を得て支出された費用に限ります。

> ⚠ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」がある場合、それぞれのご契約にこの特約をセットされると、補償の重複が生じる部分がありますので、ご契約内容をご確認ください。（いずれか1台のご契約にこの特約をセットされることで、記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族が補償の対象となります。）
> ※それぞれのご契約の記名被保険者が個人の場合に限ります。

□ 相手自動車全損時超過修理費補償特約 (66ページご参照)

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手自動車の修理費が時価を超過し、補償を受けられる方がその差額分を負担される場合、事故発生日の翌日から起算して6か月以内に相手自動車が修理されたときに限り、差額分の修理費に過失割合を乗じた額について、50万円を限度にお支払いします。

※相手自動車の車両保険などから支払われる保険金が時価を超える場合、車両保険金と時価の差額についてはお支払いの対象となりません。

ご自身やご家族・同乗者の補償

搭乗者傷害保険 (45ページご参照)

補償の概要

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故*により亡くなられたり、ケガをされた場合、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、下記の保険金をお支払いします。

*ご契約のお車の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

お支払いする保険金（保険金をお支払いできない主な場合につきましては、22ページをご覧ください。）

死亡保険金 後遺障害保険金

事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合は、ご契約金額の全額、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じてご契約金額の4%から100%をお支払いします。

※死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。

医療保険金（一時金払）

医師の治療を要した場合、次の保険金をお支払いします。

●治療日数が1日から4日までの場合…1万円　●治療日数が5日以上の場合…10万円*

＊ 腕や脚の骨折・切断、脳挫傷など一部の重いケガについては、その内容に応じて30万円、50万円または100万円をお支払いします。詳しくは、47ページをご覧ください。

※同一の事故により複数のケガをされた場合は、それぞれのケガの内容に応じた医療保険金のうち、最も高い金額をお支払いします。

補償を受けられる方

ご契約のお車に搭乗中の方

自損事故保険 (41ページご参照)

補償の概要

ご契約のお車に搭乗中の方やご契約のお車の保有者が自動車事故*により亡くなられたり、ケガをされた場合で、自賠責保険などで保険金が支払われないときに、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに下記の保険金をお支払いします。

*ご契約のお車の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

お支払いする保険金 (保険金をお支払いできない主な場合につきましては、次ページをご覧ください。)

死亡保険金 後遺障害保険金
亡くなられた場合は、1,500万円、後遺障害が生じた場合は、その程度に応じて50万円から2,000万円をお支払いします。
※死亡保険金をお支払いするにあたって、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引いて死亡保険金をお支払いします。

介護費用保険金
重度の後遺障害が生じ、かつ、介護を要すると認められる場合は、200万円をお支払いします。

医療保険金
入院または通院された場合、治療日数1日につき、次の保険金をお支払いします。
ただし、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、100万円を限度とします。
●入院1日につき、6,000円　●通院1日につき、4,000円

※この保険は対人賠償保険をご契約の場合に自動的にセットされます。(ご希望により取り外すことができます。)
※「人身傷害補償特約」をセットされた場合は、この保険による保険金のお支払いはありません。

補償を受けられる方

① ご契約のお車に搭乗中の方
② ご契約のお車の保有者または運転者

無保険車傷害保険 (43ページご参照)

補償の概要

保険を契約していない車や保険を契約していてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで、ご契約のお車に搭乗中の方などが亡くなられたり、後遺障害が生じた場合で、相手から十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名ごとにご契約金額*を限度に保険金をお支払いします。

*この保険のご契約金額は対人賠償保険と同額となります。ただし、対人賠償保険のご契約金額が「無制限」の場合は2億円となります。

お支払いする保険金

無保険車傷害保険金
1回の事故につき、補償を受けられる方1名ごとにご契約金額を限度に保険金をお支払いします。

※この保険は対人賠償保険をご契約の場合に自動的にセットされます。(ご希望により取り外すことができます。)
※「人身傷害補償特約」で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この保険から保険金をお支払いします。
※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用をあわせてお支払いできる場合があります。

補償を受けられる方

①記名被保険者
②記名被保険者の配偶者
③記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族
④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様
⑤ご契約のお車に搭乗中の方
※記名被保険者が個人の場合、①から④までに該当する方については、ご契約のお車に搭乗中以外のときも対象となります。

保険金をお支払いできない主な場合

【搭乗者傷害保険・自損事故保険・無保険車傷害保険共通】

○補償を受けられる方の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害・ケガ
○酒気帯びの状態や無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ
○お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ
○戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害・ケガ
○地震・噴火・津波による損害・ケガ
○お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害・ケガ
○極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方またはお車を業務として受託している自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方に生じた損害・ケガ　など

【搭乗者傷害保険・自損事故保険共通】

○補償を受けられる方の脳疾患・疾病または心神喪失によって、その本人に生じた損害・ケガ　など

【無保険車傷害保険固有】

○台風・洪水・高潮による損害・ケガ　など

□ 搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）に関する特約 オプション （79ページご参照）

搭乗者傷害保険の「医療保険金」のお支払方法を、治療日数やケガの内容に応じてお支払いする「一時金払」から「日数払」*に変更します。

*事故発生日からその日を含めて180日を経過するまでの期間を限度に、医師の治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対して、1日につきご契約の入院保険金日額または通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院治療日数は90日を限度とします。
※この特約をセットされた場合、医療保険金（一時金払）はお支払いしません。

＜ご注意:搭乗者傷害保険・自損事故保険共通＞
医療保険金をお支払いするにあたって、次のような通院は「治療日数」に含めません。
●回復程度を確認するための通院
●薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院

【他のケガや後遺障害、病気の影響について】

事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響または事故によりケガをされた後で、その事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

車両保険 (48ページご参照)

補償の概要

衝突や盗難などの偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合、修理費などについてご契約金額を限度に保険金をお支払いします。車両保険の種類には「一般条件」のほか、補償範囲を限定した「車対車+限定危険」などがあります。

車両保険の種類と補償の範囲

〈補償の対象となる事故例〉

一般条件

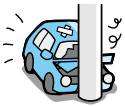

電柱に衝突

車庫入れに失敗

転覆・墜落

あて逃げ
(相手車不明)

車対車+限定危険 (84、85ページご参照)

車対車

他の自動車との
衝突・接触*1

火災・爆発

限定危険

台風・竜巻・
洪水・高潮

盗難*2

落書・いたずら

飛来中または落下中の
他物との衝突

*1 車両保険の種類が「車対車+限定危険」や「車対車」の場合、「他の自動車(ご契約のお車と所有者が異なる自動車をいい、原動機付自転車を含みます。)」および「その運転者または所有者」が確認されたときに限り補償します。
*2 ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難事故については補償の対象となりません。
※二輪自動車、原動機付自転車、A種工作車および農耕作業用自動車のご契約については、「一般条件」以外はお選びいただけません。
※車両保険の種類が「車対車+限定危険」または「限定危険」の場合、「窓ガラス破損」については、事故原因が上記「限定危険」の補償の範囲に該当するときに限り補償します。

お支払いする保険金(「車両価額協定保険特約」(86ページご参照)がセットされている場合)

車両保険金

●全損*1の場合

お支払いする保険金

ご契約金額の全額をお支払いします。

●分損の場合(全損*1以外の場合)

お支払いする保険金

修理費などの損害額から自己負担額*2*3を差し引いた額をお支払いします。

※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用、運搬・納車費用、仮修理費用などの諸費用をあわせてお支払いできる場合があります。
※ご契約金額が事故時の時価を著しく超える場合は、事故時の時価をご契約金額とみなして保険金をお支払いします。

全損時諸費用保険金

ご契約のお車が全損*1となった場合は、上記のほかにご契約金額の10%(20万円限度)をお支払いします。

【車両価額協定保険特約がセットされていない場合】

全損*1の場合：ご契約金額を限度に、事故時のご契約のお車の時価を車両保険金としてお支払いします。
なお、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
分損の場合：修理費などの損害額から自己負担額*2*3を差し引いた額を車両保険金としてお支払いします。
ただし、ご契約金額が事故時のご契約のお車の時価より低い場合は、修理費などの損害額から自己負担額*2*3を差し引いた金額に、事故時の時価に対するご契約金額の割合を乗じた額をお支払いします。

*1 お車を修理できない場合または修理費がご契約金額（「車両価額協定保険特約」がセットされていない場合は事故時の時価）以上となった場合をいいます。なお、盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
*2 自己負担額の設定方法には、「定額方式」または「増額方式」（2回目以降の事故に適用する自己負担額が1回目の事故の自己負担額より高額となる方式）があります。なお、「増額方式」において、無過失車対車事故の特則が適用される事故または所定の費用のみをお支払いする事故が既に発生している場合、これらの事故は、自己負担額の適用上の事故回数に含めません。
*3 ご契約期間が1年を超えるご契約において「増額方式」の場合は、保険年度ごとに事故回数をカウントします。

補償を受けられる方

ご契約のお車の所有者

保険金をお支払いできない主な場合

○ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害
○戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害
○地震・噴火・津波による損害*
○消防または避難に必要な処置以外の国または公共団体の公権力の行使による損害
○詐欺または横領による損害
○お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害
○お車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗による損害
○故障損害
○お車に定着されていない付属品の単独損害（火災による損害は、お支払いの対象となります。）
○タイヤの単独損害（火災・盗難による損害は、お支払いの対象となります。）
○法令などにより禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
○酒気帯びの状態や無免許などで運転中に生じた損害　など

*割増保険料をお支払いいただき「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」（25ページまたは93ページご参照）をセットすることにより、ご契約のお車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いすることができます。

無過失車対車事故の特則 （54ページご参照）

「他の自動車との衝突・接触」による車両事故について、示談などによりご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用・管理していた方に過失がなかったことが確定した場合や、相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」または「赤信号無視」による事故もしくはご契約のお車が「駐停車中」の事故において、ご契約のお車の所有者およびご契約のお車を使用・管理していた方に過失がなかったと弊社が判断する場合、次回のご契約のノンフリート等級・事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金*をお支払いします。

* 次の特約に関する保険金をお支払いした場合は、この特則の対象外とします。ただし、これらの特約を適用されない旨のお申し出をいただいた場合は、この特則の対象とします。

○車両新価保険特約　○車両全損時超過修理費補償特約
○積載動産損害補償特約（個人用・事業用）

※この取扱いは、「他の自動車（ご契約のお車と所有者が異なる自動車をいい、原動機付自転車を含みます。）」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限ります。

■ 車両価額協定保険特約 ご契約内容に応じて自動セット (86ページご参照)

ご契約時に、ご契約のお車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（検査）年月のお車の市場販売価格相当額をご契約金額（協定保険価額）として定めるものです。この特約がセットされているご契約については、車両保険金をお支払いする際、事故時の時価にかかわらず、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。また、ご契約のお車が全損となった場合、全損時諸費用保険金として、ご契約金額の10%（20万円限度）をお支払いします。

●この特約は、ご契約のお車が自家用8車種の場合に自動的にセットされます。（レンタカーの場合を除きます。）なお、ご契約のお車が、自家用普通貨物車（最大積載量2トン超）やダンプカー、営業用自動車など自家用8車種以外でも、ご希望により特約（「普通貨物車等に関する車両価額協定保険特約」87ページご参照）をセットできる場合があります。（割増保険料が必要です。）

※ご契約金額が事故時の時価を著しく超える場合は、事故時の時価を限度に保険金をお支払いします。

オプション

□ 車両新価保険特約（新車特約） (87ページご参照)

ご契約のお車の修理費が新車価格（協定新価保険金額）の50%以上*または全損となった場合、実際にかかるお車の再購入費用（車両本体価格+付属品+消費税）または修理費について協定新価保険金額を限度にお支払いします。また、所定の要件を満たす場合、臨時費用保険金をお支払いします。

＊内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。

※事故発生日の翌日から起算して6か月以内に代替のお車を再取得またはご契約のお車を修理された場合に限ります。

※盗難事故については、この特約の対象となりません。（盗難後にご契約のお車が発見された場合は対象となります。）

※この特約により臨時費用保険金をお支払いする場合、全損時諸費用保険金はお支払いしません。

□ 車両全損時超過修理費補償特約 (90ページご参照)

車両保険金のお支払いの対象となる事故において、修理費がご契約金額を超過した場合、超過した修理費について50万円を限度にお支払いします。

※事故発生日の翌日から起算して6か月以内に修理された場合に限ります。

□ 車両保険の免責金額に関する特約（車両免ゼロ特約） (85ページご参照)

他の自動車との衝突・接触事故の場合に限り、車両保険の自己負担額3万円または5万円を適用しません。ただし、「他の自動車（ご契約のお車と所有者が異なる自動車をいいます。）」および「その運転者または所有者」が確認された場合に限ります。

※車両保険の自己負担額が「増額方式」（「3−10万円」または「5−10万円」）の場合、2回目以降の事故についてはこの特約の対象とはならず、原則として自己負担額10万円を適用します。

□ 地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 (93ページご参照)

地震・噴火・津波により、ご契約のお車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約のお車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、50万円（車両保険のご契約金額が50万円未満の場合は車両保険のご契約金額と同額）を一時金としてお支払いします。

※この特約は、車両保険の種類が「一般条件」（23ページご参照）のご契約にセットすることができます。ただし、二輪自動車や原動機付自転車など一部のお車のご契約にはセットできません。

その他の補償内容（特約など）

その他の主な補償として、次のようなものがあります。

□ 人身傷害補償特約 オプション （67ページご参照）

補償の概要

ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故*により亡くなられたり、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、ご契約金額を限度に保険金をお支払いします。

*ご契約のお車の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などをいいます。

お支払いする保険金

人身傷害保険金 1回の事故につき補償を受けられる方1名ごとに、ご契約金額を限度にお支払いします。

人身傷害保険金	＝	約款に記載された基準（70ページご参照）に従い弊社が算出した損害額	－	相手から既に受領済の賠償金や自賠責保険、労働者災害補償制度などによって既に給付が決定した金額または支払われた金額など

※重度の後遺障害が生じた場合（神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護が必要な状態などをいいます。）には、ご契約金額の2倍を限度にお支払いします。
ただし、同一事故で補償を受けられる方が亡くなられた場合を除きます。
※損害の発生または拡大防止のための費用、求償権を保全するための費用をあわせてお支払いできる場合があります。
※ケガの治療を受ける際は、健康保険などの公的制度をご利用ください。

お支払いの対象となる主な損害	入院・通院されたとき	後遺障害が生じたとき	亡くなられたとき
	治療費などの実費	治療費などの実費	治療費などの実費
	休業損害	逸失利益	逸失利益
	精神的損害	精神的損害	精神的損害
		将来の介護料	葬儀費

【他のケガや後遺障害、病気の影響について】

事故によりケガをされた場合に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響または事故によりケガをされた後で、その事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

補償を受けられる方

①ご契約のお車に搭乗中の方
②ご契約のお車の保有者または運転者
※②に該当する方がご契約のお車による自動車事故で亡くなられたり、ケガをされた場合は、ご契約のお車に搭乗中以外のときも補償の対象となります。ただし、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に限ります。

保険金をお支払いできない主な場合

○補償を受けられる方の故意、重大な過失、闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害・ケガ
○酒気帯びの状態や無免許などで運転中に、その本人に生じた損害・ケガ
○お車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでお車に搭乗中の方に生じた損害・ケガ
○補償を受けられる方の脳疾患・疾病または心神喪失によって、その本人に生じた損害・ケガ
○戦争・外国の武力行使・革命・内乱・核燃料物質などによる損害・ケガ
○地震・噴火・津波による損害・ケガ
○お車を競技・曲技のために使用することまたはこれらを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃など以外のために使用することによる損害・ケガ
○極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗中の方またはお車を業務として受託している自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方に生じた損害・ケガ

など

□ 人身傷害に関する自動車危険補償特約 オプション (78ページご参照)

「人身傷害補償特約」で補償の対象となる事故を「ご契約のお車に搭乗中の自動車事故」だけでなく「他のお車*に搭乗中の自動車事故」や「歩行中など車外での自動車事故」などに拡大します。

＊他のお車には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または常時使用するお車を含まないなど、一定の条件があります。
※この特約で補償の対象となる事故は、自動車の運行によって生じた事故や運行中の、飛来中・落下中の他物との衝突などとなります。
※この特約により拡大した補償範囲の事故で補償を受けられる方は、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様に限ります。
※記名被保険者が法人の場合、この特約はセットできません。

補償の対象となる事故例

ご契約のお車に搭乗中の自動車事故でケガをした。	他のお車*に搭乗中の自動車事故でケガをした。	歩行中に自動車にはねられてケガをした。

「人身傷害補償特約」による補償範囲 ／ この特約により補償範囲を拡大

⚠ 記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」がある場合、それぞれのご契約にこの特約をセットされると、補償の重複が生じますので、ご契約内容をご確認ください。(いずれか1台のご契約にこの特約をセットされることで、記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族が補償の対象となります。)

■ 他車運転危険補償特約 ご契約内容に応じて自動セット

(ご契約のお車が自家用8車種の場合115ページご参照、二輪自動車または原動機付自転車の場合 116ページご参照)

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様が他人から臨時に借りた自家用8車種のお車*を運転中(駐車中または停車中を除きます。)に生じた対人・対物・自損・車両事故について、借りたお車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車のご契約条件に応じて補償します。

＊次の場合を含まないなど一定の条件があります。
○記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または常時使用するお車を運転中の場合
○記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様が自ら所有または常時使用するお車を運転中の場合
○補償を受けられる方の使用者(雇用主など)の業務のために、その使用者の所有するお車を運転中の場合
○補償を受けられる方が役員となっている法人の所有するお車を運転中の場合
※車両事故(借りたお車自体に生じた損害)については、車両保険をご契約の場合に限り、借りたお車の時価を限度に補償します。
※ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、他人から借りた二輪自動車または原動機付自転車を運転中の対人・対物・自損事故について補償します。(車両事故については補償の対象となりません。)
※「人身傷害補償特約」をセットされたご契約の場合、自損事故保険による保険金のお支払いはありません。
●この特約は、記名被保険者が個人で次のいずれかの場合に自動的にセットされます。
・ご契約のお車が自家用8車種の場合
・ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車で、対人賠償保険または対物賠償保険をご契約の場合

■ 臨時代替自動車補償特約 ご契約内容に応じて自動セット (117ページご参照)

ご契約のお車が整備、修理、点検などのために整備工場などの管理下にあって使用できない間に、ご契約のお車の代替として借りたお車を使用中に生じた、対人・対物・自損・無保険車傷害・搭乗者傷害・人身傷害・車両事故について、借りたお車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車のご契約条件に応じて補償します。
※車両事故(借りたお車自体に生じた損害)については、借りたお車の時価を限度に補償します。
※「人身傷害補償特約」をセットされたご契約の場合、自損事故保険による保険金のお支払いはありません。
●この特約は次のいずれかのご契約に自動的にセットされます。
・記名被保険者が法人のノンフリート契約(対人賠償保険または対物賠償保険をご契約の場合に限ります。)
・フリート契約
・「リースカーに関する特約」がセットされたご契約(保険証券に「リースカーオープンポリシー」と表示されます。)

事故代車費用補償特約（実損支払） オプション （105ページご参照）

車両保険金のお支払いの対象となる事故により、ご契約のお車が使用できなくなった場合に、お車の修理期間中または買替えまでの間に発生したレンタカーなどの代車費用について、「ご契約の日額×利用日数」を限度に実際のご負担額をお支払いします。（お支払いの対象となる期間は「代車のご利用開始日からその日を含めて30日」かつ「事故発生日などの翌日から起算して6か月以内」を限度とします。）

※自己負担額を設定された場合は、その額を差し引いてお支払いします。

積載動産損害補償特約 オプション （99ページご参照）

偶然な事故により、ご契約のお車の室内・トランク内などに積載している個人所有の動産（ゴルフバッグ・キャンプ用品など）がこわれた場合や盗難*にあった場合に30万円を限度に保険金をお支払いします。

* キャリアやルーフボックスなど車室外積載装置に固定または収納された動産については、ご契約のお車と同時に盗難にあった場合に限り補償します。なお、「車両盗難不担保特約」（92ページご参照）をセットされている場合は、積載動産の盗難についても補償の対象となりません。

※通貨、クレジットカード、プリペイドカード、宝石、携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、眼鏡などに生じた損害については補償の対象となりません。

ファミリーバイク特約 オプション （108ページご参照）

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様が原動機付自転車を使用中に生じた対人・対物・自損事故について、原動機付自転車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車のご契約条件に応じて補償します。また、搭乗中のケガを「人身傷害補償特約」で補償するタイプ（人身傷害型）もあります。

※原動機付自転車自体に生じた損害は補償の対象となりません。

※他人から臨時に借りた原動機付自転車を使用中の事故も補償の対象となります。

※「ファミリーバイク特約（人身傷害型）」の場合、自損事故保険による保険金のお支払いはありません。

日常生活賠償責任補償特約 オプション （110ページご参照）

日本国内・国外を問わず、日常生活での偶然な事故（自動車事故を除きます。）により、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子様が他人にケガなどをさせたり、他人の財物をこわした場合、法律上の損害賠償責任の額について保険金をお支払いします。また、弊社の同意を得て支出された、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

※ご契約金額は「無制限」となります。また、日本国内で発生した事故に限り、原則として弊社が相手方との示談交渉を行います。

〈ファミリーバイク特約・日常生活賠償責任補償特約共通〉
記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が記名被保険者となる「他のご契約」がある場合、それぞれのご契約にこれらの特約をセットされると、補償の重複が生じますので、ご契約内容をご確認ください。（いずれか1台のご契約にこの特約をセットされることで、記名被保険者、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族が補償の対象となります。）

※「日常生活賠償責任補償特約」につきましては、火災保険や傷害保険などのご契約内容もご確認ください。

自動車保険の改定のご案内（主なもの）

弊社では、2012年10月1日および2013年4月1日に自動車保険を改定いたしました。主な改定の概要は次のとおりです。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. 補償内容などに関する主な改定

1 無過失車対車事故の特則の改定（2012年10月1日改定）

無過失車対車事故の特則の適用範囲などを改定いたしました。改定後の適用範囲などにつきましては、24ページまたは54ページをご覧ください。

2 車両保険に関する特約の改定（2012年10月1日改定）

「限定危険」および「車対車+限定危険」の対象事故のうち、「窓ガラス破損」について補償範囲を改定いたしました。改定後の補償範囲につきましては、23ページまたは84ページから85ページまでをご覧ください。

3 運転者年齢条件特約に関する改定（2013年4月1日改定）

「26歳以上補償」と「30歳以上補償」の運転者年齢条件を統合し、「26歳以上補償」に一本化します。

2. 保険料に関する主な改定

1 ノンフリート等級別料率制度の改定（2012年10月1日改定）

ノンフリート等級別料率制度における、事故の取扱いおよびノンフリート等級別料率係数（割増引率）などについて、次の改定を行いました。詳しくは、31ページから33ページまでをご覧ください。

- これまで同じ等級であればすべてのお客様で同一としていた割増引率を事故の有無によって、「無事故係数（割増引率）」と「事故有係数（割増引率）」の2種類に分け、事故のあったご契約の次契約から「事故有係数（割増引率）」を一定期間適用することとしました（その期間を「事故有係数適用期間」といいます。）。また、すべての等級の割増引率を見直しました。＊
- 「等級すえおき事故」として取り扱っていた事故を「1等級ダウン事故」とすることとしました。ただし、「火災・爆発」や「窓ガラス破損」については、ご契約のお車の運行に起因する場合など、事故原因によっては「3等級ダウン事故」として取り扱います。また、「受託貨物賠償責任補償特約に係る事故」については、事故原因にかかわらず「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 等級プロテクト特約を廃止しました。

＊原則として、ご契約期間の初日が2013年10月1日以降のご契約より、等級の割増引率を変更します。

2 多数割引の対象契約の拡大（2012年10月1日改定）

「ノンフリート多数割引」および「フリート多数割引（9台以下）」の対象契約を1保険証券で2台のご契約にも拡大し、「1%」の割引を適用することとしました。

3 保険料の改定（2013年4月1日改定）

近年の事故の発生状況などを踏まえ、保険料水準の見直しを行います。

運転者年齢条件やご契約のお車の用途車種、補償種類などご契約条件により、引上げまたは引下げとなります。

⇒これにより、前年とご契約条件が同一であっても、保険料が変更となる場合があります。なお、ご契約条件によっては、大幅な変更となることがあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 記名被保険者年齢別料率の導入（2013年4月1日改定）

記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を「26歳以上補償」で契約された場合に、記名被保険者の年齢に応じた料率区分の保険料を適用する、記名被保険者年齢別料率を導入します。詳しくは、33ページをご覧ください。

また、この改定に伴い、記名被保険者の生年月日を告知事項に追加します。

1. 保険料

保険料は、ご契約のお車の型式、用途車種、ご契約金額、ノンフリート等級および事故有係数適用期間などにより決定します。

初回保険料の口座振替払またはコンビニ払*などによりお支払いが猶予される場合を除き、保険料はご契約手続きと同時にお支払いください。取扱代理店または弊社が保険料を領収する前の事故については、保険金をお支払いできません。

*所定の振込票によりコンビニエンスストアで保険料をお支払いいただきます。(振込票は保険証券とは別にお届けします。)

2. 保険料のお支払いがない場合について(払込猶予期間について)

口座振替払またはコンビニ払における初回保険料や第2回目以降の分割保険料につきましては、保険証券記載の払込期日をお守りください。払込期日の翌月末日までに保険料のお支払いがない場合、下表の日以降に発生した事故について保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

	保険金がお支払いできなくなる日	ご契約の解除日
初回保険料	ご契約期間の初日	ご契約期間の初日
第2回目以降の分割保険料	払込期日の翌日	払込期日または満期日のいずれか早い日

弊社がご契約を解除した場合は、ノンフリート7等級から20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

口座振替払でご注意いただきたいこと

- 保険料の振替日は26日(近畿地区信用金庫協会加盟の信用金庫は27日)です。なお、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日となります。振替日の前日までに、ご指定の口座の残高をご確認ください。
- 振替不能が発生した場合、払込猶予期日を「払込期日の翌月末日」から「払込期日の翌々月の25日」に延長します。ただし、次の場合は払込猶予期日を延長しません。
  - ・ご契約者の故意により、保険料のお支払いがなかった場合
  - ・同一契約において過去に2か月連続して残高不足による振替不能が発生し、かつ、今回の再請求も残高不足により振替不能となった場合(ご契約期間が1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なることがあります。)
- 通常、第1回目の振替不能分については翌月に再度振替えを行いますが、お客様(口座名義人)のご都合により口座の請求を停止された場合、振替不能になった保険料は再度振り替えられませんので、取扱代理店まで直接お支払いいただきますようお願いいたします。
- 同一の預貯金口座から複数の保険契約の保険料を振り替えさせていただいている場合には、すべての保険契約の保険料をまとめた合計額を振り替えさせていただきます。この場合のご通帳の表示は1行となりますので、あらかじめご了承ください。

3. 保険料の割引制度

保険料の割引制度として、主に次のものがあります。割引制度の内容につきましては、重要事項説明書などをご覧ください。また、記載内容にご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

新車割引	エコカー割引	福祉車両割引	長期優良契約割引
ノンフリート多数割引	フリート多数割引	Web確認割引	

4. ノンフリート等級別料率制度

ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車のご契約台数が9台以下（他の保険会社でのご契約台数を含みます。）の場合は、ご契約のお車1台ごとに1等級～20等級のノンフリート等級および事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しており、次のような割増引率を適用します。ただし、「弁護士費用等補償特約」や「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」など一部の特約には適用されません。

1 新たに契約される場合の等級・事故有係数適用期間・割増引率

		初めて契約される場合				複数所有新規制度を利用して契約される場合			
年齢条件		年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外車種	年齢を問わず補償	21歳以上補償	26歳以上補償	年齢条件対象外車種
等級		6(A)	6(B)	6(C)	6(D)	7(A)	7(B)	7(C)	7(D)
ご契約期間の初日	2013年4月1日～2013年9月30日	25% 割増	10% 割増	5% 割引	割増引なし	10% 割引	15% 割引	28% 割引	
	2013年10月1日～2014年9月30日	28% 割増	3% 割増	9% 割引	4% 割増	11% 割増	11% 割引	40% 割引	39% 割引

※ご契約期間の初日が2014年10月1日以降の割増引率につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
※新たに契約される場合の事故有係数適用期間は0年となります。

●複数所有新規制度について

既に11等級以上の他のお車のご契約*があり、新たに2台目以降のお車について契約される場合（記名被保険者が同一のご契約のほか、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族のご契約を含みます。）で、記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人、他のお車と2台目以降のお車の用途車種がいずれも自家用8車種またはいずれも二輪自動車であるなど所定の要件を満たすときは、7等級（A）～（D）を適用します。

＊他の保険会社の自動車保険契約、JA共済・全労済・全自共・教職員共済・共済連（中小企業共済）の自動車共済契約を含みます。また、他のお車のご契約期間が1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2 継続して契約される場合の等級・事故有係数適用期間・割増引率

前契約のご契約期間が1年の場合の取扱いは次のとおりです。ご契約期間が1年未満または1年を超えるご契約の場合は取扱いが異なりますので、詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

（1）等級

前契約の事故件数により次のとおり決定します。（上限を20等級、下限を1等級とします。）

前契約の内容	継続して契約される場合の等級
無事故またはノーカウント事故のみを起こされた場合	前契約の等級から1等級上がった等級
1等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の等級から事故1件につき1等級下がった等級
3等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の等級から事故1件につき3等級下がった等級

※事故の種類につきましては、33ページをご覧ください。

(2) 事故有係数適用期間

上限を6年、下限を0年とし、前契約の内容により次のとおり決定します。ただし、ご契約期間の初日が2013年4月1日以降2013年9月30日以前の場合は、事故有係数適用期間は原則として0年*とします。

前契約の内容		継続して契約される場合の事故有係数適用期間
事故	3等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の事故有係数適用期間に事故1件につき3年加算します。
	1等級ダウン事故を起こされた場合	前契約の事故有係数適用期間に事故1件につき1年加算します。
ご契約期間	1年経過	前契約の事故有係数適用期間から1年減算します。 (前契約の事故有係数適用期間が0年の場合を除きます。)

*次のような場合には、ご継続の契約の事故有係数適用期間を1年～6年とし、下記 (3) の事故有係数の割増引率を適用することがあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- 前契約のご契約期間の初日が2012年10月1日以降で、「前契約に3等級ダウン事故・1等級ダウン事故がある場合」または「前契約が他の保険会社・共済のご契約で事故有係数適用期間を適用していない場合」
- ご契約期間が1年を超えるご契約に3等級ダウン事故があり、そのご契約を解約して継続された場合　など

(3) 割増引率

下表のとおりとします。

等級		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	ご契約期間の初日	割増(%)			割引(%)																
無事故係数	2013年4月1日～2013年9月30日*	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63
無事故係数	2013年10月1日～2014年9月30日	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
事故有係数	2013年10月1日～	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44

＊ご契約期間の初日が2013年4月1日以降2013年9月30日以前の場合でも、事故有係数適用期間が1年～6年となるときは事故有係数を適用します。
※ご契約期間の初日が2014年10月1日以降の割増引率につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

3 ノンフリート等級・事故有係数適用期間についてご注意いただきたいこと

(1) ノンフリート7等級～20等級の継承ができなくなる場合などについて

次のいずれかに該当する場合などは、原則として7等級～20等級の継承ができなくなりますので、ご注意ください。

- 記名被保険者を「配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族」以外の方へ変更される場合
- ご契約のお車を、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚のお子様が所有するお車など車両入替できない条件のお車に変更される場合
- 前契約の満期日（または解約日）の翌日から起算して7日以内に継続されない場合
- 前契約が解除された場合　など

※上記にかかわらず、過去13か月以内に満期を迎えたご契約や解約・解除されたご契約があり、ご契約のノンフリート等級が1等級～5等級または事故有係数適用期間が1年～6年となる場合は、そのノンフリート等級または事故有係数適用期間を継承しなければならないことがあります。

(2) ノンフリート等級・事故有係数適用期間の訂正について

ご契約手続きをされた後に次の事由が発生した場合などは、お手続きをされたご契約のノンフリート等級や事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては、保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- 前契約に事故が発生した場合
- 前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄された場合
- 前契約が解約または解除となった場合　など

4 事故の種類について

(1) 1等級ダウン事故

事故原因が、次の①のいずれかに該当し、お支払いする保険金が、次の②のいずれかの保険金のみ、または次の②の保険金の組合せのみの事故は1等級ダウン事故として取り扱います。ただし、下記(2)のノーカウント事故を除きます。

① 事故原因	●火災・爆発（飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触または転覆・墜落によって生じた火災・爆発を除きます。） ●盗難　●落書・いたずらなど*のご契約のお車に対する直接の人為的行為 ●台風・竜巻・洪水・高潮　●飛来中・落下中の他物との衝突 ●騒擾（そうじょう）・労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●その他偶然な事故（ご契約のお車と他物との衝突・接触またはご契約のお車の転覆・墜落を除きます。）
② 保険金	●車両保険　●買替時諸費用補償特約 ●財物損害補償特約　●積載動産損害補償特約（個人用・事業用） ●被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約　●リース車両費用補償特約

＊落書・いたずらなどには「契約自動車の運行によるもの」、「契約自動車と他の自動車との衝突または接触によるもの」、「契約自動車の所有者の行為によるもの」、「契約自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によることが明らかであるもの」を含みません。

※ご契約期間の初日が2012年9月30日以前のご契約の事故の場合は、次のとおり取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

・「1等級ダウン事故」は「等級すえおき事故」として取り扱い、ご継続後の等級は前契約と同一になります。ただし、前契約の等級が6等級（A）～（E）、（G）の場合は6等級（F）を、7等級（A）～（E）、（G）の場合は7等級（F）を同一の等級とします。（ご契約期間が1年未満または1年を超えるご契約の場合、取扱いが異なることがあります。）

・上記「① 事故原因」には、「飛来中・落下中の物以外の他物との衝突・接触または転覆・墜落によって生じた火災・爆発」および「窓ガラス破損」も含まれるものとし、「② 保険金」には、「受託貨物賠償責任補償特約」も含まれます。

※前契約に「等級プロテクト特約」がセットされているご契約の取扱いにつきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

(2) ノーカウント事故

次の事故については、事故件数には数えません。

●お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、または次の保険金の組合せのみの事故

◇対人臨時費用　◇医療保険金（日数払）補償特約　◇事故代車費用補償特約（実損支払）
◇無保険車傷害保険　◇搭乗者傷害保険　◇車両保険の運搬・納車費用、仮修理費用または盗難車引取費用
◇人身傷害保険　◇搭乗者傷害事業主費用補償特約　◇ファミリーバイク特約
◇人身傷害諸費用補償特約　◇事故・故障「運搬・納車費用」保険　◇弁護士費用等補償特約
◇死亡・後遺障害一時金補償特約　◇事故・故障代車費用補償特約（実損支払）　◇日常生活賠償責任補償特約
◇地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

●無過失車対車事故の特則が適用される事故

(3) 3等級ダウン事故

上記（1）および（2）に該当しない事故は3等級ダウン事故として取り扱います。

5. 記名被保険者年齢別料率

記名被保険者が個人で、運転者年齢条件を「26歳以上補償」で契約された場合は、ご契約期間の初日時点における記名被保険者の年齢に応じて「29歳以下」、「30歳～39歳」、「40歳～49歳」、「50歳～59歳」、「60歳～69歳」、「70歳以上」に区分して算出した保険料を適用します。

なお、ご契約期間が1年を超えるご契約の場合は、「ご契約期間の初日」を「各保険年度の初日」に読み替え、保険年度ごとに上記区分を適用します。また、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更される場合は、「変更日時点での変更後の記名被保険者の年齢」に応じて上記区分を適用します。

保険料の計算が日割計算となる場合について

ご契約内容の変更および解約をされる場合、返還または請求させていただく保険料は、原則として月割計算により算出しますが、「団体扱特約」または「集団扱特約」がセットされているご契約以外で、次に該当する場合には日割計算により算出します。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1. ご契約内容を変更される場合

次のご契約についてご契約内容を変更される場合、日割計算を適用します。

○ノンフリート多数割引が適用されているご契約
○「保険期間通算による等級継承特則」を適用するために締結した、ご契約期間が1年未満のご契約
○「全車両一括付保特約」がセットされているご契約

2. 「中途更改」に伴いご契約を解約される場合

[用語のご説明]

「中途更改」とは、弊社でのご契約をいったん解約し、その解約日をご契約期間の初日として、そのご契約と記名被保険者およびご契約のお車を同一*とする新契約を弊社と締結することをいいます。
*記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族などが記名被保険者となる場合や、入替手続きによりご契約のお車を変更する場合も同一とみなします。

「中途更改」に伴う解約のうち、次の場合は日割計算を適用します。

○現在ご契約の普通保険約款から他の普通保険約款への変更を行う場合
○中途更改後の新契約に新たにノンフリート多数割引を適用する場合
○次のすべての条件を満たす場合
・「車両保険の自己負担額の変更」、「フリート契約基本保険料への変更」または「ご契約期間の統一」を行う場合で、かつ、現在のご契約において変更処理ができないこと。
・中途更改後の新契約のご契約期間が1年以上であること。
・中途更改後の新契約について、現在ご契約にセットされている補償種類を削除しないこと。
○中途更改後の新契約に「全車両一括付保特約」を新たにセットされる場合
○中途更改後の新契約を「団体扱特約」または「集団扱特約」をセットしたご契約に変更する場合
○「保険期間通算による等級継承特則」を適用するために、1年契約を解約（中途更改）する場合

「団体扱特約」または「集団扱特約」がセットされているご契約について、保険料一時払方式と12回払方式の切替え（中途更改）を行う場合は、日割計算を適用します。

3. 「減車」または「増車」される場合

[用語のご説明]

「減車」とは、複数のお車を1保険証券でご契約いただいている場合で、そのうちの一部のお車を解約されることをいいます。
また「増車」とは、複数のお車を1保険証券でご契約いただいている場合で、そのご契約に新たなお車を追加することをいいます。

次のご契約について「減車」または「増車」される場合は、日割計算を適用します。

○ノンフリート多数割引が適用されているご契約
○「全車両一括付保特約」がセットされているご契約

上記以外の場合にも日割計算となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

事故が起こった場合には

1. ただちにご連絡ください

万が一、事故が起こってしまった場合には、被害者に対する救護措置をとり、警察署へ事故の届出をするとともに、次の事項を取扱代理店または弊社までただちにご連絡ください。

① **事故発生の日時・場所**
② **事故の状況（事故の原因・形態など）**
③ **相手方の住所・氏名・連絡先・お車の情報（車名・登録番号など）**
④ **事故の状況について目撃者がいる場合は、その方の住所・氏名・連絡先など**
⑤ **損害賠償の請求を受けた場合はその内容**

上記の事項について、ただちにご連絡いただけなかったことによって生じた損害につきましては、保険金のお支払いの対象とならない場合がありますのでご注意ください。

2. 必ず事前にご相談ください

次の場合には、必ず事前に弊社までご相談ください。

① **損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合**
② **事故にあったお車または積載動産を修理・処分する場合**
③ **相手方からの損害賠償請求を承認する場合**

①および②については、事前にご連絡いただけなかったことによって生じた損害については、保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。
また、③については、相手方からの損害賠償請求を承認する前に必ず弊社の承認をお取りください。弊社が承認しないうちにご契約者または補償を受けられる方ご自身で相手方からの損害賠償請求を承認された場合は、保険金の一部をお支払いできないことがあります。

3. 保険金を請求される際のお手続きについて

事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または弊社より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

ご契約者、補償を受けられる方または保険金を受け取るべき方が、正当な理由がなく所定の書類を提出されなかった場合や、提出された書類について事実と異なる記載や偽造などを行った場合、それによって生じた損害については保険金のお支払いの対象となりませんのでご注意ください。

●約款に記載された書類または証拠（54ページご参照）のほか、次の書類などのうち弊社がご提出をお願いする書類をご提出ください。

ご提出いただく書類	必要書類の例
(1) 事故発生日時・事故状況・事故原因などの確認のために必要な書類	事故発生場所の管理者の事故証明書 など
(2) 補償を受けられる方、保険金を受け取るべき方または保険の対象であることの確認のために必要な書類	住民票、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、登録事項等証明書、免許証 など

(3) ケガまたは病気の程度を証明するために必要な書類	レントゲン写真、MRI画像 など
(4) 保険の対象の価額、ご契約者または補償を受けられる方に生じた損害の範囲や損害の額、または負担した費用を算出するために必要な書類	見積書、写真、領収証、通院交通費明細書、各種費用特約などの費用負担を立証する書類 など
(5) 弊社が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類	他の保険契約などの保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
(6) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱に関する同意書、 医療機関用同意書 など

示談交渉について

賠償事故が起きた場合には、弊社は補償を受けられる方と相手方との示談交渉に関するご相談の受付けなど、事故解決のためのお手伝いをいたします。

また、補償を受けられる方が相手方から損害賠償の請求を受けた場合は、補償を受けられる方からお申し出があり、かつ、相手方の同意が得られるときは、相手方との示談交渉を弊社がお引き受けします。

ただし、補償を受けられる方が正当な理由がなく弊社への協力を拒まれた場合や、補償を受けられる方に賠償責任がない場合、法律上の損害賠償責任の額がご契約金額を明らかに超える場合など、示談交渉ができないことがありますのでご注意ください。

4. 保険金の請求時効について

保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。なお、時効の日数については、保険金請求権の発生時期の翌日から起算します。

5. 保険金のお支払時期について

保険金請求のご連絡をいただいた場合、原則として保険金請求のお手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。ただし、約款に記載された特別な照会や調査（55ページご参照）が必要な場合は、お支払いまでの期間を延長することがあります。

6. 賠償責任保険の被害者に対する先取特権について

対人賠償保険、対物賠償保険、「日常生活賠償責任補償特約」および「受託貨物賠償責任補償特約」において、所定の要件を満たす場合、被害者には他の債権者に優先して、弊社に対して損害賠償額を請求することができる権利（先取特権）があります。

7. 保険金の代理請求人制度について

補償を受けられる方ご自身がご存命であるにもかかわらず、保険金を請求できない事情がある場合には、補償を受けられる方の配偶者*や、配偶者*がいらっしゃらないときは3親等内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

*内縁関係の方は含みません。

一般自動車総合保険
普通保険約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款・特約を掲載しています。保険証券をご確認いただき、適用される普通保険約款の条項および特約をご一読ください。

※ご契約にセットされる特約の保険証券の表示内容につきましては、6ページから9ページをご覧ください。

約款をご覧いただくにあたっての注意事項

■ **約款本文中の下線のある用語については、各条項・特約の冒頭〈用語の定義〉で、ご説明しております。**

※用語の定義は、五十音順に表示しています。

例

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の配偶者 ウ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。

■ **約款本文中の（注）のある用語については、各条の末尾でご説明しております。**

例

（注２）普通保険約款自損事故条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

（注３）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注４）搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

一般自動車総合保険普通保険約款

第１章　賠償責任条項

＜用語の定義（五十音順）＞

この賠償責任条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
危険物	道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。
記名被保険者	契約自動車を主に使用する者で、保険証券記載の者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
損害賠償請求権者	次のいずれかに該当する者等をいいます。 ア．対人事故の直接の被害者 イ．対人事故により被害者が死亡した場合の、被害者の法定相続人または慰謝料請求権者 ウ．対物事故の被害財物の所有者
対人事故	契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
臨時費用	被保険者が臨時に必要とする費用をいいます。

第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）

(1) 当会社は、対人事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、１回の対人事故による (1) の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注 1）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注 1）自賠責保険等によって支払われる金額
契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第２条（保険金を支払う場合－対物賠償）

当会社は、対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第３条（保険金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）

(1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注 2）の故意
② 記名被保険者以外の被保険者の故意
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑤ 台風、洪水または高潮
⑥ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑧ ③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 6）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注 2）保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人
保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注 3）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注 4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注 5）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

（注 6）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２　対人賠償）

(1) 当会社は、対人事故により次の①から⑤までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者
② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者の父母、配偶者または子
④ 被保険者の業務（注 7）に従事中の使用人
⑤ 被保険者の使用者の業務（注 7）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が契約自動車をその使用者の業務（注 7）に使用している場合に限ります。

(2) 当会社は、(1) ⑤の規定にかかわらず、契約自動車の所有者（注 8）および記名被保険者が個人である場合には、記名被保険者がその使用者の業務（注 7）に契約自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務（注 7）に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注 7）業務
家事を除きます。

（注 8）所有者
次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注 9）により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

（注 9）所有権留保条項付売買契約
自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３　対物賠償）

当会社は、対物事故により次の①から③までのいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者
② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第６条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）

この賠償責任条項における被保険者は、次の①から④までのいずれかに該当する者とします。
① 記名被保険者
② 契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア．記名被保険者の配偶者
イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注 10）の子
③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者（注 11）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者（注 12）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注 12）の業務に使用している場合に限ります。

（注 10）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注 11）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 12）使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第７条（個別適用）

(1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第３条（保険金を支払わない場合－その１　対人・対物賠償共通）(1) ①の規定を除きます。
(2) (1) の規定によって、次の①から③までの額が増額されるものではありません。
① 第 14 条（支払保険金の計算－対人賠償）(1) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額
② 同条 (2) ②に定める臨時費用の額
③ 第 15 条（支払保険金の計算－対物賠償）(1) および (3) に定める当会社の支払うべき保険金の限度額

第８条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第９条（当会社による解決－対人賠償）

(1) 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注 13）を行います。
(2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
(3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が (2) に規定する協力を拒んだ場合

（注 13）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）

(1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して (3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
(2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して (3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注 14）を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④ (3) に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（注 15）を超えることが明らかになった場合
⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 － 自賠責保険等によって支払われる金額（注 1） － 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ＝ 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
(5) (2) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（注 14）支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注 15）保険証券記載の保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第 11 条（当会社による解決－対物賠償）

(1) 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注 13）を行います。
(2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について協力しなければなりません。
(3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
① １回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額（注 16）を明らかに超える場合
② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、１回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合
③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が (2) に規定する協力を拒んだ場合

（注 16）保険証券記載の保険金額
第 15 条（支払保険金の計算－対物賠償）(3) ①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が 10 億円を超える場合は、10 億円とします。

第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）

(1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して (3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して (3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注 14）を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 － 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額 ＝ 損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1 回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注 17）が保険証券記載の保険金額（注 16）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は (1) の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は (2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。

① (2) ④に規定する事実があった場合

② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合

③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(7) (6) ②または③に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の対物事故につき当会社がこの賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注 14）を限度とします。

（注 17）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）

(1) 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 18）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 緊急措置費用	対人事故または対物事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 落下物取片づけ費用	対物事故の原因となるべき偶然な事故によって契約自動車に積載していた動産（注 19）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取片づけ費用
⑤ 示談交渉費用	次の費用 ア．対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ．第 9 条（当会社による解決－対人賠償）(2) または第 11 条（当会社による解決－対物賠償）(2) の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ．その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

(2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①または②のいずれかに該当するときは、(1) の費用のほか、臨時費用を損害の一部とみなします。

① 対人事故の直接の結果として死亡した場合

② 対人事故の直接の結果として 3 日以上入院 (注 20) した場合

（注 18）費用
収入の喪失を含みません。

（注 19）契約自動車に積載していた動産
法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

（注 20）入院
医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

第 14 条（支払保険金の計算－対人賠償）

(1) 1 回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者 1 名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 前条 (1) ①から③までの費用 － 自賠責保険等によって支払われる金額（注 1） ＝ 保険金

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条 (1) ⑤および⑥の費用

② 同条 (2) の臨時費用。ただし、1 回の対人事故により生命または身体を害された者 1 名につき、次の額とします。

ア．同①に該当する場合は、10 万円

イ．同②に該当する場合は、2 万円

③ 第 9 条（当会社による解決－対人賠償）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第 15 条（支払保険金の計算－対物賠償）

(1) 1 回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(1) ①から④までの費用 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額 － 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額 ＝ 保険金

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(1) ⑤および⑥の費用

② 第 11 条（当会社による解決－対物賠償）(1) の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(3) (1) ただし書の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険証券記載の保険金額が 10 億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は、10 億円を限度とします。

① 契約自動車に業務（注 7）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故

② 契約自動車が被牽引（けん）自動車を牽（けん）引中に発生した、被牽引（けん）自動車に業務（注 7）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故

③ 航空機の滅失、破損または汚損

第 16 条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）

(1) 第 8 条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）、第 9 条（当会社による解決－対人賠償）(1) または第 11 条（当会社による解決－対物賠償）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

(2) 当会社は、次の①または②のいずれかの金額の範囲内で、(1) ①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
① 対人事故については、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（注 21）
② 対物事故については、１回の事故につき、保険証券記載の保険金額（注 16）（注 22）
(3) (1) ③により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注 23）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
(4) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から⑥までの規定は、その貸付金または供託金（注 23）を既に支払った保険金とみなして適用します。
① 第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ただし書
② 第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ただし書
③ 同条 (7) ただし書
④ 第 14 条（支払保険金の計算－対人賠償）(1) ただし書
⑤ 前条 (1) ただし書
⑥ 同条 (3)
(5) (1) の供託金（注 23）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注 23）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注 23）または貸付金（注 24）が保険金として支払われたものとみなします。
(6) 基本条項第 17 条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注 21）保険証券記載の保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注 22）保険証券記載の保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注 23）供託金
利息を含みます。
（注 24）貸付金
利息を含みます。

第 17 条（先取特権－対人・対物賠償共通）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注 25）について先取特権を有します。
(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
(3) 保険金請求権（注 25）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注 25）を質権の目的とし、または (2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注 25）保険金請求権
第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 18 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額（注 16）が、次の①および②の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。
① 前条 (2) ②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額
② 被保険者が第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(1) ①から④までの規定により当会社に対して請求することができる費用の額

第２章　自損事故条項

＜用語の定義（五十音順）＞
この自損事故条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害 (注) に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ア．別表１に掲げる後遺障害 イ．別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの （注）将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
治療日数	入院または通院した日数をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金または医療保険金をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（注 1）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その損害に対して、この自損事故条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
① 契約自動車の運行に起因する事故
② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 2）に搭乗中である場合に限ります。
(2) (1) の傷害（注 1）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。

（注 1）傷害
ガス中毒を含みます。
（注 2）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害（注１）に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害（注１）
② 次のいずれかに該当する間に生じた傷害（注１）
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
イ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
ウ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害（注１）
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害（注１）
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害（注１）
(2) 傷害（注１）が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注３）に対しては、保険金を支払いません。

（注３）創傷感染症（そうしょかんせんしょう）
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

(1) 当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害（注１）に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注４）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注５）もしくは核燃料物質（注５）によって汚染された物（注６）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注７）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。
(2) 当会社は、自動車取扱業者（注８）が契約自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害（注１）に対しては、保険金を支払いません。

（注４）暴動（ぼうどう）
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注５）核燃料物質（かくねんりょうぶっしつ）
使用済燃料を含みます。
（注６）核燃料物質（かくねんりょうぶっしつ）によって汚染（おせん）された物（ぶつ）
原子核分裂生成物を含みます。
（注７）競技（きょうぎ）もしくは曲技（きょくぎ）
競技または曲技のための練習を含みます。
（注８）自動車取扱業者（じどうしゃとりあつかいぎょうしゃ）
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第４条（被保険者の範囲）

(1) この自損事故条項における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とします。
① 契約自動車の保有者（注９）
② 契約自動車の運転者（注10）
③ ①および②以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注２）に搭乗中の者
(2) (1) の規定にかかわらず、契約自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

（注９）保有者（ほゆうしゃ）
自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。
（注10）運転者（うんてんしゃ）
自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。

第５条（個別適用）

この自損事故条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注１）を被り、その直接の結果として、下表に掲げる保険金を支払う事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

保険金の名称	保険金を支払う事由	支払う保険金の額	保険金の支払い先
① 死亡保険金	死亡した場合	1,500 万円（注11）	被保険者の法定相続人
② 後遺障害保険金	後遺障害が生じた場合	別表１の各等級に定める金額	被保険者
③ 介護費用保険金	次のいずれかの後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合 ア．別表１の第１級、第２級（注12）または第３級③もしくは④に掲げる後遺障害 イ．(3) または (4) の規定により、別表１の第１級または第２級に掲げる金額が支払われるべき後遺障害	200 万円	被保険者
④ 医療保険金	治療を要した場合	治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次のアおよびイの算式により算出された金額。ただし、１回の事故につき、被保険者１名ごとに 100 万円を限度とします。 ア．入院した場合 入院日数 × 6,000 円 イ．通院した場合 通院日数（注13） × 4,000 円	被保険者

(2) (1) の表中①の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
(3) 別表１の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(4) 同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、それぞれ下表に定める額を後遺障害保険金として支払います。

区分	支払う後遺障害保険金の額
① 別表１の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に定める金額
② ①以外の場合で、別表１の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に定める金額

③　①および②以外の場合で、別表１の第１級から第 13 級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	次のいずれか低い額 ア．重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に定める金額 イ．それぞれの後遺障害に該当する等級に定める金額の合計額
④　①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級に定める金額

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

別表１に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額 － 別表１に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に定める金額 ＝ 後遺障害保険金

(6) 当会社は、(1) の表中③の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
(7) 同一事故により生じた後遺障害が (1) の表中③のアおよびイのいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。
(8) (1) の表中④の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注 14）であるときには、その処置日数を含みます。
(9) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表２に掲げる部位を固定するために医師の指示（注 15）によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。
(10) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害（注 1）を被った場合においても、当会社は、その期間のうち入院または通院した日に対し重複しては医療保険金を支払いません。

（注 11）1,500 万円
１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った金額を控除した残額とします。
（注 12）別表１の第１級、第２級
別表１の第１級③および④ならびに第２級③および④を除きます。
（注 13）通院日数
第６条（支払保険金の計算）(1) ④アに該当する日数を除きます。
（注 14）同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（注 15）医師の指示
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。

第７条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 当会社は、次の①または②の影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
①　被保険者が同条の傷害（注 1）を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
②　被保険者が同条の傷害（注 1）を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害（注 1）または疾病の影響
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第８条（当会社の責任限度額等）

(1) １回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、前２条の規定による額とし、かつ、1,500 万円を限度とします。
(2) １回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、前２条の規定による額とし、かつ、2,000 万円を限度とします。ただし、当会社は、死亡保険金を支払う場合においては、後遺障害保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) および (2) に定める死亡保険金または後遺障害保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し前２条の規定による介護費用保険金または医療保険金を支払います。

第９条（代　位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害（注 1）について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第３章　無保険車傷害条項

＜用語の定義（五十音順）＞
この無保険車傷害条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	被保険者の生命または身体を害した自動車であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア．契約自動車 イ．被保険者が所有する自動車（注 1） ウ．日本国外にある自動車 **（注 1）所有する自動車** 所有権留保条項付売買契約（注 2）により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 **（注 2）所有権留保条項付売買契約** 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
記名被保険者	賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
後遺障害	治療（注 1）の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者（注 2）の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注 3）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ア．別表１に掲げる後遺障害 イ．別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの **（注 1）治療** 医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 **（注 2）被保険者** 第５条（被保険者の範囲）(1) の被保険者の胎内にある胎児を含みます。 **（注 3）将来においても回復できない機能の重大な障害** 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注 4）のあるものに限ります。 **（注 4）医学的他覚所見** 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。

対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の自動車の無保険車傷害保険等	契約自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第１条（保険金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	無保険車事故によって損害を被った被保険者（注）または被保険者の父母、配偶者もしくは子をいいます。 **（注）被保険者** 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が２台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注１）の合計額（注２）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ア．その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 イ．その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ウ．その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注１）が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合 **（注１）対人賠償保険等の保険金額または共済金額** 対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。 **（注２）それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額の合計額** ウに該当するもの以外の相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。
無保険車事故	無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることをいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、無保険車事故によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者がある場合に限り、この無保険車傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

(2) 当会社は、１回の無保険車事故による (1) の損害の額が、次の①および②の合計額または次の①および③の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

① 自賠責保険等によって支払われる金額（注１）

② 対人賠償保険等によって、賠償義務者が (1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注２）

③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注３）

（注１）自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
（注２）対人賠償保険等の保険金額または共済金額
対人賠償保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。
（注３）他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
他の自動車の無保険車傷害保険等が２以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうち最も高い額とします。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

② 次のいずれかに該当する間に生じた損害

ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間

イ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間

ウ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している間

③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 4）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 台風、洪水または高潮

④ 核燃料物質（注 5）もしくは核燃料物質（注 5）によって汚染された物（注 6）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注４）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注５）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注６）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

① 被保険者の父母、配偶者または子

② 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注 7）に従事している場合に限ります。

③ 被保険者の使用者の業務（注 7）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注 7）に従事している場合に限ります。

(2) 当会社は、(1) ①に定める者の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、同①から③までに定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

(3) 契約自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（注 8）には、当会社は、保険金を支払いません。

(4) 当会社は、自動車取扱業者（注 9）が契約自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注 10）のために使用すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用することによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注 7）業務
家事を除きます。
（注 8）契約自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合
保険金請求権者が対人賠償保険等によって保険金、共済金または損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。
（注 9）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 10）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第５条（被保険者の範囲）

(1) この無保険車傷害条項における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注 11）の子
⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 12）に搭乗中の者
(2) (1) の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。
(3) (1) の被保険者の胎内にある胎児が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、その出生後に、生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることによって損害を被った場合は、(1) の規定の適用において、既に生まれていたものとみなします。

（注 11）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注 12）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第６条（個別適用）

この無保険車傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（損害額の決定）

(1) 損害額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
(2) (1) の損害額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているといないとにかかわらず、次の手続によって決定します。
① 当会社と保険金請求権者との間の協議
② ①の協議が成立しない場合は、当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解または調停

第８条（損害の一部とみなす費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 13）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

（注 13）費用
収入の喪失を含みません。

第９条（支払保険金の計算）

(1) １回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の算式により算出された額とします。

第７条（損害額の決定）の規定により、決定される損害額 ＋ 前条の費用 － 次の①、②、④、⑤および⑥の合計額または次の①、③、⑤および⑥の合計額のうちいずれか高い額 ＝ 保険金

① 自賠責保険等によって支払われる金額（注 1）
② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第１条（保険金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（注 2）
③ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（注 3）
④ 他の自動車の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の自動車の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
⑤ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
⑥ 第７条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
(2) (1) の規定にかかわらず、１回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の算式により算出された額を限度とします。

保険証券記載の保険金額 － (1) ②または③のうちいずれか高い額

第 10 条（保険金請求権者の義務）

(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第１条（保険金を支払う場合）(1) の損害を被った場合は、保険金請求権者は遅滞なく次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
① 賠償義務者の住所および氏名または名称
② 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
③ 賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合は、その内容
④ 保険金請求権者が第１条 (1) の損害に対して、次のいずれかに該当する者から既に取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
ア．賠償義務者
イ．自賠責保険等の保険者または共済者
ウ．対人賠償保険等の保険者または共済者
エ．賠償義務者以外の第三者
(2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
① 保険金請求権者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合
② 保険金請求権者が、正当な理由がなく (1) の書類に事実と異なる記載をした場合

第 11 条（保険金請求の手続）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を経由して行うものとします。

第４章　搭乗者傷害条項

＜用語の定義（五十音順）＞
この搭乗者傷害条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ア．別表１に掲げる後遺障害 イ．別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの **（注）将来においても回復できない機能の重大な障害** 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
治療日数	入院または通院した日数をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	被保険者１名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害（注 1）に対して、この搭乗者傷害条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
① 契約自動車の運行に起因する事故
② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
(2) (1) の傷害（注 1）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。

（注 1）傷害
ガス中毒を含みます。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害（注 1）に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害（注 1）
② 次のいずれかに該当する間に生じた傷害（注 1）
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
イ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
ウ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害（注 1）
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害（注 1）
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害（注 1）
(2) 傷害（注 1）が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注 2）に対しては、保険金を支払いません。

（注 2）創傷感染症
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害（注 1）に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 6）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注 3）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注 5）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注 6）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第４条（被保険者の範囲）

(1) この搭乗者傷害条項における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 7）に搭乗中の者とします。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
② 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者（注 8）

（注 7）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注 8）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第５条（個別適用）

この搭乗者傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）を被り、その直接の結果として、下表に掲げる保険金を支払う事由に該当する場合に、下表のとおり保険金を支払います。

保険金の名称	保険金を支払う事由	支払う保険金の額	保険金の支払い先
① 死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合	保険金額の全額（注 9）	被保険者の法定相続人

② 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合	次の算式により算出された額 保険金額 × 別表１の各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	被保険者
③ 医療保険金	治療を要した場合	ア．治療日数の合計が１日以上、かつ、５日未満の場合 傷害（注 1）の程度にかかわらず１万円	被保険者
		イ．治療日数の合計が５日以上（注 10）の場合 10 万円。ただし、被保険者が被った傷害（注 1）が (7) ①から⑦までのいずれかに該当する症状の場合は、それぞれに定める額とします。	

(2) (1) の表中①の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
(3) 別表１の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(4) 同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額 × 下表にそれぞれ定める保険金支払割合 ＝後遺障害保険金

区分	保険金支払割合
① 別表１の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金支払割合
② ①以外の場合で、別表１の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金支払割合
③ ①および②以外の場合で、別表１の第１級から第 13 級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	次のいずれか低い割合 ア．重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金支払割合 イ．それぞれの後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合の合計の割合
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

(5) 既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額 × (別表１に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合 － 別表１に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合) ＝ 後遺障害保険金

(6) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における被保険者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、(1) ②のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
(7) (1) の表中③イの場合において、被保険者が被った傷害（注 1）が次の①から⑦までのいずれかに該当する症状のときは、当会社は、それぞれに定める額を医療保険金として支払います。

被保険者が被った傷害	医療保険金の額
① 手指を除く部位の骨折または脱臼	30 万円
② 眼および手指を除く部位の神経損傷または神経断裂	
③ 手指を除く部位の腱、筋または靱帯の断裂	
④ 手指を除く上肢または下肢の欠損または切断	50 万円
⑤ 眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷	
⑥ 胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	
⑦ 脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（注 11）、頸髄損傷または脊髄損傷	100 万円

(8) (1) の表中③の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注 12）であるときには、その処置日数を含みます。
(9) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表２に掲げる部位を固定するために医師の指示（注 13）によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。
(10) (7) ①から⑦までの各症状に該当しない傷害（注 1）であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなします。
(11) 同一事故により被った傷害（注 1）の症状が、(7) ①から⑦までの各症状の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を医療保険金として支払います。

（注 9）保険金額の全額
１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
（注 10）治療日数の合計が５日以上
５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の場合に限ります。
（注 11）頭蓋内血腫
頭蓋内出血を含みます。
（注 12）同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（注 13）医師の指示
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。

第７条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1) 当会社は、次の①または②の影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
① 被保険者が同条の傷害（注 1）を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が同条の傷害（注 1）を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害（注 1）または疾病の影響
(2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第８条（当会社の責任限度額等）

(1) １回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金または後遺障害保険金の額は、前２条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し前２条の規定による医療保険金を支払います。

第９条（代　位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害（注 1）について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第５章　車両条項

＜用語の定義（五十音順）＞

この車両条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ＥＴＣ装置	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事等の作業の用途をもつ自動車をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダ、ブルドーザ、コンクリートミキサートラック等をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
全損	契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第７条（修理費）の修理費が保険価額以上となる場合をいいます。 （注）契約自動車の損傷を修理することができない場合 契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	契約自動車に定着または装備されている物および法令に従い契約自動車に備えつけられている物をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。

(2) (1) の契約自動車には、次の①および②に規定する物を含みます。

① 付属品

② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステムおよびＥＴＣ装置

(3) (2) ①の付属品には、次の物を含みません。

① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品

② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

④ 付属機械装置（注 1）

⑤ 契約自動車が下表に掲げる自動車である場合の下表に掲げる物

契約自動車	付属品に含めない物
ア．工作用自動車の場合	契約自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェイン、ドリル等の積載付属品
イ．消防自動車の場合	契約自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品
ウ．タンク車、ふん尿車等の場合	契約自動車に付属するホース

（注 1）付属機械装置

医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注 2）

イ．所有権留保条項付売買契約（注 3）に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注 4）

ウ．アおよびイに定める者の法定代理人

エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者（注 5）または子

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 6）

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注 7）もしくは核燃料物質（注 7）によって汚染された物（注 8）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使

⑧ 契約自動車の用途車種（注 9）が二輪自動車または原動機付自転車である場合における契約自動車の盗難（注 10）

⑨ 詐欺または横領

⑩ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 11）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注 2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注 3）所有権留保条項付売買契約

自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

（注 4）所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

（注 5）配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

（注 6）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注 7）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注 8）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注 9）用途車種

登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

（注 10）盗難

発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

（注 11）競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障損害（注 12）
③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品、カーナビゲーションシステムまたはＥＴＣ装置に生じた損害。ただし、契約自動車から取りはずされて車上にない契約自動車のドアの鍵の盗難（注 13）により、被保険者が第７条（修理費）(2) に定める修理費を負担したことによって被った損害を除きます。
④ 付属品のうち契約自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
⑤ タイヤ（注 14）に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害
⑦ 契約自動車が工作用自動車である場合の次の物に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
ア．キャタピラ、排土板（注 15）、バケット（注 16）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
イ．リーダ（注 17）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（注 18）、パイプロハンマ（注 19）その他これらに類似の機能を有する物であって、契約自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
⑧ 契約自動車が農耕作業用自動車の場合の鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（注 20）に生じた損害。ただし、車体（注 21）と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

（注 12）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電気的または機械的損害をいいます。
（注 13）ドアの鍵の盗難
紛失を除きます。
（注 14）タイヤ
チューブを含みます。
（注 15）排土板
カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。
（注 16）バケット
つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。
（注 17）リーダ
ステーおよびフロントブラケットを含みます。
（注 18）アースオーガ
モータを含みます。
（注 19）パイプロハンマ
チャックを含みます。
（注 20）部分品
部分品の付帯部品を含みます。
（注 21）車体
原動機定着部分をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 第２条（保険金を支払わない場合－その１）①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第５条（被保険者の範囲）

この車両条項における被保険者は、契約自動車の所有者とします。

第６条（損害額の決定）

(1) 損害額は、保険価額によって定めます。
(2) 契約自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式により算出された額を損害額とします。

次に定める修理費 － 修理に際し部分品を交換したために契約自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝損害額

第７条（修理費）

(1) 前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
(2) 契約自動車について盗難によって損害が生じたことまたは契約自動車のドアの鍵の盗難（注 13）により、契約自動車のドアの鍵およびその錠を交換するために要した費用は、(1) に定める修理費に含めます。

第８条（損害の一部とみなす費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 22）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 運搬・納車費用	保険金の支払対象となる事故により契約自動車が自力で走行することができない状態（注 23）となった場合に生じる次の費用。ただし、契約自動車の修理等を行う場所または納車場所として社会通念上妥当と認められる場所へ契約自動車を運搬するために生じる費用に限ります。 ア．契約自動車を事故発生地から被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用 イ．修理工場等にて契約自動車の損傷の修理完了後、契約自動車を被保険者の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用、または契約自動車を引き取るために要した費用
④ 仮修理費用	保険金の支払対象となる事故により契約自動車が自力で走行することができない状態（注 23）となった場合に、契約自動車を被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
⑤ 盗難車引取費用	盗難にあった契約自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③または④に定める費用以外の費用
⑥ 共同海損負担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

（注 22）費用
収入の喪失を含みません。
（注 23）自力で走行することができない状態
法令により走行が禁じられる場合を含みます。

第９条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	支払う保険金の額	
	保険金額が保険価額を超えている場合	保険金額が保険価額以下である場合
① 全損の場合	保険価額	保険金額

② ①以外の場合	次の算式により算出された額とします。 ただし、保険価額を限度とします。 第６条（損害額の決定）の損害額 － 保険証券記載の免責金額（注 24）	次の算式により算出された額とします。 ただし、保険金額を限度とします。 （第６条の損害額 － 保険証券記載の免責金額（注 24））× 保険金額 ／ 保険価額

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、前条①から⑥までに定める費用の合計額を保険金として被保険者に支払います。ただし、同条③から⑤までに定める費用については、それぞれ１回の事故につき、15 万円または保険金額の 10%のいずれか高い額を限度とします。
(3) 当会社は、(2) の規定によって支払うべき保険金と (1) の保険金の合計額が保険金額または保険価額を超える場合であっても、(2) の保険金を支払います。
(4) 第６条（損害額の決定）の損害額および前条①から⑥までの費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は次の算式により算出された額を保険金として支払います。

次の①または②のいずれか高い額 － 回収金の額 ＝保険金

① 第６条の損害額および前条①から⑥までの費用のうち実際に発生した額の合計額
② (1) から (3) までに定める保険金の額の合計額
③ 次の算式により算出された自己負担額

①の額 － ②の額 ＝自己負担額

(5) (4) における損害額は、保険価額を限度とします。

（注 24）免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に基本条項第 18 条（無過失事対車事故の特則）の規定が適用される事故または第８条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第 10 条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 11 条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が、全損として保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注 25）が保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額（注 25）の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
(2) 付属品等契約自動車の一部分が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額（注 25）の損害額（注 26）に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(3) (1) および (2) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車または付属品等契約自動車の一部分について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注 25）保険金の額
第８条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた保険金の額をいいます。
（注 26）損害額
第８条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた損害の額をいいます。

第 12 条（盗難自動車の返還）

当会社が契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第６章　基本条項

＜用語の定義（五十音順）＞
この基本条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者（注）が契約自動車の所有者（注）と異なる自動車をいいます。 （注）所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
契約自動車の価額	契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
車対車事故	契約自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
請求完了日	次のいずれかに該当する日をいいます。 ア．被保険者または保険金を受け取るべき者が第 17 条（保険金の請求）(2) および (3) の規定による手続を完了した日 イ．損害賠償請求権者が第 21 条（損害賠償額の請求および支払）(1) の規定による手続を完了した日
損害額および費用	当会社が保険金を支払うべき損害の額および損害の一部とみなす費用をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
月割短期料率	別表４に掲げる月割短期料率をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

保険金	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項の保険金をいいます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時に始まり、末日の午後４時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第２条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、契約自動車が日本国内（注１）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

（注１）日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

第３条（告知義務）

(1) 保険契約者または記名被保険者（注２）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注２）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2) の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には適用しません。
① (2) の事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、(2) の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
③ 保険契約者または記名被保険者（注２）が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して５年を経過した場合
(4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第 13 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4) の規定は、(2) の事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（注２）記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。

第４条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、次の①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
① 契約自動車の用途車種または登録番号、車両番号もしくは標識番号を変更したこと。
② ①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注３）が発生したこと。
(2) (1) の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) (2) の規定は、当会社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して５年を経過した場合には適用しません。
(4) (2) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第 13 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注４）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(7) (6) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第 13 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（注３）告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において第４条（通知義務）の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
（注４）引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第５条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第６条（契約自動車の譲渡）

(1) 契約自動車が譲渡（注５）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（注６）に移転しません。ただし、保険契約者がその権利および義務を契約自動車の譲受人（注６）に譲渡する旨を書面をもって当会社に通知し承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、譲受人（注６）に移転します。
(2) 当会社は、契約自動車が譲渡（注５）された後（注７）に、契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注５）譲渡
所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の返還を含みます。
（注６）譲受人
所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。
（注７）契約自動車が譲渡された後
当会社が第６条（契約自動車の譲渡）(1) ただし書の書面を受領した後を除きます。

第７条（契約自動車の入替）

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当会社に通知し、それぞれ下表に定める入替対象自動車と契約自動車の入替の承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、その入替対象自動車について、この保険契約を適用します。

契約自動車の入替の通知を行う場合	入替対象自動車
① 次のいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途車種（注８）の自動車を新たに取得（注９）した場合 ア．契約自動車の所有者（注10） イ．記名被保険者（注11） ウ．記名被保険者（注11）の配偶者 エ．記名被保険者（注11）またはその配偶者の同居の親族	左記の新たに取得（注９）した自動車
② 契約自動車が廃車、譲渡または貸主に返還された場合	契約自動車と同一の用途車種（注８）の、①アからエまでのいずれかに該当する者が所有する自動車（注12）

(2) 当会社は、(1) の書面を受領した時以後に、(1) の入替対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、その入替対象自動車を契約自動車として普通保険約款（注13）に従い、保険金を支払います。

（注 8）同一の用途車種
別表 3 に掲げる契約自動車と入替ができる用途車種を含みます。
（注 9）取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入または 1 年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
（注 10）契約自動車の所有者
次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
（注 11）記名被保険者
賠償責任条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注 10）とします。
（注 12）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約に基づき購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注 13）普通保険約款
契約自動車について適用される特約を含みます。

第 8 条（保険契約の無効）

(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
(2) (1) の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 9 条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
(2) 損害または傷害が発生した後に (1) の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 10 条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の際、車両条項の保険金額が契約自動車の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
(2) 保険契約締結の後、契約自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、車両条項の保険金額について、減少後の契約自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第 11 条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、第 6 条（契約自動車の譲渡）(1) または第 7 条（契約自動車の入替）(1) の規定により承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。
(2) 当会社は、保険契約者が第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ①または②の追加保険料の支払を怠った場合（注 14）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(3) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) (1) に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて 1 か月以内に行使しなければ消滅します。

（注 14）保険契約者が第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ①または②の追加保険料の支払を怠った場合
当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第 12 条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
(2) (1) の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1) ①から③までのいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 13 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 14 条（保険料の返還または請求）

(1) 当会社は、次の①から⑪までのいずれかに該当する場合は、保険料の返還または請求について、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区分	保険料の返還または請求方法
① 第 3 条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合	保険料を変更する必要がある場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合	保険料を変更する必要がある場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき月割短期料率によって計算した、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注 15）に対する保険料を返還または請求します。ただし、次のいずれかに該当する場合で、当会社が認めるときは、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。 (ア) 保険証券に「ノンフリート多数割引」と記載されている場合 (イ) この保険契約が、当会社が定める保険期間通算による等級継承特則を適用して締結された保険契約等の、保険契約締結の際に支払うべき保険料が日割をもって計算された 1 年未満を保険期間とする保険契約である場合
③ 当会社が次のいずれかの規定による承認をする場合 ア．第 6 条（契約自動車の譲渡）(1) イ．第 7 条（契約自動車の入替）(1)	保険料を変更する必要がある場合は、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき月割短期料率によって計算した保険料を返還または請求します。ただし、② (ア) または (イ) のいずれかに該当する場合で、当会社が認めるときは、日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
④ 第 10 条（保険金額の調整）(2) の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	
⑤ ①から④までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合	
⑥ 第 8 条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑦ 保険契約が失効となる場合	当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
⑧ 第 9 条（保険契約の取消し）(1) の規定により、当会社が、保険契約を取り消した場合	当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑨ 第 10 条 (1) の規定により、保険契約者が、保険契約を取り消した場合	当会社は、保険契約締結時に遡（さかのぼ）って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
⑩ 第 3 条 (2)、第 4 条（通知義務）(2)、同条 (6)、第 11 条（保険契約の解除）(1)、同条 (2)、第 12 条（重大事由による解除）(1) または この保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	当会社は、次の算式により算出された保険料を返還します。 既に払い込まれた保険料 － 既経過期間に対して月割短期料率によって計算した保険料

⑪　第 11 条 (3) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	当会社は、次の算式により算出された保険料を返還します。ただし、次の (ｱ) または (ｲ) のいずれかに該当する場合で、当会社が認めるときは、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。 既に払い込まれた保険料 － 既経過期間に対して月割短期料率によって計算した保険料 (ｱ) 保険契約者が、保険契約の条件の変更等を行うために、この保険契約を一旦解除し、その解除日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結する場合。ただし、この保険契約を一旦解除しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合（注 16）に限ります。 (ｲ) 保険証券に「ノンフリート多数割引」と記載されている場合で、同一保険証券により保険に付されている複数台の自動車のうち一部の自動車の保険契約を解除するとき。

(2) (1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

区分	追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
①　第 11 条 (保険契約の解除)(2) の規定によりこの保険契約を解除できる場合	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、その損害または傷害が、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害である場合を除きます。
②　(1) ③の規定により当会社が請求した追加保険料について、保険契約者がその支払を怠った場合	当会社は、保険金を支払いません。
③　(1) ⑤の規定により当会社が請求した追加保険料について、保険契約者がその支払を怠った場合	当会社は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款（注 13）に従い、保険金を支払います。

（注 15）危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間
保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
（注 16）この保険契約を一旦解除しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合
普通保険約款もしくは保険期間を変更するため、または 2 台以上の自動車を同一保険証券により保険に付すためにこの保険契約を一旦解除する場合等をいいます。

第 15 条（事故発生時の義務）

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑩までの事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
①　損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②　事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③　次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。 ア．事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④　契約自動車または契約自動車のドアの鍵の盗難（注 17）があった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。	
⑤　契約自動車を修理する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。	
⑥　他人に損害賠償の請求（注 18）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。	他人に損害賠償の請求（注 18）をすることによって取得することができたと認められる額
⑦　損害賠償の請求（注 18）を受け、その全部または一部を承認する場合には、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑧　損害賠償の請求（注 18）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑨　他の保険契約等の有無および内容（注 19）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑩　①から⑨までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。	

(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
①　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) ③、④または⑩の書類に事実と異なる記載をした場合
②　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) ③、④または⑩の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

（注 17）ドアの鍵の盗難
紛失を除きます。
（注 18）損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
（注 19）他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑤までの保険金については、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それぞれ下表に定める額に対してのみ保険金を支払います。

保険金の種類	保険金の支払対象となる額
①　賠償責任条項に係る保険金。ただし、③の臨時費用を除きます。 ②　車両条項に係る保険金	次の算式により算出された額 損害額および費用（注 20） － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額
③　賠償責任条項第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(2) の臨時費用 ④　自損事故条項に係る保険金。ただし、同条項の介護費用保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金（注 21）とに区分して、それぞれ各別に支払保険金の額を決定します。 ⑤　無保険車傷害条項に係る保険金	次の算式により算出された額 それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

(3) (2) ②の損害額は、車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額を限度とします。

(注 20) 損害額および費用
それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
(注 21) これらの保険金以外の保険金
死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。

第 17 条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
② 自損事故条項に係る保険金	ア．死亡保険金については、被保険者が死亡した時 イ．後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時 ウ．介護費用保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時。ただし、事故の発生の日からその日を含めて 30 日を経過した時以後とします。 エ．医療保険金については、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時または事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時のいずれか早い時
③ 無保険車傷害条項に係る保険金	被保険者が死亡した時または被保険者に後遺障害が生じた時
④ 搭乗者傷害条項に係る保険金	ア．死亡保険金については、被保険者が死亡した時 イ．後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い時 ウ．医療保険金については、次の時 （ア）搭乗者傷害条項第６条（支払保険金の計算）(1) の表中③アの場合 治療のために入院（注 22）または通院（注 23）を開始した時 （イ）同イの場合 事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の治療日数の合計が５日となった時
⑤ 車両条項に係る保険金	損害発生の時

(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書（注 24）については、提出できない相当な理由がある場合はこれを提出する必要はありません。
① 保険金の請求書
② 保険証券
③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注 24）
④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑧ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類
ア．被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
イ．損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑨ 賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対物事故または車両条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
ア．被害が生じた物の価額を確認できる書類
イ．修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
ウ．被害が生じた物の写真または画像データ
⑩ その他当会社が第 19 条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までに掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注 25）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注 25）または②以外の３親等内の親族
(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
(5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(6) 賠償責任条項第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(2) の臨時費用の請求は、記名被保険者を経由して行うものとします。
(7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (5) の規定に違反した場合
② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (2)、(3) または (5) の書類に事実と異なる記載をした場合
③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (2)、(3) または (5) の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

(注 22) 入院
治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(注 23) 通院
治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
(注 24) 交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。
(注 25) 配偶者
＜用語の定義＞「配偶者」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第 18 条（無過失車対車事故の特則）

(1) 当会社は、次の①および②に定める条件をいずれも満たす車対車事故を、ノーカウント事故（注 26）として取り扱います。ただし、車両条項に係る保険金のみが支払われる事故に限ります。
① 次のいずれかの場合に該当すること。
ア．当会社が、事故状況の調査を行った結果、その車対車事故が次のいずれかに該当し、かつ、その発生に関して契約自動車の所有者（注 27）および契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合
(ア) 相手自動車が契約自動車に追突した事故
(イ) 対向車線を走行中の相手自動車がセンターラインをオーバーしたことにより契約自動車に衝突または接触した事故
(ウ) 信号機により交通整理の行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（注 28）に従わずに進行したことにより、青色の灯火表示（注 29）に従い進行した契約自動車に衝突または接触した事故
(エ) 相手自動車が、駐車または停車中（注 30）の契約自動車に衝突または接触した事故
イ．その車対車事故の発生に関して契約自動車の所有者（注 27）および契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合
② 車対車事故の相手自動車について、次の事項がいずれも確認されること。
ア．登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
イ．車対車事故発生時の運転者または所有者（注 27）の住所および氏名もしくは名称
(2) 被保険者は、(1) の規定に基づき保険金の支払を請求する場合で、前条 (2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者（注 27）の住所の記載および記名押印のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ

③　相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、資料または画像データ

(注 26) ノーカウント事故
保険金の支払があった場合においても、次契約のノンフリート等級の決定にあたって、当会社がその事故はなかったものとして取り扱う事故をいいます。
(注 27) 所有者
次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
①　自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
②　自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③　①および②以外の場合は、自動車を所有する者
(注 28) 赤色の灯火表示
赤色の灯火の点滅を除きます。
(注 29) 青色の灯火表示
青色の灯火の矢印を含みます。
(注 30) 停車中
継続的に停止している場合に限ります。

第 19 条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(2) (1) の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注 31）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
①　(1) ①から同④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注 32）	180 日
②　(1) ①から同④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③　(1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (1) ①から同⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　(1) ①から同⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注 33）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注 31) 下表に定める延長後の日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注 32) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会
弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
(注 33) その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 20 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

(1) 当会社は、自損傷害、無保険車傷害または搭乗者傷害に関して、第 15 条（事故発生時の義務）(1) ②もしくは③の規定による通知または第 17 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
(2) (1) の規定による診断または死体の検案（注 34）のために要した費用（注 35）は、当会社が負担します。

(注 34) 死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注 35) 費用
収入の喪失を含みません。

第 21 条（損害賠償額の請求および支払）

(1) 損害賠償請求権者が賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注 24）については、提出できない相当な理由がある場合はこれを提出する必要はありません。
①　損害賠償額の請求書
②　公の機関が発行する交通事故証明書（注 24）
③　死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④　後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤　傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦　賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対物事故に係る損害賠償額の請求に関しては、次の書類または証拠
ア．被害が生じた物の価額を確認できる書類
イ．修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
ウ．被害が生じた物の写真または画像データ
⑧　その他当会社が (4) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めたもの
(2) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
(3) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
①　損害賠償請求権者が、正当な理由がなく (2) の規定に違反した場合
②　損害賠償請求権者が、正当な理由がなく (1) または (2) の書類に事実と異なる記載をした場合
③　損害賠償請求権者が、正当な理由がなく (1) または (2) の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合
(4) 当会社は、賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ①から同⑤まで、同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ①から同④までまたは同条 (6) ①から同③までのいずれかに該当する場合には、請求完了日からその日を含めて 30 日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
①　損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②　損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得し

たものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

(5) (4) の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(4) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注 31）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
①　(4) ①から同④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注 32）	180 日
②　(4) ①から同④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③　(4) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における (4) ①から同⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤　(4) ①から同⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

(6) (4) および (5) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注 33）には、これにより確認が遅延した期間については、(4) または (5) の期間に算入しないものとします。

第 22 条（時　効）

保険金請求権は、第 17 条（保険金の請求）(1) に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 23 条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して 3 年を経過した場合

②　損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第 24 条（代　位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他の債権（注 36）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
①　当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア．左記の支払った保険金の額 イ．被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
②　当会社が損害額および費用の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア．左記の支払った保険金の額 イ．次の算式により算出された額 被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額 － 損害額および費用のうち保険金が支払われていない額

(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1) の場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権が車両損害に関するものであるときは、次の①および②に定めるところにより取り扱います。

①　(1) の損害額は、車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額を限度とします。

②　当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、(1) の規定により移転した債権を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその債権を行使することができます。

ア．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

イ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

ウ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

エ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

オ．自動車取扱業者（注 37）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

（注 36）損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

（注 37）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第 25 条（保険契約者の変更）

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を契約自動車の譲受人（注 6）に移転させる場合は、第 6 条（契約自動車の譲渡）(1) の規定によるものとします。

(2) (1) の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

(3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第 26 条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が 2 名以上である場合は、当会社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2) (1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の 1 名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が 2 名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 27 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 28 条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表１＞　後遺障害等級表

この表は、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項、自損事故保険の保険金額に関する特約（保険金額変動方式）、人身傷害補償特約および搭乗者傷害事業主費用補償特約に共通のものとして使用します。

等　級	後　遺　障　害	自損事故条項 保険金支払額	搭乗者傷害条項 保険金支払割合
第１級	①　両眼が失明したもの ②　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥　両上肢の用を全廃したもの ⑦　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧　両下肢の用を全廃したもの	③または④に該当する後遺障害の場合 2,000 万円 上記以外の場合 1,500 万円	100%
第２級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ②　両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ⑤　両上肢を手関節以上で失ったもの ⑥　両下肢を足関節以上で失ったもの	③または④に該当する後遺障害の場合 1,500 万円 上記以外の場合 1,295 万円	89%
第３級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤　両手の手指の全部を失ったもの	1,110 万円	78%
第４級	①　両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力を全く失ったもの ④　１上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤　１下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	960 万円	69%
第５級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑤　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑥　１上肢の用を全廃したもの ⑦　１下肢の用を全廃したもの ⑧　両足の足指の全部を失ったもの	825 万円	59%
第６級	①　両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑧　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの	700 万円	50%
第７級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②　両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥　１手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの ⑦　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの ⑧　１足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪　両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫　外貌に著しい醜状を残すもの ⑬　両側の睾丸を失ったもの	585 万円	42%

第８級	①　１眼が失明し、または１眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ②　脊柱に運動障害を残すもの ③　１手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの ④　１手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの ⑤　１下肢を５センチメートル以上短縮したもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑧　１上肢に偽関節を残すもの ⑨　１下肢に偽関節を残すもの ⑩　１足の足指の全部を失ったもの	470 万円	34%
第９級	①　両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②　１眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③　両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥　咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑧　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨　１耳の聴力を全く失ったもの ⑩　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫　１手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの ⑬　１手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの ⑭　１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの ⑮　１足の足指の全部の用を廃したもの ⑯　外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰　生殖器に著しい障害を残すもの	365 万円	26%
第 10 級	①　１眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②　正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③　咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④　14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦　１手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの ⑧　１下肢を３センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの ⑩　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	280 万円	20%
第 11 級	①　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④　10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥　１耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦　脊柱に変形を残すもの ⑧　１手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨　１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの ⑩　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	210 万円	15%

第 12 級	① 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ② 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③ 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④ 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤ 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥ 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑦ 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの ⑧ 長管骨に変形を残すもの ⑨ 1手のこ指を失ったもの ⑩ 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪ 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの ⑫ 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの ⑬ 局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭ 外貌に醜状を残すもの	145 万円	10%
第 13 級	① 1眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④ 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95 万円	7 %
第 14 級	① 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ② 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③ 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④ 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤ 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥ 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦ 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧ 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの ⑨ 局部に神経症状を残すもの	50 万円	4 %

備考

(1) 視力の測定は万国式試視力表によるものとします。

(2) 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

(4) 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

(5) 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注　関節などの説明図

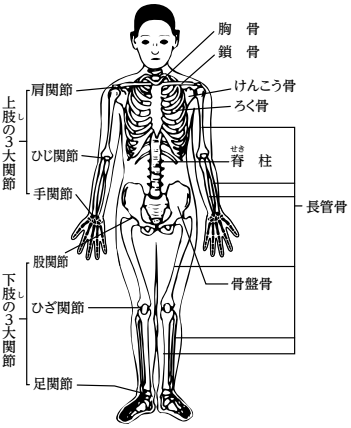

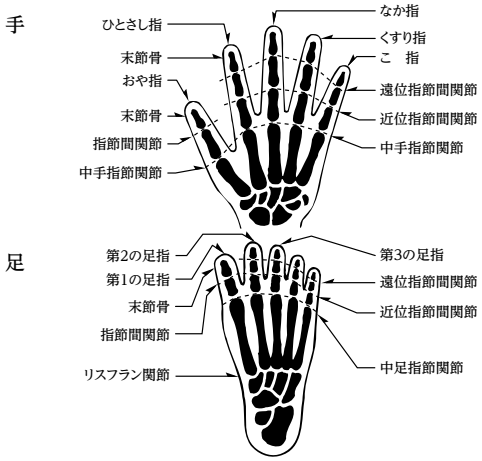

別表1

＜別表２＞　ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

この表は、自損事故条項、搭乗者傷害条項、人身傷害補償特約および搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）に関する特約に共通のものとして使用します。

1．長管骨および脊柱

2．長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。

3．ろく骨および胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。

4．上記部位以外の部位。ただし、ギプス等（注）を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じた場合に限ります。

（注）ギプス等
ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネをいいます。

注　関節などの説明図

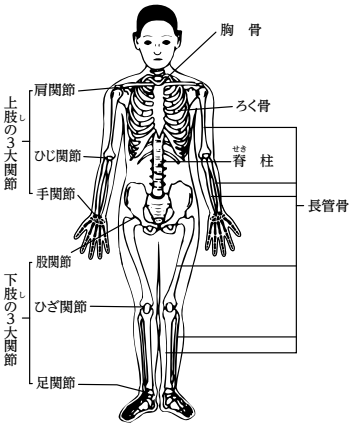

別表2

＜別表３＞　契約自動車の入替ができる用途車種区分表

契約自動車	入替対象自動車
自家用普通乗用車	自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	自家用軽四輪乗用車
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧超２㌧以下）	自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧超２㌧以下）
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧以下）	自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧以下）
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
特種用途自動車（キャンピング車）	特種用途自動車（キャンピング車）
営業用乗用車Ａ	営業用乗用車Ａ
営業用乗用車Ｂ	営業用乗用車Ｂ
営業用乗用車Ｃ	営業用乗用車Ｃ
営業用乗用車Ｄ	営業用乗用車Ｄ
自家用普通貨物車（最大積載量２㌧超）	自家用普通貨物車（最大積載量２㌧超）
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧超２㌧以下）	自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧超２㌧以下）
自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧以下）	自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 ㌧以下）
自家用小型貨物車	自家用小型貨物車
自家用軽四輪貨物車	自家用軽四輪貨物車
営業用普通貨物車（最大積載量２㌧超）	営業用普通貨物車（最大積載量２㌧超）
営業用普通貨物車（最大積載量２㌧以下）	営業用普通貨物車（最大積載量２㌧以下）
営業用小型貨物車	営業用小型貨物車
営業用軽四輪貨物車	営業用軽四輪貨物車
自家用バス	自家用バス
営業用バス	営業用バス
二輪自動車	二輪自動車
原動機付自転車	原動機付自転車
砂利類運送用普通貨物車	砂利類運送用普通貨物車
普通型ダンプカー（最大積載量２㌧超）	普通型ダンプカー（最大積載量２㌧超）
普通型ダンプカー（最大積載量２㌧以下）	普通型ダンプカー（最大積載量２㌧以下）
小型ダンプカー	小型ダンプカー
特種用途自動車（キャンピング車以外）	特種用途自動車（キャンピング車以外）
Ａ種工作車（クレーン・ショベル付）	Ａ種工作車（クレーン・ショベル付）
Ａ種工作車（クレーン・ショベル付以外）	Ａ種工作車（クレーン・ショベル付以外）
Ｂ種工作車	Ｂ種工作車

（注 1）特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。
（注 2）営業用乗用車Ａとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。
（注 3）営業用乗用車Ｂとは、営業用乗用車Ａと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Ｄを除きます。
（注 4）営業用乗用車Ｃとは、営業用乗用車Ａ、営業用乗用車Ｂおよび営業用乗用車Ｄ以外のハイヤー・タクシーをいいます。
（注 5）営業用乗用車Ｄとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

＜別表４＞　月割短期料率表

未経過期間 既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
月割短期料率	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

ただし、保険証券記載の保険期間が１年を超える場合は、保険契約の条件を変更すべき期間の初日または解除日の属する保険年度の保険料に限り月割短期料率によって計算します。

特　約

❶　運転者限定特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
特定運転者	保険証券記載の特定運転者をいいます。ただし、１名に限るものとし、契約自動車について普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、同条項の記名被保険者とします。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、契約自動車の用途車種（注 1）が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であって、かつ、契約自動車を運転する者について、「家族型」または「本人・配偶者型」のいずれかが保険証券に記載されている場合に適用されます。

（注 1）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（限定運転者）
この特約において「限定運転者」とは、次の①または②のいずれかに定める者をいいます。

保険証券の記載	限定運転者
①　「家族型」と記載されている場合	次のいずれかに該当する者 ア．特定運転者 イ．特定運転者の配偶者 ウ．特定運転者またはその配偶者の同居の親族 エ．特定運転者またはその配偶者の別居の未婚（注 2）の子（注 3）
②　「本人・配偶者型」と記載されている場合	次のいずれかに該当する者 ア．特定運転者 イ．特定運転者の配偶者

（注 2）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注 3）特定運転者またはその配偶者の別居の未婚の子
特定運転者またはその配偶者のいずれかと同居している者を含みません。

第３条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）
当会社は、この特約により、限定運転者以外の者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その損害または傷害が次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害である場合を除きます。
①　契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故
②　自動車取扱業者（注 4）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対人事故および対物事故

（注 4）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

❷　運転者年齢条件特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者	契約自動車について運転する者をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者（注 1）をいいます。 （注 1）普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者 普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、次の①または②のいずれかに該当する者をいいます。 ①　この保険契約に運転者限定特約の適用があるときは、同特約＜用語の定義＞に定める特定運転者 ②　①以外のときは、契約自動車の所有者（注 2） （注 2）契約自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ①　契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注 3）により売買されている場合は、その買主 ②　契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者 （注 3）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、契約自動車の用途車種（注 1）が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であって、かつ、運転者の年齢条件が保険証券に記載されている場合に適用されます。

（注 1）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

(1) 記名被保険者が個人である場合は、当会社は、この特約により、次の①から④までのいずれかに該当する者のうち、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ ①から③までのいずれかに該当する者の業務（注 2）に従事中の使用人

(2) 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者の年齢条件に該当しない者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その損害または傷害が次の①または②のいずれかに該当する事故による損害または傷害である場合を除きます。
① 契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故
② 自動車取扱業者（注 3）が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対人事故および対物事故

（注 2）業務
家事を除きます。
（注 3）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第３条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

❸ 対人臨時費用不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(2) および第 14 条（支払保険金の計算－対人賠償）(2) ②の規定にかかわらず、同条項第 13 条 (2) の臨時費用（注 1）に対する保険金を支払いません。

（注 1）臨時費用
他の特約により契約自動車（注 2）以外の自動車（注 3）を契約自動車（注 2）とみなした場合の臨時費用を含みます。
（注 2）契約自動車
保険証券記載の自動車（注 3）をいいます。
（注 3）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。

❹ 対人事故事業主費用補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
現地	被害者の収容地、葬儀地または事故現場をいいます。
対人事故	普通保険約款賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対人事故をいいます。
他の保険契約等	この特約と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被害者	対人事故により生命または身体を害された者をいいます。
見舞金等費用	次に定める費用をいいます。なお、収入の喪失を含みません。 ア．見舞金、香典または見舞品もしくは供物の購入費用 イ．見舞、葬儀参列等のための交通費または宿泊費
見舞費用保険金	見舞金費用保険金、交通費用保険金または宿泊費用保険金をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、対人事故により、記名被保険者が当会社の事前の承認を得て支出した見舞金等費用を負担することによって被る損害に対して、見舞費用保険金を支払います。

第３条（見舞費用保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた見舞金等費用を負担することによって被る損害に対しては、見舞費用保険金を支払いません。
① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注 1）の故意または重大な過失
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 台風、洪水または高潮
⑤ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑥ ⑤に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑧ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 5）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

(2) 当会社は、記名被保険者が見舞金等費用の支払に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された見舞金等費用を負担することによって被る損害に対しては、見舞費用保険金を支払いません。

(3) 当会社は、契約自動車が記名被保険者の業務に使用されていない間に生じた対人事故によって生じた見舞金等費用を負担することによって被る損害に対しては、見舞費用保険金を支払いません。ただし、記名被保険者がその対人事故により、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

（注１）保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人
保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注２）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注３）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注４）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注５）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第４条（見舞費用保険金を支払わない場合－その２）

(1) 当会社は、対人事故により次の①から④までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって生じた見舞金等費用に対しては、見舞費用保険金を支払いません。
① 記名被保険者またはその父母、配偶者もしくは子
② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
③ 記名被保険者の業務（注６）に従事中の使用人
④ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
(2) 当会社は、被害者が対人事故により医師の治療を受けたか死亡した場合以外の場合に対しては、見舞費用保険金を支払いません。

（注６）業務
家事を除きます。

第５条（見舞費用保険金の計算）

当会社は、それぞれ下表に定める見舞費用保険金を支払います。

保険金の名称	保険金を支払う費用	保険金の限度
① 見舞金費用保険金	対人事故について、記名被保険者が負担した見舞金、香典または見舞品もしくは供物の購入費用	別表１に記載する金額
② 交通費用保険金	対人事故について、記名被保険者が見舞、葬儀参列等のために負担した交通費。ただし、実際に見舞、葬儀参列等した者がその就業先から現地まで合理的な経路および方法により移動するのに要する往復交通費（注７）２名分を限度とします。また、ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラス、ファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合は、その超過した金額を除きます。	別表２に記載する金額および回数
③ 宿泊費用保険金	対人事故について、実際に見舞、葬儀参列等した者に宿泊せざるを得ない合理的な理由がある場合に、記名被保険者が見舞、葬儀参列等のために負担した宿泊費用。ただし、現地のもよりのホテル等の宿泊施設（注８）の１泊分の客室料（注９）２名分を限度とします。	別表２に記載する金額および回数

（注７）往復交通費
日当等を除きます。
（注８）宿泊施設
居住施設を除きます。
（注９）客室料
飲食費用を含みません。

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第７条（見舞費用保険金の請求）

(1) 当会社に対する見舞費用保険金の保険金請求権は、当会社の事前の承認を得た後に、実際に見舞金等費用を記名被保険者が負担した時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 記名被保険者が見舞費用保険金の支払を請求する場合は、記名被保険者が実際に負担した見舞金等費用の明細書および当会社が求めた書類または証拠を、普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）(2) に定める書類または証拠に含めます。

第８条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

＜別表１＞　見舞金費用保険金の限度額

対人事故の直接の結果として医師の治療を受けた場合または死亡した場合の被害者１名につき下記の額を限度とします。

態　　様	限度額
被害者が死亡	30 万円
被害者が入院 15 日以上の治療が必要と診断される場合	10 万円
被害者が入院１日以上、15 日未満の治療が必要と診断される場合	５万円
被害者が通院のみの治療が必要と診断される場合	３万円

入院、通院および入院期間の判断は、事故直後の医師の診断によります。なお、その後、重い区分に該当する状態になった場合には、高い方の限度額を適用するものとしますが、限度額は加算しません。

＜別表２＞　交通費および宿泊費の限度額と回数制限

●限度額

対人事故の直接の結果として医師の治療を受けた場合または死亡した場合の被害者１名につき、見舞、葬儀参列等をした者１名が１回の見舞、葬儀参列等に要した下記の額を限度とし、かつ２名分を限度とします。

費　目	限　度　額
交通費	片道　２万円
宿泊費	１万円

●回数制限

対人事故の直接の結果として医師の治療を受けた場合または死亡した場合の被害者１名につき下記の回数を限度とします。

態　　様	回数
被害者が死亡	３回
被害者が入院 15 日以上の治療が必要と診断される場合	２回
被害者が入院１日以上、15 日未満の治療が必要と診断される場合	１回
被害者が通院のみの治療が必要と診断される場合	１回

入院、通院および入院期間の判断は、事故直後の医師の診断によります。なお、その後、重い区分に該当する状態になった場合には、多い方の回数を適用するものとしますが、回数は加算しません。

⑤ 自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約

＜用語の定義＞
この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

第１条（自賠責保険等適用除外車に関する取扱い）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定は適用しません。
(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(3) および第 14 条（支払保険金の計算－対人賠償）(1) の規定の適用にあたっては、それぞれ自賠責保険等によって支払われる金額を差し引きません。
(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第９条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

第２条（自賠責保険等の契約がある場合）

保険証券記載の自動車（注）に自賠責保険等の契約が締結されている場合には、前条の規定は適用しません。

（注）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。

⑥ 相手自動車全損時超過修理費補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
相手自動車の価額	損害が生じた地および時における、相手自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
相手自動車の車両保険等	相手自動車について適用される保険契約または共済契約で、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって相手自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
修理費	損害が生じた地および時において、相手自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
対物事故	普通保険約款賠償責任条項＜用語の定義＞に規定する対物事故をいいます。
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
超過修理費	相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合における、相手自動車の修理費から相手自動車の価額を差し引いた額をいいます。
被保険者	普通保険約款賠償責任条項第６条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）に規定する被保険者をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①および②をいずれも満たす場合に、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、被保険者に対して、相手自動車全損時超過修理費保険金を支払います。
① 対物事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款賠償責任条項、基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金が支払われる場合
② 相手自動車の修理費が相手自動車の価額を上回る場合であって、相手自動車に損害が生じた日の翌日から起算して６か月以内（注）に相手自動車の損傷が修理されたとき。

（注）６か月以内
正当な理由により６か月を超えた場合を含みます。

第３条（支払保険金の計算）

(1) １回の対物事故につき当会社の支払う相手自動車全損時超過修理費保険金の額は、相手自動車１台につき、被保険者が負担する超過修理費とします。ただし、次の算式により算出された額または 50 万円のいずれか低い額を限度とします。

$$\boxed{\text{超過修理費}} \times \frac{\boxed{\text{相手自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額}}}{\boxed{\text{相手自動車の価額}}} = \text{限度額}$$

(2) (1) の場合において、相手自動車に生じた損害に対して相手自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が次の②の額を超えるときは、当会社は、(1) に定める保険金の額から次の③の超過額を差し引いて相手自動車全損時超過修理費保険金を支払います。この場合において、既に③の超過額について相手自動車全損時超過修理費保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
① 相手自動車の車両保険等によって相手自動車の修理費に対して支払われる保険金または共済金の額。ただし、相手自動車の修理費のうち、相手自動車の所有者以外の者が負担すべき金額で相手自動車の所有者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。
② 相手自動車の価額
③ 次の算式により算出された超過額

$$\boxed{\text{①の額}} - \boxed{\text{②の額}} = \text{超過額}$$

第４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき相手自動車全損時超過修理費保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して相手自動車全損時超過修理費保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の相手自動車全損時超過修理費保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ相手自動車全損時超過修理費保険金を支払います。

$$\boxed{\text{それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき相手自動車全損時超過修理費保険金または共済金のうち最も高い額}} - \boxed{\text{他の保険契約等の相手自動車全損時超過修理費保険金または共済金の額の合計額}}$$

第５条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する相手自動車全損時超過修理費保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 相手自動車全損時超過修理費保険金の請求は、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者を経由して行うものとします。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項＜用語の定義＞「保険金」の規定中、「賠償責任条項」から「車両条項の保険金」までを「この特約第２条（保険金を支払う場合）によって支払われる相手自動車全損時超過修理費保険金」と読み替えるものとします。

❼ レンタカーの対物賠償保険に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車がレンタカー（注 1）であり、かつ、記名被保険者がレンタカー事業者である場合に適用されます。

（注 1）レンタカー
道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条（有償貸渡し）第１項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第２条（対物賠償保険の特則）

当会社は、この特約により、契約自動車の使用または管理に起因して記名被保険者の所有、使用または管理する財物を滅失、破損または汚損することにより、契約自動車の借受人である被保険者（注 2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、普通保険約款賠償責任条項第５条（保険金を支払わない場合－その３　対物賠償）①の規定は適用しません。

（注 2）契約自動車の借受人である被保険者
記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。

❽ 人身傷害補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ア．普通保険約款別表１に掲げる後遺障害 イ．普通保険約款別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの （注）将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償保険等	他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金請求権者	第２条（保険金を支払う場合）(1) の損害を被った被保険者（注）または被保険者の父母、配偶者もしくは子をいいます。 （注）被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害（注 1）を被った場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項に従い、保険金を支払います。
　①　契約自動車の運行に起因する事故
　②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
(2) (1) の傷害（注 1）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。

（注 1）傷害
ガス中毒を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
　①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
　②　次のいずれかに該当する間に生じた損害
　　ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間

イ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
ウ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた損害
④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

(2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注 2）による損害に対しては、保険金を支払いません。

（注 2）創傷感染症
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥　契約自動車を競技もしくは曲技（注 6）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注 3）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注 5）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注 6）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第５条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 7）に搭乗中の者とします。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 7）に搭乗していない場合であっても、この特約における被保険者とします。ただし、これらの者が契約自動車の運行に起因する事故によりその身体に傷害（注 1）を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。
①　契約自動車の保有者（注 8）
②　契約自動車の運転者（注 9）
(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
①　極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者（注 10）

（注 7）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注 8）保有者
自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。
（注 9）運転者
自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
（注 10）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第６条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（損害額の決定）

(1) 損害額は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者が自動車 (注 11) の運行に起因して被保険者の生命または身体を害した場合は、次の①から③までの区分ごとの、それぞれ別紙に定める算定基準に従い算出した金額と自賠責保険等によって支払われる金額（注 12）のいずれか高い金額の合計額とします。

区分	被保険者の状態等
①　傷害	治療が必要と認められる状態であること。
②　後遺障害	後遺障害が生じたこと。ただし、同一事故により被保険者が死亡した場合を除きます。
③　死亡	死亡したこと。

(2) 普通保険約款別表１の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(3) 同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、それぞれ下表に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。

区分	該当したとみなす後遺障害の等級
①　普通保険約款別表１の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級
②　①以外の場合で、普通保険約款別表１の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級
③　①および②以外の場合で、普通保険約款別表１の第１級から第 13 級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級
④　①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級

(4) 既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を決定します。

普通保険約款別表１に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に応じた損害額 － 普通保険約款別表１に掲げる既にあった後遺障害に該当する等級に応じた損害額 ＝損害額

(5) 賠償義務者があり、かつ、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決または裁判上の和解において (1) から (4) までの規定により決定される損害額を超える損害額（注 13）が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額（注 13）をこの特約における損害額とみなします。ただし、その損害額（注 13）が社会通念上妥当であると認められる場合に限ります。

（注 11）自動車
＜用語の定義＞「自動車」の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第１項に定める自動車とします。
（注 12）自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。
（注 13）損害額
訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用または遅延損害金が含まれている場合は、その金額を差し引いた額とします。

第８条（損害の一部とみなす費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 14）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	普通保険約款基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

（注 14）費用
収入の喪失を含みません。

第９条（支払保険金の計算）

(1)　１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の算式により算出された額とします。この場合において、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき保険金額を限度とします。ただし、第７条（損害額の決定）(1) ②に該当する場合で、普通保険約款別表１の第１級、第２級（注 15）または第３級③もしくは同④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められるときは、保険金額の２倍の金額を限度とします。

第７条の規定により、決定される損害額　＋　前条の費用　－　次の①から⑥までの合計額　＝保険金

①　自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
②　対人賠償保険等によって賠償義務者が第２条（保険金を支払う場合）(1) の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
③　保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
④　労働者災害補償制度（注 16）によって既に給付が決定しまたは支払われた金額（注 17）
⑤　第７条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑥　①から⑤までのほか、第２条 (1) の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注 18）

(2)　(1) の規定にかかわらず、第７条（損害額の決定）(5) の規定を適用する場合は、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の①または②のいずれか低い金額を限度とします。
①　(1) に定める限度額
②　第７条 (1) から (4) までの規定により決定される損害額および前条の費用の合計額

（注 15）普通保険約款別表１の第１級、第２級
第７条（損害額の決定）(2) または (3) の規定により第１級または第２級とされる場合を含みます。
（注 16）労働者災害補償制度
次の①から⑤までのいずれかの法律に基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度をいいます。
①　労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
②　国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号）
③　裁判官の災害補償に関する法律（昭和 35 年法律第 100 号）
④　地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）
⑤　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）
（注 17）労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
（注 18）取得した給付の額またはその評価額
自損事故保険の保険金を含み、保険金給付が定額であるその他の傷害保険の保険金を除きます。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

(1)　当会社は、次の①または②の影響により、第２条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する保険金を支払います。
①　被保険者が同条の傷害（注 1）を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
②　被保険者が同条の傷害（注 1）を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害（注 1）または疾病の影響

(2)　正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第２条（保険金を支払う場合）の傷害（注 1）が重大となった場合も、(1) と同様の方法で支払います。

第 11 条（事故発生時の義務）

(1)　被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第２条（保険金を支払う場合）(1) の損害を被った場合であって、次の①から③までのいずれかに該当するときは、保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、普通保険約款基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) に定める事故発生時の義務のほか、それぞれ下表に定める事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、次の①または③のいずれかに該当する場合であって、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由がなくその義務を怠ったときは、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

区分	事故発生時の義務	控除額
①　賠償義務者がある場合	保険金請求権者は、遅滞なく次の事項を書面によって当会社に通知すること。 ア．賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係 イ．賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容 ウ．賠償義務者に対して損害賠償請求を行った場合は、その内容 エ．保険金請求権者が第２条 (1) の損害に対して、次のいずれかに該当する者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 （ア）賠償義務者 （イ）自賠責保険等の保険者または共済者 （ウ）対人賠償保険等の保険者または共済者 （エ）賠償義務者以外の第三者	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
②　被保険者が第２条の傷害（注 1）の治療を受ける場合	被保険者は、公的制度の利用等により費用の軽減に努めること。	
③　保険契約者または保険金請求権者が損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合	保険契約者または保険金請求権者は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	その意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

(2)　保険金請求権者が、正当な理由がなく (1) ①の書類に事実と異なる記載をした場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3)　当会社は、賠償義務者または第２条（保険金を支払う場合）(1) の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合、必要と認めたときは、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第 12 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1)　他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2)　(1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額および費用（注 19）　－　他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

(3)　(2) の損害額は、第７条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。

（注 19）損害額および費用
それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

第 13 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の①から③までに定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権の発生時期
① 被保険者が死亡した場合	その死亡した時
② 被保険者に後遺障害が生じた場合	その後遺障害が生じた時
③ 被保険者が傷害を被った場合	被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時

第 14 条（時効）

保険金請求権は、前条に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 15 条（代位）

(1) 損害が生じたことにより保険金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（注 20）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
① 当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア．左記の支払った保険金の額 イ．保険金請求権者が取得した債権の全額
② 当会社が損害額および費用の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア．左記の支払った保険金の額 イ．次の算式により算出された額 保険金請求権者が取得した債権の額 － 損害額および費用のうち保険金が支払われていない額

(2) (1) の場合において、当会社に移転せずに保険金請求権者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) (1) の損害額は、第７条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。
(4) 保険金請求権者は、(1) の規定により移転した債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

（注 20）損害賠償請求権その他の債権
次の①から④までの求償権および請求権を含みます。
① 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権
② 自賠責保険等に対する請求権
③ 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業に対する請求権
④ ②または③のほか、当会社が保険金を支払った損害について、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権

第 16 条（自損事故条項の不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款自損事故条項を適用しません。

第 17 条（無保険車傷害条項の適用に関する特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項を、同条項＜用語の定義＞に定める無保険車事故において、それぞれの被保険者につき、次のいずれかの場合に限り適用します。
① この特約による保険金が支払われない場合
② この特約により支払われるべき保険金の額が、同条項により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われる金額（注 12）の合計額を下回る場合
(2) (1) の規定により、普通保険約款無保険車傷害条項が適用される場合は、当会社は、その被保険者については、この特約による保険金を支払わず、既に支払っていたときはその額を普通保険約款無保険車傷害条項により支払われる保険金から差し引きます。

第 18 条（普通保険約款の読替え）

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または車両条項	この特約
② ＜用語の定義＞「保険金」	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項の保険金	この特約第２条（保険金を支払う場合）によって支払われる保険金
③ 第 20 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	自損傷害、無保険車傷害または搭乗者傷害	この特約

第 19 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

＜別紙＞人身傷害補償特約損害額算定基準

第１ 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。
なお、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注 1）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。
(1) 積極損害
① 治療関係費
治療または社会通念上必要かつ妥当な実費とします。
ア．応急手当費
イ．診察料
ウ．入院料
エ．投薬料、手術料、処置料等
オ．通院費、転院費、入退院費
通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。
カ．看護料
看護料は、原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下記によります。

看護した者	支払対象となる看護料の金額
(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者	有料職業紹介所の料金（注 2）
(イ) 近親者等	a．入院看護をした場合は、１日につき 4,100 円 b．12 歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、１日につき 2,050 円

キ．入院中の諸雑費
療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院１日につき 1,100 円とします。
ク．温泉療養費
医師が療養上必要と認め、かつ、その指導の下に医療機関の付属療養所またはこれに準ずる施設において療養する場合の実費とします。
ケ．柔道整復等の費用
コ．義肢等の費用
医師が必要と認めた義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖その他の身体の機能を補完するための用具の実費とします。
サ．診断書等の費用
② その他の費用
①以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(2) 休業損害
受傷により収入（注 3）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。
① 有職者
下記の算定方法によります。ただし、１日あたりの収入額が 5,700 円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、１日につき 5,700 円とします。
なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数（注 4）等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

被保険者区分	算定方法
ア．給与所得者	$\frac{\text{事故直前３か月間の月例給与等}}{90\text{ 日}}$ × 休業損害の対象となる日数 （ア）事故直前３か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における３か月間の月例給与の合計額（注 5）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。 （イ）月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。 （ウ）賞与等について、実際に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。 （エ）役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。
イ．商工鉱業者、農林漁業者または家族従業者	$\frac{\text{（過去１か年間の収入額－必要経費）×寄与率}}{365\text{ 日}}$ × 休業損害の対象となる日数 （ア）過去１か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表１に定める年齢別平均給与額を上限として決定します。 （イ）寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。 （ウ）代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。
ウ．自由業者	$\frac{\text{過去１か年の収入額（注 6）－必要経費}}{365\text{ 日}}$ × 休業損害の対象となる日数 （ア）自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業その他これに準じる方をいいます。 （イ）過去１か年間の収入額、必要経費および代替労力については「イ．商工鉱業者、農林漁業者または家族従業者」に準じます。
エ．アルバイトまたはパートタイマー	「ア．給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。 $\frac{\text{事故直前３か月間の就労日数}}{90\text{ 日}}$ × 休業した期間の延べ日数

② 家事従事者
実際に家事に従事できなかった日数に対し、１日につき 5,700 円とします。
なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数（注 4）とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。
③ 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者等、現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

(3) 精神的損害
１日につき、入院は 8,400 円、通院は 4,200 円とします。
対象日数は、入院は実日数とし、通院は以下の各期間区分ごとの総日数（注 7）から実入院日数を差し引いた日数の範囲内で、実治療日数（注 4）の２倍を上限として決定します。なお、被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った普通保険約款別表２に掲げる部位を固定するために医師の指示（注 8）によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。
ただし、以下の各期間区分ごとの対象日数に以下の割合を乗じて計算します。

期間区分	割合
事故の発生の日からその日を含めて 90 日以内の期間	100%
事故の発生の日からその日を含めて 90 日超 180 日以内の期間	75%
事故の発生の日からその日を含めて 180 日超 270 日以内の期間	45%
事故の発生の日からその日を含めて 270 日超 390 日以内の期間	25%
事故の発生の日からその日を含めて 390 日超の期間	15%

また、妊婦が胎児を死産または流産（注 9）した場合は、上記により決定した額の他に下記の金額を支払います。

妊娠期間	金額
妊娠３か月（12 週）以内	30 万円
妊娠４か月（13 週）以上６か月（24 週）以内	50 万円
妊娠７か月（25 週）以上	80 万円

（注 1）同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（注 2）有料職業紹介所の料金
食費を含みます。
（注 3）収入
被保険者本人の労働の対価として得ているものをいいます。
（注 4）実治療日数
実際に治療を受けた日数をいいます。
（注 5）月例給与の合計額
本給および付加給をいいます。
（注 6）過去 1 か年の収入額
固定給を除きます。
（注 7）総日数
治療最終日が属する期間区分においては、その期間区分の初日からその日を含めて治療最終日までの日数をいいます。
（注 8）医師の指示
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。
（注 9）流産
人工流産を含みます。

第 2　後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は普通保険約款別表 1 によります。

(1) 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じる将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記①から③までに従い次の算式によって計算します。

なお、収入額とは現実収入額、年齢別平均給与額、全年齢平均給与額または 18 歳平均給与額のいずれかをいい、下記①アからエまでのとおり、被保険者区分に従い決定します。以下同様とします。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

①　被保険者区分別計算方法

被保険者区分	計算方法
ア．家事従事者以外の有職者	下記のいずれか高い額とします。 （ア） 現実収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 （イ） 年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
イ．家事従事者または 18 歳以上の学生	年齢別平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
ウ．幼児または 18 歳未満の学生	18 歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 ただし、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、18 歳平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
エ．アからウまで以外の働く意思と能力を有している無職者	下記のいずれか高い額とします。 （ア） 18 歳平均給与額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数 （イ） 年齢別平均給与額の 50% × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

②　支払方法

原則として下記アによります。ただし、普通保険約款別表 1 の第 1 級③または④に該当する後遺障害の場合で、被保険者が定期金による支払を希望するときには、イによります。

区分	支払方法
ア．一時金による支払	①の計算方法により算出した額を、一時金として支払います。
イ．定期金による支払	後遺障害の症状固定日の翌日から起算して 6 か月毎に、次の算式により算出された額を定期金として労働能力喪失期間支払います。 収入額 × 労働能力喪失率 ただし、定期金の支払開始後に後遺障害者が死亡した場合は、その死亡時の年齢をもとに次の算式により算出された額を一時金として支払います。この場合、収入額は被保険者の後遺障害の症状固定日時点での①アからエまでの被保険者区分に従い、また、労働能力喪失期間は症状固定日時点での状況等により決定します。 収入額 × 労働能力喪失期間から症状固定日以降生存していた期間を控除した期間に対応したライプニッツ係数

③　収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数

①の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

用語	取扱い
ア．収入額	（ア）現実収入額は、事故前 1 か年間または後遺障害確定前 1 か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表 1 に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 （イ）年齢別平均給与額、18 歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表 1 によります。なお、年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定時の年齢とします。
イ．労働能力喪失率	労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。ただし、付表 2 に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限とします。

ウ．労働能力喪失期間	労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。ただし、付表５に定める就労可能年数を上限とします。
エ．ライプニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表３によります。

(2) 精神的損害
後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第１級	③または④	1,600 万円
	上記以外	1,400 万円
第２級		1,200 万円
第３級		1,000 万円
第４級		900 万円
第５級		700 万円
第６級		600 万円
第７級		500 万円
第８級		400 万円
第９級		300 万円
第 10 級		200 万円
第 11 級		150 万円
第 12 級		100 万円
第 13 級		70 万円
第 14 級		40 万円

ただし、第１級、第２級および第３級に該当する方で、父母、配偶者または子のいずれかがいる場合は、下記の金額とします。

第１級	1,800 万円
第２級	1,500 万円
第３級	1,300 万円

(3) 将来の介護料
将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記①から③までに従い計算します。
① 介護料

後遺障害	支払額
ア．普通保険約款別表１の第１級③または④に該当する後遺障害の場合	１か月につき 15 万円
イ．普通保険約款別表１の第１級（注 10）、第２級または第３級③もしくは④に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合	１か月につき 7.5 万円

② 支払方法
原則として下記アによります。ただし、(1) ②イの規定に従い逸失利益を定期金として支払う場合には、イによります。

区分	支払方法
ア．一時金による支払	次の算式により算出された額を一時金として支払います。 介護料 × 介護期間に対応するライプニッツ係数
イ．定期金による支払	後遺障害の症状固定日の翌日から起算して６か月毎に、常に介護を要する状態が継続するかぎり、介護料を定期金として支払います。

③ 介護期間およびライプニッツ係数
②における介護期間およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

用語	取扱い
ア．介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表４に定める平均余命を上限として決定します。
イ．ライプニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は付表３によります。

(4) その他の損害
(1) から (3) まで以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

（注 10）普通保険約款別表１の第１級
普通保険約款別表１の第１級③および④を除きます。

第３　死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、同一事故で後遺障害による損害に対して保険金の支払を受けている場合は、既に保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

(1) 葬儀費
60 万円とします。ただし、立証資料等により 60 万円を超えることが明らかな場合は、100 万円を限度として実費を支払います。

(2) 逸失利益
死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記①から③までに従い次の算式により計算します。
なお、収入額とは現実収入額、年齢別平均給与額、全年齢平均給与額または 18 歳平均給与額のいずれかをいい、下記①アからエまでのとおり、被保険者区分に従い決定します。以下同様とします。

（収入額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

① 被保険者区分別計算方法

被保険者区分	計算方法
ア．家事従事者以外の有職者	下記のいずれか高い額とします。 （ア） （現実収入額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 （イ） （年齢別平均給与額 － 生活費）× 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

イ．家事従事者または 18 歳以上の学生	(年齢別平均給与額 − 生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときには、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
ウ．幼児または 18 歳未満の学生	(全年齢平均給与額 − 生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数
エ．アからウまで以外の働く意思と能力を有している無職者	下記のいずれか高い額とします。 (ア) (18 歳平均給与額 − 生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数 (イ) (年齢別平均給与額の 50% − 生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

② 年金等の受給者
被保険者が年金等の受給者（注 11）である場合には、①の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

(年金等の額 − 生活費) × (死亡時の年齢における平均余命年数に対応するライプニッツ係数 − 死亡時の年齢における就労可能年数に対応するライプニッツ係数)

③ 収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数
①および②の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

用語	取扱い
ア．収入額	(ア) 現実収入額は、事故前 1 か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表 1 に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 (イ) 年齢別平均給与額、18 歳平均給与額および全年齢平均給与額は、付表 1 によります。
イ．生活費	生活費は、被扶養者の人数に応じ、下記の収入額に対する割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に実際に扶養されていた方をいいます。

被扶養者の人数	収入額に対する割合
(ア) 被扶養者がない場合	50%
(イ) 1 人	40%
(ウ) 2 人	35%
(エ) 3 人以上	30%

ウ．就労可能年数	就労可能年数は、付表 5 によります。
エ．ライプニッツ係数	就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表 5 により、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は、付表 3 および付表 4 によります。なお、平均余命年数は、小数点以下を切り捨てるものとします。

(3) 精神的損害
被保険者区分別に下記の金額を基準とします。

被保険者区分	金額
① 被保険者が一家の支柱である場合	2,000 万円
② 被保険者が 65 歳以上の者である場合	1,500 万円
③ 被保険者が①および②以外である場合	1,700 万円

(4) その他の損害
(1) から (3) まで以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

(注 11) 年金等の受給者
各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

付表 1 年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男 子	女 子	年齢	男 子	女 子
歳	円	円	歳	円	円
18	187,400	169,600	37	444,500	309,100
19	199,800	175,800	38	450,500	307,900
20	219,800	193,800	39	456,600	306,800
21	239,800	211,900	40	462,600	305,600
22	259,800	230,000	41	468,600	304,500
23	272,800	238,700	42	474,700	303,300
24	285,900	247,400	43	478,300	301,000
25	298,900	256,000	44	482,000	298,800
26	312,000	264,700	45	485,600	296,500
27	325,000	273,400	46	489,300	294,300
28	337,300	278,800	47	492,900	292,000
29	349,600	284,100	48	495,500	291,800
30	361,800	289,400	49	498,100	291,700
31	374,100	294,700	50	500,700	291,600
32	386,400	300,100	51	503,300	291,400
33	398,000	301,900	52	505,800	291,300
34	409,600	303,700	53	500,700	288,500
35	421,300	305,500	54	495,500	285,600
36	432,900	307,300	55	490,300	282,800

56	485,200	280,000
57	480,000	277,200
58	455,400	269,000
59	430,900	260,900
60	406,300	252,700
61	381,700	244,500
62	357,200	236,400
63	350,100	236,400
64	343,000	236,400
65	336,000	236,500
66	328,900	236,500
67	321,800	236,500
68 ～	314,800	236,600

	男　子	女　子
全年齢平均給与額	415,400 円	275,100 円

付表 2　労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第 1 級	100/100
第 2 級	100/100
第 3 級	100/100
第 4 級	92/100
第 5 級	79/100
第 6 級	67/100
第 7 級	56/100
第 8 級	45/100
第 9 級	35/100
第 10 級	27/100
第 11 級	20/100
第 12 級	14/100
第 13 級	9 /100
第 14 級	5 /100

付表 3　ライプニッツ係数表

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.9523	35	16.3741
2	1.8594	36	16.5468
3	2.7232	37	16.7112
4	3.5459	38	16.8678
5	4.3294	39	17.0170
6	5.0756	40	17.1590
7	5.7863	41	17.2943
8	6.4632	42	17.4232
9	7.1078	43	17.5459
10	7.7217	44	17.6627
11	8.3064	45	17.7740
12	8.8632	46	17.8800
13	9.3935	47	17.9810
14	9.8986	48	18.0771
15	10.3796	49	18.1687
16	10.8377	50	18.2559
17	11.2740	51	18.3389
18	11.6895	52	18.4180
19	12.0853	53	18.4934
20	12.4622	54	18.5651
21	12.8211	55	18.6334
22	13.1630	56	18.6985
23	13.4885	57	18.7605
24	13.7986	58	18.8195
25	14.0939	59	18.8757
26	14.3751	60	18.9292
27	14.6430	61	18.9802
28	14.8981	62	19.0288
29	15.1410	63	19.0750
30	15.3724	64	19.1191
31	15.5928	65	19.1610
32	15.8026	66	19.2010
33	16.0025	67	19.2390
34	16.1929		

（注）幼児、18 歳未満の学生または働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が 18 歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18 歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。
（例）10 歳、労働能力喪失期間 20 年の場合
12.4622（20 年の係数）－ 6.4632（８年の係数）＝ 5.999

付表 4　第 20 回生命表による平均余命

（単位：年）

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳
男	78.56	77.79	76.83	75.85	74.87	73.88	72.89	71.90	70.91	69.92
女	85.52	84.73	83.76	82.78	81.80	80.81	79.81	78.82	77.83	76.84
	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳
男	68.93	67.93	66.94	65.95	64.96	63.97	62.98	62.00	61.02	60.05
女	75.84	74.85	73.85	72.86	71.86	70.87	69.88	68.89	67.90	66.91
	20 歳	21 歳	22 歳	23 歳	24 歳	25 歳	26 歳	27 歳	28 歳	29 歳
男	59.08	58.11	57.14	56.18	55.22	54.25	53.29	52.32	51.36	50.39
女	65.93	64.95	63.96	62.98	62.00	61.02	60.04	59.06	58.08	57.10
	30 歳	31 歳	32 歳	33 歳	34 歳	35 歳	36 歳	37 歳	38 歳	39 歳
男	49.43	48.47	47.50	46.54	45.58	44.62	43.67	42.71	41.76	40.81
女	56.12	55.14	54.16	53.18	52.21	51.23	50.26	49.29	48.32	47.35
	40 歳	41 歳	42 歳	43 歳	44 歳	45 歳	46 歳	47 歳	48 歳	49 歳
男	39.86	38.92	37.98	37.04	36.11	35.18	34.26	33.35	32.44	31.53
女	46.38	45.42	44.45	43.49	42.53	41.57	40.62	39.67	38.72	37.78
	50 歳	51 歳	52 歳	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56
	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳
男	22.09	21.28	20.48	19.69	18.91	18.13	17.36	16.59	15.84	15.11
女	27.66	26.75	25.86	24.97	24.08	23.19	22.32	21.45	20.58	19.73
	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳	76 歳	77 歳	78 歳	79 歳
男	14.39	13.69	13.01	12.35	11.70	11.07	10.46	9.87	9.30	8.75
女	18.88	18.05	17.22	16.41	15.62	14.83	14.06	13.30	12.56	11.84
	80 歳	81 歳	82 歳	83 歳	84 歳	85 歳	86 歳	87 歳	88 歳	89 歳
男	8.22	7.71	7.22	6.76	6.31	5.89	5.50	5.12	4.78	4.45
女	11.13	10.45	9.79	9.16	8.56	7.99	7.44	6.92	6.43	5.97
	90 歳	91 歳	92 歳	93 歳	94 歳	95 歳	96 歳	97 歳	98 歳	99 歳
男	4.15	3.87	3.61	3.37	3.14	2.93	2.74	2.56	2.39	2.23
女	5.53	5.13	4.75	4.39	4.07	3.77	3.49	3.22	2.98	2.75
	100 歳	101 歳	102 歳	103 歳	104 歳	105 歳	106 歳	107 歳	108 歳	109 歳
男	2.08	1.95	1.82	1.70	1.59	1.49	1.39	1.30	1.22	1.14
女	2.54	2.34	2.16	2.00	1.84	1.70	1.56	1.44	1.33	1.22
	110 歳	111 歳	112 歳	113 歳	114 歳					
男	1.07	1.00	－	－	－					
女	1.12	1.04	0.96	0.88	0.82					

（例）1. 10 歳男性の平均余命年数は、68.93 年
2. 40 歳女性の平均余命年数は、46.38 年

付表 5　年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

(1) 18 歳未満の者に適用する表

年齢	幼児、学生または働く意思と能力を有する者		有職者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.5495	67	19.2390
1	49	7.9270	66	19.2010
2	49	8.3233	65	19.1610
3	49	8.7395	64	19.1191
4	49	9.1764	63	19.0750
5	49	9.6353	62	19.0288
6	49	10.1170	61	18.9802
7	49	10.6228	60	18.9292
8	49	11.1540	59	18.8757
9	49	11.7117	58	18.8195
10	49	12.2973	57	18.7605
11	49	12.9122	56	18.6985
12	49	13.5578	55	18.6334
13	49	14.2357	54	18.5651
14	49	14.9475	53	18.4934
15	49	15.6948	52	18.4180
16	49	16.4795	51	18.3389
17	49	17.3036	50	18.2559

（注）幼児、18 歳未満の学生または働く意思と能力を有している無職者（有職者、家事従事者および 18 歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出しています。

（例）３歳の幼児の場合
① 就労の終期（67 歳）までの年数 64 年（67 年－３年）に対応する係数　19.1191
② 就労の始期（18 歳）までの年数 15 年（18 年－３年）に対応する係数　10.3796
③ 就労可能年数 49 年（64 年－ 15 年）
④ 適用する係数　8.7395（19.1191 － 10.3796）

(2) 18 歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.1687	58	12	8.8632
19	48	18.0771	59	12	8.8632
20	47	17.9810	60	12	8.8632
21	46	17.8800	61	11	8.3064
22	45	17.7740	62	11	8.3064
23	44	17.6627	63	10	7.7217
24	43	17.5459	64	10	7.7217
25	42	17.4232	65	10	7.7217
26	41	17.2943	66	9	7.1078
27	40	17.1590	67	9	7.1078
28	39	17.0170	68	8	6.4632
29	38	16.8678	69	8	6.4632
30	37	16.7112	70	8	6.4632
31	36	16.5468	71	7	5.7863
32	35	16.3741	72	7	5.7863
33	34	16.1929	73	7	5.7863
34	33	16.0025	74	7	5.7863
35	32	15.8026	75	6	5.0756
36	31	15.5928	76	6	5.0756
37	30	15.3724	77	6	5.0756
38	29	15.1410	78	5	4.3294
39	28	14.8981	79	5	4.3294
40	27	14.6430	80	5	4.3294
41	26	14.3751	81	5	4.3294
42	25	14.0939	82	4	3.5459
43	24	13.7986	83	4	3.5459
44	23	13.4885	84	4	3.5459
45	22	13.1630	85	4	3.5459
46	21	12.8211	86	3	2.7232
47	20	12.4622	87	3	2.7232
48	19	12.0853	88	3	2.7232
49	18	11.6895	89	3	2.7232
50	17	11.2740	90	3	2.7232
51	16	10.8377	91	3	2.7232
52	15	10.3796	92	2	1.8594
53	14	9.8986	93	2	1.8594
54	14	9.8986	94	2	1.8594
55	14	9.8986	95	2	1.8594
56	13	9.3935	96	2	1.8594
57	13	9.3935	97	2	1.8594
			98	2	1.8594
			99	2	1.8594
			100 ～	1	0.9523

⑨　人身傷害に関する自動車危険補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
他の自動車	契約自動車以外の自動車をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険金請求権者	人身傷害補償特約＜用語の定義＞に定める保険金請求権者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）
(1) 当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第２条（保険金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、被保険者が日本国内（注 1）で発生した次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害（注 2）を被った場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項（注 3）に従い、保険金を支払います。
①　自動車の運行に起因する事故
②　自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 4）に搭乗中である場合に限ります。
(2) (1) の傷害 (注 2) は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見（注 5）のあるものに限ります。

（注 1）日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。
（注 2）傷害
ガス中毒を含みます。
（注 3）人身傷害補償特約および普通保険約款基本条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。
（注 4）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注 5）医学的他覚所見
理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合）
当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第３条（保険金を支払わない場合－その１）および第４条（保険金を支払わない場合－その２）に定める場合のほか、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害（注 2）に対しては、保険金を支払いません。
①　被保険者が、次条 (1) ①から同③までのいずれかに該当する者が所有（注 6）または常時使用する他の自動車に搭乗中の事故
②　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が自ら所有（注 6）または常時使用する他の自動車を運転している場合であって、被保険者がその自動車に搭乗中の事故
③　被保険者が、その使用者の業務（注 7）のために、その使用者の所有（注 6）する他の自動車を運転している間に生じた事故
④　次のいずれかに該当する間に生じた事故
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している間
イ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している間
ウ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で他の自動車を運転している間
⑤　被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中の事故
⑥　被保険者が搭乗中の他の自動車を競技もしくは曲技（注 8）のために使用すること、または被保険者が搭乗中の他の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注 6）所有
所有権留保条項付売買契約（注 9）による購入、および１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
（注 7）業務
家事を除きます。
（注 8）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注 9）所有権留保条項付売買契約
自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

第４条（被保険者の範囲）
(1) 当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第５条（被保険者の範囲）に定める者のほか、次の①から④までのいずれかに該当する者については、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 4）に搭乗していない場合であっても、人身傷害補償特約における被保険者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
①　極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
②　業務として自動車を受託している自動車取扱業者（注 10）

（注 10）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第５条（個別適用）
この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（保険金請求権者の義務）
(1) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第２条（保険金を支払う場合）(1) の損害を被った場合で、人身傷害補償特約＜用語の定義＞に定める賠償義務者および事故の原因となった他の自動車があるときは、保険金請求権者は、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係を書面によって当会社に通知しなければなりません。
(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
①　保険金請求権者が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合
②　保険金請求権者が、正当な理由がなく (1) の書類に事実と異なる記載をした場合

⑩　バスの人身傷害保険金支払に関する特約

＜用語の定義＞
この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
1事故保険金額	保険証券記載の1事故保険金額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、この保険契約に人身傷害補償特約が適用されており、かつ、保険証券記載の自動車（注1）の用途車種（注2）が自家用バスまたは営業用バスである場合に適用されます。

（注1）自動車
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいいます。
（注2）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第2条（当会社の責任限度額等）
(1) 当会社の支払うべき人身傷害補償特約第9条（支払保険金の計算）の保険金の総額は、この特約により、1回の事故につき、1事故保険金額を限度とします。
(2) 人身傷害補償特約第9条（支払保険金の計算）の規定による被保険者1名ごとの保険金の合計額が、1事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者1名ごとに支払う保険金の額を決定します。

$$\text{1事故保険金額} \times \frac{\text{被保険者1名ごとの保険金の額}}{\text{被保険者1名ごとの保険金の額の合計額}} = \text{被保険者1名ごとに支払う保険金の額}$$

(3) この特約が適用される場合には、人身傷害補償特約別紙に定める人身傷害補償特約損害額算定基準の後遺障害において、逸失利益および将来の介護料の定期金による支払を行うことはできないものとします。

第3条（保険金の請求）
保険金の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

⑪　人身傷害に関する従業員不担保特約

当会社は、この特約により、人身傷害補償特約第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同特約第5条（被保険者の範囲）に定める被保険者がその使用者（注1）の業務（注2）に従事中に被った傷害に対しては保険金を支払いません。

（注1）その使用者
普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者である場合に限ります。
（注2）業務
家事を除きます。

⑫　搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医療保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項の医療保険金をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条（定義）第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
治療日数	入院または通院した日数をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
通院保険金	第2条（医療保険金の計算）(1)②に係る保険金をいいます。
通院保険金1事故限度額	次の算式により算出された額をいいます。 $\text{保険証券記載の通院保険金日額の90日分に相当する額} \times \frac{\text{保険証券記載の1事故保険金額}}{\text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}} = \text{通院保険金1事故限度額}$
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金	第2条（医療保険金の計算）(1)①に係る保険金をいいます。
入院保険金1事故限度額	次の算式により算出された額をいいます。 $\text{保険証券記載の入院保険金日額の180日分に相当する額} \times \frac{\text{保険証券記載の1事故保険金額}}{\text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}} = \text{入院保険金1事故限度額}$
被保険者	普通保険約款搭乗者傷害条項第4条（被保険者の範囲）の被保険者をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（医療保険金の計算）

(1) 当会社は、この特約により、被保険者が普通保険約款搭乗者傷害条項第１条（保険金を支払う場合）の傷害（注１）を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。

区分	医療保険金の金額
① 入院した場合	次の算式により算出された金額 入院日数 × 保険証券記載の入院保険金日額
② 通院した場合	次の算式により算出された金額 通院日数（注２） × 保険証券記載の通院保険金日額

(2) (1) の治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注３）であるときには、その処置日数を含みます。
(3) 被保険者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った普通保険約款別表２に掲げる部位を固定するために医師の指示（注４）によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。
(4) 当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては、医療保険金を支払いません。
(5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害（注１）を被った場合においても、当会社は、その期間のうち入院または通院した日に対し重複しては医療保険金を支払いません。

（注１）傷害
ガス中毒を含みます。
（注２）通院日数
第２条（医療保険金の計算）(1) ①に該当する日数を除くものとし、90 日を限度とします。
（注３）同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置
医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（注４）医師の指示
被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師の指示をいいます。

第３条（当会社の責任限度額等－バスの場合）

(1) 契約自動車の用途車種が、自家用バスまたは営業用バスである場合は、バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約第３条（当会社の責任限度額等－医療保険金）の規定にかかわらず、当会社の支払うべき医療保険金のうち、入院保険金の総額は、この特約により、１回の事故につき、入院保険金１事故限度額を限度とします。この場合、普通保険約款搭乗者傷害条項第８条（当会社の責任限度額等）(2) の規定による被保険者１名ごとの医療保険金のうち、入院保険金の合計額が、入院保険金１事故限度額を超えるときは、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う入院保険金の額を決定します。

$$\text{入院保険金 1 事故限度額} \times \frac{\text{被保険者 1 名ごとの入院保険金の額}}{\text{被保険者 1 名ごとの入院保険金の額の合計額}} = \text{被保険者 1 名ごとに支払う入院保険金の額}$$

(2) 契約自動車の用途車種が、自家用バスまたは営業用バスである場合は、バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約第３条（当会社の責任限度額等－医療保険金）の規定にかかわらず、当会社の支払うべき医療保険金のうち、通院保険金の総額は、この特約により、１回の事故につき、通院保険金１事故限度額を限度とします。この場合、普通保険約款搭乗者傷害条項第８条（当会社の責任限度額等）(2) の規定による被保険者１名ごとの医療保険金のうち、通院保険金の合計額が、通院保険金１事故限度額を超えるときは、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う通院保険金の額を決定します。

$$\text{通院保険金 1 事故限度額} \times \frac{\text{被保険者 1 名ごとの通院保険金の額}}{\text{被保険者 1 名ごとの通院保険金の額の合計額}} = \text{被保険者 1 名ごとに支払う通院保険金の額}$$

第４条（保険金の請求）

当会社に対する医療保険金の請求権は、普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）(1) ④ウの規定にかかわらず、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権の発生時期
① 入院保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ．事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
② 通院保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ．通院日数（注５）の合計が 90 日となった時 ウ．事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時

（注５）通院日数
第２条（医療保険金の計算）(1) ①に該当する日数を除きます。

第５条（普通保険約款搭乗者傷害条項の一部不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（支払保険金の計算）(1) の表中③の規定を適用しません。

第６条（普通保険約款等の読替え）

この特約については、普通保険約款搭乗者傷害条項第８条（当会社の責任限度額等）(2) の規定中「前２条」とあるのは「前条およびこの特約」と読み替えて適用します。

第７条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑬ 搭乗者傷害保険「医療保険金」の２倍支払特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款搭乗者傷害条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による医療保険金の支払額）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第６条（支払保険金の計算）の規定により医療保険金を支払う場合には、同条に規定する医療保険金の額を２倍にして支払います。

第３条（バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約の読替え）

この特約については、バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約＜用語の定義＞「医療保険金１事故限度額」の規定中「100 万円」とあるのを「200 万円」と読み替えて適用します。

⑭ 搭乗者傷害保険の死亡・後遺障害のみ補償特約

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項に規定する保険金のうち、死亡保険金または後遺障害保険金のみを支払います。

⑮ 搭乗者傷害事業主費用補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 **（注）自動車** 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ア．普通保険約款別表 1 に掲げる後遺障害 イ．普通保険約款別表 1 に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの **（注）将来においても回復できない機能の重大な障害** 補償対象者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。
事業主費用	次に掲げる費用のうち、社会通念上必要かつ妥当な実費をいいます。 ア．葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用 イ．遠隔地で事故が発生した場合の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用 ウ．事故現場の清掃費用等の復旧費用 エ．補償対象者の代替のための求人、採用等に関する費用 オ．その他第２条（保険金を支払う場合）(1) に規定する補償対象者の死亡または後遺障害に直接起因して負担した費用
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、記名被保険者または補償対象者が医師である場合は、これらの者以外の医師による治療をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、補償対象者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（注 1）を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したことにより、または事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じたことにより記名被保険者が事業主費用を臨時に負担することによって被る損害に対して、事業主費用保険金を支払います。

① 契約自動車の運行に起因する事故

② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下

(2) (1) の傷害（注 1）は、日射、熱射または精神的衝動による障害を含まないものとし、また、補償対象者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のあるものに限ります。

(3) (1) の事業主費用は、事故の発生の日から次の①または②のいずれかの日までに要した費用に限ります。

① 補償対象者が死亡した場合は、死亡した日からその日を含めて 180 日後の日

② 補償対象者に後遺障害が生じた場合は、後遺障害の程度を決定した日からその日を含めて 180 日後の日

(4) 補償対象者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における記名被保険者および補償対象者以外の医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定します。

（注 1）傷害
ガス中毒を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合―その１）

(1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害（注 1）による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 補償対象者、記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注 2）の故意または重大な過失によって生じた傷害（注 1）

② 次のいずれかに該当する間に生じた傷害（注 1）

ア．補償対象者、記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注 2）が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間

イ．補償対象者、記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注 2）が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

ウ．補償対象者、記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注 2）が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

③ 補償対象者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害（注 1）

④ 補償対象者、記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注 2）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害（注 1）

⑤ 補償対象者、記名被保険者または記名被保険者の法定代理人（注 2）の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害（注 1）

(2) 当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症（注 3）に対しては、保険金を支払いません。

（注 2）記名被保険者の法定代理人
記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行する他の機関とします。

（注 3）創傷感染症
丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合―その２）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害（注 1）による損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 4）

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 核燃料物質（注 5）もしくは核燃料物質（注 5）によって汚染された物（注 6）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 7）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注４）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注５）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注６）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注７）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第５条（補償対象者）

この特約における補償対象者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注８）に搭乗中の者であって、次の①または②のいずれかに該当する者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。
① 記名被保険者と雇用関係のある記名被保険者の使用人
② 記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関

（注８）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第６条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの補償対象者ごとに個別に適用します。

第７条（事業主費用保険金の計算）

(1) 第２条（保険金を支払う場合）(1) の事業主費用保険金の支払は、補償対象者１名につき保険証券記載の保険金額を限度とします。
(2) (1) の規定にかかわらず、事業主費用のうち、香典、弔慰金等の補償対象者の遺族または補償対象者に支払われた事業主費用に対して当会社が支払う事業主費用保険金は、次に掲げる金額を限度とします。

区分	香典、弔慰金等に対する事業主費用保険金の限度額
① 補償対象者が死亡した場合、または補償対象者に普通保険約款別表１の第１級から第３級に掲げる後遺障害が生じた場合	100 万円
② 補償対象者に普通保険約款別表１の第４級から第７級に掲げる後遺障害が生じた場合	50 万円
③ 補償対象者に普通保険約款別表１の第８級から第 14 級に掲げる後遺障害が生じた場合	30 万円

(3) 普通保険約款別表１の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
(4) 同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、それぞれ下表に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。

区分	該当したとみなす後遺障害の等級
① 普通保険約款別表１の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級
② ①以外の場合で、普通保険約款別表１の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級
③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表１の第１級から第 13 級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級
④ ①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級

第８条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき事業主費用保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して事業主費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の事業主費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ事業主費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき事業主費用保険金または共済金のうち最も高い額 － 他の保険契約等の事業主費用保険金または共済金の額の合計額

第９条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
① 補償対象者が死亡した場合には死亡の時
② 補償対象者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時のいずれか早い日

第 10 条（普通保険約款賠償責任条項との関係）

当会社は、第２条（保険金を支払う場合）(1) の損害のうち、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注９）により保険金の支払責任が発生する損害については、損害の額が普通保険約款賠償責任条項によって支払うべき保険金の額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ事業主費用保険金を支払います。

（注９）普通保険約款賠償責任条項および基本条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第 11 条（普通保険約款基本条項の読替え）

この特約については、普通保険約款基本条項＜用語の定義＞「保険金」の規定中「賠償責任条項」から「車両条項」までを「この特約」と読み替えて適用します。

第 12 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑯ バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
１事故保険金額	保険証券記載の１事故保険金額をいいます。
医療保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項＜用語の定義＞「保険金」に規定する医療保険金をいいます。
医療保険金１事故限度額	次の算式により算出された額をいいます。 100 万円 × （１事故保険金額 ／ 被保険者１名ごとの保険証券記載の保険金額）＝ 医療保険金１事故限度額
後遺障害保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項＜用語の定義＞「保険金」に規定する後遺障害保険金をいいます。

死亡保険金	普通保険約款搭乗者傷害条項＜用語の定義＞「保険金」に規定する死亡保険金をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（注１）の用途車種（注２）が自家用バスまたは営業用バスである場合に適用されます。

（注１）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
（注２）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（当会社の責任限度額等－死亡保険金または後遺障害保険金）

(1) 当会社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の総額は、この特約により、１回の事故につき、１事故保険金額を限度とします。
(2) 普通保険約款搭乗者傷害条項第８条（当会社の責任限度額等）(1) の規定による被保険者１名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、１事故保険金額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う死亡保険金または後遺障害保険金の額を決定します。

$$\text{１事故保険金額} \times \frac{\text{被保険者１名ごとの死亡保険金または後遺障害保険金の額}}{\text{被保険者１名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額の合計額}} = \text{被保険者１名ごとに支払う死亡保険金または後遺障害保険金の額}$$

第３条（当会社の責任限度額等－医療保険金）

当会社の支払うべき医療保険金の総額は、この特約により、１回の事故につき、医療保険金１事故限度額を限度とします。この場合、普通保険約款搭乗者傷害条項第８条（当会社の責任限度額等）(2) の規定による被保険者１名ごとの医療保険金の合計額が、医療保険金１事故限度額を超える場合は、この特約により、次の算式によって、被保険者１名ごとに支払う医療保険金の額を決定します。

$$\text{医療保険金１事故限度額} \times \frac{\text{被保険者１名ごとの医療保険金の額}}{\text{被保険者１名ごとの医療保険金の額の合計額}} = \text{被保険者１名ごとに支払う医療保険金の額}$$

第４条（保険金の請求）

保険金（注３）の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

（注３）保険金
死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。

⑰ 搭乗者傷害に関する従業員不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条項第４条（被保険者の範囲）に定める被保険者がその使用者（注１）の業務（注２）に従事中に被った傷害（注３）に対しては保険金を支払いません。

（注１）その使用者
普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者である場合に限ります。同条項の適用がない場合は契約自動車（注４）の所有者（注５）である場合に限ります。
（注２）業務
家事を除きます。
（注３）傷害
ガス中毒を含みます。
（注４）契約自動車
保険証券記載の自動車（注６）をいいます。
（注５）契約自動車の所有者
次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
① 契約自動車（注４）が所有権留保条項付売買契約（注７）により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車（注４）が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車（注４）を所有する者
（注６）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
（注７）所有権留保条項付売買契約
自動車販売店等が顧客に自動車（注６）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車（注６）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注６）の売買契約をいいます。

⑱ 地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款搭乗者傷害条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）②および⑤の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた傷害（注１）に対しても、保険金を支払います。
① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）傷害
ガス中毒を含みます。

第２条（保険金の支払時期）

(1) 前条の規定により保険金を支払う場合において、次に掲げる特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1) の規定にかかわらず、当会社は、同条項＜用語の定義＞に定める請求完了日からその日を含めて下表に定める延長後の日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な調査	延長後の日数
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第 19 条 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	365 日

(2) (1) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注２）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) の期間に算入しないものとします。

（注２）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

⑲ 自損事故不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款自損事故条項（注 1）の規定を適用しません。

（注 1）普通保険約款自損事故条項
他の特約により契約自動車（注 2）以外の自動車（注 3）を契約自動車（注 2）とみなして普通保険約款自損事故条項を適用する場合を含みます。
（注 2）契約自動車
保険証券記載の自動車（注 3）をいいます。
（注 3）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みます。

⑳ 自損事故に関する従業員不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款自損事故条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条項第 4 条（被保険者の範囲）に定める被保険者がその使用者（注 1）の業務（注 2）に従事中に被った傷害に対しては保険金を支払いません。

（注 1）その使用者
普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者である場合に限ります。
（注 2）業務
家事を除きます。

㉑ 無保険車傷害不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項（注 1）の規定を適用しません。

（注 1）普通保険約款無保険車傷害条項
他の特約により契約自動車（注 2）以外の自動車（注 3）を契約自動車（注 2）とみなして普通保険約款無保険車傷害条項を適用する場合を含みます。
（注 2）契約自動車
保険証券記載の自動車（注 3）をいいます。
（注 3）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みます。

㉒ 無保険車傷害に関する従業員不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款無保険車傷害条項第 1 条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同条項第 5 条（被保険者の範囲）に定める被保険者がその使用者（注 1）の業務（注 2）に従事中に被った傷害に対しては保険金を支払いません。

（注 1）その使用者
普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者である場合に限ります。
（注 2）業務
家事を除きます。

㉓ 車対車事故「車両損害」補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 3 項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．自動車（注 1）が所有権留保条項付売買契約（注 2）により売買されている場合は、その買主 イ．自動車（注 1）が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ．アおよびイ以外の場合は、自動車（注 1）を所有する者 （注 1）自動車 原動機付自転車を含みます。 （注 2）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車（注 1）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車（注 1）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注 1）の売買契約をいいます。

第 1 条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注）に従い、保険金を支払います。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の①および②の事項がいずれも確認された場合に限ります。
① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
② 事故の発生の時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

（注）普通保険約款車両条項および基本条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第 2 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項（注）の規定による場合のほか、契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第 3 条（保険金を支払わない費用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第 9 条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、同条項第 8 条（損害の一部とみなす費用）⑤および⑥に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

第５条（限定危険「車両損害」補償特約が適用されている場合の特則）

この保険契約に限定危険「車両損害」補償特約が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

㉔ 限定危険「車両損害」補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、契約自動車に生じた次の①から⑦までのいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注 1）に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって契約自動車が被爆した場合の損害
② 盗難（とう）によって生じた損害
③ 騒擾（じょう）または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
④ 台風、竜巻、洪水または高潮によって生じた損害
⑤ 落書、いたずら等の契約自動車に対する直接の人為的行為によって生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する損害を除きます。
　ア．契約自動車の運行に起因して生じた損害
　イ．契約自動車と他の自動車（注 2）との衝突または接触によって生じた損害
　ウ．普通保険約款車両条項の被保険者の行為によって生じた損害
　エ．契約自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
⑥ 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑦ ①から⑥までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

（注 1）普通保険約款車両条項および基本条項
　契約自動車について適用される他の特約を含みます。
（注 2）自動車
　道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車を含みます。

㉕ 車両保険の免責金額に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．自動車（注 1）が所有権留保条項付売買契約（注 2）により売買されている場合は、その買主 イ．自動車（注 1）が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ．アおよびイ以外の場合は、自動車（注 1）を所有する者 （注 1）自動車 原動機付自転車を含みます。 （注 2）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車（注 1）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車（注 1）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注 1）の売買契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、車両保険契約における保険証券記載の免責金額が３万円または５万円であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（車両免責金額の取扱い－免責金額３万円または５万円の不適用）

契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1) または車両価額協定保険特約第５条（支払保険金の計算）の規定により差し引かれるべき免責金額が３万円または５万円である場合は、当会社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の①および②の事項がいずれも確認された場合に限ります。

① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
② 事故の発生の時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

第３条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

㉖　車両価額協定保険特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が契約自動車の価額として保険契約締結の時に協定した価額をいい、保険契約締結の時における契約自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録（注 1）年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注 2）により定めるものとします。 （注 1）初度登録 契約自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。 （注 2）市場販売価格相当額 当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第７条（修理費）の修理費をいいます。
全損	契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。 （注）契約自動車の損傷を修理することができない場合 契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	第８条（全損時諸費用保険金）(1) と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車の用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）である場合に限り適用されます。ただし、契約自動車がレンタカー等の自動車（注 1）である場合を除きます。

（注 1）レンタカー等の自動車
不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第２条（協定保険価額）

(1) 当会社と保険契約者または被保険者は、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。
(2) 保険契約者または被保険者は、契約自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が契約自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(3) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(4) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の契約自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
(5) (3) および (4) の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、それぞれ下表に定める変更後の額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

区分	変更後の額
①　(3) の場合	次の算式により算出された額 保険証券記載の協定保険価額 ＋ (3) の事由によって増加した価額
②　(4) の場合	次の算式により算出された額 保険証券記載の協定保険価額 － (4) の事由によって減少した価額

(6) 普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) ①または②のいずれかの場合において、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、(1) および (2) の規定により普通保険約款基本条項第７条 (1) に定める入替対象自動車の価額を定め、その価額に協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
(7) 当会社は、(5) および (6) の場合には、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ③または⑤の規定により保険料を返還または請求します。
(8) (7) の規定により、追加保険料を請求する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、それぞれ下表に定める規定を適用します。

区分	適用する規定
①　(5) の変更に対して当会社が請求した追加保険料について、保険契約者がその支払を怠った場合	普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ③
②　(6) の変更に対して当会社が請求した追加保険料について、保険契約者がその支払を怠った場合	普通保険約款基本条項第 14 条 (2) ②

第３条（協定保険価額の調整）

この特約が適用されている場合には、当会社は、普通保険約款基本条項第 10 条（保険金額の調整）の規定は適用しません。

第４条（損害額の決定）

損害額は、普通保険約款車両条項第６条（損害額の決定）の規定にかかわらず、次のとおりとします。
①　契約自動車の損傷を修理することができない場合（注 2）は、協定保険価額
②　①以外の場合は、次の算式により算出された額

修理費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝損害額

（注 2）契約自動車の損傷を修理することができない場合
契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。

第５条（支払保険金の計算）

１回の事故につき当会社の支払う保険金のうち、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1) に定める保険金については、同条 (1) の規定にかかわらず、下表のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	支払う保険金の額
①　全損の場合	協定保険価額

②　①以外の場合	次の算式により算出された額 前条②の損害額　－　保険証券記載の免責金額（注 3）

（注 3）免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に、普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または普通保険約款車両条項第８条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第６条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

＜用語の定義＞「協定保険価額」および第２条（協定保険価額）の規定にかかわらず、協定保険価額および保険金額が保険価額を著しく超える場合は、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

第７条（被害物についての当会社の権利）

この特約が適用される場合は、普通保険約款車両条項第 11 条（被害物についての当会社の権利）(1) 中の「保険価額」を「協定保険価額」と読み替えるものとします。ただし、前条の規定が適用される場合を除きます。

第８条（全損時諸費用保険金）

(1) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損の場合は、当会社は、協定保険価額の 10％に相当する額を全損時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20 万円を限度とします。
(2) 当会社は、(1) の規定によって支払うべき全損時諸費用保険金と第５条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が協定保険価額を超える場合であっても、全損時諸費用保険金を支払います。
(3) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき全損時諸費用保険金の額を支払います。
(4) (3) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して全損時諸費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に全損時諸費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ全損時諸費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき全損時諸費用保険金または共済金のうち最も高い額	－	他の保険契約等の全損時諸費用保険金または共済金の額の合計額

(5) 当会社に対する全損時諸費用保険金の請求権は、損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

第９条（普通保険約款の読替え）

当会社は、この特約により、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
①　車両条項第９条（支払保険金の計算）(5)	保険価額	保険価額または協定保険価額のいずれか高い額
②　基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)		
③　同条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）(1)	車両条項に係る保険金	車両条項に係る保険金またはこの特約第８条（全損時諸費用保険金）に係る全損時諸費用保険金
④　同条項第 24 条（代位）(3) ①	保険価額	保険価額または協定保険価額のいずれか高い額

㉗　普通貨物車等に関する車両価額協定保険特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。ただし、契約自動車がレンタカー等の自動車（注）である場合および契約自動車の自動車検査証記載の種別が大型特殊である場合を除きます。

（注）レンタカー等の自動車
不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、１年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第２条（車両価額協定保険特約の適用）

当会社は、この特約により、車両価額協定保険特約第１条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、同特約を適用します。

第３条（車両価額協定保険特約の読替え）

この特約については、車両価額協定保険特約＜用語の定義＞「協定保険価額」の規定中、「自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車」とあるのを、「営業用軽四輪乗用車または営業用軽四輪貨物車」と読み替えて適用します。

㉘　車両新価保険特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替対象自動車	普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) に定める入替対象自動車をいいます。
記名被保険者	ア．普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者をいいます。 イ．アにおいて契約自動車の所有者とは次のいずれかに該当する者をいいます。 （ア）契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 （イ）契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主 （ウ）（ア）および（イ）以外の場合は、契約自動車を所有する者
協定新価保険価額	当会社と保険契約者または被保険者が、第３条（協定新価保険価額）により協定した新車価額をいいます。
協定保険価額	車両価額協定保険特約＜用語の定義＞および同特約第６条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
車価表	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等をいいます。
修理費	普通保険約款車両条項第７条（修理費）の修理費をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

全損	車両価額協定保険特約＜用語の定義＞に定める全損をいいます。
代替自動車	契約自動車の代替として使用する自動車をいいます。
代替自動車の再取得	次のいずれかに該当する者が代替自動車を再取得（注 1）することをいいます。 ア．契約自動車の所有者（注 2） イ．記名被保険者 ウ．記名被保険者の配偶者 エ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 （注 1）再取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 （注 2）契約自動車の所有者 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。
他の保険契約等	普通保険約款車両条項第 1 条（保険金を支払う場合）(1) と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被保険者	契約自動車の所有者をいいます。
復旧	代替自動車の再取得または契約自動車の修理のいずれかをいいます。
復旧費用	損害を受けた契約自動車について復旧を行うために実際に要した額をいいます。なお、代替自動車の再取得を行う場合は、代替自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税および地方消費税をいい、その他の税、登録諸費用、ローン金利を含みません。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されていること。
② 保険期間の初日の属する月が、契約自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 25 か月を超えないこと。
③ 保険期間の末日の属する月が、契約自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 37 か月以内であること。

（注 1）初度登録
契約自動車の用途車種が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。

第 2 条（この特約を適用しない場合）

当会社は、契約自動車が盗難されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。ただし、契約自動車が発見された場合で、発見されるまでの間に契約自動車に損害が生じたときは、この特約を適用するものとします。

第 3 条（協定新価保険価額）

(1) 当会社と保険契約者または被保険者は、契約自動車と同一の用途車種、車名、型式および仕様の新車の市場販売価格相当額（注 2）を契約自動車の新車価額として協定し、その価額を協定新価保険価額および協定新価保険金額として定めるものとします。
(2) 保険契約者または被保険者は、契約自動車の協定新価保険価額を定めるに際し、当会社が契約自動車の新車価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(3) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の新車価額が著しく増加した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(4) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の新車価額が著しく減少した場合には、保険契約者または被保険者は、当会社に対する通知をもって、協定新価保険価額および協定新価保険金額について、減少後の契約自動車の新車価額に至るまでの減額を請求することができます。
(5) (3) および (4) の場合、当会社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、それぞれ下表に定める変更後の額に、協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。

区分	変更後の額
① (3) の場合	次の算式により算出された額 保険証券記載の協定新価保険価額 ＋ (3) の事由によって増加した価額
② (4) の場合	次の算式により算出された額 保険証券記載の協定新価保険価額 － (4) の事由によって減少した価額

(6) 普通保険約款基本条項第 7 条（契約自動車の入替）(1) ①または同②のいずれかの場合に、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、次の①および②に定める条件をいずれも満たしているときは、(1) および (2) の規定により入替対象自動車の新車価額を定め、その価額に協定新価保険価額および協定新価保険金額を変更するものとします。
① 保険期間の初日の属する月が、入替対象自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 25 か月を超えないこと。
② 保険期間の末日の属する月が、入替対象自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 37 か月以内であること。
(7) (6) の場合において、保険期間の初日の属する月が入替対象自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 25 か月を超えるとき、または保険期間の末日の属する月が入替対象自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 37 か月を超えるときは、当会社は、この特約を適用しません。

（注 2）新車の市場販売価格相当額
車価表に記載された初度登録（注 1）後 1 年未満の価格をいいます。ただし、保険契約締結の時において、車価表に契約自動車と同一の用途車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がない場合は、車価表に記載された自動車のうち契約自動車と同等クラスの自動車の初度登録（注 1）後 1 年未満の価格により定めるものとします。

第 4 条（支払保険金の計算）

(1) 1 回の事故につき当会社が支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第 9 条（支払保険金の計算）(1) および車両価額協定保険特約第 5 条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかのとおりとします。ただし、保険証券記載の協定新価保険金額を限度とします。
① 契約自動車の損害の状態が次のいずれかに該当する場合で、契約自動車の所有者（注 3）が事故の発生の日の翌日から起算して 6 か月以内に復旧を行ったときは、それぞれ下表に定める額。ただし、復旧に際してやむを得ない事情がある場合には、復旧の期間につき、これを変更することができます。

契約自動車の損害の状態	支払う保険金の額
ア．全損の場合	協定保険価額または復旧費用のいずれか高い額
イ．ア以外の場合で、修理費が協定新価保険価額の 50%以上（注 4）となる場合	修理費または復旧費用のいずれか高い額

② ①以外の場合は、車両価額協定保険特約第 5 条に定める額
(2) 保険契約者または被保険者は、(1) ①の復旧を行った場合は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

（注 3）契約自動車の所有者
契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主とします。
（注 4）修理費が協定新価保険価額の 50%以上
契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。

第５条（協定新価保険価額が新車価額を著しく超える場合）

＜用語の定義＞「協定新価保険価額」および第３条（協定新価保険価額）の規定にかかわらず、協定新価保険価額および協定新価保険金額が新車価額を著しく超える場合は、その新車価額を協定新価保険価額および協定新価保険金額とします。

第６条（保険金の支払時期）

当会社は、普通保険約款基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1) の規定にかかわらず、同条項＜用語の定義＞に定める請求完了日または次の①から③までの保険金の支払時期の起算日のいずれか遅い日からその日を含めて 30 日以内に、普通保険約款基本条項第 19 条 (1) ①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。

復旧の有無等	保険金の支払時期の起算日
①　第４条（支払保険金の計算）(1) ①の復旧を行った場合	同条 (2) の復旧の通知をした日
②　同条 (1) ①の復旧を行わなかった場合であって、被保険者が復旧する意思のないことを当会社に申し出たとき。	申し出のあった日
③　同①の復旧を行わなかった場合であって、②の申し出がなかったとき。	事故の発生の日の翌日から起算して６か月を経過した日

第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の①または②のいずれかの額に対してのみ保険金を支払います。

区分	保険金の支払対象となる額
①　第４条（支払保険金の計算）(1) ①の規定により保険金を支払うべき場合	次の算式により算出された額 それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額　－　他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額
②　同②の規定により当会社が保険金を支払うべき場合	普通保険約款基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(2) ②および (3) ならびに車両価額協定保険特約第９条（普通保険約款の読替え）②の規定により算出された額

第８条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社は、普通保険約款車両条項第 11 条（被害物についての当会社の権利）(1) の規定にかかわらず、代替自動車の再取得を行ったことにより当会社が保険金を支払った場合および全損として第４条（支払保険金の計算）(1) ②に規定する保険金を当会社が支払った場合は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、その支払った保険金の額が協定保険価額に達しない場合には、当会社は、その支払った保険金の額の協定保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
(2) (1) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社には移転しません。

第９条（臨時費用保険金）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める規定により臨時費用保険金を被保険者に支払います。

臨時費用保険金を支払う場合	支払う臨時費用保険金の額	保険金請求権の発生時期
①　代替自動車の再取得を行ったことにより当会社が第４条（支払保険金の計算）(1) ①の保険金を支払う場合	協定新価保険金額の 10％に相当する額または 10 万円のいずれか高い額。ただし、30 万円を限度とします。	代替自動車の再取得が行われた時
②　全損の場合であって、当会社が同②の保険金を支払うべきとき。	車両保険金額の 10％に相当する額または 10 万円のいずれか高い額。ただし、30 万円を限度とします。	損害発生の時

(2) 当会社は、(1) ①の規定によって支払うべき臨時費用保険金と保険金の合計額が保険証券記載の協定新価保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。
(3) 当会社は、(1) ②の規定によって支払うべき臨時費用保険金と保険金の合計額が車両保険金額を超える場合であっても、臨時費用保険金を支払います。
(4) 臨時費用保険金に関しては、(1) ①または②と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、車両価額協定保険特約第８条（全損時諸費用保険金）(3) および同 (4) の規定を準用して臨時費用保険金を支払います。

第 10 条（車両価額協定保険特約の一部不適用）

当会社は、この特約により、車両価額協定保険特約第８条（全損時諸費用保険金）の規定を適用しません。

第 11 条（入替自動車の自動補償の適用）

当会社は、契約自動車の入替における自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定により入替自動車を契約自動車とみなしてこの特約を適用する場合は、この特約に定める協定新価保険価額および協定新価保険金額は入替自動車について定めた協定新価保険価額および協定新価保険金額とします。

第 12 条（他の特約との関係）

この特約と他の特約との関係は、次のとおりとします。
① この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
② この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 13 条（無過失車対車事故の特則の不適用）

当会社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第 14 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、第４条（支払保険金の計算）(1) ①に該当するときは、車両価額協定保険特約第９条（普通保険約款の読替え）の規定にかかわらず、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
①　車両条項第９条（支払保険金の計算）(3)	保険金額または保険価額	保険証券記載の協定新価保険金額
②　同条 (4)	第６条（損害額の決定）の損害額	復旧費用
③　同①	第６条の損害額	
④　同条 (5)	損害額	
	保険価額	協定新価保険価額
⑤　基本条項第 24 条（代位）(3) ①	車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額	

㉙　車両全損時超過修理費補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
協定保険価額	車両価額協定保険特約＜用語の定義＞および同特約第６条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
修理支払限度額	協定保険価額に 50 万円を加えた額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
①　この保険契約に車両価額協定保険特約の適用があること。
②　保険期間の初日の属する月が、契約自動車の初度登録（注 1）年月の翌月から起算して 25 か月を超えていること。

（注 1）初度登録
契約自動車の用途車種（注 2）が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。
（注 2）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（支払保険金の計算）
当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1) および車両価額協定保険特約第５条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	保険金の額
①　普通保険約款車両条項第７条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合であって、事故の発生の日の翌日から起算して６か月以内に契約自動車の損傷が修理されたとき。	車両価額協定保険特約第４条（損害額の決定）②の損害額。ただし、修理支払限度額を限度とします。
②　次のいずれかに該当する場合 ア．契約自動車の損傷を修理することができない場合（注 3） イ．普通保険約款車両条項第７条の修理費が協定保険価額以上となる場合であって、事故の発生の日の翌日から起算して６か月以内に契約自動車の損傷が修理されないとき。	協定保険価額
③　①および②以外の場合	次の算式により算出された額 ［車両価額協定保険特約第４条②の損害額］－［保険証券記載の免責金額（注 4）］

（注 3）契約自動車の損傷を修理することができない場合
契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
（注 4）免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険期間中に普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または普通保険約款車両条項第８条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第３条（他の特約との関係）
(1) 当会社は、他車運転危険補償特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）の規定の適用において、本特約は適用しません。
(2) 当会社は、契約自動車の入替における自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定の適用において、本特約は適用しません。
(3) 当会社は、臨時代替自動車補償特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）の規定の適用において、本特約は適用しません。
(4) 当会社は、臨時業務使用自動車運転中危険補償特約第５条（保険金を支払う場合－車両損害）の規定の適用において、本特約は適用しません。

第４条（無過失車対車事故の特則の不適用）
当会社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第５条（普通保険約款の読替え）
当会社は、第２条（支払保険金の計算）①に該当する場合は、この特約により、車両価額協定保険特約第９条（普通保険約款の読替え）の規定にかかわらず、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
①　車両条項第９条（支払保険金の計算）(3)	保険金額または保険価額	修理支払限度額
②　同条 (5)	保険価額	保険価額または修理支払限度額のいずれか高い額
③　基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(3)		
④　同条項第 24 条（代位）(3) ①		

㉚　車両実損支払特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
保険価額	損害が生じた地および時における契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（車両価額協定保険特約の不適用）

当会社は、この特約により、契約自動車の用途車種（注１）が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であっても、車両価額協定保険特約を適用しません。

（注１）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第３条（支払保険金の計算）

１回の事故につき当会社の支払う保険金のうち、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1) に定める保険金については、同条 (1) の規定にかかわらず、下表のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	支払う保険金の額	
	保険金額が保険価額を超えている場合	保険金額が保険価額以下である場合
①　全損（注２）の場合	保険価額	保険金額
②　①以外の場合	次の算式により算出された額とします。 ただし、保険価額を限度とします。 普通保険約款車両条項第６条（損害額の決定）の損害額 － 保険証券記載の免責金額（注３）	次の算式により算出された額とします。 ただし、保険金額を限度とします。 普通保険約款車両条項第６条の損害額 － 保険証券記載の免責金額（注３）

（注２）全損
普通保険約款車両条項＜用語の定義＞に定める全損をいいます。

（注３）免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に、普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または普通保険約款車両条項第８条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

㉛　被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
被牽引自動車	自動車（注１）により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車（注１）であり、かつ、契約自動車が牽引中（注２）のものをいいます。 （注１）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車を含みます。 （注２）牽引中 駐車または停車中を除きます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、被牽引自動車を契約自動車とみなして普通保険約款車両条項（注１）を適用して、被牽引自動車に生じた損害（注２）に対して保険金を支払います。ただし、保険金額および免責金額については被牽引自動車について保険証券に記載した額を適用します。

(2) 当会社は、この特約により、被牽引自動車に生じた損害について普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）(1) の表中②のうち保険金額が保険価額以下である場合の規定は、保険金額が保険価額を超えている場合の規定に読み替えて適用します。ただし、保険金額を限度とします。

（注１）普通保険約款車両条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。ただし、次の①から③までの特約を除きます。
①　車対車事故「車両損害」補償特約
②　限定危険「車両損害」補償特約
③　車両価額協定保険特約

（注２）損害
普通保険約款車両条項第８条（損害の一部とみなす費用）により損害の一部とみなす費用を含みます。

第３条（契約自動車と被牽引自動車の所有者が異なる場合）

当会社は、この特約により、契約自動車と被牽引自動車の所有者が異なる場合は、この特約による保険金の支払は、保険契約者を経由して行うものとし、被牽引自動車の所有者から保険金支払の請求を直接受けた場合は、遅滞なくその旨を保険契約者に通知するものとします。

第４条（他の特約との関係）

この特約と他の特約との関係は、次のとおりとします。

①　この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

②　この保険契約に臨時業務使用自動車運転中危険補償特約が適用される場合、同特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

㉜　車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
相手自動車	その所有者が牽引自動車の所有者と異なる自動車（注）をいいます。 （注）自動車 原動機付自転車を含みます。

契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．自動車（注 1）が所有権留保条項付売買契約（注 2）により売買されている場合は、その買主 イ．自動車（注 1）が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ．アおよびイ以外の場合は、自動車（注 1）を所有する者 （注 1）自動車 原動機付自転車を含みます。 （注 2）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車（注 1）を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車（注 1）の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車（注 1）の売買契約をいいます。
被牽引自動車	自動車（注 1）により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車（注 1）であり、かつ、契約自動車が牽引中（注 2）のものをいいます。 （注 1）自動車 原動機付自転車を含みます。 （注 2）牽引中 駐車または停車中を除きます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約第２条（保険金を支払う場合）(1) の規定にかかわらず、被牽引自動車と相手自動車との衝突または接触によって被牽引自動車に生じた損害に限り、普通保険約款車両条項および基本条項（注）に従い、保険金を支払います。ただし、被牽引自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の①および②の事項がいずれも確認された場合に限ります。

① 登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
② 事故の発生の時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

（注）普通保険約款車両条項および基本条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項（注）の規定による場合のほか、被牽引自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない費用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第９条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、同条項第８条（損害の一部とみなす費用）⑤および⑥に規定する費用に対しては、保険金を支払いません。

第５条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）(2) ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 被牽引自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所の記載および記名押印のあるもの
② 被牽引自動車の損傷部位の写真または画像データ
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

第６条（他の特約との関係）

この保険契約に車両保険の免責金額に関する特約が付帯されている場合であっても被牽引自動車について生じた損害に対しては同特約を適用しません。

㉝ 車両盗難不担保特約

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）および第８条（損害の一部とみなす費用）の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（注 1）について盗難（注 2）によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

（注 1）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
（注 2）盗難
発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

㉞ 車両価額協定保険特約に関する全損時諸費用保険金不担保特約

当会社は、この特約により、車両価額協定保険特約第８条（全損時諸費用保険金）の規定を適用しません。

㉟ 機械装着車に関する「車両損害」特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
付属機械装置	普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）(3) ④に規定する付属機械装置をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合で、かつ、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしているときに適用されます。

① 契約自動車が医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車であること。
② 契約自動車に付属機械装置が定着または装備されていること。

③　付属機械装置の名称および保険金額が保険証券に明記されていること。

第２条（付属機械装置の取扱い）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）(3) の規定にかかわらず、付属機械装置を同条 (2) ①の付属品に含めるものとします。

第３条（保険金を支払う場合および計算）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、保険証券に明記された付属機械装置については、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合に限り、損害に対して保険金を支払います。

(2) 当会社は、付属機械装置に生じた損害と契約自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に次の①および②の規定を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。

①　この保険契約に車両価額協定保険特約が適用されている場合は、同特約第４条（損害額の決定）および第５条（支払保険金の計算）の規定

②　①以外の場合は、普通保険約款車両条項第６条（損害額の決定）および第９条（支払保険金の計算）の規定

36　地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
著しい損傷	それぞれの部品において、その一部の交換または補修では事故発生直前の状態に復旧できず、部品全体の交換を必要とする損傷をいいます。ただし、次のいずれかに該当する部品については、それぞれ次のとおりとします。 ア．サスペンションについては、構成する部品の大部分に交換を必要とする程度の損傷とします。 イ．原動機のシリンダーについては、原動機外観の損傷状態より、原動機のシリンダーの損傷が推定できる場合を含みます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機のシリンダー	エンジンの内部部品であり、燃焼室を構成する筒状の部品をいいます。
サスペンション	自動車が走行中に車輪を通じて路面から受ける衝撃や振動を緩和する緩衝機構およびアクスル（注）と車体を連結しているリンク機構を構成する部品の総称をいいます。 （注）アクスル 車軸をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
車体底部	次のいずれかの部分の総称をいいます。 ア．モノコックボデー（注 1）の場合は、自動車のボデーを構成する一部であるフロア部分 イ．フレーム式ボデー（注 2）の場合は、骨組みであるフレーム自体の下面部分および自動車のボデーのフロア部分 （注 1）モノコックボデー フレームとボデーが一体構造となっているものをいいます。 （注 2）フレーム式ボデー フレームとボデーが分離構造となっているものをいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
ピラー	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ルーフを支える窓柱部分をいいます。
フレーム	自動車を走行させるために必要な動力伝達装置、サスペンション、かじ取り装置および制動装置を取り付けるための車枠をいいます。
フロア	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、車体の床板部分をいいます。
保険金額	普通保険約款車両条項＜用語の定義＞に定める保険金額をいいます。ただし、この保険契約に車両価額協定保険特約の適用がある場合は、同特約＜用語の定義＞および同特約第６条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
ボデー	自動車の車体のことをいいます。
ルーフ	自動車のボデーを構成する部品の一つであり、屋根部分をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、この特約により、次の①または②のいずれかに該当する事由によって契約自動車に損害が生じ、全損となった場合には、被保険者が臨時に必要とする費用に対し、１回の事故について、50 万円を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金として支払います。ただし、保険金額が 50 万円に満たない場合は、保険金額とします。

①　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

②　①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) この特約において全損とは、契約自動車の損害の状態が次の①から⑧までのいずれかに該当する場合をいいます。なお、契約自動車について①から④までに掲げる部品の名称が異なる場合は、その部品と同一箇所にある同等の機能を有する部品について判定します。

①　次の条件をいずれも満たす場合
　ア．ルーフの著しい損傷が生じたこと。
　イ．３本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
　ウ．前面ガラス、後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷が生じたこと。

②　次の条件をいずれも満たす場合
　ア．２本以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
　イ．サイドシル（注 1）の折損、断裂またはこれと同程度の損傷が生じたこと。
　ウ．座席の著しい損傷が生じたこと。

③　次のいずれかの損傷が生じ、走行が困難な場合
　ア．前の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
　イ．後の左右双方のサスペンションおよびこれらと接続された部位のフレームの著しい損傷
　ウ．前の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷
　エ．後の左右双方のサスペンションおよび車体底部の著しい損傷

④　次のいずれかに該当する場合
　ア．原動機のシリンダーに著しい損傷が生じ、原動機の始動が著しく困難な場合
　イ．電気自動車の駆動用電気装置の電池部分に著しい損傷が生じ、駆動用電気装置の始動が著しく困難な場合

⑤　流失または埋没し発見されなかった場合

⑥　運転者席の座面を超える浸水を被った場合

⑦　全焼した場合

⑧　①から⑦までのほか、損傷を修理することができない場合で廃車されたとき。

(3) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に損害が生じ、全損となった場合において、事故発生直前の状態に復旧する前に、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に損害が生じたときは、別の地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって契約自動車に生じた損害に対しては、(1) の規定を適用しません。

(4) 普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）または契約自動車の入替における自動補償特約の規定により契約自動車が入れ替えられた場合は、当会社は、契約自動車ごとに (3) の規定を適用します。

（注 1）サイドシル
自動車のボデーを構成する部品の一つであり、ドア開口部の下端部を構成する部品をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者の故意については、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
　ア．保険契約者または被保険者（注２）
　イ．契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注３）
　ウ．アおよびイに定める者の法定代理人
　エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
　オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者（注４）または子
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注５）
③ 核燃料物質（注６）もしくは核燃料物質（注６）によって汚染された物（注７）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
⑦ 詐欺または横領

（注２）保険契約者または被保険者
保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注３）契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注４）配偶者
婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
（注５）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注６）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注７）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

第３条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者（注８）とします。

（注８）普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者
普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第４条（契約自動車が発見された場合の取扱い）

(1) 第１条（保険金を支払う場合）(2) ⑤の規定に従い地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求を行った時以降に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
(2) 当会社は、(1) の通知を受けた場合には、被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。
(3) 当会社は、(1) の通知を受けた場合には、被保険者に対して、保険金の返還を請求することができます。ただし、契約自動車の損害の状態が第１条（保険金を支払う場合）(2) ⑤以外のいずれかに該当する場合には、この規定は適用しません。

第５条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第６条（保険金の請求）

当会社に対する地震・噴火・津波危険車両全損時一時金の請求権は、契約自動車の損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

第７条（保険金の支払時期）

(1) 第１条（保険金を支払う場合）の規定により地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払う場合において、次に掲げる特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1) の規定にかかわらず、当会社は、同条項<用語の定義>に定める請求完了日からその日を含めて下表に定める延長後の日数を経過する日までに、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

特別な調査	延長後の日数
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第 19 条 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	365 日

(2) (1) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者（注２）が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注９）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) の期間に算入しないものとします。

（注９）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第８条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約と普通保険約款および他の特約との関係は、次のとおりとします。
① 当会社は、普通保険約款車両条項（注 10）の規定により同条項に定める保険金が支払われる場合には、第１条（保険金を支払う場合）の規定を適用しません。
② この保険契約に事故代車費用補償特約（実損支払）が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
③ この保険契約に被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
④ この保険契約に車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用）が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑤ この保険契約に休車費用補償特約が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合－休車費用保険金）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑥ この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者従業員限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。
⑦ この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑧ この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑨ この保険契約に臨時業務使用自動車運転中危険補償特約が適用される場合、同特約第５条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

（注 10）普通保険約款車両条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊲ 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第２条（保険金を支払わない場合－その１）③および⑥の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（注１）について次の①または②のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（注１）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。

第２条（保険金の支払時期）

(1) 前条の規定により保険金を支払う場合において、次に掲げる特別な調査が不可欠なときは、普通保険約款基本条項第 19 条（保険金の支払時期）(1) の規定にかかわらず、当会社は、同条項<用語の定義>に定める請求完了日からその日を含めて下表に定める延長後の日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な調査	延長後の日数
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における普通保険約款基本条項第 19 条 (1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	365 日

(2) (1) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注２）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) の期間に算入しないものとします。

（注２）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

㊳ 工作用自動車のブーム不担保特約

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、契約自動車（注１）のブーム部分については、契約自動車（注１）に含めません。

(2) (1) のブーム部分とは、次の物をいいます。

① ブーム (注 2) ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブーム (注 2) と機能上一体をなしている部分品およびブーム (注 2) の機能上必要である部分品

② ①に定めるものに定着または装備されている次の物

ア．使用の目的により交換装着する部分品および機械装置

イ．安全装置および警報装置

ウ．作動油および油脂類

エ．配線、配管およびホース類

オ．その他定着または装備されている物

（注１）契約自動車
保険証券記載の工作用自動車（注３）をいいます。

（注２）ブーム
ジブを含みます。

（注３）工作用自動車
建築工事、土木工事等の作業の用途をもつ道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダ、ブルドーザ、コンクリートミキサートラック等をいいます。

㊴ リース車両費用補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ＥＴＣ装置	有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者または契約自動車の所有者のために既に回収されたものをいいます。ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。
カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
契約自動車	リース契約により有償で貸借された、保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
工作用自動車	建築工事、土木工事等の作業の用途をもつ自動車をいい、各種クレーン車、パワーショベル、フォークリフト、ショベルローダ、ブルドーザ、コンクリートミキサートラック等をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
全損	契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第７条（修理費）の修理費がリース契約中途解約費用の額以上となる場合をいいます。 （注）契約自動車の損傷を修理することができない場合 契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）または普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	契約自動車に定着または装備されている物および法令に従い契約自動車に備えつけられている物をいいます。
分損	当会社がこの特約に従い保険金を支払う場合であって、全損以外のときをいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

リース契約中途解約費用	契約自動車の全損または分損を原因としてリース契約を中途で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故の発生の時までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、契約自動車に生じた衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって被保険者が被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項により、被保険者に保険金を支払います。
(2) (1) の契約自動車には、次の①および②に規定する物を含みます。
① 付属品
② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステムおよびＥＴＣ装置
(3) (2) ①の付属品には、次の物を含みません。
① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
② 法令により自動車に定着または装備することを禁止されている物
③ 通常装飾品とみなされる物
④ 付属機械装置（注 1）
⑤ 契約自動車が下表に掲げる自動車である場合の下表に掲げる物

契約自動車	付属品に含めない物
ア．工作用自動車の場合	契約自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェイン、ドリル等の積載付属品
イ．消防自動車の場合	契約自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品
ウ．タンク車、ふん尿車等の場合	契約自動車に付属するホース

（注 1）付属機械装置
医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑩までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注 2）
イ．リース契約上の貸主（注 3）
ウ．アおよびイに定める者の法定代理人
エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者（注 4）または子
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 5）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注 6）もしくは核燃料物質（注 6）によって汚染された物（注 7）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
⑧ 契約自動車の用途車種（注 8）が二輪自動車または原動機付自転車である場合における契約自動車の盗難（注 9）
⑨ 詐欺または横領
⑩ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 10）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注 2）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 3）リース契約上の貸主
リース契約上の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 4）配偶者
婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
（注 5）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 6）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注 7）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注 8）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
（注 9）盗難
発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。
（注 10）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する契約自動車の損傷によって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障（注 11）
③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品、付属品、カーナビゲーションシステムまたはＥＴＣ装置に生じた損害。ただし、契約自動車から取りはずされて車上にない契約自動車のドアの鍵の盗難（注 12）により、被保険者が第７条（修理費）(2) に定める修理費を負担したことによって被った損害を除きます。
④ 付属品のうち契約自動車に定着されていないものに生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災によって損傷が生じた場合を除きます。
⑤ タイヤ（注 13）に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難によって損傷が生じた場合を除きます。
⑥ 法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損傷
⑦ 契約自動車が工作用自動車である場合の次の物に生じた損傷。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難によって損傷が生じた場合を除きます。
ア．キャタピラ、排土板（注 14）、バケット（注 15）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品
イ．リーダ（注 16）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（注 17）、バイブロハンマ（注 18）その他これらに類似の機能を有する物であって、契約自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
⑧ 契約自動車が農耕作業用自動車の場合の鋤、ロータリー、サイドロータリー、ダイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（注 19）に生じた損傷。ただし、車体（注 20）と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難によって損傷が生じた場合を除きます。

(注 11) 故障
契約自動車に生じた偶然な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故をいいます。
(注 12) ドアの鍵の盗難
紛失を除きます。
(注 13) タイヤ
チューブを含みます。
(注 14) 排土板
カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。
(注 15) バケット
つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。
(注 16) リーダ
ステーおよびフロントブラケットを含みます。
(注 17) アースオーガ
モータを含みます。
(注 18) パイプロハンマ
チャックを含みます。
(注 19) 部分品
部分品の付帯部品を含みます。
(注 20) 車体
原動機定着部分をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故により被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 第２条（保険金を支払わない場合－その１）①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第５条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、リース契約上の契約自動車の借主とします。

第６条（損害額の決定）

損害額は、次のとおりとします。
① 全損の場合は、リース契約中途解約費用の額
② 分損の場合は、次の算式により算出された額

次条に定める修理費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝損害額

第７条（修理費）

(1) 前条の修理費とは、事故が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
(2) 契約自動車について盗難によって損害が生じたことまたは契約自動車のドアの鍵の盗難（注 12）により、契約自動車のドアの鍵およびその錠を交換するために要した費用は、(1) に定める修理費に含めます。

第８条（損害の一部とみなす費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 21）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 運搬・納車費用	契約自動車が全損または分損となり自力で走行することができない状態（注 22）となった場合に生じる次の費用。ただし、契約自動車の修理等を行う場所または納車場所として社会通念上妥当と認められる場所へ契約自動車を運搬するために生じる費用に限ります。 ア．契約自動車を事故発生地から被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用 イ．修理工場等にて契約自動車の損傷の修理完了後、契約自動車を被保険者の指定する場所まで陸送車等により運搬するために要した費用、または契約自動車を引き取るために要した費用
④ 仮修理費用	契約自動車が全損または分損となり自力で走行することができない状態（注 22）となった場合に、契約自動車を被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで運転するために必要な仮修理の費用
⑤ 盗難車引取費用	盗難にあった契約自動車を引き取るために必要であった費用のうち、③または④に定める費用以外の費用
⑥ 共同海損負担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

(注 21) 費用
収入の喪失を含みません。
(注 22) 自力で走行することができない状態
法令により走行が禁じられる場合を含みます。

第９条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	支払う保険金の額
① 全損の場合	第６条（損害額の決定）①に定める損害額
② 分損の場合	次の算式により算出された額。ただし、保険金額を限度とします。 同条②に定める損害額 － 保険証券記載の免責金額（注 23）

(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、前条①から⑥までに定める費用の合計額を保険金として被保険者に支払います。ただし、同条③から⑤までに定める費用については、それぞれ１回の事故につき、15 万円または保険金額の 10%のいずれか高い額を限度とします。
(3) 当会社は、(2) の規定によって支払うべき保険金と (1) の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、(2) の保険金を支払います。
(4) 第６条（損害額の決定）の損害額および前条①から⑥までの費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は次の算式により算出された額を保険金として支払います。

次の①または②のいずれか高い額 － 回収金の額 ＝保険金

① 第６条の損害額および前条①から⑥までの費用のうち実際に発生した額の合計額
② (1) から (3) までに定める保険金の額の合計額
③ 次の算式により算出された自己負担額

①の額 － ②の額 ＝自己負担額

(注 23) 免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故または第８条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第 10 条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の全部または一部の損傷によって被保険者が被る損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 11 条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が全損として保険金を支払った場合は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注 24）がリース契約中途解約費用の額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額（注 24）のリース契約中途解約費用の額に対する割合によってその権利を取得します。
(2) 付属品等契約自動車の一部分が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額（注 24）の損害額（注 25）に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
(3) (1) および (2) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車または付属品等契約自動車の一部分について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注 24）保険金の額
第８条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた保険金の額をいいます。
（注 25）損害額
第８条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた損害の額をいいます。

第 12 条（盗難自動車の返還）

当会社が契約自動車の盗難によって被保険者が被った損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に契約自動車が発見された場合は、リース契約上の貸主が既に受け取ったリース契約中途解約費用を被保険者に返還し、かつ、被保険者が既に受け取った保険金を当会社に払い戻したときに限り、被保険者はその返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損傷により被った損害に対して保険金を請求することができます。

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額および費用（注 26） － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（注 26）損害額および費用
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 14 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金の請求権は、契約自動車の損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 15 条（他の特約の一部不適用）

当会社は、この特約により、次の①および②の規定を適用しません。
① 車両価額協定保険特約
② 機械装着車に関する「車両損害」特約第３条（保険金を支払う場合および計算）(2)

第 16 条（普通保険約款基本条項および他の特約の読替え）

この特約を適用する場合は、次の①から⑪までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 普通保険約款基本条項＜用語の定義＞「保険金」	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
② 普通保険約款基本条項第３条（告知義務）	記名被保険者 (注 2)	被保険者
③ 同条項第 17 条（保険金の請求）(2) ⑨	賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対物事故または車両条項	この特約
④ 普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）(1)	車両条項	
⑤ 普通保険約款基本条項第 24 条（代位）(3)	車両損害	車両損害により被保険者が被る損害
	①および②	②
⑥ 機械装着車に関する「車両損害」特約第１条（この特約の適用条件）③	名称および保険金額	名称
⑦ 他車運転危険補償特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）	保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず	免責金額についてはこの特約の免責金額を適用するものとし、保険金額については
⑧ 契約自動車の入替における自動補償特約第３条（車両保険の特則）②	入替自動車と同一車種、同年式で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額	リース契約中途解約費用の額
⑨ 臨時代替自動車補償特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）	保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず	免責金額についてはこの特約の免責金額を適用するものとし、保険金額については
⑩ 臨時業務使用自動車運転中危険補償特約第５条（保険金を支払う場合－車両損害）	保険金額については、保険証券記載の条件にかかわらず	
⑪ この保険契約に付帯された他の特約	普通保険約款車両条項	この特約
	車両保険契約	
	損害	車両損害により被保険者が被る損害

第 17 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊵ リース車両費用の修理費優先支払特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収金	リース車両費用補償特約＜用語の定義＞に定める回収金をいいます。
損害額	リース車両費用補償特約第６条（損害額の決定）②に定める損害額をいいます。
被保険者	リース車両費用補償特約第５条（被保険者の範囲）に定める被保険者をいいます。
リース契約中途解約費用	リース車両費用補償特約＜用語の定義＞に定めるリース契約中途解約費用をいいます。

第１条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、この特約により、次の①から③までに掲げる条件をいずれも満たしている場合は、リース車両費用補償特約第９条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、損害額から保険証券記載の免責金額（注）を差し引いた額とします。ただし、20 万円を限度とします。
① リース車両費用補償特約第７条（修理費）に定める修理費がリース契約中途解約費用の額以上となり、当会社が同特約＜用語の定義＞に

定める全損と認定したこと。
② 契約自動車の損傷が実際に修理されたこと。
③ リース契約中途解約費用の額が、20 万円以下であったこと。
(2) 当会社は、(1) に定める保険金のほか、リース車両費用補償特約第８条（損害の一部とみなす費用）①から⑥までに定める費用の合計額を保険金として被保険者に支払います。ただし、同条③から⑤までに定める費用については、それぞれ１回の事故につき、15 万円または保険金額の 10%のいずれか高い額を限度とします。
(3) 当会社は、(2) の規定によって支払うべき保険金と (1) の保険金の合計額が保険証券記載の保険金額を超える場合であっても、(2) の保険金を支払います。
(4) 損害額およびリース車両費用補償特約第８条（損害の一部とみなす費用）①から⑥までの費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は①の額から回収金の額を差し引いて保険金を支払います。
① 損害額およびリース車両費用補償特約第８条①から⑥までの費用のうち実際に発生した額の合計額
② (1) から (3) までに定める保険金の額の合計額
③ 次の算式により算出された自己負担額

①の額	－	②の額	＝自己負担額

(5) (4) における損害額は、契約自動車に損害が生じた地および時における、契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額または 20 万円のいずれか高い額を限度とします。
(6) (1) から (5) までの規定にかかわらず、被保険者の請求があった場合は、リース車両費用補償特約第９条（支払保険金の計算）の規定に従い保険金を支払います。

（注）免責金額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険証券記載の保険期間中に普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定が適用される事故またはリース車両費用補償特約第８条（損害の一部とみなす費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第２条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊶ 法人契約の個人被保険者に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 **（注）自動車** 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者が法人である場合で、かつ、保険証券に個人被保険者が記載されているときに適用されます。

第２条（無保険車傷害条項適用の特則）
(1) この保険契約に普通保険約款無保険車傷害条項が適用されている場合には、当会社は、この特約により、同条項＜用語の定義＞「記名被保険者」の規定中「賠償責任条項の記名被保険者」とあるのを「保険証券記載の個人被保険者」と読み替えます。
(2) (1) の場合には、普通保険約款無保険車傷害条項の適用において、普通保険約款基本条項第３条（告知義務）の規定中「保険契約者または記名被保険者」とあるのを「保険契約者、記名被保険者または保険証券記載の個人被保険者」と読み替えます。

第３条（人身傷害に関する自動車危険補償特約適用の特則）
(1) この保険契約に人身傷害に関する自動車危険補償特約が適用されている場合には、当会社は、この特約により、同特約＜用語の定義＞「記名被保険者」の規定中「普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者」とあるのを「保険証券記載の個人被保険者」と読み替えます。
(2) (1) の場合には、人身傷害に関する自動車危険補償特約の適用において、普通保険約款基本条項第３条（告知義務）の規定中「保険契約者または記名被保険者」とあるのを「保険契約者、記名被保険者または保険証券記載の個人被保険者」と読み替えます。

第４条（他車運転危険補償特約適用の特則）
(1) 当会社は、この特約により、他車運転危険補償特約第１条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、契約自動車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、または特種用途自動車（キャンピング車）である場合に、同特約を適用します。
(2) (1) の場合には、他車運転危険補償特約＜用語の定義＞に定める「記名被保険者」に「保険証券記載の個人被保険者」を含みます。

第５条（他車運転危険補償特約（二輪・原付）適用の特則）
(1) 当会社は、この特約により、他車運転危険補償特約（二輪・原付）第１条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合で、契約自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であるときに、同特約を適用します。
(2) (1) の場合には、他車運転危険補償特約（二輪・原付）＜用語の定義＞に定める「記名被保険者」に「保険証券記載の個人被保険者」を含みます。

㊷ 積載動産損害補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
再調達価額	保険の対象に損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型および能力の物を再取得するのに必要な金額をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
車室外積載装置	契約自動車の屋根、トランク上等の車室外に設置された荷物を積載または運搬するための装置をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって保険の対象に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
　ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）
　イ．契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注２）
　ウ．アおよびイに定める者の法定代理人
　エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
　オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者（注３）または子
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注４）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注５）もしくは核燃料物質（注５）によって汚染された物（注６）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
⑧ 契約自動車が同時に盗難されなかった場合における車室外積載装置に固定または収納された保険の対象の盗難（注７）
⑨ この保険契約に車両盗難不担保特約が適用されている場合における保険の対象の盗難（注７）
⑩ 紛失
⑪ 詐欺または横領
⑫ 契約自動車を競技もしくは曲技（注８）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。

（注１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注２）契約自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注３）配偶者
婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
（注４）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注５）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注６）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注７）盗難
発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。
（注８）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①または②のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険の対象に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障損害（注９）

（注９）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的または機械的損害をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に、その本人の所有する保険の対象について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 第２条（保険金を支払わない場合－その１）①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第５条（保険の対象）

(1) この特約において「保険の対象」とは、契約自動車の車室内もしくはトランク内に収容または車室外積載装置に固定もしくは収納された日常生活の用に供するために個人が所有する動産をいいます。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑭までに規定する物は、保険の対象に含みません。
① 契約自動車に定着または装備されている物および法令に従い契約自動車に備え付けられている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物
② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注10）およびＥＴＣ装置（注11）
③ 付属機械装置（注12）
④ 契約自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
⑤ 通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注13）、宿泊券、観光券および旅行券については、保険の対象に含むものとします。
⑥ 預金証書または貯金証書（注14）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
⑦ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董（注15）、彫刻物その他の美術品
⑧ 移動電話、ポケットベル等の携帯式通信機器およびノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品
⑨ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑩ 動物、植物等の生物
⑪ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証その他これらに準ずる物
⑫ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの
⑬ 商品、見本品または事業用什器、備品、機械装置もしくは道具
⑭ 事業を営む者がその事業に関連して預託を受けている物

（注10）カーナビゲーションシステム
自動車用電子式航法装置をいいます。
（注11）ＥＴＣ装置
有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
（注12）付属機械装置
医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着または装備されている精密機械装置をいいます。
（注13）乗車船券・航空券
定期券を含みます。
（注14）預金証書または貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
（注15）骨董
希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。

第６条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、保険の対象の所有者とします。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中の者

② 自動車取扱業者（注 16）であって、契約自動車を業務として受託している者

（注 16）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第７条（損害額の決定）

(1) 損害額は、次のとおりとします。
① 保険の対象の損害を修理することができない場合は、再調達価額
② ①以外の場合には、次の算式により算出された額とします。

次条に定める修理費 ＋ 第９条（損害の一部とみなす費用）に定める費用 － 修理に際し部分品を交換したために損害を生じた保険の対象全体としての価額の増加を生じた場合は、その価額 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝損害額

③ 第９条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用

(2) 損害を生じた保険の対象が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

(3) (1) および (2) の規定によって計算された損害額が、その損害が生じた保険の対象の再調達価額を超える場合は、その再調達価額をもって損害額とします。

第８条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

第９条（損害の一部とみなす費用）

第７条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 17）をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 盗難引取費用	盗難にあった保険の対象を引き取るために必要であった費用
④ 共同海損負担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する保険の対象の分担額

（注 17）費用
収入の喪失を含みません。

第 10 条（支払保険金の計算）

(1) 1 回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、第７条（損害額の決定）の損害額とします。ただし、30 万円を限度とします。

(2) 第７条（損害額の決定）の損害額および前条①から④までの費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は①の額から回収金の額を差し引いて保険金を支払います。
① 第７条の損害額および前条①から④までの費用のうち実際に発生した額の合計額
② (1) の保険金
③ 次の算式により算出された自己負担額

①の額 － ②の額 ＝自己負担額

(3) 被保険者が 2 名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

(1) の保険金 × 各被保険者別の損害額（注 18） ／ 各被保険者別の損害額（注 18）の合計額 ＝被保険者別の保険金

（注 18）各被保険者別の損害額
回収金を差し引いた残額とします。

第 11 条（現物による支払）

当会社は、保険の対象の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 12 条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が損害を生じた保険の対象に対して全損（注 19）として保険金を支払った場合は、損害を生じた保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注 20）がその保険の対象の再調達価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額（注 20）の再調達価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) (1) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注 19）全損
損害額または第８条（修理費）の修理費が、損害を生じた保険の対象の再調達価額以上となる場合をいいます。

（注 20）保険金の額
第９条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた保険金の額をいいます。

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額（注 21） － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額 ＝保険金

（注 21）損害額
それぞれの保険契約または共済契約において損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

第 14 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金の保険金請求権は、損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 15 条（盗難にあった保険の対象の返還）

当会社が保険の対象の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に保険の対象が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に保険の対象に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第 16 条（盗難の際の調査）

(1) 保険の対象について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し詳細な陳述を求めることができます。

(2) 保険契約者または被保険者は、当会社が (1) の調査をし、もしくは陳述を求めた場合はこれに協力しなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者が (1) の陳述に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく (2) の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 17 条（盗難にあった保険の対象が発見された後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった保険の対象を発見し、または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりま

せん。

第 18 条（保険金支払前に盗難にあった保険の対象が回収された場合の措置）

盗難にあった保険の対象について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その保険の対象について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その保険の対象に損傷または汚損がある場合は損害が生じたものとみなします。

第 19 条（他の特約との関係）

この特約と他の特約との関係は、次のとおりとします。

① この保険契約に被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

② この保険契約に車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用）が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

③ この特約の適用においては、運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

④ この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

⑤ この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

⑥ この保険契約に臨時業務使用自動車運転中危険補償特約が適用される場合、同特約第５条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 20 条（無過失車対車事故の特則の不適用）

当会社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第 21 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または車両条項	この特約
② ＜用語の定義＞「保険金」	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
③ 第 15 条（事故発生時の義務）(1) ④	契約自動車または契約自動車のドアの鍵	保険の対象
④ 同⑤	契約自動車	保険の対象
⑤ 第 24 条（代位）(3)	車両損害	保険の対象の損害
	①および②	②

㊸ 積載動産損害補償特約（事業用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者が既に回収したものをいいます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、＜用語の定義＞「契約自動車等の所有者」アからウまでのいずれかに該当する者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
契約自動車等の所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 イ．契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ．アおよびイ以外の場合は、契約自動車を所有する者 エ．被牽引自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 オ．被牽引自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 カ．エおよびオ以外の場合は、被牽引自動車を所有する者
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被牽引自動車	自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車であり、かつ、契約自動車が牽引中のものをいいます。
保険価額	事業用動産に損害が生じた地および時における、損害を生じた事業用動産の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車の用途車種（注 1）が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量２トン超）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車または特種用途自動車（キャンピング車）であって、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

（注 1）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他の偶然な事故によって、契約自動車（注 2）と同時に事業用動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

（注 2）契約自動車
被牽引自動車を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者の故意については、被保険者または保険金を受け取るべき者

に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
ア．保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注 3）
イ．契約自動車等の所有者（注 4）
ウ．アおよびイに定める者の法定代理人
エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者または子

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注 5）
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注 6）もしくは核燃料物質（注 6）によって汚染された物（注 7）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
⑧ 盗難（注 8）または紛失
⑨ 詐欺または横領
⑩ 契約自動車を競技もしくは曲技（注 9）のために使用すること、または契約自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。
⑪ 法令で定める積載物の重量、大きさまたは積載方法に関する制限の違反
⑫ 事業用動産の積載方法が事業用動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは業務に従事中の使用人のいずれかの者がその事実を知っていた場合、または、重大な過失によってその事実を知らなかった場合に限ります。

（注 3）保険契約者、記名被保険者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 4）契約自動車等の所有者
契約自動車等の所有者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 5）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 6）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注 7）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注 8）盗難
発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。
（注 9）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 事業用動産に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
② 故障損害（注 10）
③ 事業用動産のすり傷、掻き傷もしくは塗料のはがれ等単なる外観の損傷または事業用動産の汚損であって、事業用動産の機能に支障をきたさない損害
④ 楽器の音色または音質の変化
⑤ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらの物の混入により生じた損害

（注 10）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない事業用動産の電気的または機械的損害をいいます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に、事業用動産について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 第３条（保険金を支払わない場合－その１）①アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
② 同アからオまでのいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③ 同アからオまでのいずれかに該当する者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第６条（事業用動産）

(1) この特約において「事業用動産」とは、契約自動車（注 2）の車室内、荷室内もしくはトランク内に収容または荷台もしくは車室外積載装置（注 11）に固定もしくは収納された、記名被保険者が営む事業の用に供するために自ら所有する動産、または記名被保険者が営む事業に関連して預託を受けている動産をいいます。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑭までに規定する物は、事業用動産に含みません。
① 契約自動車（注 2）に定着（注 12）または装備（注 13）されている物および法令に従い契約自動車（注 2）に備え付けられている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物
② 車室内でのみ使用することを目的として契約自動車（注 2）に固定されているカーナビゲーションシステム（注 14）およびＥＴＣ装置（注 15）
③ 契約自動車（注 2）の原動機用燃料タンク内の燃料
④ 通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注 16）、宿泊券、観光券および旅行券については、事業用動産に含むものとします。
⑤ 預金証書または貯金証書（注 17）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
⑥ 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董（注 18）、彫刻物その他の美術品
⑦ 動物、植物等の生物
⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証その他これらに準ずる物
⑨ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの
⑩ 自動車
⑪ コンテナー自体
⑫ 船舶
⑬ 法令の規定、公序良俗に違反する動産
⑭ 日常生活の用に供するために記名被保険者（注 19）、記名被保険者（注 19）の配偶者、記名被保険者（注 19）もしくはその配偶者の同居の親族または記名被保険者（注 19）の業務に従事中の使用人が所有する動産

（注 11）車室外積載装置
契約自動車（注 2）の屋根、トランク上等の車室外に設置された荷物を積載または運搬するための装置をいいます。
（注 12）定着
ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
（注 13）装備
自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
（注 14）カーナビゲーションシステム
自動車用電子式航法装置をいいます。
（注 15）ＥＴＣ装置
有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。
（注 16）乗車船券・航空券
定期券を含みます。
（注 17）預金証書または貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
（注 18）骨董
希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
（注 19）記名被保険者
記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第７条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、事業用動産の所有者とします。

第８条（損害額の決定）

(1) 損害額は、次のとおりとします。
① 事業用動産の損害を修理することができない場合は、保険価額
② ①以外の場合には、次の算式により算出された額とします。

次条に定める修理費	＋	第 10 条（損害の一部とみなす費用）に定める費用	－	修理に際し部分品を交換したために損害を生じた事業用動産全体としての価額の増加を生じた場合は、その価額	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝損害額

③ 第 10 条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用

(2) 損害を生じた事業用動産が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた事業用動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

(3) (1) および (2) の規定によって計算された損害額が、その損害が生じた事業用動産の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

第９条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた事業用動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。

第 10 条（損害の一部とみなす費用）

第８条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注 20）をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	普通保険約款基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
③ 共同海損負担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する事業用動産の分担額

（注 20）費用
収入の喪失を含みません。

第 11 条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。

第８条（損害額の決定）の損害額	－	保険証券記載の免責金額	＝ 保険金

(2) 第８条（損害額の決定）の損害額および前条①から同条③までの費用のうち、回収金がある場合において、回収金の額が次の③の自己負担額を超過するときは、当会社は①の額から回収金の額を差し引いて保険金を支払います。
① 第８条の損害額および前条①から同条③までの費用のうち実際に発生した額の合計額
② (1) の保険金
③ 次の算式により算出された自己負担額

①の額	－	②の額	＝自己負担額

(3) 被保険者が２名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

$$\text{(1) の保険金} \times \frac{\text{各被保険者別の損害額（注 21）}}{\text{各被保険者別の損害額（注 21）の合計額}} = \text{被保険者別の保険金}$$

（注 21）各被保険者別の損害額
回収金を差し引いた残額とします。

第 12 条（現物による支払）

当会社は、事業用動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 13 条（被害物についての当会社の権利）

(1) 当会社が損害を生じた事業用動産に対して全損（注 22）として保険金を支払った場合は、損害を生じた事業用動産について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注 23）が保険価額に達しない場合には、当会社は、支払った保険金の額（注 23）の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

(2) (1) の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた事業用動産について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

（注 22）全損
損害額または第９条（修理費）の修理費が、損害を生じた事業用動産の保険価額以上となる場合をいいます。
（注 23）保険金の額
第 10 条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を除いた保険金の額をいいます。

第 14 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額（注 24）	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額	＝保険金

（注 24）損害額
それぞれの保険契約または共済契約において損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 15 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金の保険金請求権は、損害発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 16 条（他の特約との関係）

この特約と他の特約との関係は、次のとおりとします。
① この保険契約に被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
② この保険契約に車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用）が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
③ この特約の適用においては、運転者年齢条件特約の規定は適用しません。
④ この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑤ この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑥ この保険契約に臨時業務使用自動車運転中危険補償特約が適用される場合、同特約第５条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 17 条（無過失車対車事故の特則の不適用）

当会社は、この特約の規定を適用する場合は、普通保険約款基本条項第 18 条（無過失車対車事故の特則）の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第 18 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または車両条項	この特約
② ＜用語の定義＞「保険金」	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
③ 第 15 条（事故発生時の義務）(1) ⑤	契約自動車	事業用動産
④ 第 24 条（代位）(3)	車両損害	事業用動産の損害
	①および②	②

㊹ 事故代車費用補償特約（実損支払）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
代車	契約自動車の代替交通手段として利用した契約自動車と同等クラスのレンタカー等の自動車をいいます。
代車の利用開始日	被保険者が第５条（代車費用保険金の支払対象期間）(1) に定める支払対象期間の初日以後に最初に代車を利用した日をいいます。
代車費用	代車を借り入れる費用をいいます。
代替自動車	契約自動車の代替として使用する自動車をいいます。
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車に普通保険約款車両条項の適用がある場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

当会社は、車両事故（注 1）により次の①から③までのいずれかの状態となり、契約自動車が使用できなくなったことにより被保険者が代車を利用した場合は、被保険者が代車費用を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金を支払います。

① 契約自動車が自力で走行することができない状態（注 2）
② 契約自動車の損傷を修理している状態
③ 契約自動車が盗難（注 3）された状態

（注 1）車両事故
普通保険約款車両条項および基本条項（注 4）の規定により保険金の支払対象となる事故をいいます。
（注 2）自力で走行することができない状態
法令により走行が禁じられる場合を含みます。
（注 3）盗難
付属品等契約自動車の一部分のみの盗難を除きます。
（注 4）普通保険約款車両条項および基本条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第３条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とします。

① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
② 契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第４条（支払保険金の計算）

(1) １回の事故につき、当会社が支払う代車費用保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額 － 保険証券記載の免責金額 ＝代車費用保険金

(2) (1) の算式中の、被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額は、次の算式により算出された額を限度とします。

次条に定める支払対象期間における代車の利用日数 × 保険証券記載の支払限度日額 ＝被保険者が次条に定める支払対象期間において実際に負担した代車費用の額の限度額

第５条（代車費用保険金の支払対象期間）

(1) 前条において、代車費用保険金の対象となる費用は、次の①から③までのいずれかに規定する支払対象期間に被保険者が利用した代車に係る費用とします。ただし、支払対象期間の初日の翌日から起算して６か月を経過した後の期間は支払対象期間には含みません。

区分	支払対象期間	
	支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
① 被保険者が契約自動車の損傷を修理した場合（注 5）	事故の発生の日（注 8）	次のいずれか早い日 a．代車の利用開始日からその日を含めて 30 日後の日 b．契約自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日
② 次のいずれかに該当する場合（注 6） ア．契約自動車の損傷を修理することができない場合 イ．契約自動車が自力で走行することができない状態（注 2）となった場合であって、被保険者がその損傷を修理しなかったとき。 ウ．盗難（注 3）された契約自動車が発見されなかった場合		次のいずれか早い日 a．代車の利用開始日からその日を含めて 30 日後の日 b．代替自動車の再取得（注 9）が行われた日

③　盗難（注３）された契約自動車が発見された場合であって、次のいずれかに該当するとき。 ア．契約自動車に損傷がなかった場合 イ．ア以外の場合で、契約自動車が自力で走行することができる状態（注７）であって、被保険者がその損傷を修理しなかったとき。	次のいずれか早い日 ａ．代車の利用開始日からその日を含めて 30 日後の日 ｂ．契約自動車が発見されて、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日

(2) (1) の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により (1) の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間には含みません。

（注５）契約自動車の損傷を修理した場合
盗難（注３）された契約自動車が損傷した状態で発見され、その損傷を修理した場合を含みます。
（注６）次のいずれかに該当する場合
盗難（注３）された契約自動車が損傷した状態で発見された場合であって、第５条（代車費用保険金の支払対象期間）(1) ②アまたはイのいずれかに該当するときを含みます。
（注７）自力で走行することができる状態
法令により走行が禁じられる場合を除きます。
（注８）事故の発生の日
契約自動車の盗難（注３）を原因として代車費用保険金を支払う場合は、保険契約者または被保険者が契約自動車が盗難（注３）にあったことを警察官に届け出た日とします。
（注９）再取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第６条（現物による支払）

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険者の同意を得て、代替自動車の貸与をもって代車費用保険金の支払に代えることができます。

第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 代車費用保険金に関しては、他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して代車費用保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の代車費用保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき代車費用保険金または共済金のうち最も高い額	－	他の保険契約等の代車費用保険金または共済金の額の合計額

第８条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する代車費用保険金の請求権は、第５条（代車費用保険金の支払対象期間）の規定によって代車費用保険金の対象となる費用が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。
(2) 被保険者がこの特約に基づき代車費用保険金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）(2) に定める書類または証拠に含めます。

第９条（他の特約との関係）

この特約と他の特約との関係は、次のとおりとします。
① この保険契約に地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約が適用される場合、同特約によって保険金の支払対象となる事故に対しては、この特約を適用しません。
② この保険契約に被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
③ この保険契約に車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用）が適用される場合、同特約第２条（保険金を支払う場合）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
④ この保険契約に他車運転危険補償特約が適用される場合、同特約第４条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑤ この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第７条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。
⑥ この保険契約に臨時業務使用自動車運転中危険補償特約が適用される場合、同特約第５条（保険金を支払う場合－車両損害）に定める「他の特約」にはこの特約を含めないものとします。

第 10 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款車両条項第 12 条（盗難自動車の返還）の「既に受け取った保険金」には、代車費用保険金を含めないものとします。

㊺　弁護士費用等補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
契約自動車の所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 イ．契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ．アおよびイ以外の場合は、契約自動車を所有する者
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
賠償義務者	被保険者（注）から被害事故により法律上の損害賠償請求を受ける者をいいます。 （注）被保険者 被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

被害事故	日本国内において保険証券記載の保険期間中に発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が生じたことをいいます。 ア．賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 （ア）被保険者の生命または身体が害されること。 （イ）被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。ただし、記名被保険者が法人の場合は、契約自動車に積載されている財物に限ります。 イ．アのほか、被保険者が自動車に搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 （ア）被保険者の生命または身体が害されること。 （イ）被保険者が搭乗中の自動車に積載されている、被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。 ウ．アおよびイのほか、次のいずれかに該当する自動車が滅失、破損または汚損されること。 （ア）契約自動車 （イ）契約自動車以外の被保険者が所有する自動車（注）。ただし、記名被保険者が個人の場合に限ります。 （注）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
弁護士費用等	次の費用をいいます。ただし、法律相談料を除きます。 ア．弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（注）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ．その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 （注）あっせんもしくは仲裁を行う機関 中立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
法律相談料	法律上の損害賠償請求に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。 ア．弁護士が行う法律相談 イ．司法書士が行う、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第３条（業務）第１項第５号および同項第７号に規定する相談 ウ．行政書士が行う、行政書士法（昭和 26 年法律第４号）第１条の３第３号に規定する相談

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、被害事故により、被保険者（注 1）が (2) に定める費用を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款基本条項の規定に従い、保険金を支払います。
(2) この特約により保険金の支払対象となる費用は、被害事故による賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求に伴い被保険者（注 1）が負担した弁護士費用等および法律相談料とします。ただし、当会社の同意を得て支出した費用に限ります。
(3) 当会社は、(2) の費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。

（注 1）被保険者
被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した事故
② 次のアからウまでのいずれかに該当する間に発生した事故
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間
イ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間
ウ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で自動車を運転している間
③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した事故
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した事故
⑤ 被保険者が自動車取扱業者（注 2）である場合に、被保険者が業務として受託した自動車に搭乗中に発生した事故

（注 2）自動車取扱業者
自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 3）
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 台風、洪水または高潮
④ 核燃料物質（注 4）もしくは核燃料物質（注 4）によって汚染された物（注 5）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 被保険者が契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車を競技もしくは曲技（注 6）のために使用すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車を競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において、救急、消防、事故処理、補修、清掃等以外のために使用すること。
⑧ 第６条（被保険者の範囲）(1) ⑤に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、契約自動車の車室内もしくはトランク内に収容または車室外積載装置（注 7）に固定もしくは収納されていない財物について生じた事故

（注 3）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 4）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注 5）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注 6）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注 7）車室外積載装置
自動車の屋根またはトランク上等の車室外に設置された荷物を積載または運搬するための装置をいいます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
① 次条 (1) ①から同④までに規定する者
② 被保険者の父母、配偶者または子
③ 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注 8）に従事している場合に限ります。
④ 被保険者の使用者の業務（注 8）に自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注 8）に従事している場合に限ります。

（注 8）業務
家事を除きます。

第６条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者とします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者

③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注 9）の子
⑤　①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 10）に搭乗中の者
⑥　①から⑤まで以外の者で、契約自動車の所有者
(2) (1) の規定にかかわらず、自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。

（注 9）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注 10）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第 7 条（個別適用）
この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第 8 条（損害賠償請求等の通知）
(1) 保険契約者または被保険者（注 1）は、被保険者（注 1）が被害事故により第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の費用を支出しようとする場合は、当会社に次の①から③までに定める事項について事前に書面で通知しなければなりません。
①　賠償義務者の氏名およびその者に関して有する情報
②　弁護士費用等または法律相談料の支出先に関して有する情報
③　その他当会社が必要と認める事項
(2) 次の①または②のいずれかに該当する場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
①　保険契約者または被保険者（注 1）が、正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合
②　保険契約者または被保険者（注 1）が、正当な理由がなく (1) の書類に事実と異なる記載をした場合

第 9 条（被保険者の協力）
(1) 被保険者（注 1）は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
(2) 被保険者（注 1）が正当な理由がなく (1) の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 10 条（支払保険金の計算）
(1) 1 回の被害事故につき当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者 1 名につき下記の金額を限度とします。

区分	保険金の限度額
①　第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の弁護士費用等	保険証券記載の保険金額
②　同条 (2) の法律相談料	10 万円

(2) 被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求と被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行う場合は、次の算式によって支払保険金の額を決定します。

$$\text{実際に発生した弁護士費用等または法律相談料の額} \times \frac{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額} + \text{被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額}} = \text{保険金}$$

(3) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(4) (3) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

実際に発生した弁護士費用等または法律相談料の額　－　他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第 11 条（保険金の請求）
当会社に対する保険金請求権は、被保険者（注 1）が第 2 条（保険金を支払う場合）(2) の費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第 12 条（支払保険金の返還）
当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、被保険者（注 1）に支払った保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当会社が返還を請求することができる額
①　弁護士または司法書士への委任取消等により被保険者（注 1）が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第 2 条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
②　被害事故に関して被保険者（注 1）が提起した訴訟の判決に基づき、被保険者（注 1）が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。 ア．被保険者（注 1）がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ．判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第 2 条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イの額から左記アの額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第 2 条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第 13 条（運転者限定特約等の不適用）
この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者従業員限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

第 14 条（普通保険約款の読替え）
この特約については、普通保険約款基本条項＜用語の定義＞「保険金」の規定中、「賠償責任条項」から「車両条項」までを「この特約」と読み替えて適用します。

第 15 条（準用規定）
この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊻　ファミリーバイク特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 3 項に定める原動機付自転車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

借用原動機付自転車	次のいずれにも該当しない原動機付自転車をいいます。 ア．第６条（被保険者の範囲）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注） イ．同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が常時使用する原動機付自転車 （注）所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に原動機付自転車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された原動機付自転車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ原動機付自転車の売買契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① 契約自動車の用途車種（注１）が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車（キャンピング車）または二輪自動車であること。

② 記名被保険者が個人であること。

（注１）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注２）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が５万円を超えるときには、その免責金額を５万円とみなします。

(2) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(3) (1) の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第９条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

（注２）普通保険約款賠償責任条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第３条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、この特約において自損傷害を補償する旨保険証券に記載されている場合には、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注３）の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項（注４）を適用します。

（注３）搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

（注４）普通保険約款自損事故条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。この場合において、人身傷害補償特約第 16 条（自損事故条項の不適用）の規定は適用しません。

第４条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当会社は、この特約において人身傷害を補償する旨保険証券に記載されている場合には、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注３）の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、人身傷害補償特約（注５）を適用します。

（注５）人身傷害補償特約
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第５条（保険金を支払わない場合－賠償責任）

当会社は、第２条（保険金を支払う場合－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から④までのいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注６）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

② 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注７）を、その使用者の業務（注６）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③ 次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④ 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注６）業務
家事を除きます。

（注７）所有する原動機付自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第６条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、普通保険約款賠償責任条項第６条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）、自損事故条項第４条（被保険者の範囲）および人身傷害補償特約第５条（被保険者の範囲）の規定にかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注８）の子

（注８）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第８条（契約自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）(2) の規定は適用しません。

第９条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転危険補償特約の規定は適用しません。

第 10 条（この特約の適用除外）

当会社は、人身傷害補償特約（注５）による保険金が支払われる場合には、第３条（保険金を支払う場合－自損傷害）および第４条（保険金を支払う場合－人身傷害）の規定を適用しません。

㊼ 日常生活賠償責任補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注 1）をいいます。 （注 1）契約自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注 2）により売買されている場合は、その買主 ② 契約自動車が 1 年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者 （注 2）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
事故	次のいずれかに該当する事故をいいます。 ア．住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ．被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内（注）の動産および不動産を含みます。 （注）敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（注）および死亡を含みます。 （注）後遺障害 治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
損害賠償請求権者	被保険者に対して法律上の損害賠償請求権を有する者をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第 2 条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が、保険証券記載の保険期間中に発生した事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

第 3 条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
① 保険契約者（注 1）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
④ 核燃料物質（注 3）もしくは核燃料物質（注 3）によって汚染された物（注 4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑤ ②から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ ④以外の放射線照射または放射能汚染
⑦ 環境汚染（注 5）に起因する事故

(2) 当会社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
② 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注 6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥ 被保険者が占有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨ 航空機、船舶および車両（注 7）または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(3) 当会社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

（注 1）保険契約者
保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 2）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（注 3）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注 4）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注 5）環境汚染
流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
（注 6）不動産
住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。
（注 7）船舶および車両
次の①から③までに掲げるものを除きます。
① 主たる原動力が人力であるもの
② ゴルフ場敷地内（注 8）におけるゴルフ・カート
③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの
（注 8）ゴルフ場敷地内
囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。なお、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。

第 4 条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含まないものとします。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚（注 9）の子
⑤ ②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記名被保険者に関する事故に限ります。
(2) (1) の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故の発生の時におけるものをいいます。

（注 9）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第 5 条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって保険金額が増額されるものではありません。

第 6 条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑦までに掲げるものに限ります。

名称	損害賠償金または費用の内容
① 損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合には、その価額を控除するものとします。
② 損害防止費用	普通保険約款基本条項第 15 条（事故発生時の義務）(1) ①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③ 緊急措置費用	事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④ 争訟費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
⑤ 示談交渉費用	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
⑥ 示談代行等協力費用	第 9 条（当会社による解決）(1) に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用のうち、被保険者が直接支出した費用
⑦ 権利保全行使費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、普通保険約款基本条項第 15 条 (1) ⑥の規定により、被保険者が支出した、その権利の保全または行使に必要な手続ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手のために要した必要または有益な費用

第 7 条（支払保険金の計算）

当会社が 1 回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。
① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額を限度とします。
② 前条②から⑦までの費用についてはその全額。ただし、同条④および⑤の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額を超える場合は、それぞれ次の算式により算出された額を支払います。

$$\text{前条④または⑤の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{前条①の損害賠償金}} = \text{前条④または⑤の費用に対する支払額}$$

第 8 条（当会社による援助）

被保険者が日本国内において発生した事故（注 10）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

（注 10）日本国内において発生した事故
被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第 9 条（当会社による解決）

(1) 被保険者が日本国内において発生した事故（注 10）にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社がその事故にかかわる損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注 11）を行います。
(2) (1) の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
(3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
① 1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 正当な理由がなく被保険者が (2) に規定する協力を拒んだ場合

（注 11）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続
弁護士の選任を含みます。

第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 日本国内において発生した事故（注 10）によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して (3) に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して (3) に定める損害賠償額を支払います。ただし、1 回

の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注 12）を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

(3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	＝損害賠償額

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
(5) (2) または (7) の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
(6) 1 回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注 13）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は (1) の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は (2) の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除きます。
① (2) ④に規定する事実があった場合
② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
(7) (6) ②または③に該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1 回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注 12）を限度とします。

（注 12）支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注 13）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第 11 条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第 8 条（当会社による援助）または第 9 条（当会社による解決）(1) の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1 回の事故につき、保険金額（注 14）の範囲内で、次の①から③までの貸付けまたは供託を行います。
① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
(2) (1) ③により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（注 15）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
(3) (1) の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金（注 15）を既に支払った保険金とみなして適用します。
① 第 7 条（支払保険金の計算）①ただし書
② 前条 (2) ただし書
③ 同条 (7) ただし書
(4) (1) の供託金（注 15）が第三者に還付された場合には、その還付された供託金（注 15）の限度で、(1) の当会社の名による供託金（注 15）または貸付金（注 16）が保険金として支払われたものとみなします。
(5) 第 13 条（保険金の請求）および普通保険約款基本条項第 17 条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1) の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注 14）保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注 15）供託金
利息を含みます。
（注 16）貸付金
利息を含みます。

第 12 条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注 17）について先取特権を有します。
(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が (1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
(3) 保険金請求権（注 17）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注 17）を質権の目的とし、または (2) ③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注 17）保険金請求権
第 6 条（支払保険金の範囲）②から⑦までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第 13 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時に発生し、これを行使することができます。

第 14 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

第 6 条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金（注 18）および同条②から⑦までの費用	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（注 18）第 6 条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金
それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第 15 条（普通保険約款基本条項の読替え）

この特約については、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」	この保険契約の賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項または車両条項	この特約

② ＜用語の定義＞「保険金」	賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、搭乗者傷害条項または車両条項	この特約
③ 第３条（告知義務）	記名被保険者	被保険者
④ 第 17 条（保険金の請求）(2) ⑧	賠償責任条項	この特約
⑤ 同⑨	賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対物事故または車両条項	この特約＜用語の定義＞に定める財物の損壊
⑥ 第 21 条（損害賠償額の請求および支払）(1)	賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）	この特約第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権）
⑦ 同⑦	賠償責任条項＜用語の定義＞に定める対物事故	この特約＜用語の定義＞に定める財物の損壊
⑧ 同条 (4)	賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）(2) ①から同⑤まで、同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）(2) ①から同④までまたは同条 (6) ①から同③まで	この特約第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2) ①から同④までまたは同条 (6) ①から同③まで
⑨ 第 22 条（時効）	第 17 条（保険金の請求）(1)	この特約第 13 条（保険金の請求）
⑩ 第 23 条（損害賠償額請求権の行使期限）	賠償責任条項第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）	この特約第 10 条（損害賠償請求権者の直接請求権）

第 16 条（準用規定）

(1) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。
(2) この特約において普通保険約款基本条項第２条（保険責任のおよぶ地域）の規定は適用しません。

㊽ 受託貨物賠償責任補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
下請運送人	元受運送人から直接または間接に、積載貨物の運送を受託したすべての運送人をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
荷主	積載貨物の所有者をいいます。
保険事故	この特約により保険金の支払対象となる事故をいいます。
元受運送人	下請運送人に積載貨物の運送を委託した運送人をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
① この保険契約に対物賠償保険が適用されていること。
② 契約自動車の用途車種（注 1）が、営業用普通貨物車（最大積載量２トン超）、営業用普通貨物車（最大積載量２トン以下）、営業用小型貨物車または営業用軽四輪貨物車であること。

（注 1）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第２条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第５条（保険金を支払わない場合－その３ 対物賠償）の規定にかかわらず、この特約により、火災もしくは爆発または契約自動車（注 2）の衝突、接触、墜落もしくは転覆によって、契約自動車（注 2）と同時に積載貨物に生じた損害について、記名被保険者が (2) の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
(2) 普通保険約款賠償責任条項第２条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかわらず、記名被保険者が負担する損害賠償責任とは次の①および②とします。
① 荷主に対する記名被保険者の法律上および運送・寄託契約上の損害賠償責任
② 記名被保険者が下請運送人である場合には、記名被保険者の元受運送人に対する法律上および運送・寄託契約上の損害賠償責任または記名被保険者の荷主に対する法律上の損害賠償責任
(3) (1) および (2) に規定された損害賠償責任の額は次の①および②に従って得られた額を基礎とし、かつ、その額を超えない額とします。
① 仕切状・納品書がある積載貨物については、その状面価額（注 3）
② 上記の書類がない積載貨物については荷受人への引渡日または引き渡されたであろう日の積載貨物の到着地における正品価額（注 4）。ただし、中古貨物についてはその時価を限度とします。

（注 2）契約自動車
被牽引自動車（自動車により牽引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車であり、かつ、契約自動車が牽引中のものをいいます。）を含みます。
（注 3）状面価額
仕切状・納品書に記載された価額をいい、運送賃および諸掛りが含まれていない場合にはこれらを加算した額とします。
（注 4）正品価額
貨物が目的地に無損傷の状態で到着した場合の、その地および時における売買価額をいいます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

(1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、記名被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する事由に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
① 次のいずれかに該当する者の故意
ア．保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者（注 5）
イ．アに定める者の法定代理人
ウ．アに定める者の業務に従事中の使用人
② 検疫、差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
③ 盗難または紛失
④ 法令で定める積載物の重量、大きさまたは積載方法に関する制限の違反
⑤ 輸送方法または輸送に従事する者が出発（注 6）の当時、積載貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。
⑥ 荷造りの不完全

⑦　運送の遅延
⑧　契約自動車（注 2）の不完全被覆
⑨　積載貨物が荷受人に引き渡された日の翌日から起算して 30 日を経過した後に発見された積載貨物の滅失、損傷または汚損
(2) (1) ④、⑤および⑧の規定は、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは業務に従事中の使用人のいずれかの者がその事実を知っていた場合、または、重大な過失によってその事実を知らなかった場合に限り、適用するものとします。

（注 5）保険契約者、記名被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注 6）出発
中間地からの出発および積込港・寄航港からの発港を含みます。

第 4 条（保険金を支払わない場合－その 2）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害について記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
①　積載貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火または自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由による損害
②　故障損害（注 7）
③　楽器の音色または音質の変化
④　損害を生じた積載貨物が一組または一対のものからなる場合で、かつ、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた積載貨物全体の価値に及ぼす影響
⑤　違約金、遅延賠償金および積載貨物の使用不能に起因する損害賠償金（注 8）等の間接損害

（注 7）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない積載貨物の電気的または機械的損害をいいます。
（注 8）損害賠償金
得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。

第 5 条（保険金を支払わない場合－その 3）

当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する間に、積載貨物に生じた損傷について記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人もしくは業務に従事中の使用人のいずれかの者がその事実を知っていた場合、または、重大な過失によってその事実を知らなかった場合に限ります。
①　契約自動車の運転者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
②　契約自動車の運転者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③　契約自動車の運転者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

第 6 条（積載貨物）

(1) この特約において「積載貨物」とは、記名被保険者が運送することを引き受けた、契約自動車（注 2）の車室内、荷室内もしくはトランク内に収容または荷台もしくは車室外積載装置（注 9）に固定もしくは収納された貨物をいいます。
(2) (1) の規定にかかわらず、次の①から⑩までに規定する物は、積載貨物に含みません。
①　通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券（注 10）、宿泊券、観光券および旅行券については、積載貨物に含むものとします。
②　預金証書または貯金証書（注 11）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
③　貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董（注 12）、彫刻物その他の美術品
④　動物、植物等の生物
⑤　稿本、設計書、図案、証書、帳簿、運転免許証その他これらに準ずる物
⑥　テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの
⑦　自動車（注 13）
⑧　コンテナー自体
⑨　船舶
⑩　法令の規定、公序良俗に違反する貨物

（注 9）車室外積載装置
契約自動車（注 2）の屋根、トランク上等の車室外に設置された荷物を積載または運搬するための装置をいいます。
（注 10）乗車船券・航空券
定期券を含みます。
（注 11）預金証書または貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
（注 12）骨董
希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
（注 13）自動車
道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 3 項に定める原動機付自転車を含みます。

第 7 条（損害額の決定）

損害額は、次の算式により算出された額とします。

第 2 条（保険金を支払う場合）(2) に定める損害賠償の額	＋	普通保険約款賠償責任条項第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(1) ①から③、⑤および⑥の費用	－	記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	＝損害額

第 8 条（支払保険金の計算）

(1) 1 回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載のこの特約の保険金額を限度とします。

前条の損害額	－	保険証券記載のこの特約の免責金額	＝ 保険金

(2) 保険事故によって損傷を被った積載貨物がさらに他の保険事故によって損傷を被った場合において、それぞれの損傷に対する保険金の額の決定が困難であるときは、これらの損傷はすべてこれら保険事故のうちの最後のものによって生じたものとみなします。

第 9 条（引越荷物等の取扱い）

当会社は積載貨物が引越荷物（注 14）または個人の所有する家財である場合、第 2 条（保険金を支払う場合）(2) に定める損害賠償の額は、1 個あたり 30 万円を限度とします。

（注 14）引越荷物
転居または移転に伴って輸送される荷主の所有、使用または管理する家財、什器、備品等の財物（商品を除きます。）をいいます。

第 10 条（個々の積載貨物に係る保険責任の始期と終期）

(1) 当会社の、個々の積載貨物に係る保険責任は、普通保険約款基本条項第 1 条（保険責任の始期および終期）の規定に反しないかぎり、積載貨物が運送のために契約自動車（注 2）に積み込まれた時（注 15）に始まり、契約自動車（注 2）による通常の運送過程（注 16）を経て、荷受人もしくは他の運送人に引き渡す目的をもって、契約自動車（注 2）からの荷卸し作業が始まった時に終わります。
(2) (1) の規定は、積載貨物 1 個ごとにこれを適用します。

（注 15）積み込まれた時
積込み中は除きます。
（注 16）通常の運送過程
慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造りなどのための契約自動車（注 2）に積載されたままの仮置中を含みます。

第 11 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
(2) (1) の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第 12 条（当会社による解決）

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、記名被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、記名被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
(2) 記名被保険者が、正当な理由がなく (1) の規定による協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 13 条（他の特約との関係）

この保険契約に臨時代替自動車補償特約が適用される場合、同特約第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

第 14 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。ただし、普通保険約款賠償責任条項第 11 条（当会社による解決－対物賠償）、同条項第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）および第 16 条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）の規定を除きます。

㊾ 他車運転危険補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注）をいいます。 （注）契約自動車の所有者 次の①から③までいずれかに該当する者をいいます。 ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 契約自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の配偶者 ウ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の運転自動車	記名被保険者等が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をいいます。 （注）運転中 駐車または停車中を除きます。
他の自動車	用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、または特種用途自動車（キャンピング車）である自動車で、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア．契約自動車 イ．＜用語の定義＞「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が所有する自動車（注） ウ．＜用語の定義＞「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が常時使用する自動車 （注）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 契約自動車の用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
② 記名被保険者が個人であること。

第２条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注 1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。
(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、他の運転自動車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3) (1) の規定の適用において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第９条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

（注 1）普通保険約款賠償責任条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第３条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項（注 2）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注 3）に搭乗中（注 4）の記名被保険者等に限ります。

（注 2）普通保険約款自損事故条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。
（注 3）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注 4）搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第４条（保険金を支払う場合－車両損害）

当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項（注 5）を適用して、他の運転自動車に生じた損害（注 6）に対して保険金（注 7）を支払います。ただし、保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、他の運転自動車の損害が生じた地および時における他の運転自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

（注５）普通保険約款車両条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。
（注６）損害
普通保険約款車両条項第８条（損害の一部とみなす費用）に定める費用を含みます。
（注７）保険金
車両価額協定保険特約の適用がある場合は、同特約第８条（全損時諸費用保険金）に定める全損時諸費用保険金を含みます。

第５条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、自損事故条項、車両条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する間に生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の使用者の業務（注８）のために、その使用者の所有する自動車（注９）を運転している間
② 被保険者が役員（注10）となっている法人の所有する自動車（注９）を運転している間
③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している間
④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している間
⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、自ら所有する自動車（注９）または常時使用する自動車を運転している間

（注８）業務
家事を除きます。
（注９）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注10）役員
理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第６条（契約自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）(2) の規定は適用しません。

第７条（他の特約との関係）

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款または他の特約がこの保険契約に適用される場合には、普通保険約款基本条項第16条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「他の保険契約等」とあるのを「他の保険契約等およびこの保険契約に適用される普通保険約款または他の特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの」と読み替えて適用します。

㊿ 他車運転危険補償特約（二輪・原付）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の配偶者 ウ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の運転自動車	記名被保険者等が自ら運転者として運転中（注）の他の自動車をいいます。 （注）運転中 駐車または停車中を除きます。
他の自動車	用途車種が二輪自動車または原動機付自転車である自動車で、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ア．契約自動車 イ．＜用語の定義＞「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が所有する自動車（注） ウ．＜用語の定義＞「記名被保険者等」アから同ウまでのいずれかに該当する者が常時使用する自動車 （注）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があること。
② 契約自動車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車であること。
③ 記名被保険者が個人であること。

第２条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注１）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。
(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、他の運転自動車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3) (1) の規定の適用において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第９条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

（注１）普通保険約款賠償責任条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第３条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項（注２）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注３）に搭乗中（注４）の記名被保険者等に限ります。

（注 2）普通保険約款自損事故条項
契約自動車について適用される他の特約を含みます。
（注 3）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注 4）搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、自損事故条項および基本条項の規定による場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する間に生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の使用者の業務（注 5）のために、その使用者の所有する自動車（注 6）を運転している間
② 被保険者が役員（注 7）となっている法人の所有する自動車（注 6）を運転している間
③ 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転している間
④ 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転している間
⑤ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が、自ら所有する自動車（注 6）または常時使用する自動車を運転している間

（注 5）業務
家事を除きます。
（注 6）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注 7）役員
理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第５条（契約自動車の譲渡の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）(2) の規定は適用しません。

第６条（他の特約との関係）

(1) この保険契約にファミリーバイク特約が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。
(2) (1) 以外の場合において、この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款または他の特約がこの保険契約に適用される場合には、普通保険約款基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定中「他の保険契約等」とあるのを「他の保険契約等およびこの保険契約に適用される普通保険約款または特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの」と読み替えて適用します。

51 臨時代替自動車補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
被代替自動車	契約自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。ただし、記名被保険者が法人の場合に限ります。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
臨時代替自動車	契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、記名被保険者、被代替自動車の所有者（注 1）、または記名被保険者の役員もしくは使用人が所有する自動車（注 2）を除きます。 （注 1）所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 自動車が 1 年以上を期間とする賃貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、自動車を所有する者 （注 2）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする賃貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険責任の始期および終期）

(1) 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、次の①または②のいずれか早い時に終わります。
① 臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下を離れた時
② 被代替自動車が整備工場等の管理下を離れ、記名被保険者の直接の管理下に戻った時
(2) (1) の規定にかかわらず、保険期間の始期において既に記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

第３条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注 1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者および記名被保険者の役員ならびに使用人に限ります。
(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた 1 回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3) (1) の規定の適用において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第９条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

（注 1）普通保険約款賠償責任条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第４条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款自損事故条項（注 2）を適用します。

（注 2）普通保険約款自損事故条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第５条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項（注３）を適用します。

（注３）普通保険約款無保険車傷害条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第６条（保険金を支払う場合－搭乗者傷害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款搭乗者傷害条項（注４）を適用します。

（注４）普通保険約款搭乗者傷害条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第７条（保険金を支払う場合－車両損害）

当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款車両条項（注５）を適用して、臨時代替自動車に生じた損害（注６）に対して保険金（注７）を支払います。ただし、保険金額については、保険証券記載の保険金額にかかわらず、臨時代替自動車の損害が生じた地および時における臨時代替自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

（注５）普通保険約款車両条項
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。
（注６）損害
普通保険約款車両条項第８条（損害の一部とみなす費用）により損害の一部とみなす費用を含みます。
（注７）保険金
この保険契約に車両価額協定保険特約の適用がある場合は、同特約第８条（全損時諸費用保険金）に定める全損時諸費用保険金を含みます。

第８条（保険金を支払う場合－人身傷害）

この保険契約に人身傷害補償特約が適用されている場合は、当会社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、人身傷害補償特約（注８）を適用します。

（注８）人身傷害補償特約
被代替自動車について適用される他の特約を含みます。

第９条（臨時代替自動車の決定方法）

２台以上の被代替自動車の代替自動車としての臨時代替自動車は、次の順によって定めるものとします。ただし、臨時代替自動車がリース契約に基づき貸与された自動車であり、リース契約書等の客観的資料により被代替自動車が特定できる場合は、その客観的資料によって定めるものとします。
① 被代替自動車と同一の用途車種（注９）の代替自動車
② 被代替自動車が整備工場等の管理下に入った順にしたがって、記名被保険者の管理下に入った順

（注９）同一の用途車種
普通保険約款別表３に掲げる被代替自動車と入替ができる用途車種を含みます。

第10条（他の特約との関係）

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款または他の特約がこの保険契約に適用される場合には、次の①または②の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 普通保険約款基本条項第16条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）	他の保険契約等	他の保険契約等またはこの保険契約に適用される普通保険約款もしくは他の特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの
② 人身傷害補償特約第12条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）	他の保険契約等	他の保険契約等またはこの保険契約に適用される他の特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの

㊷ 派遣運転者の被保険者追加特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
追加被保険者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．派遣運転者 イ．派遣運転者を雇用している労働者派遣事業者
派遣運転者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者の指揮または命令の下で自動車の運転業務を行うことを目的として、労働者派遣契約に基づき派遣された労働者をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（賠償責任条項適用の特則）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第６条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）③ただし書の規定にかかわらず、同条に規定する被保険者に加えて、追加被保険者を被保険者とします。

第３条（自損事故条項適用の特則）

当会社は、この特約により、追加被保険者については、普通保険約款自損事故条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）(2) の規定は適用しません。

第４条（無保険車傷害条項適用の特則）

当会社は、この特約により、追加被保険者については、普通保険約款無保険車傷害条項第４条（保険金を支払わない場合－その３）(4) の規定は適用しません。

第５条（搭乗者傷害条項適用の特則）

当会社は、この特約により、追加被保険者については、普通保険約款搭乗者傷害条項第４条（被保険者の範囲）(2) ②の規定は適用しません。

第６条（この保険契約に付帯される他の特約の適用に関する特則）

当会社は、この特約により、追加被保険者については、この保険契約に付帯される他の特約に定める「自動車取扱業者」に関する規定を適用しません。

第７条（代　位）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第24条（代位）(3) ②ただし書の規定にかかわらず、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権が車両損害に関するものである場合は、追加被保険者に対しては、同条 (1) の規定により移転した債権を行使しません。ただし、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその債権を行使することができます。
① 追加被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
② 追加被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

③　追加被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害
④　追加被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

㊸　従業員所有自動車補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
管理規定	保険契約者が従業員等の所有する自動車（注）を自らの業務または通勤に使用することを管理するために保険契約者が定めた規定をいいます。 **（注）所有する自動車** 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
従業員等	保険契約者の役員（注１）または使用人（注２）をいいます。 **（注１）役員** 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。ただし、保険契約者が法人の場合に限ります。 **（注２）使用人** 保険契約者と雇用関係のある者および保険契約者の直接の指揮または命令に基づき保険契約者の業務に従事する者をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
他の保険契約等	契約自動車について適用される保険契約または共済契約で、第３条（賠償責任条項適用の特則）(1) および (3) の規定により当会社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払うものをいいます。
中途承認自動車	保険契約者が保険期間の中途で第２条（契約自動車）(1) ①に定める承認を行った自動車で、同②および③に定める条件をいずれも満たすものをいいます。
通勤	就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとします。
通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
通知済み自動車	第２条（契約自動車）(1) に定める契約自動車のうち登録番号、車両番号または標識番号を受領した自動車をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
通知漏れの中途承認自動車	第７条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏のあった中途承認自動車をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、第２条（契約自動車）(1) に該当する自動車を、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
未精算等の中途承認自動車	第 10 条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合の、その精算日に対応する通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後に保険契約者が使用を承認した中途承認自動車をいいます。 **（注）追加保険料** 第 10 条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約の締結の時において、次条 (1) に定める条件をいずれも満たす自動車のすべてをこの保険契約によって一括して保険に付し、かつ、中途承認自動車のすべてをこの保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（契約自動車）

(1) 当会社は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たす自動車をこの特約における契約自動車とします。
①　保険契約者が管理規定に基づき自らの業務または通勤のために使用することを承認している自動車であること。
②　用途車種（注１）がバス、Ａ種工作車、Ｂ種工作車および営業用自動車のいずれにも該当しないこと。
③　従業員等またはその家族（注２）が所有する自動車（注３）であること。
(2) 当会社は、この特約により、通知済み自動車が保険契約者の業務またはそのための通勤に使用されている間に限り、普通保険約款賠償責任条項（注４）の保険証券記載の自動車とみなします。
(3) (2) の規定において、次の①または②のいずれかに該当する自動車は、通知済み自動車とみなします。
①　通知済み自動車が廃車、譲渡または返還により代替自動車に入れ替えられた場合の代替自動車
②　通知済み自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として従業員等が臨時に借用して使用する自動車

（注１）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。
（注２）家族
次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
①　従業員等の配偶者
②　従業員等またはその配偶者の同居の親族
③　従業員等またはその配偶者の別居の未婚（注５）の子
（注３）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注４）普通保険約款賠償責任条項
この保険契約に適用される他の特約を含みます。
（注５）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。

第３条（賠償責任条項適用の特則）

(1) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、契約自動車について生じた１回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第２条（保険金を支払う場合－対物賠償）の規定にかかわらず、前条の規定により保険証券記載の自動車とみなした自動車を滅失、破損または汚損した場合に、それによって記名被保険者が被る損害に対しては保険金を支払いません。
(3) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第６条（被保険者の範囲－対人・対物賠償共通）の規定にかかわらず、記名被保険

者のみを被保険者とします。
(4) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第９条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。
(5) 他の保険契約等がある場合は、当会社は、普通保険約款基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1) および同条 (2) ①の規定にかかわらず、損害の額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の合計額を超過するときに限り、次の算式により算出された額を支払うものとします。

普通保険約款賠償責任条項第 14 条（支払保険金の計算－対人賠償）(1) および第 15 条（支払保険金の計算－対物賠償）(1) に規定する当会社の支払うべき保険金の額	－	他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の合計額	＝ 保険金

(6) 契約自動車について適用される保険契約または共済契約で普通保険約款賠償責任条項第 13 条（損害の一部とみなす費用－対人・対物賠償共通）(2) の臨時費用に対して保険金または共済金を支払うものがある場合は、普通保険約款基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）(1) および同条 (2) ③の規定にかかわらず、当会社は、臨時費用に対しては、保険金を支払いません。

第４条（自損事故条項等の不適用）

当会社は、この特約により、普通保険約款自損事故条項および無保険車傷害条項は適用しません。

第５条（代　位）

記名被保険者が従業員等に対して損害賠償請求権を行使しない旨をあらかじめ当会社に対して意思表示した場合は、当会社は普通保険約款基本条項第 24 条（代位）(1) の規定により移転した債権を、これらの者に対しては行使しません。

第６条（中途承認自動車に対する自動補償）

(1) 当会社は、この特約により、中途承認自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
(2) 中途承認自動車にかかわる当会社の保険責任は、保険契約者がその自動車の使用を書面等により承認した時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
(3) (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第７条（通　知）

(1) 保険契約者は、毎月、通知締切日以前１か月分の中途承認自動車を、通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
(2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途承認自動車について、保険契約者がその承認を取り消した場合も (1) と同様とします。

第８条（付保漏れがあった場合）

(1) 付保漏れが判明した場合には、当会社は、第６条（中途承認自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条 (1) の通知を受領している中途承認自動車については、当会社は、第６条の規定を適用するものとします。
(2) (1) の規定にかかわらず、付保漏れが保険契約者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその付保漏れ自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第６条（中途承認自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第９条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

(1) 第７条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、次の①および②に対して、当会社は第６条（中途承認自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。
①　通知漏れの中途承認自動車
②　当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、第７条 (1) の規定により通知されるすべての中途承認自動車
(2) (1) の規定にかかわらず、(1) の遅滞または脱漏が、保険契約者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者がその通知漏れの中途承認自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第６条（中途承認自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第 10 条（保険料の精算）

(1) 当会社は、第７条（通知）(1) の通知を受領した場合は、第６条（中途承認自動車に対する自動補償）の規定により中途承認自動車にかかわる当会社の保険責任が始まった日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
(2) 当会社は、第７条（通知）(2) の通知を受領した場合は、この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途承認自動車について、保険契約者がその承認を取り消した日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
(3) (1) および (2) の保険料は、毎月、精算日までに精算するものとします。
(4) 当会社は、未精算等の中途承認自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) 未精算等の中途承認自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき (1) の追加保険料（注６）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注６）追加保険料
第 10 条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第 11 条（帳簿等の閲覧）

(1) 当会社は、この保険契約に関し調査を必要とする場合は、管理規定およびそれに関する帳簿その他の書類を閲覧することができます。
(2) 正当な理由がなく (1) に規定する当会社による閲覧を拒んだ場合には、当会社は、この保険契約を解除することができます。

㊹　臨時業務使用自動車運転中危険補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
従業員等	記名被保険者の役員（注１）または使用人（注２）をいいます。 （注１）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。ただし、記名被保険者が法人の場合に限ります。 （注２）使用人 記名被保険者と雇用関係のある者および記名被保険者の直接の指揮または命令に基づき記名被保険者の業務に従事する者をいいます。
中途取得自動車等	次のいずれかの自動車をいいます。 ア．この保険契約に全車両一括付保特約が適用されている場合は、同特約第２条（中途取得自動車に対する自動補償）に規定する中途取得自動車 イ．この保険契約に全車両一括付保特約（グループ企業用）が適用されている場合は、同特約第２条（中途対象自動車に対する自動補償）に規定する中途対象自動車
通勤	就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路および方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとします。

臨時業務使用自動車	従業員等が記名被保険者の業務またはそのための通勤のために自ら運転者として臨時に運転中（注 1）の自動車であって、その用途車種（注 2）が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車または原動機付自転車であるものをいいます。ただし、次の自動車を除きます。 ア．記名被保険者が、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている場合に、その業務として受託した自動車 イ．記名被保険者が所有する自動車（注 3） ウ．従業員等が記名被保険者の業務またはそのための通勤に常時使用する自動車 エ．記名被保険者または従業員等が借り入れた、不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車 （注 1）運転中 駐車または停車中を除きます。 （注 2）用途車種 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注 3）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約（注 4）により購入した自動車、および 1 年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注 4）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に全車両一括付保特約または全車両一括付保特約（グループ企業用）が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第 2 条（保険金を支払う場合－賠償責任）

(1) 当会社は、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（注 1）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者または従業員等に限ります。
(2) 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第 1 条（保険金を支払う場合－対人賠償）(2) の規定にかかわらず、臨時業務使用自動車について生じた 1 回の対人事故による同条 (1) の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
(3) (1) の規定の適用において、当会社は、普通保険約款賠償責任条項第 9 条（当会社による解決－対人賠償）(3) ③の規定にかかわらず、同条 (1) の規定を適用します。

（注 1）普通保険約款賠償責任条項
中途取得自動車等について適用される他の特約を含みます。

第 3 条（保険金を支払う場合－自損傷害）

当会社は、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款自損事故条項（注 2）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、臨時業務使用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内 (注 3) に搭乗中 (注 4) の者に限ります。

（注 2）普通保険約款自損事故条項
中途取得自動車等について適用される他の特約を含みます。
（注 3）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注 4）搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第 4 条（保険金を支払う場合－無保険車傷害）

(1) 当会社は、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款無保険車傷害条項（注 5）を適用します。
(2) 当会社は、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして保険証券記載の条件を適用した場合に、人身傷害補償特約が適用されているときは、次の①または②のいずれかの場合に限り (1) の規定を適用します。
① 人身傷害補償特約による保険金が支払われない場合
② 人身傷害補償特約により支払われるべき保険金の額が、普通保険約款無保険車傷害条項により支払われるべき保険金の額および自賠責保険等によって支払われるべき金額の合計額を下回る場合
(3) (2) ②に該当する場合は、当会社は、その被保険者については、人身傷害補償特約による保険金を支払わず、既に支払っていたときはその額を普通保険約款無保険車傷害条項により支払われる保険金から差し引きます。

（注 5）普通保険約款無保険車傷害条項
中途取得自動車等について適用される他の特約を含みます。

第 5 条（保険金を支払う場合－車両損害）

当会社は、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして、保険証券記載の条件に従い、普通保険約款車両条項（注 6）を適用して、臨時業務使用自動車に生じた損害（注 7）に対して保険金（注 8）を支払います。ただし、保険金額については、保険証券記載の条件にかかわらず、臨時業務使用自動車の損害が生じた地および時における臨時業務使用自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額とします。

（注 6）普通保険約款車両条項
中途取得自動車等について適用される他の特約を含みます。
（注 7）損害
普通保険約款車両条項第 8 条（損害の一部とみなす費用）により損害の一部とみなす費用を含みます。
（注 8）保険金
この保険契約に車両価額協定保険特約の適用がある場合は、同特約第 8 条（全損時諸費用保険金）に定める全損時諸費用保険金を含みます。

第 6 条（保険金を支払う場合－人身傷害）

当会社は、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして保険証券記載の条件を適用した場合に、人身傷害補償特約が適用されているときは、臨時業務使用自動車を中途取得自動車等とみなして、保険証券記載の条件に従い、人身傷害補償特約（注 9）を適用します。

（注 9）人身傷害補償特約
中途取得自動車等について適用される他の特約を含みます。

第 7 条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款賠償責任条項、自損事故条項、無保険車傷害条項、車両条項、基本条項および人身傷害補償特約の規定による場合のほか、従業員等が、臨時業務使用自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで運転している間に生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第 8 条（他の特約との関係）

この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである普通保険約款または他の特約がこの保険契約に適用される場合には、次の①または②の規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
① 普通保険約款基本条項第 16 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）	他の保険契約等	他の保険契約等またはこの保険契約に適用される普通保険約款もしくは他の特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの

②　人身傷害補償特約第 12 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）	他の保険契約等	他の保険契約等またはこの保険契約に適用される他の特約のうちこの特約と全部または一部に対して支払責任が同じであるもの

⑤⑤　臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車のみ補償）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
従業員等	記名被保険者の役員（注）および使用人をいいます。 （注）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。ただし、記名被保険者が法人の場合に限ります。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

当会社は、この特約により、臨時業務使用自動車運転中危険補償特約＜用語の定義＞「臨時業務使用自動車」に規定した自動車のうち、次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注 1）のみを臨時業務使用自動車とします。
① 従業員等
② 従業員等の配偶者
③ 従業員等またはその配偶者の同居の親族
④ 従業員等またはその配偶者の別居の未婚（注 2）の子

（注 1）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約（注 3）により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注 2）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注 3）所有権留保条項付売買契約
自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

⑤⑥　臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車不担保）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
従業員等	記名被保険者の役員（注）および使用人をいいます。 （注）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。ただし、記名被保険者が法人の場合に限ります。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。

当会社は、この特約により、臨時業務使用自動車運転中危険補償特約＜用語の定義＞「臨時業務使用自動車」の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注 1）は臨時業務使用自動車に含みません。
① 従業員等
② 従業員等の配偶者
③ 従業員等またはその配偶者の同居の親族
④ 従業員等またはその配偶者の別居の未婚（注 2）の子

（注 1）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約（注 3）により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
（注 2）未婚
これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注 3）所有権留保条項付売買契約
自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

⑤⑦　保険料分割払特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（保険料の分割払）
当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第２条（分割保険料の払込方法）
保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回分割保険料を払い込み、第２回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第３条（第１回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかに定める方法により、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
② 追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注 1）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、(1) ②の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を第１回追加保険料と読み替えて適用します。
(3) (1) ②の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第２回目以降の追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を次条および第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

（注 1）追加保険料
第４条（追加保険料の払込み）(1) ②の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第１回追加保険料とします。

第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が第２回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(2) 当会社が第２回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の 25 日」に読み替えて (1) および次条 (1) ①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
① その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
② ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
(3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第２回目以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた分割保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(2) (1) ①の場合であって、保険契約者が分割保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当会社が認めるときには、同①の規定にかかわらず、その解除は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
(3) (2) の場合において、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害に対して当会社が既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第７条（第２回分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、第２回分割保険料の払込期日が、保険期間の初日の属する月の翌月末日までの間にある場合で、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までに払い込むことを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注 2）に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第３回分割保険料の払込期日をその第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注 2）提携金融機関
当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第８条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときには、当会社は、同条 (3) の規定による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

58 保険料分割払特約（大口）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
全車両一括付保に関する特約	全車両一括付保特約または全車両一括付保特約（グループ企業用）をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第２条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回保険料を払い込み、第２回目以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第３条（第１回保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（追加保険料の払込み－その１）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、次の①または②のいずれかに定める方法により、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
① 追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。

②　追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注 1）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、(1) (2) の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を第 1 回追加保険料と読み替えて適用します。
(3) (1) (2) の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第 2 回目以降の追加保険料と保険料とを合計した保険料を第 6 条（第 2 回目以降の保険料不払の場合の免責）および第 7 条（解除－第 2 回目以降の保険料不払の場合）の保険料と読み替えて適用します。

（注 1）追加保険料
第 4 条（追加保険料の払込み－その 1）(1) (2) の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第 1 回追加保険料とします。

第 5 条（追加保険料の払込み－その 2）

(1) この保険契約に全車両一括付保に関する特約が付帯されている場合で、全車両一括付保に関する特約第 6 条（保険料の精算）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、次の①または②のいずれかに定める方法により、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
①　追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
②　追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。
(2) 保険契約者が (1) の追加保険料（注 2）について、全車両一括付保に関する特約第 6 条（保険料の精算）(3) の精算日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、同条 (4) および (5) の規定を適用します。
(3) (1) (2) の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第 2 回目以降の追加保険料と保険料とを合計した保険料を次条および第 7 条（解除－第 2 回目以降の保険料不払の場合）の保険料と読み替えて適用します。

（注 2）追加保険料
第 5 条（追加保険料の払込み－その 2）(1) (2) の規定により、保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合は、第 1 回追加保険料とします。

第 6 条（第 2 回目以降の保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が、第 2 回目以降の保険料について、その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(2) 当会社が第 2 回目以降の保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の 25 日」に読み替えて (1) および次条 (1) ①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
①　その保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
②　①の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき保険料が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
(3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第 2 回目以降の保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

第 7 条（解除－第 2 回目以降の保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
①　払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
②　払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(2) (1) ①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当会社が認めるときには、同①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。
(3) (2) の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して当会社が既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 8 条（第 2 回保険料不払の場合の特則）

当会社は、この保険契約の保険料払込方式が口座振替である場合で、保険契約者が第 2 回保険料を払い込むべき払込期日までに払い込むことを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注 3）に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第 2 回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第 2 回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注 3）提携金融機関
当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第 9 条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときには、当会社は、同条 (3) の規定による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 10 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

59　保険料分割払特約（長期）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
次回払込期日	分割保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。

第 1 条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第２条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第１回分割保険料を払い込み、第２回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。

第３条（第１回分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条の第１回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、変更年度追加保険料については、次の①または②のいずれかの方法により払い込まなければなりません。
① 変更年度追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこと。
② 変更年度追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して当会社に払い込むこと。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払である場合に限ります。

(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、変更年度追加保険料（注 1）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。この場合、同条の追加保険料を変更年度追加保険料 (注 1) と読み替えて適用します。

(3) (1) ②の規定により、保険契約者が変更年度追加保険料を分割して払い込む場合は、第２回目以降の変更年度追加保険料と分割保険料とを合計した保険料を次条および第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）の分割保険料と読み替えて適用します。

(4) 当会社は、(1) の場合において、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注 1）変更年度追加保険料
第４条（追加保険料の払込み）(1) ②の規定により、保険契約者が変更年度追加保険料を分割して払い込む場合は、第１回変更年度追加保険料とします。

第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）

(1) 当会社は、保険契約者が第２回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当会社が第２回目以降の分割保険料を口座振替請求した場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の 25 日」に読み替えて (1) および次条 (1) ①の規定を適用します。ただし、保険契約者の故意によりその分割保険料がこれを払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合は、この規定を適用しません。
① その分割保険料が、これを払い込むべき払込期日に口座振替できず、かつ、次回払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
② ①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料（注 2）が、その払込期日および次回払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。

(3) 保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき第２回目以降の分割保険料の払込みを怠っていた場合には、被保険者がその事故による損害または傷害に対して保険金の支払を受ける前に、保険契約者は払込みを怠っていた分割保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

（注 2）①の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべき分割保険料
第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）(2) ①の分割保険料と同一保険年度の分割保険料に限ります。

第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合	その分割保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
② 保険証券記載の保険料の払込方法が月払である場合で、払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがないとき。	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(2) (1) ①の場合であって、保険契約者が分割保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当会社が認めるときには、同①の規定にかかわらず、その解除は、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

(3) (2) の場合において、その分割保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して当会社が既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第７条（第２回分割保険料不払の場合の特則）

当会社は、この保険契約の保険料払込方式が口座振替による月払方式である場合で、保険契約者が第２回分割保険料を払い込むべき払込期日までに払い込むことを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関（注 3）に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第３回分割保険料の払込期日をその第２回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（注 3）提携金融機関
当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

第８条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときには、当会社は、同条 (3) の規定による解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第９条（保険料率の改定による分割保険料の取扱い）

保険期間の中途においてこの保険契約に適用されている料率が改定された場合においても、当会社は、分割保険料の変更は行いません。

第 10 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑥⓪ 初回保険料の口座振替に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア．この保険契約に保険料分割払に係る特約が適用されている場合は第１回分割保険料 イ．ア以外の場合は、保険料
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があること。
② 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結の時に設定されていること。
③ この保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、保険期間が始まる時までになされていること。

第２条（初回保険料の払込み）

(1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
(2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
(3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第３条（初回保険料払込み前の事故）

(1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、初回保険料に関する規定に限ります。
(3) 保険契約者の故意により初回保険料が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の 25 日」に読み替えて (1)、(2)、次条 (2) および第５条（解除－初回保険料不払の場合）の規定を適用します。
(4) (2) の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第４条（初回保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

(1) 前条 (4) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
① 事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であること。
② 保険契約者が初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。
(2) (1) ②の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第５条（解除－初回保険料不払の場合）

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第６条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

61 コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一時払保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
提携コンビニエンスストア等	当会社と保険料の収受の取扱いを提携しているコンビニエンスストア等をいい、当会社が保険契約者に対して送付する専用払込票に記載されます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険証券記載の保険料の払込方法が一時払であること。
② 保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ一時払保険料を提携コンビニエンスストア等で払い込むことについての合意があること。
③ この保険契約の締結が、保険期間が始まる時までになされていること。

第２条（一時払保険料の払込み）

保険契約者は、一時払保険料払込期日までに、一時払保険料の全額を、当会社が保険契約者に対して送付する専用払込票を使用して、提携コンビニエンスストア等に一時に払い込まなければなりません。

第３条（一時払保険料払込み前の事故）

(1) 一時払保険料払込期日までに一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、一時払保険料を一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに一時払保険料を払い込んだ場合には、一時払保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、一時払保険料に関する規定に限ります。
(3) (2) の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、一時払保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は一時払保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第４条（解除－一時払保険料不払の場合）

当会社は、一時払保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、一時払保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

62 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または保険契約締結後に支払う保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（クレジットカードを使用した保険料支払の承認）

(1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注１）と保険契約者が同一である場合に限ります。
(2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

（注１）クレジットカードの使用権者
会員として認められた法人を含みます。

第２条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

(1) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の支払を承認します。

(2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の支払にクレジットカードを使用した場合には、当会社が (1) の承認を行った時（注 2）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2) の規定にかかわらず、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用するものとします。

① 当会社がクレジットカード発行会社からこの保険契約の保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合は、(2) の規定に従い、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は、これを適用しないものとします。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

（注 2）当会社が (1) の承認を行った時
保険期間の開始前に承認したときは保険期間の開始した時とします。

第３条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条 (3) ①のこの保険契約の保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの保険契約の保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条 (2) の規定を適用します。

(3) 保険契約者が (2) の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

第４条（保険料の返還の特則）

(1) この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次の①または②のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。

① クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料の全額

② 前条 (1) の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合には、その全額

(2) (1) ①を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとします。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊸ 登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
初回保険料	次の保険料をいいます。 ア．この保険契約に保険料分割払に係る特約が適用されている場合は第１回分割保険料 イ．ア以外の場合は、保険料
初回保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割したものをいいます。
保険契約者等	保険契約者または会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者 (注) をいいます。 （注）クレジットカードの使用権者 会員として認められた法人を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（クレジットカードを使用した保険料支払の承認）

(1) 当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、初回保険料および第２回目以降の分割保険料を支払うことを承認します。

(2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用した初回保険料および第２回目以降の分割保険料の支払ごとに適用します。

第３条（保険料の払込み）

(1) 保険契約者等は、保険契約締結の後遅滞なく、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。

(2) 保険契約者から、初回保険料および第２回目以降の分割保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、オーソリゼーション（注）を行い、クレジットカード発行会社からクレジットカードによる保険料の支払が承認された時に保険料の払込みがあったものとみなします。

(3) (2) の場合において、クレジットカードによる保険料の支払が承認されないときは、保険契約者等は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。

(4) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から初回保険料または第２回目以降の分割保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

（注）オーソリゼーション
当会社が、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

第４条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条 (4) ①の初回保険料または第２回目以降の分割保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して初回保険料または第２回目以降の分割保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者等が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条 (2) の規定を適用します。

第５条（初回保険料払込み前の事故）

(1) 初回保険料払込期日までに第３条（保険料の払込み）(2) のクレジットカードによる初回保険料の支払が承認されない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込期日までに第３条（保険料の払込み）(2) のクレジットカードによる初回保険料の支払が承認されたものとみなします。

(3) (2) の規定により、被保険者または損害賠償請求権者が、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第６条（初回保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

(1) 前条 (3) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとして初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であること。
② 保険契約者が初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
(2) (1)②の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第７条（解除－初回保険料不払の場合）

当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険証券記載の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第８条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合で、第４条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(1) の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料があるときには、当会社は、その全額の領収を確認した後に保険料を返還します。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑥④ 訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回訂正追加保険料	第２条（訂正追加保険料の払込み）(3) ①の規定により訂正追加保険料を一時に払い込む場合は訂正追加保険料全額をいい、同②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は第１回訂正追加分割保険料をいいます。
初回訂正追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回訂正追加保険料払込期日をいいます。
初年度	保険期間の初日から１年間をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
訂正追加分割保険料	訂正追加保険料を、保険証券記載の払込方法等によって当会社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
訂正追加保険料	訂正の申出等に伴い、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、訂正の申出等に伴い、同特約第４条（追加保険料の払込み）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。
訂正の申出等	次のいずれかに該当する訂正の申出または通知をいいます。 ア．普通保険約款基本条項第３条（告知義務）(3) ③およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する訂正の申出 イ．普通保険約款基本条項第４条（通知義務）(1) およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する通知 ウ．普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) の通知 エ．同条項第 10 条（保険金額の調整）(1) または (2) の通知 オ．車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）(3) または (4) の通知 カ．アからオまでのいずれかに伴う保険契約の条件の変更の通知
払込期日	提携金融機関ごとの約定振替日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に次の①から④までのいずれかの特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。ただし、②から④までのいずれかの特約が適用されている場合は、保険料払込方式が口座振替のときに限ります。
① 初回保険料の口座振替に関する特約
② 保険料分割払特約
③ 保険料分割払特約（大口）
④ 保険料分割払特約（長期）

第２条（訂正追加保険料の払込み）

(1) この特約により、保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更が保険期間が始まる時までに生じた場合で、保険契約者または被保険者が訂正の申出等を当会社に行い、当会社が口座振替の方法により訂正追加保険料を請求したときは、訂正追加保険料の払込みは、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
(2) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による訂正追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
(3) (1) の訂正追加保険料の払込みは、当会社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
① 保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日（注１）に、訂正追加保険料の全額を一時に振り替える方法
② 訂正追加分割保険料を、毎月の払込期日に振り替える方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。
ア．この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
イ．この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
ウ．この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
(4) 保険契約者は、訂正追加保険料払込期日の前日までに、訂正追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
(5) この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合において、当会社が訂正追加保険料を請求したときは、初年度の翌保険年度（注２）以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注１）保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
保険契約者または被保険者が訂正の申出等を行った日が保険期間の初日の属する月の翌月以降となった場合は、当会社が提携金融機関に対して口座振替請求を行い得る最初の払込期日とします。
（注２）保険年度
初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。

第３条（初回訂正追加保険料領収前の事故）

(1) 前条 (1) に定めるところに従い、当会社が請求した初回訂正追加保険料について、初回訂正追加保険料払込期日にその払込みがない場合には、保険契約者は、初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回訂正追加保険料を払い込むことを怠った場合は、初回訂正追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。
(3) 保険契約者の故意により初回訂正追加保険料が初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合を除き、当会社は、「初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌々月の 25 日」に読み替えて (1)、(2)、次条 (2) および第５条（解除－初回訂正追加保険料不払の場合）(1) の規定を適用します。
① 初回訂正追加保険料が、初回訂正追加保険料払込期日に口座振替できず、かつ、その翌月の払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
② 初回訂正追加保険料払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべきこの保険契約の保険料が、その払込期日およびその翌月の払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
(4) 被保険者または損害賠償請求権者が、初回訂正追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回訂正追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
(5) 当会社は、初回訂正追加保険料払込期日までに初回訂正追加保険料の払込みがなく、かつ、払込みがなかった理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回訂正追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第４条（初回訂正追加保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

(1) 前条 (4) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回訂正追加保険料が払い込まれたものとして初回訂正追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
① 事故の発生の日が初回訂正追加保険料払込期日以前であること。
② 保険契約者が初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

(2) (1) ②の確約に反して保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日に初回訂正追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第５条（解除－初回訂正追加保険料不払の場合）

(1) 当会社は、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回訂正追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

第６条（保険料分割払特約の読替え）

第２条（訂正追加保険料の払込み）(3) ②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定		読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第２回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）		
② 保険料分割払特約（大口）	第６条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責）	保険料	保険料とこの特約による第２回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第７条（解除－第２回目以降の保険料不払の場合）		
③ 保険料分割払特約（長期）	第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第２回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）		

第７条（返還保険料の指定口座への振込み）

訂正の申出等に伴い、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、保険料の返還は、保険期間の初日の属する月の翌月の 25 日（注 3）に指定口座に振り込むことによって行うことができるものとします。

（注 3）翌月の 25 日
提携金融機関の休業日に該当する場合は、その休業日の翌営業日とします。

第８条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊺ 訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
初回訂正追加保険料	第３条（訂正追加保険料の払込み）(1) ①の規定により訂正追加保険料を一時に払い込む場合は訂正追加保険料全額をいい、同②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は第１回訂正追加分割保険料をいいます。
初回訂正追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回訂正追加保険料払込期日をいいます。
初年度	保険期間の初日から１年間をいいます。
訂正追加分割保険料	訂正追加保険料を、保険証券記載の払込方法等によって当会社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
訂正追加保険料	訂正の申出等に伴い、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、訂正の申出等に伴い、同特約第４条（追加保険料の払込み）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。
訂正の申出等	次のいずれかに該当する訂正の申出または通知をいいます。 ア．普通保険約款基本条項第３条（告知義務）(3) ③およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する訂正の申出 イ．普通保険約款基本条項第４条（通知義務）(1) およびこの保険契約に適用される他の特約に規定する通知 ウ．普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) の通知 エ．同条項第 10 条（保険金額の調整）(1) または (2) の通知 オ．車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）(3) または (4) の通知 カ．アからオまでのいずれかに伴う保険契約の条件の変更の通知
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約者等	保険契約者または会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注）をいいます。 （注）クレジットカードの使用権者 会員として認められた法人を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約が適用されている場合に適用されます。

第２条（クレジットカードを使用した訂正追加保険料支払の承認）

(1) 保険証券または保険契約申込書の記載事項の訂正または変更が保険期間が始まる時までに生じた場合で、保険契約者または被保険者が訂正の申出等を当会社に行い、当会社が訂正追加保険料を請求したときは、当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、訂正追加保険料を支払うことを承認します。

(2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用した訂正追加保険料の支払ごとに適用します。

第３条（訂正追加保険料の払込み）

(1) 前条 (1) のクレジットカードを使用した訂正追加保険料の払込みは、当会社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
① 初回訂正追加保険料払込期日までに、訂正追加保険料の全額を一時に払い込む方法
② 訂正追加分割保険料を、毎月の変更確認書記載の払込期日までに払い込む方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。
ア．この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
イ．この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
ウ．この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合

(2) この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合において、当会社が訂正追加保険料を請求したときは、初年度の翌保険年度（注 1）以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

(3) 保険契約者から、訂正追加保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、オーソリゼーション（注 2）を行い、クレジットカード発行会社からクレジットカードによる訂正追加保険料の支払が承認された時に訂正追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) (3) の場合において、クレジットカードによる訂正追加保険料の支払が承認されないときは、保険契約者等は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
(5) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(3) の規定は適用しません。
① 当会社がクレジットカード発行会社から訂正追加保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき訂正追加保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
② 会員規約等に定める手続が行われない場合
③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。

（注 1）保険年度
初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。
（注 2）オーソリゼーション
当会社が、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

第 4 条（訂正追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条 (5) ①の訂正追加保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に訂正追加保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して訂正追加保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った訂正追加保険料について保険契約者に請求できないものとします。
(2) 保険契約者等が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が訂正追加保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその訂正追加保険料を支払ったときは、前条 (3) の規定を適用します。

第 5 条（初回訂正追加保険料領収前の事故）

(1) 第 2 条（クレジットカードを使用した訂正追加保険料支払の承認）(1) に定めるところに従い、当会社が請求した初回訂正追加保険料について、初回訂正追加保険料払込期日までに第 3 条（訂正追加保険料の払込み）(3) のクレジットカードによる初回訂正追加保険料の支払が承認されない場合には、保険契約者は、初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の初回訂正追加保険料について、保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、初回訂正追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては保険金を支払いません。
(3) 被保険者または損害賠償請求権者が、初回訂正追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回訂正追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第 6 条（初回訂正追加保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

(1) 前条 (3) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回訂正追加保険料が払い込まれたものとして初回訂正追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
① 事故の発生の日が初回訂正追加保険料払込期日以前であること。
② 保険契約者が初回訂正追加保険料を初回訂正追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
(2) (1) ②の確約に反して保険契約者が初回訂正追加保険料払込期日までに初回訂正追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第 7 条（解除－初回訂正追加保険料不払の場合）

(1) 当会社は、初回訂正追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回訂正追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(2) (1) の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

第 8 条（保険料分割払特約の読替え）

第 3 条（訂正追加保険料の払込み）(1) ②の規定により訂正追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定		読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第 5 条（第 2 回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第 2 回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第 6 条（解除－第 2 回目以降の分割保険料不払の場合）		
② 保険料分割払特約（大口）	第 6 条（第 2 回目以降の保険料不払の場合の免責）	保険料	保険料とこの特約による第 2 回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第 7 条（解除－第 2 回目以降の保険料不払の場合）		
③ 保険料分割払特約（長期）	第 5 条（第 2 回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第 2 回目以降の訂正追加分割保険料とを合計した保険料
	第 6 条（解除－第 2 回目以降の分割保険料不払の場合）		

第 9 条（返還保険料の取扱い）

訂正の申出等に伴い、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

第 10 条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合で、第 4 条（訂正追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(1) の規定により当会社が保険契約者に直接請求した訂正追加保険料があるときには、当会社は、その全額の領収を確認した後に保険料を返還します。

第 11 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

66 異動追加返還保険料の口座決済に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正もしくは変更または保険契約者による保険契約の条件の変更をいいます。
異動追加分割保険料	異動追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
異動追加保険料	普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、同特約第 4 条（追加保険料の払込み）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。

異動日	異動の通知を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、その通知を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が異動を承認した時とします。ただし、その通知が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。

区分	異動日
ア．普通保険約款基本条項第３条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日
イ．同条項第 10 条（保険金額の調整）(1) の通知	
ウ．同条項第４条（通知義務）(1) の通知	次のいずれか遅い時 （ア）同①または②のいずれかに該当する事実が発生した時 （イ）保険期間の初日
エ．同条項第 10 条 (2) の通知	その通知が行われた時
オ．車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）(4) の通知	

指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
初回異動追加保険料	第２条（異動追加保険料の払込み）(2) ①の規定により異動追加保険料を一時に払い込む場合は異動追加保険料全額をいい、同②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は第１回異動追加分割保険料をいいます。
初回異動追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回異動追加保険料払込期日をいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとの約定振替日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に次の①から④までのいずれかの特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。ただし、②から④までのいずれかの特約が適用されている場合は、保険料払込方式が口座振替のときに限ります。

① 初回保険料の口座振替に関する特約
② 保険料分割払特約
③ 保険料分割払特約（大口）
④ 保険料分割払特約（長期）

第２条（異動追加保険料の払込み）

(1) この特約により、保険契約者または被保険者が異動の通知を保険証券記載の連絡先に行い、当会社が口座振替の方法により異動追加保険料を請求した場合は、異動追加保険料の払込みは、払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。
(2) (1) の異動追加保険料の払込みは、当会社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
① 払込期日に、異動追加保険料の全額を一時に振り替える方法
② 異動追加分割保険料を、毎月の払込期日に振り替える方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。
ア．この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
イ．この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
ウ．この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
(3) 変更確認書に記載された異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、異動後の条件で保険金を支払います。
(4) この保険契約に次の①から③までのいずれかの特約が適用されている場合には、それぞれ下表の規定を適用しません。

特約	適用しない規定
① 保険料分割払特約	同特約第４条（追加保険料の払込み）の規定
② 保険料分割払特約（大口）	同特約第４条（追加保険料の払込み－その１）および同特約第５条（追加保険料の払込み－その２）の規定
③ 保険料分割払特約（長期）	同特約第４条（追加保険料の払込み）(1) から同条 (3) までの規定

(5) 保険契約者は、異動追加保険料払込期日の前日までに、異動追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
(6) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ⑤の通知および承認の請求を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときに限り、これを撤回することができます。

第３条（初回異動追加保険料領収前の事故）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が請求した初回異動追加保険料について、初回異動追加保険料払込期日にその払込みがない場合には、保険契約者は、初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の初回異動追加保険料について、保険契約者が初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ①または同②の規定により当会社が請求した初回異動追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 同③の規定により当会社が請求した初回異動追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。ただし、契約自動車の入替における自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定の適用にあたっては、その損害または傷害が同特約＜用語の定義＞に定める取得日の翌日から起算して 30 日以内に生じた事故による損害または傷害である場合を除きます。
③ 普通保険約款基本条項第 14 条 (1) ⑤の規定により当会社が請求した初回異動追加保険料	当会社は、保険契約条件の変更についての異動の通知がなかったものとして、普通保険約款（注 1）に従い、保険金を支払います。

(3) 保険契約者の故意により初回異動追加保険料が初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合、または次の①および②に定める事実がいずれも発生している場合を除き、当会社は、「初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌々月の 25 日」に読み替えて (1)、(2)、次条 (2)、第５条（解除－初回異動追加保険料不払の場合）(1) および同条 (2) ②の規定を適用します。
① 初回異動追加保険料が、初回異動追加保険料払込期日に口座振替できず、かつ、その翌月の払込期日においても指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
② 初回異動追加保険料払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべきこの保険契約の保険料（注 2）が、その払込期日および翌月の払込期日において、指定口座の預貯金残高が不足していたことにより口座振替できなかったこと。
(4) 被保険者または損害賠償請求権者が、異動日以後 (2) に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して、保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回異動追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（注 1）普通保険約款
保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。）について適用される他の特約を含みます。
（注 2）初回異動追加保険料払込期日の属する月の前月以前の払込期日に払い込まれるべきこの保険契約の保険料
保険期間が１年を超える場合は、初回異動追加保険料と同一保険年度（初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。）の保険料に限ります。

第４条（初回異動追加保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

(1) 前条 (4) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回異動追加保険料が払い込まれたものとして初回異動追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
① 事故の発生の日が初回異動追加保険料払込期日以前であること。

②　保険契約者が初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行うこと。

(2) (1) ②の確約に反して保険契約者が初回異動追加保険料払込期日に初回異動追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金（注 3）について、それぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
①　前条 (2) ①または同②の初回異動追加保険料	既に支払った保険金の全額
②　同③の初回異動追加保険料	次の算式により算出された金額 既に支払った保険金の額　－　同③の保険金の額

（注 3）既に支払った保険金
契約自動車の入替における自動補償特約第 2 条（入替自動車に対する自動補償）の規定により、同特約＜用語の定義＞に定める取得日の翌日から起算して 30 日以内に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金を除きます。

第 5 条（解除－初回異動追加保険料不払の場合）

(1) 当会社は、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回異動追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、初回異動追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当会社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(1) の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 11 条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

①　初回異動追加保険料払込期日以前に同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日があること。

②　初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回異動追加保険料の払込みがないこと。

第 6 条（初回異動追加保険料不払の場合の特則）

当会社は、保険契約者が初回異動追加保険料払込期日までに初回異動追加保険料を払い込むことを怠り、かつ、払い込むことを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を初回異動追加保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第 7 条（保険料分割払特約の読替え）

第 2 条（異動追加保険料の払込み）(2) ②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定		読替前	読替後
①　保険料分割払特約	第 5 条（第 2 回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第 2 回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第 6 条（解除－第 2 回目以降の分割保険料不払の場合）		
②　保険料分割払特約（大口）	第 6 条（第 2 回目以降の保険料不払の場合の免責）	保険料	保険料とこの特約による第 2 回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第 7 条（解除－第 2 回目以降の保険料不払の場合）		
③　保険料分割払特約（長期）	第 5 条（第 2 回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第 2 回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第 6 条（解除－第 2 回目以降の分割保険料不払の場合）		

第 8 条（返還保険料の指定口座への振込み）

保険契約の内容に異動が生じ、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、保険料の返還は、異動日の属する月の翌月の 25 日（注 4）に指定口座に振り込むことによって行うことができるものとします。

（注 4）翌月の 25 日
提携金融機関の休業日に該当する場合は、その休業日の翌営業日とします。

第 9 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑰　異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
異動	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正もしくは変更または保険契約者による保険契約の条件の変更をいいます。
異動追加分割保険料	異動追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割したものをいいます。
異動追加保険料	普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する保険料をいいます。ただし、この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されている場合には、同特約第 4 条（追加保険料の払込み）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険契約者に請求する変更年度追加保険料をいいます。
異動日	異動の通知を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、その通知を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が異動を承認した時とします。ただし、その通知が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。

区　分	異動日
ア．普通保険約款基本条項第 3 条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日
イ．同条項第 10 条（保険金額の調整）(1) の通知	
ウ．同条項第 4 条（通知義務）(1) の通知	次のいずれか遅い時 (ア) 同①または②のいずれかに該当する事実が発生した時 (イ) 保険期間の初日
エ．同条項第 10 条 (2) の通知	その通知が行われた時
オ．車両価額協定保険特約第 2 条（協定保険価額）(4) の通知	

会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
初回異動追加保険料	第３条（異動追加保険料の払込み）(1) ①の規定により異動追加保険料を一時に払い込む場合は異動追加保険料全額をいい、同②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は第１回異動追加分割保険料をいいます。
初回異動追加保険料払込期日	変更確認書記載の初回異動追加保険料払込期日をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険契約者等	保険契約者または会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者 (注) をいいます。 （注）クレジットカードの使用権者 会員として認められた法人を含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約が適用されている場合に適用されます。

第２条（クレジットカードを使用した異動追加保険料支払の承認）

(1) 保険契約者または被保険者が異動の通知を当会社に行い、当会社が異動追加保険料を請求した場合は、当会社は、この特約に従い、クレジットカードを使用して、保険契約者が、異動追加保険料を支払うことを承認します。
(2) 次条以下の規定は、クレジットカードを使用した異動追加保険料の支払ごとに適用します。

第３条（異動追加保険料の払込み）

(1) 前条 (1) のクレジットカードを使用した異動追加保険料の払込みは、当会社の定める次の①または②のいずれかの方法により払い込むこととします。
① 初回異動追加保険料払込期日までに、異動追加保険料の全額を一時に払い込む方法
② 異動追加分割保険料を、毎月の変更確認書記載の払込期日までに払い込む方法。ただし、次のいずれかに該当する場合に限ります。
ア. この保険契約に保険料分割払特約が適用されている場合
イ. この保険契約に保険料分割払特約（大口）が適用されている場合
ウ. この保険契約に保険料分割払特約（長期）が適用されており、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合
(2) 保険契約者から、異動追加保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合には、当会社は、オーソリゼーション（注 1）を行い、クレジットカード発行会社からクレジットカードによる異動追加保険料の支払が承認された時に異動追加保険料の払込みがあったものとみなします。
(3) (2) の場合において、クレジットカードによる異動追加保険料の支払が承認されないときは、保険契約者等は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。
(4) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2) の規定は適用しません。
① 当会社がクレジットカード発行会社から異動追加保険料を領収できない場合。ただし、保険契約者等が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対して支払うべき異動追加保険料の全額を既に支払っている場合を除きます。
② 会員規約等に定める手続が行われない場合
③ 当会社に直接支払うべき保険料がある場合に、その保険料の全額が支払われていないとき。
(5) 変更確認書に記載された異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、異動後の条件で保険金を支払います。
(6) この保険契約に次の①から③までのいずれかの特約が適用されている場合には、それぞれ下表の規定を適用しません。

特約	適用しない規定
① 保険料分割払特約	同特約第４条（追加保険料の払込み）の規定
② 保険料分割払特約（大口）	同特約第４条（追加保険料の払込み－その１）および同特約第５条（追加保険料の払込み－その２）の規定
③ 保険料分割払特約（長期）	同特約第４条（追加保険料の払込み）(1) から同条 (3) までの規定

(7) 保険契約者は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ⑤の通知および承認の請求を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときに限り、これを撤回することができます。

（注 1）オーソリゼーション
当会社が、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行うことをいいます。

第４条（異動追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

(1) 前条 (4) ①の異動追加保険料を領収できない場合には、当会社は、保険契約者に異動追加保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者等が、クレジットカード発行会社に対して異動追加保険料を既に支払っているときは、当会社は、その支払った異動追加保険料について保険契約者に請求できないものとします。
(2) 保険契約者等が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が異動追加保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその異動追加保険料を支払ったときは、前条 (2) の規定を適用します。

第５条（初回異動追加保険料領収前の事故）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が請求した初回異動追加保険料について、初回異動追加保険料払込期日までに第３条（異動追加保険料の払込み）(2) のクレジットカードによる初回異動追加保険料の支払が承認されない場合には、保険契約者は、初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の初回異動追加保険料について、保険契約者が初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
① 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ①または同②の規定により当会社が請求した初回異動追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 同③の規定により当会社が請求した初回異動追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。ただし、契約自動車の入替における自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定の適用にあたっては、その損害または傷害が同特約＜用語の定義＞に定める取得日の翌日から起算して 30 日以内に生じた事故による損害または傷害である場合を除きます。
③ 普通保険約款基本条項第 14 条 (1) ⑤の規定により当会社が請求した初回異動追加保険料	当会社は、保険契約条件の変更についての異動の通知がなかったものとして、普通保険約款（注 2）に従い、保険金を支払います。

(3) 被保険者または損害賠償請求権者が、異動日以後 (2) に定める期間内に生じた事故による損害または傷害に対して保険金または損害賠償額の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回異動追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。

（注 2）普通保険約款
保険証券記載の自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。）について適用される他の特約を含みます。

第６条（初回異動追加保険料払込み前の保険金支払に関する特則）

(1) 前条 (3) の規定にかかわらず、次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回異動追加保険料が払い込まれたものとして初回異動追加保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して保険金を支払います。
① 事故の発生の日が初回異動追加保険料払込期日以前であること。
② 保険契約者が初回異動追加保険料を初回異動追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行うこと。
(2) (1) ②の確約に反して保険契約者が初回異動追加保険料払込期日までに初回異動追加保険料の払込みを怠り、かつ、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金（注 3）について、それぞれ下表に定める金額の返還を請求することができます。

保険契約者が払込みを怠った初回異動追加保険料	当会社が返還を請求することができる金額
① 前条 (2) ①または同②の初回異動追加保険料	既に支払った保険金の全額

② 同③の初回異動追加保険料	次の算式により算出された金額 既に支払った保険金の額 － 同③の保険金の額

（注３）既に支払った保険金
契約自動車の入替における自動補償特約第２条（入替自動車に対する自動補償）の規定により、同特約＜用語の定義＞に定める取得日の翌日から起算して 30 日以内に生じた事故による損害または傷害に対して既に支払った保険金を除きます。

第７条（解除－初回異動追加保険料不払の場合）

(1) 当会社は、初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回異動追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、初回異動追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当会社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(1) の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 11 条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
① 初回異動追加保険料払込期日以前に同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日があること。
② 初回異動追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回異動追加保険料の払込みがないこと。

第８条（保険料分割払特約の読替え）

第３条（異動追加保険料の払込み）(1) ②の規定により異動追加保険料を分割して払い込む場合は、次の①から③までの規定を、下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定		読替前	読替後
① 保険料分割払特約	第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第２回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）		
② 保険料分割払特約（大口）	第６条（第２回目以降の保険料不払の場合の免責）	保険料	保険料とこの特約による第２回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第７条（解除－第２回目以降の保険料不払の場合）		
③ 保険料分割払特約（長期）	第５条（第２回目以降の分割保険料不払の場合の免責）	分割保険料	分割保険料とこの特約による第２回目以降の異動追加分割保険料とを合計した保険料
	第６条（解除－第２回目以降の分割保険料不払の場合）		

第９条（返還保険料の取扱い）

この保険契約の内容に異動が生じ、保険料の返還が生じた場合には、あらかじめ保険契約者から反対の意思表示のないかぎり、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

第 10 条（保険料の返還の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合で、第４条（異動追加保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）(1) の規定により当会社が保険契約者に直接請求した異動追加保険料があるときには、当会社は、その全額の領収を確認した後に保険料を返還します。

第 11 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

68 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
契約内容の変更日	変更の通知等を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、変更の通知等を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が変更の通知等を承認した時とします。ただし、変更の通知等が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。

区分	契約内容の変更日
ア．普通保険約款基本条項第３条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出	保険期間の初日
イ．同条項第 10 条（保険金額の調整）(1) の通知	
ウ．同条項第４条（通知義務）(1) の通知	次のいずれか遅い時 （ア）同①または②のいずれかに該当する事実が発生した時 （イ）保険期間の初日
エ．同条項第５条（保険契約者の住所変更）または同条項第 10 条 (2) の通知	その通知が行われた時
オ．車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）(4) の通知	

第１回追加保険料	この保険契約に適用される他の特約の規定により保険契約者が追加保険料を分割して払い込む場合の第１回目の追加保険料をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) またはこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が請求した追加保険料をいいます。
追加保険料払込期日	契約内容の変更日からその日を含めて 14 日後の日をいいます。
変更の通知等	保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による通知方法）

(1) 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、当会社が承認するときに限り、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に行うことができます。この場合、保険契約者は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ⑤の通知および承認の請求については、保険契約者または被保険者に正当な理由があるときに限り、これを撤回することができます。

(2) (1) の場合は、契約内容の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、変更後の条件で保険金を支払います。
(3) 保険契約者がこの保険契約を解除するためこの保険契約の普通保険約款の規定による通知を行う場合には、書面により当会社に行わなければなりません。

第３条（追加保険料の払込みに関する特則）

当会社は、保険契約者または被保険者が前条 (1) の変更の通知等を行った場合は、その追加保険料または第１回追加保険料が追加保険料払込期日までに払い込まれなかったときに限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知等が次の①または②のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①の規定を適用します。
① 同条項第３条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出
② 同条項第４条（通知義務）(1) の通知

第４条（解除－追加保険料等不払の場合）

(1) 当会社は、保険契約者が追加保険料または第１回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(2) 普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当会社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(1) の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 11 条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
① 追加保険料払込期日以前に同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日があること。
② 保険契約者が追加保険料または第１回追加保険料の払込みを怠ったこと。
(3) 当会社は、前条ただし書の場合は、(1) および (2) の規定を適用しません。

第５条（普通保険約款および他の特約との関係等）

(1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごとに個別に適用します。
(2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

㊾ 団体扱特約（一般Ａ）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第６条（特約の失効または解除）(2) の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－1)」または「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－２)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第６条（特約の失効または解除）(1) ①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 ア．保険期間が１年以下の場合：この保険契約に定められた総保険料 － 既に払い込まれた保険料の総額 イ．保険期間が１年を超える場合：この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の１か年分保険料 － 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注１）に勤務し、毎月その企業体（注１）から給与の支払を受けていること。
② 次のいずれかの契約が締結されていること。
ア．団体と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－１)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条（賃金の支払）に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限ります。
イ．職域労働組合等と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－２)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限ります。
③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

区分	委託内容
ア．集金者が団体である場合	保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
イ．集金者が職域労働組合等である場合	団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

（注１）企業体
法人・個人の別を問いません。

第２条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア．第１回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ．第２回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注 2）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注 2）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
(3) 当会社は、第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注 2）追加保険料
第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第 5 条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第 6 条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
① 集金契約が解除された場合
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注 3）が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(3) (1) ①の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注 3）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は 1 名と数えます。また、複数の集金契約（注 4）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注 4）の保険契約者の人数の合計とします。
（注 4）集金契約
「保険料集金に関する契約書（一般Ｂ）」および「保険料集金に関する契約書（一般Ｃ）」による保険料集金契約を含みます。

第 7 条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して 1 か月後の日
② 同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して 1 か月後の日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 8 条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、第 6 条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1) の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1) および (2) の場合は、集金不能日または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第 9 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑳ 団体扱特約（一般Ｂ）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第 6 条（特約の失効または解除）(2) の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般Ｂ）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日	第 6 条（特約の失効または解除）(1) ①から④までのいずれかの事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 ア．保険期間が 1 年以下の場合：この保険契約に定められた総保険料 － 既に払い込まれた保険料の総額 イ．保険期間が 1 年を超える場合：この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の 1 か年分保険料 － 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（注 1）に勤務し、毎月その企業体（注 1）から給与の支払を受けていること。
② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
ア．団体
イ．団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織

③　保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア．事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
イ．アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注１）企業体
法人・個人の別を問いません。

第２条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
①　この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
②　この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア．第１回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ．第２回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注 2）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注 2）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
(3) 当会社は、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注２）追加保険料
第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第５条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第６条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってのみその効力を失います。
①　集金契約が解除された場合
②　保険契約者が事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
③　保険契約者またはその代理人が保険料を事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
④　①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注 3）が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(3) (1) ①の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注３）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は１名と数えます。また、複数の集金契約（注 4）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注 4）の保険契約者の人数の合計とします。
（注４）集金契約
「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－１）」、「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－２）」および「保険料集金に関する契約書（一般Ｃ）」による保険料集金契約を含みます。

第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
①　前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して１か月後の日
②　同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して１か月後の日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第８条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、第６条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1) の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1) および (2) の場合は、集金不能日または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑦1　団体扱特約（一般Ｃ）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第６条（特約の失効または解除）(2) の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（一般Ｃ）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第６条（特約の失効または解除）(1) ①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。

退職者	企業体（注）を退職した者をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。
他の団体扱特約	団体扱特約（一般Ａ）または団体扱特約（一般Ｂ）をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体（注）または保険契約者が退職時に在籍していた企業体（注）をいいます。 （注）企業体 法人・個人の別を問いません。
分割未払込保険料	第９条（退職者に対する特則）(1) の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 区分：未払込保険料 ア．保険期間が１年以下の場合：この保険契約に定められた総保険料 － 既に払い込まれた保険料の総額 イ．保険期間が１年を超える場合：この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の１か年分保険料 － 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア．公社、公団、会社等の企業体（注１）に勤務し、毎月その企業体（注１）から給与の支払を受けている者	次のいずれかの者 （ア）団体 （イ）団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織
イ．退職者。ただし、退職した企業体（注１）が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。	次のいずれかの者 （ア）団体 （イ）団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。

ア．指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口座振替にて集金すること。

イ．アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注１）企業体
法人・個人の別を問いません。

第２条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア．第１回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ．第２回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注２）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注２）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。

(3) 当会社は、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注２）追加保険料
第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第５条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第６条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。

① 集金契約が解除されたこと。

② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して１か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。

③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。

④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注３）が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(3) (1) ①の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注３）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は１名と数えます。また、複数の集金契約（注４）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注４）の保険契約者の人数の合計とします。

（注４）集金契約
「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－１）」、「保険料集金に関する契約書（一般Ａ－２）」および「保険料集金に関する契約書（一般Ｂ）」による保険料集金契約を含みます。

第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して１か月後の日
② 同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して１か月後の日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第８条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、第６条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1) の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1) および (2) の場合は、集金不能日等または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第９条（退職者に対する特則）

(1) 他の団体扱特約が付帯されており、保険料の払込方法が月払である保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。
(2) 保険契約者は、分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
(3) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第６条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合には、第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第 10 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑫ 団体扱特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第６条（特約の失効または解除）(2) の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
集金不能日	第６条（特約の失効または解除）(1) ①から③までのいずれかの事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体をいいます。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 ア．保険期間が１年以下の場合：この保険契約に定められた総保険料 － 既に払い込まれた保険料の総額 イ．保険期間が１年を超える場合：この保険契約に定められた、集金不能日または解除日の属する保険年度の１か年分保険料 － 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 団体と当会社との間に集金契約が締結されていること。
② 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第２条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア．第１回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ．第２回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合を除きます。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注１）を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注１）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
(3) 当会社は、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注１）追加保険料
第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第５条（保険料領収証の発行）

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第６条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、集金不能日から将来に向かってその効力を失います。
① 集金契約が解除された場合
② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注 2）が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(3) (1) ①の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注 2）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は１名と数えます。また、複数の集金契約（注 3）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注 3）の保険契約者の人数の合計とします。
（注 3）集金契約
「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約を含みます。

第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日の翌日から起算して１か月後の日
② 同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して１か月後の日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第８条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、第６条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1) の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1) および (2) の場合は、集金不能日または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第９条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑬ 団体扱特約（口座振替方式）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第６条（特約の失効または解除）(2) の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金不能日等	第６条（特約の失効または解除）(1) ①の事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日をいい、同②から④までのいずれかの事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
退職者	官公署（注）を退職した者をいいます。 （注）官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
他の団体扱特約	団体扱特約をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署（注）または保険契約者が退職時に在籍していた官公署（注）をいいます。 （注）官公署 独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。
分割未払込保険料	第９条（退職者に対する特則）(1) の規定に従い分割して払い込むべき未払込保険料をいいます。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 区分：未払込保険料 ア．保険期間が１年以下の場合：この保険契約に定められた総保険料 － 既に払い込まれた保険料の総額 イ．保険期間が１年を超える場合：この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の１か年分保険料 － 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険契約者が次のいずれかに該当する場合で、かつ、その保険契約者の区分ごとに、それぞれ下表に定める集金者と当会社との間に集金契約が締結されていること。

保険契約者	集金者
ア．官公署（注 1）に勤務し、毎月その官公署（注 1）から給与の支払を受けている者	団体に勤務する者によって構成されており、かつ、保険契約者がその構成員となっている労働組合または共済組織等

イ．退職者。ただし、退職した官公署（注 1）が、その保険契約者について、福利厚生の必要性を認めた場合に限ります。	団体に勤務する者によって構成されている労働組合もしくは共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織

② 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア．指定口座から、保険料を集金契約に定めるところにより口振替にて集金すること。
イ．アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

（注 1）官公署
独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人および大学共同利用機関法人を含みます。

第 2 条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア．第 1 回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ．第 2 回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第 3 条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第 1 回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第 4 条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注 2）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注 2）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
(3) 当会社は、第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注 2）追加保険料
第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第 5 条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第 6 条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から④までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、②については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して 1 か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
① 集金契約が解除されたこと。
② 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金契約に定める集金日の翌日から起算して 1 か月以内に指定口座から振り替えられなかったこと。
③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。ただし、保険契約者が引き続きこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。
④ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注 3）が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(3) (1) ①の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注 3）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約付保険契約を締結している場合は 1 名と数えます。また、複数の集金契約（注 4）が締結されている場合には、それぞれの集金契約（注 4）の保険契約者の人数の合計とします。
（注 4）集金契約
「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約を含みます。

第 7 条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して 1 か月後の日
② 同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して 1 か月後の日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 8 条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、第 6 条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1) の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1) および (2) の場合は、集金不能日等または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第 9 条（退職者に対する特則）

(1) 他の団体扱特約が付帯されており、保険料の払込方法が月払である保険契約において、保険契約者の退職により他の団体扱特約が効力を失う場合には、保険契約者は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料を未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して払い込むことができます。ただし、その団体に対して、当会社があらかじめこの取扱いを認めている場合に限ります。
(2) 保険契約者は、分割未払込保険料を、集金契約の定めるところにより、当会社に払い込まなければなりません。
(3) 他の団体扱特約に規定する未払込保険料の全額の払込みを完了する前に、第 6 条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合には、第 7 条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）の規定を適用します。この場合において、同条に規定する未払込保険料は、他の団体扱特約に規定する未払込保険料から既に払い込まれた分割未払込保険料の総額を差し引いた額をいうものとします。

第 10 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑭ 集団扱特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
解除日	第６条（特約の失効または解除）(2) の規定により当会社がこの特約を解除した日をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書（集団扱用）」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
集金日	集金契約に定める集金日をいいます。
集金不能日等	第６条（特約の失効または解除）(1) ①から③までまたは⑤のいずれかの事実の場合は、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日をいい、同④の事実の場合は、その事実が発生した日をいいます。
変更年度追加保険料	契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の追加保険料をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。
未払込保険料	次の算式により算出された額をいいます。 ア．保険期間が１年以下の場合：この保険契約に定められた総保険料 － 既に払い込まれた保険料の総額 イ．保険期間が１年を超える場合：この保険契約に定められた、集金不能日等または解除日の属する保険年度の１か年分保険料 － 既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から③までに定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

① 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
　ア．当会社が認める集団
　イ．アの構成員
　ウ．イの役員または従業員
② 集団その他当会社が適当と認めた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
　ア．保険契約者から集金日に保険料を集金すること。
　イ．アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第２条（保険料の払込方法）

当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約の保険料を、次の①または②のいずれかの方法により払い込むことを承認します。

区分	払込方法
① この保険契約の保険料を一時に払い込む場合	保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。
② この保険契約の保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む場合	ア．第１回保険料は、保険契約締結の時直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。 イ．第２回以降の保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むこと。

第３条（保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条①の保険料または同条②アの第１回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、これらの保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合を除きます。

第４条（追加保険料の払込み）

(1) 普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) に定めるところに従い、当会社が追加保険料（注 1）を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(2) (1) の場合において、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①から③までのいずれかに該当するときは、当会社は、追加保険料（注 1）領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ同条 (2) に定めるところにより取り扱います。ただし、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、普通保険約款基本条項第 14 条の追加保険料を変更年度追加保険料と読み替えて適用します。
(3) 当会社は、第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、契約内容を変更すべき期間の初日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。

（注 1）追加保険料
　第２条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が１年を超えるときは、変更年度追加保険料とします。

第５条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第６条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事実が発生した場合には、集金不能日等から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、④については集金者が保険契約者に代わって保険料を集金不能日等の翌日から起算して１か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
　① 集金契約が解除された場合
　② 保険契約者が集団の構成員でなくなった場合（注 2）
　③ 保険契約者が保険料を集金日に集金者に支払わなかった場合
　④ 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して１か月以内に保険契約者の指定する口座から振り替えられなかった場合
　⑤ ①から④までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数（注 3）が 10 名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(3) (1) ①の事実が発生した場合または (2) の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。

（注 2）保険契約者が集団の構成員でなくなった場合
　保険契約者が集団の構成員の役員、従業員である場合は、保険契約者が集団の構成員の役員、従業員でなくなった場合とします。
（注 3）この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数
　同一の保険契約者が複数の集団扱特約付保険契約を締結している場合は１名と数えます。また、複数の集金契約が締結されている場合には、それぞれの集金契約の保険契約者の人数の合計とします。

第７条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 保険契約者は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める払込期日までに、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

区分	払込期日
① 前条 (1) の規定によりこの特約が効力を失った場合	集金不能日等の翌日から起算して１か月後の日

② 同条 (2) の規定によりこの特約が解除された場合	解除日の翌日から起算して 1 か月後の日

(2) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等または解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(3) 当会社は、(1) に定める払込期日までに未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約を解除することができます。
(4) 当会社は、(3) の解除を行う場合には保険契約者に対して書面によりその旨を通知します。この場合の解除は集金不能日等または解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第 8 条（特約の失効または解除後の翌保険年度以降の保険料の払込方法）

(1) 第 2 条（保険料の払込方法）②の場合で、かつ、保険期間が 1 年を超えるときは、第 6 条（特約の失効または解除）(1) の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条 (2) の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は年払とし、その払込期日は各保険年度の初日応当日とします。
(2) 保険契約者は、当会社に申し出て、(1) の翌保険年度以降の保険料の払込方法を月払とすることができます。
(3) (1) および (2) の場合は、集金不能日等または解除日以降最初に到来する各保険年度の初日応当日から保険期間の末日までの期間においては、保険料分割払特約（長期）を適用します。

第 9 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑮ 通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

<table>
<tr><th>用語</th><th>定義</th></tr>
<tr><td>契約内容の変更日</td><td>変更の通知等を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいい、変更の通知等を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社が変更の通知等を承認した時とします。ただし、変更の通知等が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める日または時とします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>契約内容の変更日</th></tr>
<tr><td>ア. 普通保険約款基本条項第 3 条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出</td><td rowspan="2">保険期間の初日</td></tr>
<tr><td>イ. 同条項第 10 条（保険金額の調整）(1) の通知</td></tr>
<tr><td>ウ. 同条項第 4 条（通知義務）(1) の通知</td><td>次のいずれか遅い時
（ア）同①または②のいずれかに該当する事実が発生した時
（イ）保険期間の初日</td></tr>
<tr><td>エ. 同条項第 5 条（保険契約者の住所変更）または同条項第 10 条（保険金額の調整）(2) の通知</td><td rowspan="2">その通知が行われた時</td></tr>
<tr><td>オ. 車両価額協定保険特約第 2 条（協定保険価額）(4) の通知</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>集金契約</td><td>団体扱または集団扱に関する特約に定める集金契約をいいます。</td></tr>
<tr><td>集金者または団体</td><td>団体扱特約（一般 A）、団体扱特約（一般 B）、団体扱特約（一般 C）、団体扱特約（口座振替方式）もしくは集団扱特約に定める集金者または団体扱特約に定める団体をいいます。</td></tr>
<tr><td>団体扱または集団扱に関する特約</td><td>次のいずれかの特約をいいます。
ア. 団体扱特約（一般 A）
イ. 団体扱特約（一般 B）
ウ. 団体扱特約（一般 C）
エ. 団体扱特約
オ. 団体扱特約（口座振替方式）
カ. 集団扱特約</td></tr>
<tr><td>追加保険料払込期日</td><td>契約内容の変更日からその日を含めて 14 日後の日をいいます。</td></tr>
<tr><td>変更の通知等</td><td>保険証券または保険契約申込書の記載事項について生じた訂正の申出もしくは変更の通知または保険契約者による保険契約の条件の変更の通知をいいます。</td></tr>
<tr><td>保険期間</td><td>保険証券記載の保険期間をいいます。</td></tr>
</table>

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に団体扱または集団扱に関する特約が適用されている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第 2 条（この特約による通知方法）

(1) 保険契約者または被保険者は、変更の通知等を行う場合は、当会社が承認するときに限り、書面、電話またはファクシミリ等の通信方法により、保険証券記載の連絡先に行うことができます。この場合、保険契約者は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ⑤の通知および承認の請求については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合に限り、これを撤回することができます。
(2) (1) の場合は、契約内容の変更日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、変更後の条件で保険金を支払います。
(3) 保険契約者がこの保険契約を解除するためこの保険契約の普通保険約款の規定による通知を行う場合には、書面により当会社に行わなければなりません。

第 3 条（追加保険料の払込みに関する特則）

保険契約者または被保険者が前条 (1) の変更の通知等を行い、当会社が追加保険料（注）を請求した場合は、団体扱または集団扱に関する特約第 4 条（追加保険料の払込み）(1) の規定にかかわらず、保険契約者は、次の①または②のいずれかに定める方法により、追加保険料（注）を払い込むことができます。ただし、②については、集金契約において追加保険料（注）を集金者または団体が集金することについて約定されている場合に限り適用することができます。
① 追加保険料（注）の全額を集金者または団体を経ることなく一時に当会社に払い込むこと。
② 追加保険料（注）の全額を集金契約に定めるところにより一時に当会社に払い込むこと。

（注）追加保険料
保険期間が 1 年を超える場合は、契約内容の変更日の属する保険年度（初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。）の追加保険料とします。

第 4 条（追加保険料の分割払）

保険契約者または被保険者が第 2 条（この特約による通知方法）(1) の変更の通知等を行い、当会社が追加保険料（注）を請求した場合は、団体扱または集団扱に関する特約第 4 条（追加保険料の払込み）(1) の規定にかかわらず、保険契約者は、追加保険料（注）を未経過期間等によって当会社が決定する回数および金額に分割して、次の①または②のいずれかに定める方法により払い込むことができます。ただし、集金契約において追加保険料（注）を集金者または団体が集金することについて約定されている場合であって、保険料の払込方法が月払のときに限るものとします。
① 第 1 回追加保険料については集金者または団体を経ることなく、また、第 2 回目以降の追加保険料については集金契約に定めるところにより払い込むこと。
② すべての分割した追加保険料を集金契約に定めるところにより払い込むこと。

第 5 条（追加保険料不払の場合）

(1) 当会社は、保険契約者が集金者または団体を経ることなく払い込むべき第 3 条（追加保険料の払込みに関する特則）①の追加保険料（注）または前条①の第 1 回追加保険料が、追加保険料払込期日までに払い込まれなかった場合に限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める追加保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者が行った変更の通知等が次の①または②のいずれかに該当する場合は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(2) ①の規定を適

用します。
① 同条項第３条（告知義務）(1) の規定により告げられた内容が事実と異なる場合の訂正の申出
② 同条項第４条（通知義務）(1) の通知
(2) 当会社は、保険契約者が集金契約の定めるところにより払い込むべき次の①から③までの追加保険料は、この保険契約に適用される団体扱または集団扱に関する特約という保険料に含むものとみなします。
① 第３条（追加保険料の払込みに関する特則）②の追加保険料（注）
② 前条①の第２回目以降の追加保険料
③ 同条②の追加保険料
(3) 当会社は、保険契約者が集金者または団体を経ることなく払い込むべき第３条（追加保険料の払込みに関する特則）①の追加保険料（注）または前条①の第１回追加保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、追加保険料払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(4) 普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときには、当会社は、その解除を取り消し、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、(3) の規定にかかわらず、普通保険約款基本条項第 11 条 (3) の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。
① 追加保険料払込期日以前に同条 (3) の規定による解除の効力が生じた日があること。
② 保険契約者が集金者または団体を経ることなく払い込むべき第３条（追加保険料の払込みに関する特則）①の追加保険料（注）または前条①の第１回追加保険料の払込みを怠ったこと。
(5) 当会社は、(1) ただし書の場合は、(3) および (4) の規定を適用しません。

第６条（普通保険約款および他の特約との関係等）

(1) この特約の規定は、保険契約者または被保険者が行う変更の通知等ごとに個別に適用します。
(2) この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑯ 保険証券の発行に関する特約

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第２条（保険証券の発行）

(1) 当会社は、この特約により、保険証券を発行しません。
(2) 保険契約者が、保険期間の中途で当会社に対して保険証券の発行を請求する場合には、この特約を削除するものとします。この場合、当会社は、次の算式により算出された額を、追加保険料として請求できます。

この特約を付帯しない場合の保険料	－	この保険契約の保険料	＝ 追加保険料

第３条（保険証券の記載事項に関する特則）

当会社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネットの専用ホームページ（注）に表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

（注）インターネットの専用ホームページ
保険契約者に対して送付する書面に、アドレスを記載します。

第４条（保険金の請求に関する特則）

当会社は、この特約により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金の支払を請求する場合であっても、当会社に対する保険証券の提出を要しません。

⑰ 補償対象外運転者に対する救済補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運転者限定の変更	次のいずれかに該当する変更をいいます。 ア．運転者限定特約第１条（この特約の適用条件）の契約自動車を運転する者についての、「本人・配偶者型」から「家族型」への変更 イ．同特約の削除
運転者年齢条件の変更	次のいずれかに該当する変更をいいます。 ア．運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件の変更 イ．同特約の削除
運転免許	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条（運転免許）第１項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
記名被保険者	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。
限定運転者	運転者限定特約第２条（限定運転者）に定める限定運転者をいいます。ただし、特定運転者を除きます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
続柄等変更日	第２条（被保険者の範囲）①の被保険者が限定運転者に該当しなくなった日をいいます。
特定運転者	運転者限定特約に規定する特定運転者をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	保険期間の初日からその日を含めて１年を単位とする期間ごとに定めるものとし、最終年度については、その期間が１年未満であっても、１保険年度とします。
免許取得日	被保険者の運転免許証に記載されている、契約自動車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に運転者限定特約または運転者年齢条件特約が適用されている場合に適用されます。

第２条（被保険者の範囲）

この特約における被保険者は、次の①から③までのいずれかに該当する者とします。
① 次のいずれか遅い日の時点で限定運転者に該当していた者
ア．保険期間の初日（注 1）
イ．保険期間の中途で運転者限定特約の追加（注 2）を行った場合には、その追加日（注 3）

② 次のいずれかに該当する者
ア．この保険契約が当会社と締結されていた保険契約の継続契約（注 4）である場合
次のいずれかに該当する者で、契約自動車を運転することができる運転免許を初めて取得した者
（ア）記名被保険者
（イ）記名被保険者の配偶者
（ウ）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
イ．ア以外の場合
ア（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者で、契約自動車を運転することができる運転免許を初めて保険期間中に取得した者
③ この保険契約に適用されている運転者年齢条件特約により補償の対象とはならない者

（注 1）保険期間の初日
保険期間が 1 年を超える場合には、事故の発生の日の属する保険年度の初日とします。
（注 2）運転者限定特約の追加
運転者限定特約第 1 条（この特約の適用条件）の契約自動車を運転する者についての、次の①または②のいずれかに該当する変更を含みます。
① 「家族型」から「本人・配偶者型」への変更
② 「本人・配偶者型」から「家族型」への変更
（注 3）追加日
第 2 条（被保険者の範囲）①イの運転者限定特約の追加（注 2）についての承認請求の通知を当会社が受領し、これを承認した時以後で契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。ただし、その通知を当会社が受領した日と契約内容を変更すべき期間の初日が同じ日である場合は、当会社がその運転者限定特約の追加（注 2）を承認した時をいいます。
（注 4）継続契約
当会社と締結されていた保険契約と同一の記名被保険者（注 5）およびその保険契約と同一の契約自動車（注 6）であり、その保険契約の保険証券記載の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
（注 5）当会社と締結されていた保険契約と同一の記名被保険者
当会社と締結されていた保険契約の記名被保険者の配偶者またはその保険契約の記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族を含みます。
（注 6）その保険契約と同一の契約自動車
普通保険約款基本条項第 7 条（契約自動車の入替）(1) に定める入替対象自動車を含みます。

第 3 条（限定運転者以外の者に対する救済規定）

(1) 当会社は、この特約により、前条①の被保険者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定を適用しません。ただし、保険契約者または特定運転者から、前条①アまたはイのいずれか遅い日の時点で限定運転者に該当していた事実を確認できる公的資料等および続柄等変更日を確認できる公的資料等の提出があり、かつ、保険契約者が、続柄等変更日以後の期間に対し、書面により当会社に運転者限定の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合に限ります。
(2) (1) において、続柄等変更日を確認できる公的資料等の提出がない場合、または提出された資料によって続柄等変更日が特定できない場合は、保険契約者は、前条①アまたはイのいずれか遅い日以後の期間に対し、書面により当会社に運転者限定の変更の承認の請求を行わなければなりません。
(3) 当会社は、(1) および (2) の承認をする場合は、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ⑤に定める計算方法により計算した追加保険料を請求できます。この場合、この保険契約に適用される他の特約の規定にかかわらず、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4) (3) にかかわらず、保険期間が 1 年を超える場合で、かつ、この保険契約に適用される他の特約の規定により、保険契約者がこの保険契約の保険料を分割して払い込む場合は、保険契約者は、承認した日の属する保険年度の追加保険料の全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。また、この場合、承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、変更後の保険契約の条件による保険料に変更します。
(5) 当会社は、保険契約者が (3) または (4) の追加保険料の払込みを怠った場合は、(1) の規定にかかわらず、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定を適用します。
(6) (1) から (5) までの規定により保険金の支払対象となる場合であっても、前条①の被保険者がこの保険契約に適用されている運転者年齢条件特約により補償の対象とはならない者であるときには、当会社は、第 5 条（年齢条件に該当しない者に対する救済規定）の規定を次のとおり読み替えて、同条および第 6 条（支払保険金の計算－年齢条件に該当しない者に対する救済規定）の規定を適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
第 5 条 (1)	運転者年齢条件の変更	運転者限定の変更および運転者年齢条件の変更
	運転者年齢条件特約にかかわらず	運転者限定特約および運転者年齢条件特約にかかわらず

第 4 条（運転免許取得者に対する救済規定）

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が第 2 条（被保険者の範囲）②の被保険者の免許取得日の翌日から起算して 30 日以内に、書面により運転者限定の変更および運転者年齢条件の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合に限り、免許取得日以後承認するまでの間に生じた事故により同条②の被保険者が被った損害に対しては、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定にかかわらず、運転者限定の変更および運転者年齢条件の変更を適用した保険契約の契約条件のもとで、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注 7）に従い、保険金を支払います。
(2) 当会社は、(1) の規定を適用する場合には、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ⑤に定める計算方法により計算した追加保険料を請求できます。
(3) 保険契約者が (2) の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、(1) に規定する承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注 8）に従い、保険金を支払います。
(4) 契約自動車の用途車種が、二輪自動車または原動機付自転車の場合には、当会社は (1) から (3) までの規定を適用しません。

（注 7）普通保険約款賠償責任条項および基本条項
契約自動車について適用される他の特約のうち、普通保険約款賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および同条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。
（注 8）普通保険約款
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第 5 条（年齢条件に該当しない者に対する救済規定）

(1) 当会社は、この特約により、契約自動車を運転する者に合致する条件への運転者年齢条件の変更がされていない場合で、第 2 条（被保険者の範囲）③の被保険者が契約自動車を運転中（注 9）に生じた事故による損害に対しては、運転者年齢条件特約にかかわらず、普通保険約款賠償責任条項および基本条項（注 7）に従い、保険金を支払います。
(2) 前条 (1) による保険金が支払われる場合は、当会社は、(1) の規定を適用しません。
(3) 当会社は、(1) の規定にかかわらず、記名被保険者が、運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件を満たしていない場合は、(1) の規定を適用しません。
(4) (1) の取扱いは、保険期間中 1 回に限ります。

（注 9）第 2 条（被保険者の範囲）③の被保険者が契約自動車を運転中
運転者年齢条件特約第 2 条（年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）(2) ただし書が適用される場合を除きます。

第 6 条（支払保険金の計算－年齢条件に該当しない者に対する救済規定）

(1) 前条の規定により当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

普通保険約款賠償責任条項および基本条項に定める支払保険金の額 × 別表に定める保険金の支払割合 ＝ 保険金

(2) (1) の規定により当会社が保険金を支払う場合は、普通保険約款賠償責任条項第 8 条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）から第 12 条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）までの規定は適用せず、かつ、これらの規定にかかわる費用に対しては、保険金を支払いません。

第 7 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

＜別表＞年齢条件に該当しない者に対する救済規定における保険金の支払割合

契約自動車の用途車種（注 1）	運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件（注 2）	記名被保険者（個人・法人、年齢）（注 3）		事故の発生の時において契約自動車を運転していた者の年齢			
				21 歳未満		21 歳以上 26 歳未満	
				対人	対物	対人	対物
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 二輪自動車	21 歳以上補償	——		57%	57%	——	——
	26 歳以上補償	個人	30 歳未満	36%	39%	64%	67%
			30 歳以上 40 歳未満	35%	38%	62%	66%
			40 歳以上 50 歳未満	35%	38%	62%	66%
			50 歳以上 60 歳未満	35%	38%	62%	66%
			60 歳以上 70 歳未満	37%	40%	64%	70%
			70 歳以上	37%	40%	64%	70%
		法人		36%	38%	62%	67%
原動機付自転車	21 歳以上補償	——		43%	39%	——	——

（注 1）上表における「契約自動車の用途車種」とは、次の①から④までの特約において契約自動車以外の自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みます。）を契約自動車とみなして保険金を支払う場合においてもこの保険契約の契約自動車の用途車種をいいます。
① 契約自動車の入替における自動補償特約
② 他車運転危険補償特約
③ 他車運転危険補償特約（二輪・原付）
④ 臨時代替自動車補償特約
（注 2）上表における「運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件」とは、事故の発生の時においてこの保険契約に適用されている運転者年齢条件特約の運転者の年齢条件をいいます。
（注 3）上表における「記名被保険者の年齢」とは、この保険契約の保険料の算出にあたり使用した記名被保険者の年齢をいいます。

㉘ 継続契約の取扱いに関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続契約	この保険契約と保険契約者、普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者（注 1）および契約自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。 （注 1）普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者 普通保険約款賠償責任条項の適用がない場合は、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注 2）により売買されている場合は、その買主 ② 契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者 （注 2）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
継続漏れ	この保険契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条（定義）第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車を含みます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されており、かつ、この保険契約に保険契約の自動継続に関する特約および安心更新サポート特約が適用されていない場合に適用されます。ただし、この保険契約にこれらの特約が適用されている場合であっても、当会社または保険契約者のいずれか一方から自動継続中止または安心更新サポート特約の不適用の意思表示があったときは、これらの特約が適用されていないものとしてこの特約を適用します。

第 2 条（継続契約に関する特則）

継続漏れがあった場合であっても、次の①から⑧までに定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容で継続されたものとして取り扱います。
① この保険契約が 1 年以上を保険期間とする保険契約であること。ただし、当会社が定める保険期間通算による等級継承特則を適用して締結された場合の 1 年未満を保険期間とする保険契約を含みます。この場合において継続契約の保険期間は 1 年間とします。
② この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
③ この保険契約がこの特約を適用して締結されたものでないこと。
④ 契約自動車を同一とする他の保険契約等がないこと。
⑤ 保険契約者の故意により、継続漏れとなったものでないこと。
⑥ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
⑦ 保険契約者が、保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して 30 日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
⑧ 特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が⑦の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

第 3 条（継続契約に適用される内容）

(1) 前条の規定にかかわらず、継続契約に適用される内容について、次の①から⑨までのとおりとします。
① この保険契約に普通保険約款車両条項の適用がある場合、契約自動車の車両保険金額は、継続契約の保険期間の初日における同条項＜用語の定義＞「保険価額」の市場販売価格相当額とします。
② この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合において、継続契約の保険期間の初日の属する月が同特約第 1 条（この特約の適用条件）②に定める期間の範囲外となるとき、または継続契約の保険期間の末日の属する月が同条③に定める期間の範囲外となるときは、同特約は継続契約には適用されないものとします。
③ この保険契約にリース車両費用補償特約が付帯されている場合、契約自動車の保険金額は次の算式により算出された額とします。ただし、10 万円未満の端数が生じた場合は、5 万円未満の金額は 0 万円、5 万円以上 10 万円未満の金額は 5 万円として、5 万円の整数倍の額で定めます。

$$\text{この保険契約の保険金額} \times \frac{\text{継続契約の価額見積額（注 1）}}{\text{この保険契約の価額見積額}} = \text{継続契約の保険金額}$$

④ クレジットカードによる保険料支払に関する特約、保険料分割払特約、保険料分割払特約（大口）、保険料分割払特約（長期）、団体扱特約（一般Ａ）、団体扱特約（一般Ｂ）、団体扱特約（一般Ｃ）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）または集団扱特約については、この保険契約に付帯されているといないとにかかわらず、継続契約への付帯および継続契約に付帯する場合の保険料の払込方法を、保険契約者が決定できるものとします。
⑤ この保険契約に付帯されている特約のうち、特約の適用条件等により適用されない特約については、これを継続契約に適用しないことと

します。
⑥　普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) ①に定める場合で、継続契約の保険期間の初日において、この保険契約の契約自動車が既に廃車、譲渡または返還されているときは、当会社が認めるときに限り、同①の入替対象自動車を継続契約の契約自動車とします。
⑦　この保険契約の保険期間が１年を超える場合には、保険契約者は、継続契約の保険期間を、１年以上かつこの保険契約の保険期間以内の期間とすることができます。
⑧　この保険契約が満了する日の内容のうち、継続契約の保険期間の初日において事実と異なるものがある場合には、保険契約者は、当会社が認めるときに限り、これを訂正することができます。
⑨　継続契約の保険料は、この保険契約の無事故実績等の条件によって定めるものとします。
(2) 当会社が制度または料率等を改定した場合には、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における制度または料率等が適用されるものとします。

（注 1）継続契約の価額見積額
契約自動車と同一の用途車種（注 2）、車名、型式、仕様および初度登録（初度検査を含みます。）年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した、この保険契約の保険期間の末日における契約自動車の価額をいいます。
（注 2）用途車種
登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第４条（保険責任に関する特則）

第２条（継続契約に関する特則）の規定により、締結された継続契約に対しては、普通保険約款基本条項第１条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は適用しません。

第５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑲　保険契約の自動継続に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続確認日	この保険契約の満了する日の属する月の前月 10 日をいいます。
継続契約	第２条（保険契約の継続）(1) の規定により継続された保険契約をいいます。
継続契約の初回保険料	第５条（継続契約の保険料および払込方法）(2) 本文にいう継続契約の保険料または同①ただし書の第１回分割保険料をいいます。
継続証等	保険証券または保険契約継続証をいいます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度、保険料率等をいいます。
通知書	次に掲げる事項を記載した書面をいいます。 ア．この保険契約が満期を迎えること。 イ．この特約が適用されていること。 ウ．第３条（継続契約の車両保険金額）および第４条（継続契約の条件）の規定により継続契約に適用すべき保険契約の条件 エ．第５条（継続契約の保険料および払込方法）の規定による払込方法 オ．第８条（継続契約に適用される制度または料率等）の規定により継続契約に適用すべき保険料率
保険契約の条件	保険金額、免責金額および特約の適用等をいいます。
保険契約申込書等記載事項	次の事項をいいます。 ア．保険契約申込書に記載された事項 イ．この保険契約の継続証等に記載された事項 ウ．この保険契約に関し承認の請求が行われ、当会社が承認をした事項 エ．この保険契約に関し変更の通知が行われた事項

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第２条（保険契約の継続）

(1) 継続確認日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合には、この保険契約は継続されるものとします。
(2) (1) の規定によってこの保険契約が継続された場合には、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約に保険証券の発行に関する特約が適用されている場合を除きます。
(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、この保険契約が、普通保険約款またはこの保険契約に付帯された他の特約の規定により保険期間が満了する前に効力を失った場合には、この保険契約は継続されないものとします。この場合において、既に当会社が継続契約の保険料を領収しているときは、当会社は、その全額を保険契約者に返還します。

第３条（継続契約の車両保険金額）

(1) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、継続契約に車両価額協定保険特約が適用される場合には、継続契約の保険期間の初日における同特約＜用語の定義＞「協定保険価額」の市場販売価格相当額を、第９条（保険契約者への通知）の規定により当会社が送付する通知書に記載します。この場合において、保険契約者または普通保険約款車両条項の被保険者から当会社所定の書面による別段の意思表示がなかったときは、当会社は、車両価額協定保険特約＜用語の定義＞「協定保険価額」にいう価額の協定がなされたものとみなして、その価額を継続契約の車両保険金額とします。
(2) 当会社は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、継続契約に車両価額協定保険特約が適用されない場合において、保険契約者または普通保険約款車両条項の被保険者から当会社所定の書面による別段の意思表示がなかったときは、第９条（保険契約者への通知）の規定により当会社が送付する通知書記載の車両保険金額を、継続契約の車両保険金額とします。

第４条（継続契約の条件）

(1) 継続契約における前条以外の保険契約の条件は、この保険契約の満了する日の保険契約の条件と同一とします。
(2) (1) の規定にかかわらず、継続契約に適用される次の①から③までの保険契約の条件については、この保険契約の満了する日の保険契約の条件と同一とみなします。
①　継続契約の保険期間は１年となること。
②　特約の適用条件により自動的に適用されることとなる特約を継続契約に適用すること、または特約の適用条件により適用されない特約を継続契約に適用しないこと。
③　クレジットカードによる保険料支払に関する特約もしくはコンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約が適用されていない保険契約の継続契約にこれらの特約を適用すること、またはこれらの特約が適用されている保険契約の継続契約にこれらの特約を適用しないこと。

第５条（継続契約の保険料および払込方法）

(1) 継続契約の保険料は、その継続証等に記載の金額とします。
(2) 保険契約者は、継続契約の保険料をこの保険契約の満了する日までに払い込むものとします。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、保険契約者はそれぞれの特約の規定にしたがい保険料を払い込むものとします。
①　継続契約に保険料分割払特約が適用される場合。ただし、保険契約者は保険料分割払特約第２条（分割保険料の払込方法）の第１回分割保険料をこの保険契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日までに払い込むものとします。
②　継続契約に団体扱特約（一般Ａ）、団体扱特約（一般Ｂ）、団体扱特約（一般Ｃ）、団体扱特約または団体扱特約（口座振替方式）のいずれかが適用される場合
③　継続契約に集団扱特約が適用される場合
(3) 継続契約が初回保険料の口座振替に関する特約第１条（この特約の適用条件）の特約の適用条件を満たし、当会社と保険契約者との間に同特約が適用される旨の合意がある場合には、継続契約に同特約を適用します。

第６条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

(1) 保険契約者が、継続契約の初回保険料について、その継続契約の初回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込む

ことを怠った場合は、当会社は、この保険契約の満了する日の午後４時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第７条（継続契約の保険料不払による保険契約の解除）

(1) 保険契約者が、継続契約の初回保険料について、その継続契約の初回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、継続契約を解除することができます。
(2) (1) の解除は、継続契約の保険期間の初日からその効力を生じます。

第８条（継続契約に適用される制度または料率等）

(1) 当会社が、制度または料率等を改定した場合には、継続契約に適用される制度または料率等は、各継続契約の保険期間の初日における制度または料率等とします。
(2) 当会社は、この保険契約の保険期間中に生じた事故の件数およびその内容等により継続契約に適用すべき保険料率を算出します。

第９条（保険契約者への通知）

当会社は、この保険契約の満了する日の属する月の３か月前の月または前々月に、通知書を保険契約者に対して送付します。

第 10 条（継続確認日以後の継続契約の条件の変更）

(1) この保険契約において継続確認日以後に事故が生じた場合等、継続契約に適用すべき保険契約の条件または保険料率を変更する必要が生じたときは、当会社は、通知書に記載された内容と異なる保険契約の条件または保険料率を継続契約に適用することができるものとします。
(2) (1) の場合には、当会社は、(1) の保険契約の条件を記載した通知書を保険契約者に対して送付する等の方法により保険契約者に通知します。

第 11 条（継続契約の告知義務および通知義務）

(1) 第２条（保険契約の継続）および第３条（継続契約の事両保険金額）の規定によりこの保険契約が継続される場合において、継続確認日の前後を問わず、保険契約申込書等記載事項に変更があったときは、保険契約者または継続証等記載の被保険者（注）は、これを当会社に告げなければなりません。
(2) (1) の保険契約申込書等記載事項の変更が次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める規定を適用します。

区分	適用する規定
①　継続確認日前に普通保険約款基本条項＜用語の定義＞に定める告知事項に変更があった場合	同条項第３条（告知義務）に関する規定
②　継続確認日以後に同条項第４条（通知義務）(1) ①または②のいずれかに該当する事実が発生した場合	同条に関する規定

（注）継続証等記載の被保険者
普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

第 12 条（契約自動車の入替における自動補償特約の適用）

(1) この保険契約に契約自動車の入替における自動補償特約が適用される場合で、この保険契約が満了する日までに同特約＜用語の定義＞に定める取得日があり、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）②の承認の請求があったときは、継続契約の保険期間の初日以後に生じた事故による損害または傷害に対しても同特約を適用します。ただし、取得日の翌日から起算して 30 日を経過した日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、同特約を適用しません。
(2) 当会社は、(1) の規定を適用する場合には、(1) により生じた保険契約申込書等記載事項の変更に限り、前条 (2) の規定は適用しません。

第 13 条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が継続証等記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第 14 条（更新）

この特約により、保険契約が継続された場合には、継続契約をこの特約にいう「この保険契約」としてこの特約を適用します。以後毎年同様とします。

第 15 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑧⓪　安心更新サポート特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続証等	保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面をいいます。
継続通知	保険契約者に対する書面をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
更新後契約	第２条（保険契約の更新）(1) の規定により更新される保険契約をいいます。
自動更新後契約	第３条（更新後契約の内容）(2) の規定により更新された契約をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。
満期日	この保険契約の満了する日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（保険契約の更新）

(1) 満期日ごとに定められた次の通知締切日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合は、この保険契約は次条に定める内容で更新されるものとします。

満期日	通知締切日
①　1 日から 15 日までの日である場合	満期日の属する月の前月 10 日
②　16 日から末日までの日である場合	満期日の属する月の前月 25 日

(2) 更新後契約の保険期間の初日は満期日とします。
(3) (1) および (2) の規定によりこの保険契約が更新された場合は、当会社は、継続証等を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約に保険証券の発行に関する特約が適用されている場合は、当会社は、継続証等の保険契約者への交付を省略できます。

第３条（更新後契約の内容）

(1) 次の①および②に定める条件をいずれも満たす場合は、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。
　① 当会社が、保険契約者に対して、通知締切日までに、更新後の内容についての提示を行うこと。
　② ①の提示に基づき、保険契約者が、当会社に対して、更新後契約の内容の申出 (注 1) を行い、当会社がこれを承認すること。
(2) (1) 以外の場合は、この保険契約は、満期日と同一の内容 (注 2) にて更新されるものとします。

（注 1）申出
当会社の定める通信手段による申出を含みます。
（注 2）同一の内容
別表に定める内容を除きます。

第４条（更新後契約の保険料の取扱い）

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定の定めるところによります。

第５条（更新後契約の告知義務）

(1) 第２条（保険契約の更新）(1) の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険契約者または継続証等記載の被保険者（注３）は、その旨を当会社に告げなければなりません。
① 保険契約申込書に記載した事項、保険証券に記載された事項または継続証等に記載された事項のうち普通保険約款基本条項＜用語の定義＞に定める告知事項に該当する事項に変更があったとき。
② この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたとき。
(2) (1) の告知については、更新後契約の普通保険約款基本条項第３条（告知義務）の規定を適用します。

（注３）継続証等記載の被保険者
普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。

第６条（契約自動車の入替における自動補償特約の適用）

この保険契約に契約自動車の入替における自動補償特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに同特約＜用語の定義＞に定める取得日があり、同特約第２条（入替自動車に対する自動補償）②の承認の請求があったときは、取得日の翌日から起算して 30 日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の同特約を適用します。

＜別表＞ 自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

項目		内 容
保険金額関連	普通保険約款車両条項の適用がある場合の、車両保険の保険金額	(1) 自動更新後契約に車両価額協定保険特約が適用される場合の協定保険価額は、継続通知に記載された自動更新後契約の保険期間の初日における契約自動車と同一の用途車種（注１）、車名、型式、仕様および初度登録（注２）年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額（注３）とします。 (2) (1) 以外の場合の車両保険金額は、継続通知に記載されたこの保険契約の車両保険金額を基準とし、契約自動車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定した自動更新後契約の保険期間の初日における契約自動車の価額見積額とします。 （注１）用途車種 登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注２）初度登録 初度検査を含みます。 （注３）市場販売価格相当額 当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
補償および保険料関連	この保険契約に車両新価保険特約が適用されている場合	自動更新後契約の保険期間の初日または末日の属する月が同特約第１条（この特約の適用条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は自動更新後契約には適用されません。
	(1) 上記に記載のほか、特約に定める適用条件により、この保険契約に適用されている特約が自動更新後契約に適用されないことまたはこの保険契約に適用されていない特約が自動更新後契約に適用されることがあります。 (2) 自動更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴等、自動更新後契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。 (3) 当会社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することがあります。 (4) (1) から (3) までのほか、当会社が制度または料率等を改定（注）した場合は、次の①および②に定めるところによります。 ① 当会社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度または料率等を適用するものとします。 ② 当会社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款または特約を適用することがあります。 (5) (1) から (4) までのいずれかに該当する場合は、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、継続通知により通知します。 （注）改定 普通保険約款または特約の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。	

㉛ 契約自動車の入替における自動補償特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
入替自動車	契約自動車を廃車、譲渡または返還した後、その代替として普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) ①アからエまでのいずれかに該当する者が新たに取得（注）した自動車をいいます。 （注）取得 所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
取得日	入替自動車の自動車検査証に普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(1) ①アからエまでのいずれかに該当する者の氏名が記載された日をいいます。ただし、保険契約者または入替自動車の所有者が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、入替自動車が同アからエまでのいずれかに該当する者の直接の管理下に入った日を証明した場合はその日とします。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ア．契約自動車または入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 イ．契約自動車または入替自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ウ．アおよびイ以外の場合は、契約自動車または入替自動車を所有する者
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、契約自動車および入替自動車の用途車種が同一である場合（注 1）に適用されます。ただし、契約自動車の所有者が法人であって、かつ、保険証券にフリート契約である旨記載されている場合を除きます。

（注１）用途車種が同一である場合
入替自動車の用途車種が普通保険約款別表３に掲げる契約自動車と入替ができる用途車種である場合を含みます。

第２条（入替自動車に対する自動補償）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）(2) の規定にかかわらず、同条 (1) ①の場合において、次の①および②に定める条件をいずれも満たすときは、取得日以後②の請求を承認するまでの間は、入替自動車を契約自動車とみなして、普通保険約款（注 2）を適用します。ただし、普通保険約款基本条項第７条 (1) ①の場合において、廃車、譲渡または返還された契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 契約自動車が廃車、譲渡または返還されたこと。

② 入替自動車の取得日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したこと。

（注 2）普通保険約款
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第３条（車両保険の特則）

取得日から、当会社が前条②の契約自動車の入替の承認の請求を受けた時（注 3）までの期間の普通保険約款車両条項および車両価額協定保険特約の適用については、前条の規定にかかわらず、次の①および②の定めるところによります。

① 入替自動車については、入替自動車の用途車種にかかわらず車両価額協定保険特約第２条（協定保険価額）(3) から (8) までの規定は適用しません。

② 入替自動車については、取得日における入替自動車と同一車種、同年式で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を保険金額として定めるものとします。

（注 3）契約自動車の入替の承認の請求を受けた時
当会社が第５条（保険料の返還または請求）(1) の規定により追加保険料を請求する場合は、その追加保険料を当会社が領収した時または取得日の翌日から起算して 30 日を経過した時のいずれか早い時とします。

第４条（保険契約の解除）

(1) 当会社は、第２条（入替自動車に対する自動補償）②の契約自動車の入替の承認の請求があった場合において、これを承認しなかったときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1) に基づく当会社の解除権は、その承認の請求を受領した日からその日を含めて１か月以内に行使しなければ消滅します。

第５条（保険料の返還または請求）

(1) 当会社は、第２条（入替自動車に対する自動補償）の場合には、普通保険約款基本条項第 14 条（保険料の返還または請求）(1) ③に定める計算方法により計算した保険料を返還または請求します。

(2) (1) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故（注 4）による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（注 4）追加保険料領収前に生じた事故
取得日の翌日から起算して 30 日以内に生じた事故を除きます。

㉜ 全車両一括付保特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注）をいいます。 （注）契約自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② 契約自動車が１年以上を期間とする賃貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
取得時	中途取得自動車が記名被保険者等の直接の管理下に入った時をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
中途取得自動車	記名被保険者等が自ら使用するために保険期間の中途で取得（注）した自動車で、保険証券記載の条件に該当するものをいいます。 （注）取得 所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。
通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
通知漏れの中途取得自動車	第３条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏のあった中途取得自動車をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、記名被保険者等が自ら使用するために既に取得（注）していた自動車で保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。 （注）取得 所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
未精算等の中途取得自動車	第６条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注 1）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合の、その精算日に対応する通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後に取得（注 2）した中途取得自動車をいいます。 （注 1）追加保険料 第６条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。 （注 2）取得 所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約締結の時において、記名被保険者等が自ら使用するために既に取得（注 1）していた自動車で保険証券記載の条件に該当するもののすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、中途取得自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付することとする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

（注 1）取得
所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。

第２条（中途取得自動車に対する自動補償）

(1) 当会社は、この特約により、中途取得自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。

(2) 中途取得自動車にかかわる当会社の保険責任は、取得時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
(3) (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第３条（通　知）

(1) 保険契約者または記名被保険者等は、毎月、通知締切日以前１か月分の中途取得自動車を、通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
(2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途取得自動車を、記名被保険者等が廃車、譲渡または返還した場合も、(1) と同様とします。

第４条（付保漏れがあった場合）

(1) 付保漏れが判明した場合には、当会社は、第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条 (1) の通知を受領している中途取得自動車については、当会社は、第２条の規定を適用するものとします。
(2) (1) の規定にかかわらず、付保漏れが保険契約者および記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社がその事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその付保漏れ自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

(1) 第３条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、次の①および②に対して、当会社は第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。
　①　通知漏れの中途取得自動車
　②　当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、第３条 (1) の規定により通知されるすべての中途取得自動車
(2) (1) の規定にかかわらず、(1) の遅滞または脱漏が、保険契約者および記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその通知漏れの中途取得自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第６条（保険料の精算）

(1) 当会社は、第３条（通知）(1) の通知を受領した場合は、第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定により中途取得自動車にかかわる当会社の保険責任が始まった日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
(2) 当会社は、第３条（通知）(2) の通知を受領した場合は、この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途取得自動車を、記名被保険者等が廃車、譲渡または返還した日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
(3) (1) および (2) の保険料は、毎月、精算日までに精算するものとします。
(4) 当会社は、未精算等の中途取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) 未精算等の中途取得自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき (1) の追加保険料（注２）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注２）追加保険料
第６条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第７条（契約条件等の変更）

(1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第３条（通知）(1) の通知を当会社が既に受領している中途取得自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(2) 第３条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない中途取得自動車（注３）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(3) (1) および (2) の場合において、当会社が未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4) (3) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注４）に従い、保険金を支払います。

（注３）第３条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない中途取得自動車
通知漏れの中途取得自動車を除きます。
（注４）普通保険約款
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第８条（特約の解除）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
　①　第４条（付保漏れがあった場合）(1) に該当する場合。ただし、同条 (2) の規定により訂正がなされた場合を除きます。
　②　第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）(1) に該当する場合。ただし、同条 (2) の規定により訂正がなされた場合を除きます。
　③　第６条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注２）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条 (5) に該当する場合を除きます。
(2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により解除する場合に限り、この特約を解除することができます。

⑧③　全車両一括付保特約（グループ企業用）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、中途対象自動車の所有者（注１）をいいます。 （注１）中途対象自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ①　中途対象自動車が所有権留保条項付売買契約（注２）により売買されている場合は、その買主 ②　中途対象自動車が１年以上を期間とする賃貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、中途対象自動車を所有する者 （注２）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
中途対象自動車	保険期間の中途で新たに保険証券記載の条件に該当することとなった自動車をいいます。
通知締切日	保険証券記載の通知締切日をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
通知漏れの中途対象自動車	第３条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏のあった中途対象自動車をいいます。
付保漏れ	この保険契約締結の時に、保険証券記載の条件に該当する自動車を、この保険契約によって保険に付していなかったことをいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

未精算等の中途対象自動車	第６条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合の、その精算日に対応する通知締切日の１か月前の応当日の翌日以後の中途対象自動車をいいます。 （注）追加保険料 第６条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約締結の時において、保険証券記載の条件に該当する自動車のすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、中途対象自動車のすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

第２条（中途対象自動車に対する自動補償）

(1) 当会社は、この特約により、中途対象自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
(2) 中途対象自動車にかかわる当会社の保険責任は、中途対象自動車がその所有者または記名被保険者等の直接の管理下に入った時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
(3) (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第３条（通　知）

(1) 保険契約者または記名被保険者等は、毎月、通知締切日以前１か月分の中途対象自動車を、通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
(2) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなった場合も、(1) と同様とします。

第４条（付保漏れがあった場合）

(1) 付保漏れが判明した場合には、当会社は、第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当会社が知った時までに前条 (1) の通知を受領している中途対象自動車については、当会社は、第２条の規定を適用するものとします。
(2) (1) の規定にかかわらず、付保漏れが保険契約者および記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社が付保漏れの事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその付保漏れ自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

(1) 第３条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、次の①および②に対して、当会社は第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。
　① 通知漏れの中途対象自動車
　② 当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、第３条 (1) の規定により通知されるすべての中途対象自動車
(2) (1) の規定にかかわらず、(1) の遅滞または脱漏が、保険契約者および記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその通知漏れの中途対象自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第６条（保険料の精算）

(1) 当会社は、第３条（通知）(1) の通知を受領した場合は、第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定により中途対象自動車にかかわる当会社の保険責任が始まった日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求します。
(2) 当会社は、第３条（通知）(2) の通知を受領した場合は、この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなった日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
(3) (1) および (2) の保険料は、毎月、精算日までに精算するものとします。
(4) 当会社は、未精算等の中途対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) 未精算等の中途対象自動車のうち既に精算日の到来しているものにつき (1) の追加保険料（注 1）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注１）追加保険料
第６条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第７条（契約条件等の変更）

(1) この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第３条（通知）(1) の通知を当会社が既に受領している中途対象自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(2) 第３条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない中途対象自動車（注 2）について、新たに保険証券記載の条件に該当することとなった時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(3) (1) および (2) の場合において、当会社が未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4) (3) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注 3）に従い、保険金を支払います。

（注２）第３条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない中途対象自動車
通知漏れの中途対象自動車を除きます。
（注３）普通保険約款
保険証券記載の自動車について適用される他の特約を含みます。

第８条（特約の解除）

(1) 当会社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
　① 第４条（付保漏れがあった場合）(1) に該当する場合。ただし、同条 (2) の規定により訂正がなされた場合を除きます。
　② 第５条（通知に遅滞または脱漏があった場合）(1) に該当する場合。ただし、同条 (2) の規定により訂正がなされた場合を除きます。
　③ 第６条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注 1）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条 (5) に該当する場合を除きます。
(2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により解除する場合に限り、この特約を解除することができます。

84　全車両一括付保契約の継続契約に関する特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注）をいいます。 （注）契約自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ①　契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②　契約自動車が１年以上を期間とする賃貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
前契約	当会社または他の保険会社と締結されていた保険契約をいいます。
全車両一括付保に関する特約	全車両一括付保特約または全車両一括付保特約（グループ企業用）をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
通知漏れの保険始期前取得自動車	第４条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏のあった保険始期前取得自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険始期前取得自動車	保険証券記載の条件に該当する自動車のうち次のアまたはイのいずれかに該当する自動車をいいます。 ア．この保険契約締結の時に記名被保険者等が自ら使用するために取得（注）していた自動車のうち、前契約において全車両一括付保に関する特約第３条（通知）(1) の通知をこの保険契約締結の時以後に当会社が受領した自動車。ただし、前契約が当会社と締結されていた場合に限ります。 イ．保険契約締結の時以後保険期間の初日までに記名被保険者等が自ら使用するために取得（注）した自動車 （注）取得 所有権留保条項付売買契約による購入または１年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から④までに定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

① この保険契約に全車両一括付保特約が適用されていること。
② この保険契約が前契約の継続契約（注 1）であること。
③ 前契約に全車両一括付保に関する特約が適用されていたこと。
④ この保険契約の保険期間の初日がこの保険契約を締結した日の翌日から起算して２か月以内にあること。

（注 1）継続契約
前契約と記名被保険者等が同一であり、かつ、前契約の保険期間の末日または解除日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第２条（保険契約締結時に付保する自動車に関する特則）

当会社は、この特約により、全車両一括付保特約第１条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、＜用語の定義＞「保険始期前取得自動車」アに定める自動車を除いて保険契約を締結することができるものとします。

第３条（保険始期前取得自動車に対する自動補償に関する特則）

(1) 当会社は、この特約により、保険始期前取得自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
(2) 保険始期前取得自動車にかかわる当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
(3) (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第４条（通　知）

(1) 保険契約者または記名被保険者等は、保険始期前取得自動車を、保険期間の初日以後の最も早い通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
(2) 保険始期前取得自動車を、保険期間の初日以降に記名被保険者等が廃車、譲渡または返還した場合も、(1) と同様とします。

第５条（付保漏れに関する特則）

当会社は、この特約により＜用語の定義＞「保険始期前取得自動車」アに定める自動車を保険契約の締結の時に保険に付していなかったことに対しては、全車両一括付保特約第４条（付保漏れがあった場合）の規定を適用しません。

第６条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

(1) 第４条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、通知漏れの保険始期前取得自動車に対して、当会社は第３条（保険始期前取得自動車に対する自動補償に関する特則）の規定を適用しません。
(2) (1) の場合、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、全車両一括付保特約第３条（通知）(1) の規定により通知されるすべての中途取得自動車に対して、当会社は同特約第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。
(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、(1) の遅滞または脱漏が、保険契約者および記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその通知漏れの保険始期前取得自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第３条（保険始期前取得自動車に対する自動補償に関する特則）および全車両一括付保特約第２条（中途取得自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第７条（保険料の精算）

(1) 当会社は、第４条（通知）(1) の通知を受領した場合は、保険期間に対して計算した追加保険料を請求します。
(2) 当会社は、第４条（通知）(2) の通知を受領した場合は、保険始期前取得自動車を記名被保険者等が廃車、譲渡または返還した日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
(3) (1) および (2) の保険料は、第４条（通知）(1) に定める通知日以後の最も早い精算日までに精算するものとします。
(4) (1) の追加保険料（注 2）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、保険始期前取得自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) 精算日以後に (1) の追加保険料（注 2）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注 2）追加保険料
第７条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第８条（契約条件等の変更）

(1) 第４条（通知）(1) の通知を当会社が既に受領している保険始期前取得自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(2) 第４条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない保険始期前取得自動車（注 3）について、保険期間の初日から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(3) (1) および (2) の場合において、当会社が未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4) (3) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注 4）に従い、保険金を支払います。

（注 3）第４条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない保険始期前取得自動車
通知漏れの保険始期前取得自動車を除きます。
（注 4）普通保険約款
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第９条（特約の解除）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約および全車両一括付保特約を解除することができます。
① 第６条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条 (3) の規定により訂正がなされた場合を除きます。
② 第７条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注 2）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条 (5) に該当する場合を除きます。
(2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により解除する場合に限り、この特約を解除することができます。

⑧⑤　全車両一括付保契約の継続契約に関する特約（グループ企業用）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
記名被保険者等	普通保険約款賠償責任条項の記名被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、契約自動車の所有者（注１）をいいます。 （注１）契約自動車の所有者 次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。 ①　契約自動車が所有権留保条項付売買契約（注２）により売買されている場合は、その買主 ②　契約自動車が１年以上を期間とする賃貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者 （注２）所有権留保条項付売買契約 自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。
精算日	保険証券記載の精算日をいいます。
前契約	当会社または他の保険会社と締結されていた保険契約をいいます。
全車両一括付保に関する特約	全車両一括付保特約または全車両一括付保特約（グループ企業用）をいいます。
通知日	保険証券記載の通知日をいいます。
通知漏れの保険始期前対象自動車	第４条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏のあった保険始期前対象自動車をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険始期前対象自動車	保険証券記載の条件に該当する自動車のうち次のアまたはイのいずれかに該当する自動車をいいます。 ア．この保険契約締結の時に保険証券記載の条件に該当していた自動車のうち、前契約において全車両一括付保に関する特約第３条（通知）(1) の通知をこの保険契約締結の時以後に当会社が受領した自動車。ただし、前契約が当会社と締結されていた場合に限ります。 イ．保険契約締結の時以後保険期間の初日までに保険証券記載の条件に該当した自動車

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、次の①から④までに定める条件をいずれも満たしている場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。
①　この保険契約に全車両一括付保特約（グループ企業用）が適用されていること。
②　この保険契約が前契約の継続契約（注１）であること。
③　前契約に全車両一括付保に関する特約が適用されていたこと。
④　この保険契約の保険期間の初日がこの保険契約を締結した日の翌日から起算して２か月以内にあること。

（注１）継続契約
前契約と記名被保険者等が同一であり、かつ、前契約の保険期間の末日または解除日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

第２条（保険契約締結時に付保する自動車に関する特則）

当会社は、この特約により、全車両一括付保特約（グループ企業用）第１条（この特約の適用条件）の規定にかかわらず、＜用語の定義＞「保険始期前対象自動車」アに定める自動車を除いて保険契約を締結することができるものとします。

第３条（保険始期前対象自動車に対する自動補償に関する特則）

(1) 当会社は、この特約により、保険始期前対象自動車に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
(2) 保険始期前対象自動車にかかわる当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時に始まり、保険期間の末日の午後４時に終わります。
(3) (2) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第４条（通　知）

(1) 保険契約者または記名被保険者等は、保険始期前対象自動車を、保険期間の初日以後の最も早い通知日までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
(2) 保険始期前対象自動車が、保険期間の初日以降に保険証券記載の条件に該当しなくなった場合も、(1) と同様とします。

第５条（付保漏れに関する特則）

当会社は、この特約により＜用語の定義＞「保険始期前対象自動車」アに定める自動車を保険契約の締結の時に保険に付していなかったことに対しては、全車両一括付保特約（グループ企業用）第４条（付保漏れがあった場合）の規定を適用しません。

第６条（通知に遅滞または脱漏があった場合）

(1) 第４条（通知）(1) の通知に遅滞または脱漏があった場合は、通知漏れの保険始期前対象自動車に対して、当会社は第３条（保険始期前対象自動車に対する自動補償に関する特則）の規定を適用しません。
(2) (1) の場合、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、全車両一括付保特約（グループ企業用）第３条（通知）(1) の規定により通知されるすべての中途対象自動車に対して、当会社は同特約第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用しません。
(3) (1) および (2) の規定にかかわらず、(1) の遅滞または脱漏が、保険契約者および記名被保険者等の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または記名被保険者等が証明した場合で、当会社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後の最も早い通知日までに保険契約者または記名被保険者等がその通知漏れの保険始期前対象自動車について書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認したときは、当会社は、第３条（保険始期前対象自動車に対する自動補償に関する特則）および全車両一括付保特約（グループ企業用）第２条（中途対象自動車に対する自動補償）の規定を適用するものとします。

第７条（保険料の精算）

(1) 当会社は、第４条（通知）(1) の通知を受領した場合は、保険期間に対して計算した追加保険料を請求します。
(2) 当会社は、第４条（通知）(2) の通知を受領した場合は、保険始期前対象自動車が保険証券記載の条件に該当しなくなった日の翌日以後の期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。
(3) (1) および (2) の保険料は、第４条（通知）(1) に定める通知日以後の最も早い精算日までに精算するものとします。
(4) (1) の追加保険料（注２）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、保険始期前対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) 精算日以後に (1) の追加保険料（注２）の全額が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、(4) の規定を適用しません。

（注２）追加保険料
第７条（保険料の精算）(2) の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。

第８条（契約条件等の変更）

(1) 第４条（通知）(1) の通知を当会社が既に受領している保険始期前対象自動車について、保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(2) 第４条（通知）(1) の通知を当会社が受領していない保険始期前対象自動車（注３）について、保険期間の初日から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の中途で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車１台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認を請求しなければなりません。
(3) (1) および (2) の場合において、当会社が未経過期間に対して日割をもって計算した追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
(4) (3) の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加

保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（注 4）に従い、保険金を支払います。

（注 3）第４条（通知）（1）の通知を当会社が受領していない保険始期前対象自動車
通知漏れの保険始期前対象自動車を除きます。
（注 4）普通保険約款
契約自動車について適用される他の特約を含みます。

第９条（特約の解除）

(1) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約および全車両一括付保特約（グループ企業用）を解除することができます。
① 第６条（通知に遅滞または脱漏があった場合）に該当する場合。ただし、同条 (3) の規定により訂正がなされた場合を除きます。
② 第７条（保険料の精算）(1) の追加保険料（注 2）の全額が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条 (5) に該当する場合を除きます。
(2) 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款基本条項第 11 条（保険契約の解除）(3) の規定により解除する場合に限り、この特約を解除することができます。

㊱ 成績計算期間の通算に関する特約（２期間用）

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
当年度料率審査日	この保険契約の料率審査日をいいます。
料率審査日	割増・割引率の適用を開始する日として当会社が別に定める日をいいます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この保険契約に適用する割増・割引率の算出）
当会社は、この特約により、当年度料率審査日に対応する成績計算期間および前年度料率審査日（注 1）に対応する成績計算期間を通算した期間の成績により、この保険契約に適用する割増・割引率を算出します。

（注 1）前年度料率審査日
当年度料率審査日の直前の料率審査日をいいます。

第３条（継続契約に対する特約の適用）
この保険契約の継続契約（注 2）に対しては、この特約または成績計算期間の通算に関する特約（３期間用）を適用します。

（注 2）継続契約
この保険契約に適用する割増・割引率を継承して適用する保険契約をいいます。

㊲ リースカーに関する特約

＜用語の定義＞
この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車（注）をいいます。 （注）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、同条第３項に定める原動機付自転車を含みます。

第１条（この特約の適用条件）
この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険契約者と当会社との間に、リースカーの自動車保険に関する特約が締結されていること。
② 契約自動車が同特約第１条（対象とする自動車の範囲）に定める自動車に該当すること。

第２条（保険責任の始期）
当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第１条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は適用しません。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、それぞれ下表に定める事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

区分	保険金を支払わない事故
① 保険契約者がリースカーの自動車保険に関する特約第３条（保険料の払込み）または第６条（申込みの漏れまたは誤りの取扱い）(2) の払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合	保険料領収前に生じた事故
② 保険契約者が同特約＜用語の定義＞に定める申込期日までに申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったとき。	同特約第６条 (1) に規定する訂正の手続を行うまでの間に生じた事故

第３条（リース契約の終了または解除の場合）
当会社は、この特約により、契約自動車についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が賃借人から契約自動車の返還を受けた場合は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険契約の解除）
リースカーの自動車保険に関する特約第８条（リース契約の終了または解除の場合）(2) の規定に基づくこの保険契約の解除は、普通保険約款基本条項第 13 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、リースカーの自動車保険に関する特約第８条 (1) の事実発生の時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

㊳ 通信販売に関する特約

＜用語の定義＞
この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
通知書等	第１条（保険契約の申込み）(1) に規定する通知書および保険契約確認画面をいいます。

第１条（保険契約の申込み）
(1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の①から③までのいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとし、当会社は、その申込みを受けた場合には、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、それぞれ下表に定める手続を行います。

申込方法	引受けを行う場合の当会社の手続
①　保険契約申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。	通知書を保険契約者に送付します。
②　電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示（注 1）をすること。	通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付します。
③　インターネット（注 2）の専用ホームページ上の保険契約申込画面に所要の事項を入力し、保険契約確認画面の内容を確認し、これらを送信すること。	保険契約者に対して引受けを行う旨を通知します。

(2) (1) ②の規定により当会社が通知書および保険契約申込書を保険契約者に送付した場合は、保険契約者は、当会社が送付した保険契約申込書に所要の事項を記載し、通知書記載の期間内に当会社へ返送しなければなりません。
(3) 当会社は、(2) の保険契約申込書が通知書記載の期間内に返送されない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（注 1）契約意思の表示
保険契約申込みの意思を表示することをいいます。
（注 2）インターネット
イントラネットおよびエクストラネットを含みます。

第 2 条（通知書等の記載事項）

通知書等には次の事項を記載するものとします。
① 保険料
② 保険料の払込方法および指定金融機関等保険料払込に必要な事項
③ 当会社が引受けを行う保険契約の内容に関する事項
④ 保険料払込期限
⑤ 前条 (1) ②の場合は、保険契約申込書の返送期限

第 3 条（保険料の払込方法）

保険契約者は、通知書等に従い保険料を払い込まなければなりません。

第 4 条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、通知書等記載の保険料払込期限までに保険料（注 3）の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

（注 3）保険料
この保険契約に、保険料を分割して支払うことができる旨の特約が適用されている場合は第 1 回分割保険料とします。

第 5 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

89　保険契約申込書の書面省略に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
保険申込人	当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者をいいます。

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険契約者が次条に定める方法により当会社に対し保険契約の申込みを行うことについての合意がある場合に適用されます。

第 2 条（保険契約の申込み）

(1) 保険申込人は、当会社が別に定める機器等を利用した保険契約の申込みができるものとします。
(2) (1) の場合において、当会社は、保険申込人が保険契約の締結を行う前に、保険契約の内容を保険申込人に明示するものとします。

第 3 条（普通保険約款および他の特約との関係）

この特約を適用する場合は、次の①から⑩までの規定を下表のとおり読み替えて適用します。

読み替える規定	読替前	読替後
①　普通保険約款基本条項＜用語の定義＞「告知事項」	保険契約申込書の記載事項	保険契約の申込みの際に申し出るべき事項
②　通知方法および追加保険料の払込みに関する特約＜用語の定義＞「変更の通知等」	保険証券または保険契約申込書の記載事項	保険証券の記載事項または保険契約の申込みを行った際に申し出のあった事項
③　異動追加返還保険料の口座決済に関する特約＜用語の定義＞「異動」		
④　訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約第 2 条（訂正追加保険料の払込み）(1)		
⑤　コンビニエンスストア等における異動追加保険料の払込みに関する特約＜用語の定義＞「異動」		
⑥　コンビニエンスストア等における訂正追加保険料の払込みに関する特約第 2 条（訂正追加保険料の払込み）		
⑦　通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用）＜用語の定義＞「変更の通知等」		
⑧　保険契約の自動継続に関する特約＜用語の定義＞「保険契約申込書等記載事項」ア	保険契約申込書に記載された事項	保険契約の申込みを行った際に申し出のあった事項
⑨　安心更新サポート特約第 5 条（更新後契約の告知義務）(1) ①	保険契約申込書に記載した事項	保険契約の申込みを行った際に申し出のあった事項
⑩　共同保険に関する特約第 2 条（幹事保険会社の行う事項）①	保険契約申込書	当会社が別に定める機器等を利用した保険契約の申込み

第 4 条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑳ 共同保険に関する特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用語	定義
引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第１条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の①から⑪までに掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返戻
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認
⑥ 保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡または消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡または消滅の承認
⑦ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑨ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑪までに掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対し行われたものとみなします。

索引

あ行

相手自動車全損時超過修理費補償特約 …… 66
安心更新サポート特約 …… 148
異動追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約 …… 132
異動追加返還保険料の口座決済に関する特約 …… 130
運転者限定特約 …… 63
運転者年齢条件特約 …… 63

か行

機械装着車に関する「車両損害」特約 …… 92
共同保険に関する特約 …… 157
クレジットカードによる保険料支払に関する特約 …… 126
継続契約の取扱いに関する特約 …… 146
契約自動車の入替における自動補償特約 …… 149
限定危険「車両損害」補償特約 …… 85
工作用自動車のブーム不担保特約 …… 95
コンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約 …… 126

さ行

事故代車費用補償特約（実損支払） …… 105
地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約 …… 93
地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約 …… 95
地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」補償特約 …… 83
自損事故に関する従業員不担保特約 …… 84
自損事故不担保特約 …… 84
自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約 …… 66
車対車事故「車両損害」補償特約 …… 84
車対車事故「車両損害」補償特約（被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約用） …… 91
車両価額協定保険特約 …… 86
車両価額協定保険特約に関する全損時諸費用保険金不担保特約 …… 92
車両実損支払特約 …… 90
車両新価保険特約 …… 87
車両全損時超過修理費補償特約 …… 90
車両盗難不担保特約 …… 92
車両保険の免責金額に関する特約 …… 85
従業員所有自動車補償特約 …… 119
集団扱特約 …… 142
受託貨物賠償責任補償特約 …… 113
初回保険料の口座振替に関する特約 …… 125
人身傷害に関する自動車危険補償特約 …… 78
人身傷害に関する従業員不担保特約 …… 79
人身傷害補償特約 …… 67
成績計算期間の通算に関する特約（2期間用） …… 155
積載動産損害補償特約 …… 99
積載動産損害補償特約（事業用） …… 102
全車両一括付保契約の継続契約に関する特約 …… 152
全車両一括付保契約の継続契約に関する特約（グループ企業用） …… 154
全車両一括付保特約 …… 150
全車両一括付保特約（グループ企業用） …… 151

た行

対人事故事業主費用補償特約 …… 64
対人臨時費用不担保特約 …… 64
他車運転危険補償特約 …… 115
他車運転危険補償特約（二輪・原付） …… 116
団体扱特約 …… 139
団体扱特約（一般A） …… 135
団体扱特約（一般B） …… 136
団体扱特約（一般C） …… 137
団体扱特約（口座振替方式） …… 140
通信販売に関する特約 …… 155
通知方法および追加保険料の払込みに関する特約 …… 134
通知方法および追加保険料の払込みに関する特約（団体扱および集団扱用） …… 143
訂正追加返還保険料のクレジットカード決済に関する特約 …… 129
訂正追加返還保険料の口座決済に関する特約 128

搭乗者傷害事業主費用補償特約 …… 81
搭乗者傷害に関する従業員不担保特約 …… 83
搭乗者傷害保険「医療保険金」の2倍支払特約 …… 80
搭乗者傷害保険の医療保険金（日数払）に関する特約 …… 79
搭乗者傷害保険の死亡・後遺障害のみ補償特約 …… 81
登録型クレジットカードによる保険料支払に関する特約 …… 127

な行

日常生活賠償責任補償特約 …… 110

は行

派遣運転者の被保険者追加特約 …… 118
バスの人身傷害保険金支払に関する特約 …… 79
バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約 …… 82
被けん引自動車に関する車両損害包括補償特約 …… 91
ファミリーバイク特約 …… 108
普通貨物車等に関する車両価額協定保険特約 …… 87
弁護士費用等補償特約 …… 106
法人契約の個人被保険者に関する特約 …… 99
保険契約の自動継続に関する特約 …… 147
保険契約申込書の書面省略に関する特約 …… 156
保険証券の発行に関する特約 …… 144
保険料分割払特約 …… 122
保険料分割払特約（大口） …… 123
保険料分割払特約（長期） …… 124
補償対象外運転者に対する救済補償特約 …… 144

ま行

無保険車傷害に関する従業員不担保特約 …… 84
無保険車傷害不担保特約 …… 84

ら行

リースカーに関する特約 …… 155
リース車両費用の修理費優先支払特約 …… 98
リース車両費用補償特約 …… 95
臨時業務使用自動車運転中危険補償特約 …… 120
臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車のみ補償） …… 122
臨時業務使用自動車の範囲に関する特約（従業員所有自動車不担保） …… 122
臨時代替自動車補償特約 …… 117
レンタカーの対物賠償保険に関する特約 …… 67

事故状況メモ

事故が起こった場合は、事故状況などに関する次の項目をメモしておいてください。

1. 事故発生日時

年　　月　　日　午前 午後　　時

2. 事故発生場所

3. 運転者のお名前

4. 事故状況（原因・形態）と届出警察署

5. 相手方の情報

お名前	
住所・連絡先	
車名・登録番号	
修理工場	
相手保険会社名 （担当者・連絡先）	

負傷者や事故の目撃者がいらっしゃる場合

お名前	
住所・連絡先	
（負傷者がいらっしゃる場合） 病院名	

損害賠償の請求を受けた場合（その内容をメモしてください。）

窓口一覧

（電話番号をお確かめのうえ、おかけまちがいにご注意ください。）

事故が発生した場合のご連絡先

ただちに取扱代理店または事故の連絡先（事故受付センターまたは損害サービスセンター）までご連絡ください。

＜事故受付センター＞ **0120－258－110**（じこは 110番）（携帯電話・PHS OK）

受付時間：24 時間×365 日

※取扱代理店および損害サービスセンターの連絡先は保険証券（または保険契約継続証）に記載しています。

弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談窓口

＜保険金相談コーナー＞ **0120－937－076**

受付時間：平日の 9：00 ～ 17：00（土日、祝日、 12/ 31～1/ 3を除きます。）

※「保険金相談コーナー」は、弊社の保険金支払いに関する苦情・ご相談の専用窓口として、「お客様サポート室」内に設置しています。

保険金不払事案にかかる第三者への不服申立て窓口

お客様による保険金のご請求に対して、既に弊社がお支払いの対象とならない旨をご通知した事案につきまして、弊社窓口（損害サービスセンターや「保険金相談コーナー」）によるご説明にご納得がいただけない場合、次の窓口より第三者（社外弁護士）へ不服の申立てを行うことができます。

＜不払事案不服申立て窓口＞ **0120－388－885**

受付時間：平日の 10：00 ～ 18：00（土日、祝日、 12/ 31～1/ 3を除きます。）

1．ご利用いただける方

保険金を請求されたご本人（保険金請求権者）またはご本人から委任を受けた代理人

※代理人の場合は、保険金請求権者からの委任内容を委任状・印鑑証明などで確認させていただくことがあります。

2．お申立て後の対応

「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）でお受け付けした不服申立てにつきましては、弊社が設置する「保険金審査会制度」の中で、社外有識者による審査を行います。その審査結果は「不払事案不服申立て窓口」（社外弁護士）を通じてお客様へご回答を差し上げます。

弊社の保険に関する苦情・ご相談窓口

＜お客様サポート室＞ **0120－919－498**

受付時間：平日の 9：00 ～ 20 ：00 ／土日、祝日の 9：00 ～ 17 ：00（12/ 31～1/ 3を除きます。）

弊社の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

＜一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター＞ **0570－022－808**（ナビダイヤル）

受付時間：平日の 9：15 ～ 17 ：00（土日、祝日、 12/30 ～1/4 を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

もし、事故が起こったら

万が一、事故が起こってしまった場合でも、あわてず落ち着いて次の措置をおとりください。

1 ケガ人の救護

●ケガ人がいる場合は必要に応じて救急車を呼んでください。
●軽いケガでも必ず病院で診察を受けてもらうようにします。

2 事故車両を安全な場所へ

●二重事故を防ぐために事故車両を安全な場所へ移動します。
●三角表示板などにより、後続車に事故車両があることを知らせます。

3 警察への届出

●どんなに小さな事故であっても、必ず警察に連絡し、事故の届出を行います。

4 相手や事故状況目撃者の確認

●相手方のお名前や連絡先、事故状況、目撃者などを確認し、メモしておきます。
160ページ「事故状況メモ」をご活用ください。
※事故の当事者間で賠償に関する約束などは絶対にしないでください。

5 取扱代理店または弊社へ事故報告

●事故現場や相手方のお名前、連絡先をできる限り詳しくお知らせください。

■ 事故対応サービス　日本全国、24時間×365日の安心をお届けします。

24時間事故受付サービス

もしもの事故に備え、24時間365日稼働の「事故受付センター」と全国を網羅する損害サービス網で、お客様を全力でサポートします。

事故受付センター
日本全国24時間×365日
0120-258-110　携帯PHS OK
じこは　110番
※おかけまちがいにご注意ください。

24時間初期対応サービス

24時間体制でお客様をサポート!

平日の日中はもちろんのこと、夜間・休日に発生した事故の場合でも、お客様からのご要望に応じて、夜間・休日稼働の損害サービスセンターにおける専門スタッフが事故解決に向けたアドバイスや、事故の相手方への電話連絡、修理工場や病院への連絡、レンタカーの手配など、迅速な初期対応を行います。

※自然災害発生時や事故の相手方のご都合、病院などの関係機関の事情により、翌日以降の対応とさせていただく場合があります。

6 事故車両をディーラーや整備工場へ

●お車の損傷が大きく自走できない場合は、「くるまの安心サービス」または「ロードアシスタンスサービス」までご連絡ください。

■ くるまの安心サービス

「人身傷害補償特約」がセットされたご契約
0120-040-546　携帯PHS OK
ゼロヨンゼロ　コショウモムリョウ

日本全国
24時間×365日

■ ロードアシスタンスサービス（有料）

「人身傷害補償特約」がセットされていないご契約
0120-166-656　携帯PHS OK
本サービスは、レッカー業者・修理業者などの手配サービスであり、出張料や作業などで発生する費用に関してはすべてお客様のご負担となります。

※おかけまちがいにご注意ください。

「くるまの安心サービス」の詳細につきましては、別途ご用意しております「くるまの安心サービス」チラシをご覧ください。

相手方との示談交渉を弊社が行う場合も、被害者のお見舞いなど、誠意を尽くしていただくことが早期の円満解決に欠かせませんので、ご協力をお願いいたします。

NIPPONKOA INSURANCE

日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
お客様サポート室　0120-919-498
受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00
（12/31～1/3を除きます。）
ホームページアドレス　http://www.nipponkoa.co.jp

※ご契約の取扱代理店・弊社営業店は保険証券（または保険契約継続証）に記載しています。
※この安心ガイドは、保険法（2010年4月1日施行）の内容に準拠して作成しています。
保険法の概要につきましては、弊社ホームページをご覧ください。

FC
11-31-4910-Q1　2013.1 改 150,000　LC12-0487